

志免町地域防災計画

令和4年3月改定

目次

目次.....	i
第1章 総則.....	1
第1節 計画策定方針.....	2
1. 計画の目的.....	2
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の修正検討.....	3
4. 福岡県地域防災計画との関係.....	3
5. 計画の周知徹底.....	3
6. 用語.....	4
第2節 防災の基本方針.....	5
1. 基本方針.....	5
2. 計画の構成.....	5
3. 志免町防災会議.....	6
4. 各機関等の責務.....	8
5. 災害に関する調査研究の推進.....	25
第3節 防災面からみた町の概要.....	26
1. 町の地域概要.....	26
2. 町の災害履歴.....	29
3. 阪神・淡路大震災.....	34
4. 福岡西方沖地震.....	35
5. 東日本大震災.....	36
6. 平成28年 熊本地震.....	38
7. 平成29年7月 九州北部豪雨.....	40
8. 平成30年7月 豪雨.....	42
第4節 地震被害想定.....	46
1. 地震と活断層との関連.....	46
2. 想定地震の設定.....	48

第5節 水防法改正と洪水・高潮浸水想定区域の指定	52
1. 水防法改正（平成 27 年5月）	52
2. 宇美川洪水浸水想定区域	52
3. 玄界灘沿岸高潮浸水想定区域	53
4. 水防法の一部改正と土砂災害防止法の一部改正の一括改正（平成 29 年6月）	53
第2章 災害予防計画	55
第1節 災害に強いまちづくり	56
1. 災害に強い街並の形成	56
2. 災害の予防	56
3. 火災に強い街並みの形成	58
4. 防災空間の確保	60
5. 広域防災力の対応	60
6. 交通（道路）施設	61
7. ライフライン施設	61
第2節 災害（二次的）の防止対策	63
1. 土砂災害の防止	63
2. 水害の防止	65
3. 火災の防止	66
第3節 町・住民の防災力の向上	69
1. 町の防災組織の整備	69
2. 住民が行う防災対策	69
3. 自主防災体制等の整備	70
4. 防災知識の普及	76
5. 防災訓練	77
6. 調査・研究	78
第4節 防災活動体制の整備	80
1. 防災体制の整備	80
2. 受援計画	82
3. 業務継続計画	82

4. 通信施設等の整備.....	82
第5節 避難環境の整備.....	85
1. 避難所等の整備.....	85
2. 避難体制の整備.....	86
第6節 応急対策のための環境整備.....	88
1. 救助・医療体制の整備.....	88
2. 交通輸送体制の整備.....	89
3. 飲料水、食料及び物資等の供給体制の整備.....	90
4. 防疫、清掃体制の整備.....	91
5. 建物対策の推進.....	93
6. ボランティアの環境の整備.....	94
第7節 災害時における要配慮者への対策.....	96
1. 要配慮者対策における基本方針.....	96
2. 個別避難計画の作成.....	96
3. 避難行動要支援者名簿の整備.....	97
4. 社会福祉施設等の対策.....	99
5. 外国人に対する対策.....	100
第3章 災害応急対策計画.....	101
第1節 災害体制の確立.....	102
1. 配備・動員.....	102
2. 災害警戒本部.....	105
3. 災害対策本部.....	106
第2節 情報の収集・伝達.....	113
1. 気象・地震情報等の伝達.....	113
2. 通信体制の確保.....	119
3. 被害情報の収集・調査・報告.....	121
第3節 災害広報・広聴活動.....	126
1. 災害広報活動.....	126
2. 報道機関への対応.....	127

3. 広聴活動.....	128
第4節 応援派遣.....	130
1. 自衛隊の災害派遣.....	130
2. 広域応援派遣要請.....	135
3. 要員の確保.....	138
第5節 救助・救急・消防.....	139
1. 救助・救急活動.....	139
2. 消防活動.....	139
第6節 医療救護.....	141
1. 応急医療活動.....	141
2. 被災者等への医療.....	142
第7節 避難.....	143
1. 避難活動.....	143
2. 指定避難所の運営.....	148
第8節 生活支援.....	153
1. 給水活動.....	153
2. 食料の供給.....	154
3. 生活必需品の供給.....	156
4. 救援物資の供給.....	157
第9節 交通対策.....	158
1. 交通対策.....	158
2. 交通施設の応急対策.....	159
第10節 緊急輸送.....	160
1. 緊急輸送体制の確立.....	160
2. 緊急輸送.....	161
第11節 建物対策.....	163
1. 建物危険度判定.....	163
2. 住宅の応急修理.....	164
3. 応急仮設住宅等の設置.....	164
第12節 防疫・清掃.....	167

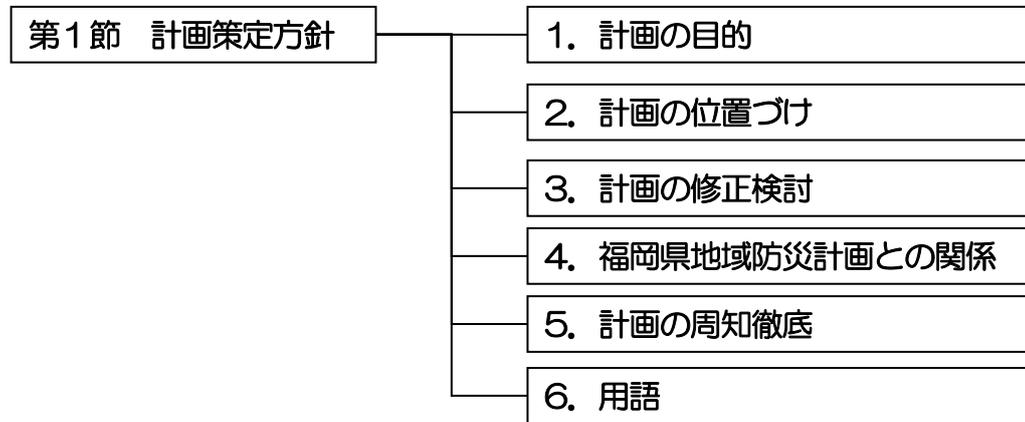
1. 防疫活動.....	167
2. し尿の処理.....	170
3. 清掃.....	170
4. 障害物の除去.....	171
5. 動物対策.....	172
第13節 行方不明者の捜索・遺体の処理.....	173
1. 行方不明者の捜索.....	173
2. 遺体の処理.....	173
3. 遺体の埋火葬.....	175
第14節 災害ボランティア等の体制.....	176
1. ボランティアの受け入れ.....	176
2. ボランティアへの活動支援.....	176
第15節 災害時における要配慮者応急対策.....	178
1. 災害時における要配慮者への対応.....	178
2. 社会福祉施設入所者等への対策.....	180
第16節 文教・保育対策.....	181
1. 応急保育.....	181
2. 応急教育.....	181
3. 社会教育施設等への対策.....	184
第17節 ライフライン施設等の応急復旧対策.....	185
1. 電気施設の応急復旧対策.....	185
2. 上下水道施設の応急復旧対策.....	187
3. 電気通信設備の応急復旧対策.....	187
4. 放送施設の応急復旧対策.....	190
第18節 土砂災害応急対策.....	192
1. 警戒体制の確立.....	192
2. 応急活動.....	192
第19節 危険物等災害応急対策.....	194
1. 危険物等対策.....	194
第20節 大規模事故災害応急対策.....	197

1. 応急活動体制.....	197
2. 応急活動.....	197
第21節 災害救助法の適用.....	199
1. 災害救助法の適用基準.....	199
2. 災害救助法の適用手続き.....	202
3. 救助の実施者及び救助の内容等.....	203
第4章 災害復旧・復興計画.....	204
第1節 災害復旧事業.....	205
1. 災害復旧事業の推進.....	205
2. 激甚災害の指定.....	207
第2節 被災者等の生活再建等の支援.....	211
1. 生活相談.....	212
2. 女性・性的少数者等のための相談.....	212
3. 罹災証明書の発行.....	212
4. 被災者台帳の整備.....	213
5. 雇用機会の確保.....	215
6. 義援金品の受付及び配分.....	215
7. 生活資金の確保.....	216
8. 災害弔慰金等の支給.....	221
9. 町税等の納付相談・減免等.....	221
10. 介護保険における措置.....	222
11. 住宅復興資金の融資.....	222
12. 災害公営住宅の建設等.....	222
13. 郵便事業の特例措置.....	223
14. 中小企業への融資.....	223
15. 農林業者への支援.....	224
第3節 復興計画.....	225
1. 復興計画の方針.....	225
2. 復興計画作成の体制づくり.....	225

3. 復興に対する合意形成.....	226
4. 復興計画の推進.....	226
第5章 原子力災害編.....	227
第1節 基本方針.....	228
1. 計画策定の目的.....	228
2. 計画の性格.....	229
3. 計画の周知徹底.....	229
4. 計画の策定又は修正に際し尊重すべき指針.....	229
5. 防災対策を重点的に実施すべき地域範囲.....	230
6. 計画の基礎とすべき災害想定.....	231
7. 原子力施設の状態に応じた防護措置等の実施.....	233
8. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置等の実施.....	234
第2節 災害予防対策.....	236
1. 災害予防対策の概要.....	236
2. 効果的な応急対策活動のための事前対策.....	236
第3節 災害応急対策.....	243
1. 災害応急対策の概要.....	243
2. 町活動体制.....	243
3. 緊急時モニタリング活動.....	253
4. 住民等への的確な情報提供活動.....	254
5. 応急対策活動.....	257
第4節 災害復旧対策.....	264
1. 災害対策の概要.....	264
2. 被災者の生活再建等の支援.....	264
3. 風評被害等の影響の軽減.....	267

第1章 総則

第1節 計画策定方針



1. 計画の目的

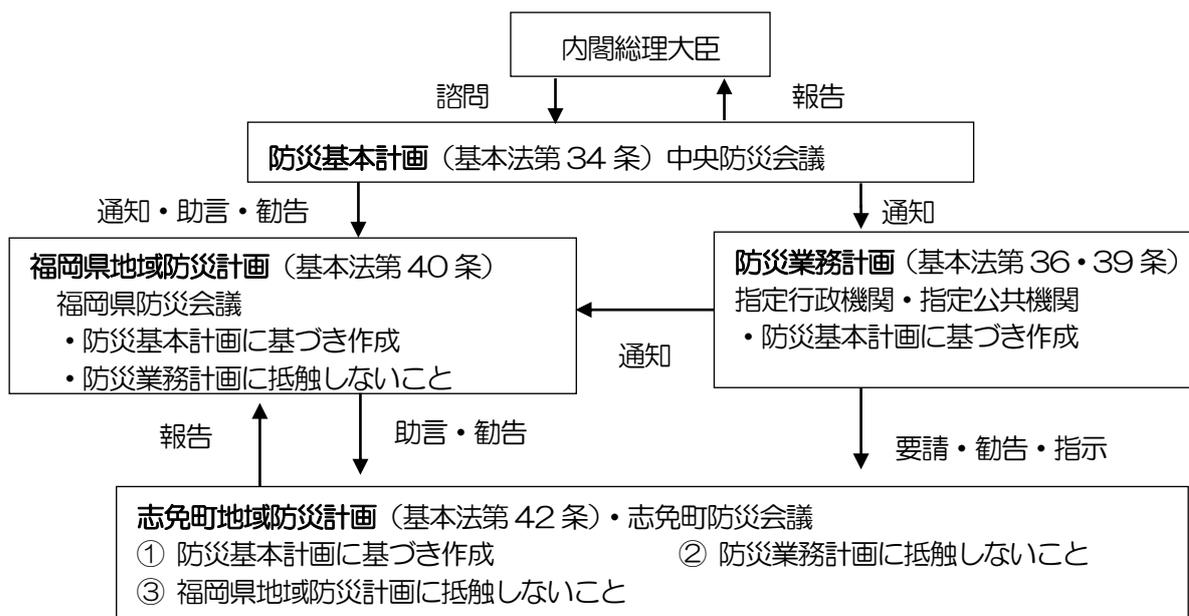
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、志免町防災会議が作成する計画である。

本計画の目的は、志免町の地域に係る災害について、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興策を実施するにあたり、町民の生命、身体及び財産を災害から守るための事項を定め、防災対策に万全を期することである。

2. 計画の位置づけ

この計画は、町の処理すべき事務又は業務を中心とし、県、関係機関、公共的団体及び町民の処理すべき事務、業務又は任務を明確にした基本的な計画である。

また、国の防災指針を定めた防災基本計画及び福岡県地域防災計画との整合性を有するとともに、地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。



3. 計画の修正検討

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、志免町防災会議において修正し、常に有効な防災業務遂行を図るものとする。

各対策担当課及び各関係機関は、関係ある事項について、計画修正案を志免町防災会議に提出するものとする。

4. 福岡県地域防災計画との関係

この計画は、福岡県地域防災計画を基準として、共通する計画については、県の計画を準用し、志免町総合計画の基本理念や施策を踏まえ、地域の特徴や災害環境にあわせた独自の計画である。

5. 計画の周知徹底

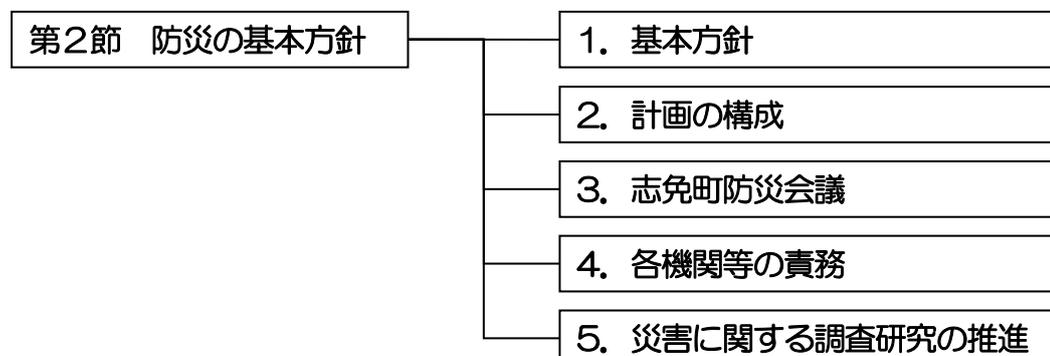
町職員、各関係機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する教育及び訓練を実施して、本計画の習熟に努めるとともに、計画のうち必要となる事項については広く町民に対し周知徹底を図り、地域防災に寄与するものとする。

6. 用語

本計画において掲げる用語は、次表に示したとおりとする。

用語	解説
町	志免町
県	福岡県
基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
町地域防災計画	災害対策基本法42条に基づき志免町防災会議が作成する志免町地域防災計画
県地域防災計画	災害対策基本法40条に基づき福岡県防災会議が作成する福岡県地域防災計画
町災対本部	災害対策基本法第23条の2に基づき設置する志免町災害対策本部
本部長	志免町災害対策本部長
県災対本部	災害対策基本法第23条の2に基づき設置する福岡県災害対策本部
県本部長	福岡県災害対策本部長
県地方本部	県地域防災計画に基づき地方に設置する福岡県災害対策地方本部
県地方本部長	福岡県災害対策地方本部長
消防本部	粕屋南部消防本部
消防署	南部消防署
消防団	志免町消防団
町有施設等	コミュニティセンター、生涯学習館、小学校、中学校及びその他の附属施設等
要配慮者	高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者、外国人、旅行者等の防災施策で配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時に自力では迅速な避難行動をとることが困難とされる特に避難の支援の必要な者
災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、崖崩れ、土石流、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。（災害対策基本法第2条）

第2節 防災の基本方針



1. 基本方針

この計画は、志免町地域の防災に関し、県・地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急、災害復旧及びその他災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

計画の骨子に当たっては、町民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や県の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実施を目指し、その推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を確立するために、防災に関する政策・方針決定過程において、多様な性の視点に配慮し、女性や高齢者、障がいのある人などの参画を拡大する。

2. 計画の構成

この計画は、志免町で過去に発生した災害及び志免町の地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、以下の事項について定めたものである。

なお、計画は原則としてすべての災害を対象とするが、風水害・地震災害等及び原子力災害に区分して記載している。

■地域防災計画の構成

本編

第1章 総則

第2章 災害予防計画（風水害・震災編）

第3章 災害応急対策計画（風水害・震災編）

第4章 災害復旧・復興計画（風水害・震災編）

第5章 原子力災害

資料編

(1)総則

本計画指定の趣旨、基本方針、防災関係諸機関の処理すべき事務又は業務の大綱、計画の前提等について定める。

(2)予防計画

予防計画は、災害の発生を未然に防止するため、また効果的な応急・復旧のために、平素において実施すべき諸施設及び施設の整備等についての計画とする。

(3)応急対策計画

応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においてこれを防
御し、又は応急救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画とする。

(4)復旧・復興計画

復旧・復興計画は、災害により被害を受けた施設を復旧し、将来の災害に備えるた
めの事項についての計画を策定する。

(5)原子力災害

原子力災害に関する計画の前提・基本方針・災害予防・応急対策・復旧対策につい
て、定める。

3. 志免町防災会議

町に係る地域防災計画（本計画）の作成及び実施の推進は、町防災会議がこれを行う。
町防災会議の組織及び所掌事務については、基本法第16条第6項に基づく志免町防災
会議条例（昭和38年志免町条例第54号）による。

■所掌事務

①町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

- ②町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- ③前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

■組織（志免町防災会議条例より）

1. 会長

- (1)会長は、町長をもって充てる。
- (2)会長は、会務を統括する。
- (3)会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

2. 委員

委員は、次に掲げる者をもって充てる。

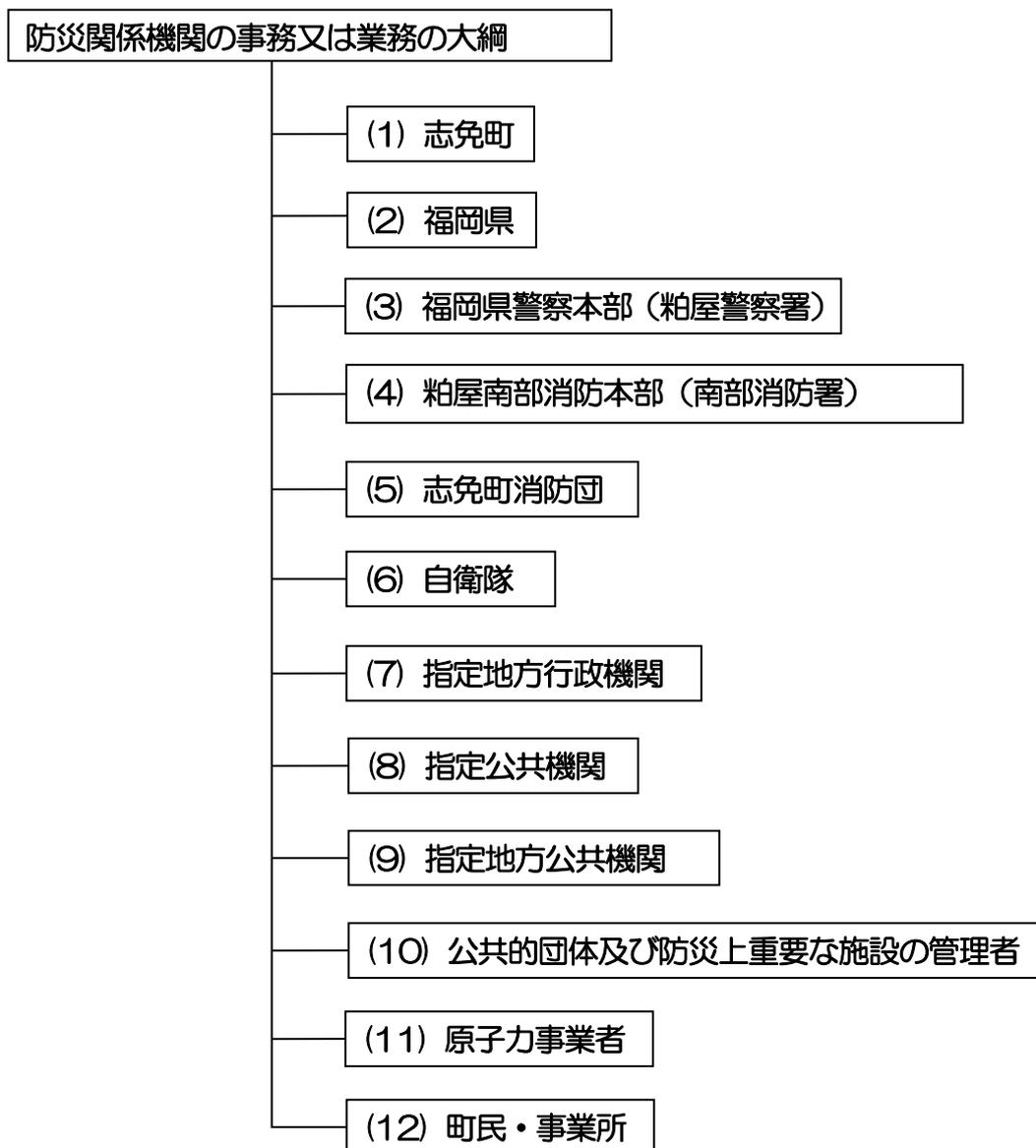
- (1)指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2)県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3)県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4)町長の部内の職員のうちから町長が指名する者
- (5)教育長
- (6)消防長及び消防団長
- (7)指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8)学識経験者等町長が特に必要と認めた者
- (9)自主防災組織を構成する者、要配慮者を支援する者、または女性（団体）の代表者等から町長が任命する者

【資料編】

- ・23-4 志免町防災会議条例

4. 各機関等の責務

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他、防災上重要な施設の管理者がすべき事務又は業務について下記の順に記す。



防災の関係機関等は、その業務が直接的なものであるか、間接的なものであるかを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信者が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。この様なことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、

「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的訓練・計画かつ継続研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

各防災処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

(1) 志免町

町は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

■風水害・地震災害・その他災害（原子力災害を除く。）

内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 予防	<ul style="list-style-type: none"> ①防災会議に係る事務に関する事 ②町災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事 ③防災施設の整備に関する事 ④防災に係る教育、訓練に関する事 ⑤県及び防災関係機関との連絡調整に関する事 ⑥他の市町村との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関する事 ⑦防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 ⑧生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事 ⑨給水体制の整備に関する事 ⑩管内における公共的団体及び自主防災組織の充実、育成指導に関する事 ⑪住民の自発的な防災活動の促進に関する事 ⑫災害危険区域の把握に関する事 ⑬各種災害予防事業の推進に関する事 ⑭防災知識の普及に関する事 ⑮災害時における要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関する事 ⑯企業等の防災対策の促進に関する事 ⑰企業等の協力の確保についての協定の締結に関する事 ⑱災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事 ⑲帰宅困難者対策の推進に関する事
(2) 応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ①水防・消防等応急対策に関する事 ②災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事 ③高齢者等避難・避難指示及び避難者誘導並びに指定避難所開設に関する事 ④災害時における文教、保健衛生に関する事 ⑤災害広報及び被災者からの相談に関する事 ⑥被災者の救難、救助その他の保護に関する事 ⑦被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事 ⑧復旧資機材の確保に関する事 ⑨災害対策要員の確保・動員に関する事 ⑩災害時における交通、輸送の確保に関する事 ⑪被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事

	⑫関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事 ⑬災害ボランティアの活動支援に関する事 ⑭罹災証明等に関する事 ⑮清掃に関する事 ⑯所管施設の被害状況調査に関する事
(3)復旧	①公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関する事 ②ライフライン等の災害復旧に関する事 ③災害弔慰金・災害障がい見舞金・被災者生活再建支援金の給付及び災害援護資金等の貸付、災害融資等に関する事 ④義援金品の受領、配分に関する事 ⑤町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事

■原子力災害

処理すべき事務又は業務の大綱	
	①原子力防災に関する知識の普及と啓発に関する事 ②教育及び訓練の実施に関する事 ③災害状況の把握及び情報提供に関する事 ④緊急時モニタリングへの協力に関する事 ⑤糸島市住民などの避難受け入れに係る協力に関する事 ⑥住民などへの汚染飲料水・飲食物の摂取制限に関する事 ⑦住民などへの汚染農林水産物などの出荷制限などに関する事 ⑧原子力災害医療への協力に関する事 ⑨放射性物質による汚染の除去に関する事 ⑩放射性物質の付着した廃棄物の処理に関する事 ⑪各種制限措置の解除に関する事 ⑫損害賠償の請求などに必要な資料の整備に関する事 ⑬情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減に関する事 ⑭文教対策に関する事 ⑮災害時における避難経路及び輸送経路の確保に関する事

(2)福岡県

県は、県の地域及び地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的な処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、且つその総合調整を行う。

■風水害・地震災害・その他災害（原子力災害を除く。）

内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 予防	<ul style="list-style-type: none"> ①防災会議に係る事務に関する事 ②県災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事 ③防災施設の整備に関する事 ④防災に係る教育、訓練に関する事 ⑤国、市町村及び各関係機関との連絡調整に関する事 ⑥他の都道府県との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関する事 ⑦防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 ⑧生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事 ⑨危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関する事 ⑩防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事 ⑪防災知識の普及に関する事 ⑫地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 ⑬災害時における要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保に関する事 ⑭緊急消防援助隊調整本部に関する事 ⑮企業等の防災対策の促進に関する事 ⑯企業等の協力の確保についての協定の締結に関する事 ⑰災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事 ⑱保健衛生・防疫体制の整備に関する事 ⑲帰宅困難者対策の推進に関する事
(2) 応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ①災害予警報等情報の収集・伝達に関する事 ②市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 ③被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事 ④災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 ⑤災害時の防疫その他保健衛生に関する事 ⑥水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事 ⑦公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事 ⑧農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 ⑨緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認及び確認証明書の交付に関する事 ⑩自衛隊の災害派遣要請に関する事 ⑪県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事 ⑫被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関する事 ⑬災害ボランティアの活動支援に関する事 ⑭県所管の被災状況調査に関する事
(3) 復旧	<ul style="list-style-type: none"> ①公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関する事 ②物価の安定に関する事 ③義援金品の受領、配分に関する事 ④災害復旧資材の確保に関する事 ⑤災害融資等に関する事

■原子力災害

処理すべき事務又は業務の大綱
<ul style="list-style-type: none"> ①原子力防災体制の整備に関すること ②通信施設及び通信連絡体制の整備に関すること ③モニタリング施設及び体制の整備に関すること ④環境条件の把握に関すること ⑤原子力防災に関する知識の普及と啓発に関すること ⑥教育及び訓練の実施に関すること ⑦災害発生時における国、市町村等との連絡調整に関すること ⑧応急対策活動に要する資機材等の整備に関すること ⑨災害状況の把握及び情報提供に関すること ⑩緊急時モニタリングの実施に関すること ⑪市町村長に対する住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限の指示、助言、協力に関する こと ⑫保健医療調整本部の設置・運営に関すること ⑬原子力被害医療（被ばく者の診断及び処置、健康相談、安定ヨウ素剤に関することなど） ⑭市町村長に対する住民などへの汚染飲料水・飲食物の摂取制限の指示などに関すること ⑮市町村長に対する住民等への汚染農作物等の出荷制限の指示等に関すること ⑯放射性物資による汚染の除去に関すること ⑰放射性物資の付着した廃棄物の処理に関すること ⑱市町村長に対する各種制限措置の解除の指示に関すること ⑲情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減に関すること ⑳文教対策に関すること ㉑相談窓口の設置に関すること ㉒県管理の道路の管理 ㉓災害時における避難経路及び輸送経路の確保 ㉔その他災害対策に必要な措置に関すること

(3)福岡県警察本部（粕屋警察署）

■風水害・地震災害・その他災害（原子力災害を除く。）

内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 予防	<ul style="list-style-type: none"> ①災害警備計画に関すること ②警察通信確保に関すること ③関係機関との連絡協調に関すること ④災害装備資機材の整備に関すること ⑤危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑥地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ⑦防災知識の普及に関すること
(2) 応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ①災害情報の収集及び伝達に関すること ②被害実態の把握に関すること ③被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること ④行方不明者の捜索に関すること ⑤危険個所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること ⑥不法事案等の予防及び取締りに関すること ⑦被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること ⑧避難路及び緊急交通路の確保に関すること

	⑨交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事 ⑩広報活動に関する事 ⑪遺体の死因・身元の調査等に関する事
--	---

■原子力災害

①住民などの退避、避難誘導及び救助並びに立入制限に関する事 ②立入禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制に関する事 ③緊急輸送のための交通の確保に関する事 ④犯罪の予防など社会秩序の維持に関する事 ⑤その他災害警備に必要な措置に関する事

(4) 粕屋南部消防本部（南部消防署）

■風水害・地震災害・その他災害（原子力災害を除く。）

内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 予防	①風水害、火災等の予防に関する事 ②消防力の維持向上に関する事 ③町と共同での地域防災力の向上に関する事 ④危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関する事 ⑤防災知識の普及に関する事 ⑥消防応援協定の締結に関する事
(2) 応急対策	①災害情報の収集・伝達に関する事 ②風水害、火災等の警戒、防御に関する事 ③消防活動に関する事 ④救助・救急に関する事 ⑤避難活動に関する事 ⑥行方不明者の捜索に関する事 ⑦その他災害対策本部長が要請する災害応急対策に関する事

■原子力災害

①住民などの退避、避難誘導及び救助並びに立入制限に関する事 ②一般傷病者の救急看護に関する事 ③被ばく者の診断及び措置への協力に関する事 ④避難等の誘導に係る資料の整備に関する事 ⑤地域の消防対策に関する事

(5) 志免町消防団

■風水害・地震災害・その他災害（原子力災害を除く。）

内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 予防	①風水害、火災等の予防に関する事 ②団員の能力の維持・向上に関する事 ③町及び粕屋南部消防本部が行う防災対策への協力に関する事
(2) 応急対策	①災害情報の収集・伝達に関する事 ②風水害、火災等の警戒、防御に関する事

	③消防活動に関すること ④救助・救急に関すること ⑤避難活動に関すること ⑥行方不明者の捜索に関すること ⑦町及び粕屋南部消防本部が行う防災対策への協力に関すること
--	--

■原子力災害

①町が実施する防災対策への協力に関すること

(6) 自衛隊（陸上自衛隊第四師団・航空自衛隊西部航空方面隊）

■風水害・地震災害・その他災害（原子力災害を除く）

内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 予防	①災害派遣計画の策定に関すること ②地域防災計画に係る訓練に参加協力に関すること
(2) 応急対策	①災害派遣による県・市町村その他の各関係機関が実施する災害応急対策の支援協力に関すること

■原子力災害

①緊急時空中モニタリング及び空中輸送の支援に関すること ②住民等の避難、物資の輸送等における陸上輸送支援に関すること ③その他災害応急対策の支援に関すること
--

(7) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関等と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

■風水害・地震災害・その他災害（原子力災害を除く）

	機関名	内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
1	九州管区警察局	(1) 予防 (2) 応急対策	①警備計画等の指導に関すること ②広域緊急救助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること ③広域的な交通規制の指導調整に関すること ④他の管区警察局との連携に関すること ⑤管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること ⑥災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること ⑦警察通信の運用に関すること
2	福岡財務支局	(1) 応急対策	①災害時における金融機関等に対する緊急措置の指示・調整に関すること ②国有財産の無償貸付等の措置に関すること

		(2) 復旧	① 地方公共団体に対する災害融資に関する事 ② 災害復旧事業の査定立会い等に関する事
3	九州厚生局	(1) 応急対策	① 災害状況の情報収集、通報に関する事 ② 関係職員の現地派遣に関する事 ③ 関係機関との連絡調整に関する事
4	九州農政局	(1) 予防	① 米穀の備蓄に関する事 ② 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事 ③ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事
		(2) 応急対策	① 応急用食料の調達・供給に関する事 ② 農業関係被害の調査・報告に関する事 ③ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事 ④ 種子及び飼料の調達・供給に関する事 ⑤ 災害時における政府所有米穀の供給の支援に関する事
		(3) 復旧	① 被害農業者等に対する融資等に関する事 ② 農地・施設の復旧対策の指導に関する事 ③ 農地・施設の復旧事業の査定に関する事 ④ 土地改良機械の緊急貸付に関する事 ⑤ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事 ⑥ 技術者の緊急派遣等に関する事
5	九州森林管理局 (福岡森林管理署)	(1) 予防	① 国有保安林・治山施設の整備に関する事 ② 林野火災予防体制の整備に関する事
		(2) 応急対策	① 林野火災対策の実施に関する事 ② 災害対策用材の供給に関する事
		(3) 復旧	① 復旧対策用材の供給に関する事
6	九州経済産業局	(1) 予防	① 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事
		(2) 応急対策	① 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事 ② 罹災事業者の業務の正常な運営確保に関する事 ③ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給に関する事
		(3) 復旧	① 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事 ② 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事
7	九州産業保安監督部	(1) 予防	① 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関する事
		(2) 応急対策	① 鉱山における応急対策の監督指導に関する事 ② 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関する事
8	九州運輸局 (福岡運輸支局)	(1) 予防	① 交通施設及び設備の整備に関する事 ② 宿泊施設等の防災設備に関する事
		(2) 応急対策	① 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事 ② 災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事 ③ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事 ④ 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事 ⑤ 緊急輸送命令に関する事
9	福岡管区气象台	(1) 予防	① 台風や大雨、高潮、高波、地象等に関する観測施設を整備すること ② 防災気象知識の普及に関する事 ③ 気象・地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象等に関する警報、注意報及び情報の発表・

			<p>伝達に関すること</p> <p>④緊急地震速報・注意報及び地震・津波情報を発表伝達すること</p>
		(2) 応急対策	<p>①緊急地震速報・注意報及び地震・津波情報を発表伝達すること</p> <p>②二次災害防止のため、気象、地象、水象等に関する警報、注意報及び情報を発表・伝達に関すること</p> <p>③災害発生時における気象、地象、水象に関する観測資料を提供すること</p>
10	九州総合通信局	(1) 予防	<p>①非常通信体制の整備に関すること</p> <p>②非常通信協議会の育成指導及び実施訓練に関すること</p> <p>③災害時における通信機器の貸し出しに関すること</p>
		(2) 応急対策	<p>①災害時における電気通信の確保に関すること</p> <p>②非常通信の統制、管理に関すること</p> <p>③災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること</p>
11	福岡労働局 (福岡東労働基準監督署)	(1) 予防	<p>①事業場の災害防止のための指導監督に関すること</p> <p>②労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること</p>
		(2) 応急対策	①労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること
		(3) 復旧	①被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること
12	国土交通省 九州地方整備局 (福岡国道事務所)	国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。	
		(1) 予防	<p>①気象観測通報についての協力に関すること</p> <p>②防災上必要な教育及び訓練等に関すること</p> <p>③災害危険区域の選定又は指導に関すること</p> <p>④防災資機材の備蓄、整備に関すること</p> <p>⑤雨量、水位等の観測体制の整備に関すること</p> <p>⑥道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること</p> <p>⑦水防警報等の発表及び伝達に関すること</p>
		(2) 応急対策	<p>①洪水予警報の発表及び伝達に関すること</p> <p>②水防活動の指導に関すること</p> <p>③災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること</p> <p>④災害広報に関すること</p> <p>⑤緊急物資及び人員輸送活動に関すること</p> <p>⑥監視カメラ及び災害調査用ヘリコプター・ドローンによる被災地映像 提供に関すること</p> <p>⑦災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること</p> <p>⑧国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること</p> <p>⑨通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること</p> <p>⑩市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること</p>
		(3) 復旧	①被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること
13	大阪航空局 (福岡・北九州空港事務所)	(1) 予防	<p>①指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること</p> <p>②航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること</p>
		(2) 応急対策	①災害時における航空輸送の安全確保に関すること

		②遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること
--	--	-----------------------

■原子力災害

	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
1	九州管区警察局	①警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること ②広域的な交通規制の指導調整に関すること ③災害に関する情報収集の連絡調整に関すること
2	福岡財務支局	①災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との調整に関すること
3	九州厚生局	①災害時における厚生労働省及び独立行政法人国立病院機構との連絡調整に関すること
4	九州農政局 (福岡県拠点)	①災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林畜産物等への影響に係る情報収集及び安全性確認のための指導に関すること ②災害時における応急用食料等の確保等に関すること ③農林業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導に関すること ④被災地周辺の家畜・家きん、飼料、たい肥、農林畜水産物などの移動制限及び解除に関する指導に関すること ⑤災害時の政府所有米穀の供給の支援に関すること
5	九州森林管理局 (福岡森林管理署)	①国有林野・国有林産物の状況の把握に関すること ②材木(原木)の供給促進など、災害時の材木需要への対応に関すること。
6	九州経済産業局	①被災商工業者への支援に関すること ②復旧資機材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
7	九州産業保安監督部	①火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設などの保安確保に関すること ②鉱山における保安確保に関すること
8	九州運輸局 (福岡運輸支局)	①災害時における運送用車両の斡旋、確保に関すること ②災害時における船舶の斡旋、確保に関すること ③自動車運送事業者及び船舶運航事業者、港湾運送事業者に対する運送命令などに関すること ④運送の安全確保に関する指導に関すること
9	福岡管区气象台	①災害時における気象情報の発表及び伝達に関すること ②災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動などにおける、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項などを記載した支援資料の提供に関すること
10	九州総合通信局	①災害時における電気通信の確保に関すること ②非常通信の統制、管理に関すること ③災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
11	福岡労働局	①労働者の被ばく管理の監督指導に関すること ②労働災害調査及び労働者の労災補償に関すること ③労働者の確保・被災者の職業あっせんに関すること
12	九州地方整備局	①国管理の国道、一級河川の管理に関すること ②災害時における避難経路及び輸送経路の確保に関すること
13	大阪航空局 (福岡・九州空港事務所)	①航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること ②指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

(8) 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

■風水害・地震災害・その他災害（原子力災害を除く）

	機関名	内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
1	九州旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社	(1) 予防	① 鉄道施設の防火管理に関すること ② 輸送施設の整備等安全輸送体制の確保に関する こと ③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する こと
		(2) 応急対策	① 災害時における鉄道車両等による救助物資、避 難者等の緊急輸送に関すること ② 災害時における鉄道通信施設の利用に関する こと
		(3) 復旧	① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
2	西日本電信電話株式会社(福岡支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社 株式会社 NTT ドコモ(九州 支社) KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	(1) 予防	① 電気通信施設の整備と防災管理に関すること ② 応急復旧用通信施設の整備に関すること
		(2) 応急対策	① 気象警報等の伝達に関すること ② 災害時における重要通信に関すること ③ 災害関係電報、電話料金の減免に関すること
3	日本銀行 (福岡支店、北九州支店)	(1) 予防 (2) 応急対策	① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指 導に関すること
4	日本赤十字社(福岡県支部)	(1) 予防	① 災害医療体制の整備に関すること ② 災害医療用薬品等の備蓄に関すること
		(2) 応急対策	① 災害時における医療助産等救護活動の実施に関 すること ② 指定避難所奉仕、義援金品の募集・配分等の協 力に関すること
5	日本放送協会 (福岡放送局)	(1) 予防	① 防災知識の普及に関すること ② 災害時における放送の確保対策に関すること
		(2) 応急対策	① 気象・地震予警報等の放送周知に関すること ② 指定避難所等における災害情報収集のための放 送受信の確保に関すること ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分 等の協力に関すること ④ 災害時における広報に関すること
		(3) 復旧	① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
6	西日本高速道路株式会社	(1) 予防	① 管理道路の整備と防災管理に関すること
		(2) 応急対策	① 管理道路の疎通の確保に関すること
		(3) 復旧	① 被災道路の復旧事業の推進に関すること
7	日本通運株式会社(福岡支店) 福山通運株式会社	(1) 予防	① 緊急輸送体制の整備に関すること
		(2) 応急対策	① 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に

	佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(3)復旧	関すること ①復旧資材等の輸送協力に関すること
8	九州電力株式会社(福岡支部) 九州電力送配電株式会社	(1)予防 (2)応急対策 (3)復旧	①電力施設の整備と防災管理に関すること ①災害時における電力の供給確保に関すること ①被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
9	西部瓦斯株式会社	(1)予防 (2)応急対策 (3)復旧	①ガス施設の整備と防災管理に関すること ②導管の耐性の確保に関すること ①災害時におけるガスの供給確保に関すること ①被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
10	日本郵便株式会社(粕屋南郵便局)	(1)応急対策	①災害時における郵便事業運営の確保に関すること ②災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱、救護対策及びその窓口業務の確保に関すること

■原子力災害

	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
1	九州旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社	①災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関すること
2	西日本電信電話株式会社(福岡支店) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社 NTT ドコモ(九州支社) KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	①災害時における通信の確保に関すること
3	日本銀行(福岡支店、北九州支店)	①銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節に関すること ②資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること ③金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること ④金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること ⑤各種措置に関する広報に関すること
4	日本赤十字社(福岡県支部)	①災害における医療救護等の実施に関すること
5	日本放送協会(福岡放送局)	①災害情報の伝達に関すること ②原子力防災知識の普及に関すること
6	西日本高速道路株式会社	①災害時における避難経路及び輸送経路などの確保に関すること
7	日本通運株式会社(福岡支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	①災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関すること
8	西部瓦斯株式会社	①災害時におけるガスの供給確保に関すること
9	日本郵便株式会社(九州支社)	①災害時における郵便事業運営の確保に関すること

(9) 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

■風水害・地震災害・その他災害（原子力災害を除く。）

	機関名	内容項目	処理すべき事務又は業務の大綱
1	西日本鉄道株式会社 (鉄道・バス・運輸・物流)	(1) 予防	①鉄道・バス施設等の防火管理に関すること ②輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること ③災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
		(2) 応急対策	①災害時における車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること ②災害時における通信施設の利用に関すること
		(3) 復旧	①被災施設の復旧事業の推進に関すること
2	公益社団法人福岡県水難救済会	(1) 応急対策	①水難等による人命救助に関すること
3	株式会社西日本新聞社 株式会社朝日新聞西部本社 株式会社毎日新聞西部本社 株式会社読売新聞西部本社 株式会社時事通信社福岡支店 一般社団法人共通通信社福岡支店 株式会社熊本日日新聞社福岡支店 株式会社日刊工業新聞社西部支社	(1) 予防	①防災知識の普及に関すること ②災害時における報道の確保対策に関すること
		(2) 応急対策	①気象予警報等の報道周知に関すること ②社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ③災害時における広報に関すること
		(3) 復旧	①被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
4	戸畑共同火力株式会社	(1) 応急対策	①災害時の電力供給の確保に関すること
5	RKB 毎日放送株式会社 株式会社テレビ西日本 九州朝日放送株式会社 株式会社福岡放送 株式会社エフエム福岡 株式会社 TVQ 九州放送 株式会社 CROSS FM ラブエフエム国際放送株式会社	(1) 予防	①防災知識の普及に関すること ②災害時における放送の確保対策に関すること
		(2) 応急対策	①気象・地象予警報等の放送周知に関すること ②指定避難所等への受信機の貸与に関すること ③社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること ④災害時における広報に関すること
		(3) 復旧	①被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
6	公益社団法人福岡県医師会	(1) 予防	①災害時における医療救護の活動に関すること
		(2) 応急対策	②負傷者に対する医療活動に関すること
7	一般社団法人福岡県歯科医師会	(1) 予防	①歯科医療救護活動体制の整備に関すること
		(2) 応急対策	①災害時の歯科医療救護活動に関すること
8	公益社団法人福岡県看護協会	(1) 予防	①災害看護についての研修や訓練に関すること
		(2) 応急対策	①要配慮者への支援に関すること ②指定避難所等における看護活動に関すること ③災害支援看護職の要請・受け入れ等の支援に関すること
9	公益社団法人福岡県薬剤師会	(1) 予防	①患者への啓発（疾病・使用医薬品等の情報把握）に関すること
		(2) 応急対策	①災害医療救護活動に関すること ②医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制

			の構築に関すること ③医薬品の供給（仕分け、管理及び服薬指導等）に関すること ④指定避難所等での被災者支援（服薬指導等）に関すること ⑤その他公衆衛生活動に関すること
10	公益社団法人福岡県トラック協会	(1) 予防	①緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること
		(2) 応急対策	①緊急・救援物資の輸送協力に関すること
11	一般社団法人福岡県LPガス協会	(1) 予防	①LPガス施設の整備と防災管理に関すること ②LPガス供給設備の耐震化の確保に関すること
		(2) 応急対策	①災害時におけるLPガスの供給確保に関すること
		(3) 復旧	①被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
12	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	(1) 予防	①社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練に関すること ②職員や住民の災害に対する意識の向上に関すること
		(2) 応急対策	①福祉の観点からの要配慮者への支援の充実に関すること ②災害ボランティアの活動体制強化に関すること ③福岡県行動募金会等との協働による募金活動への取組に関すること

■原子力災害

	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
1	西日本鉄道株式会社 (鉄道・バス・運輸・物流)	①災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力に関すること
2	公益社団法人福岡県水難救済会	①水難の際の人命及び船舶の救助に関すること
3	株式会社西日本新聞社 株式会社朝日新聞西部本社 株式会社毎日新聞西部本社 株式会社読売新聞西部本社 株式会社時事通信社福岡支店 一般社団法人共通通信社福岡支店 株式会社熊本日日新聞社福岡支店 株式会社日刊工業新聞社西部支社	①災害情報の伝達に関すること ②原子力防災知識の普及に関すること
4	戸畑共同火力株式会社	①災害時の電力供給確保に関すること
5	RKB 毎日放送株式会社 株式会社テレビ西日本 九州朝日放送株式会社 株式会社福岡放送 株式会社エフエム福岡 株式会社TVQ九州放送 株式会社CROSS FM ラブエフエム国際放送株式会社	①災害情報の伝達に関すること ②原子力防災知識の普及に関すること
6	公益社団法人福岡県医師会	①災害時における医療救護などの実施に関すること
7	一般社団法人福岡県歯科医師会	①災害時における歯科医療救護などの実施に関すること

8	公益社団法人福岡県看護協会	①医療の視点から要配慮者などへの支援に関する事
9	公益社団法人福岡県薬剤師会	①災害時の医療救護(調剤)などの実施に関する事
10	公益社団法人福岡県トラック協会	①災害時における緊急物資輸送の協力に関する事
11	一般社団法人福岡県LPガス協会	①災害時におけるLPガスの供給確保に関する事
12	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	①福祉の視点からの要配慮者などへの支援に関する事

(10) 公共的団体及び防災重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

■風水害・地震災害・その他災害(原子力災害を除く。)

	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
1	粕屋医師会	①災害時における医療救護の活動に関する事 ②負傷者に対する医療活動に関する事
2	粕屋歯科医師会	①歯科医療救護活動体制の整備に関する事 ②災害時の歯科医療救護活動に関する事
3	粕屋薬剤師会	①患者への啓発(疾病・使用医薬品等の情報把握)に関する事 ②災害医療活動に関する事 ③医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築に関する事 ④医薬品等の供給(仕分け、管理及び服薬指導等)に関する事 ⑤その他公衆衛生に関する事
4	福岡県看護協会 6地区支部	①災害看護についての研修や訓練に関する事 ②要配慮者への支援に関する事 ③指定避難所等における看護活動に関する事 ④災害支援看護職の要請・受け入れ等の支援に関する事
5	病院等経営者	①避難施設の整備と避難訓練及び被災時における収容者保護に関する事
6	粕屋農業協同組合	①共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関する事 ②農林水産関係の県、町の実施する被害調査、応急対策への協力に関する事 ③被災農林事業者に対する融資及びその斡旋に関する事 ④被災農林事業者に対する生産資材の確保斡旋に関する事
7	志免町商工会	①災害救助用及び復旧物資の確保等についての協力に関する事 ②商工業関係の各種取りまとめ、協力に関する事
8	志免町社会福祉協議会	①災害時ボランティアの受け入れ等に関する事 ②要配慮者への救助及び生活支援活動の協力に関する事
9	運輸業者	①緊急輸送に対する協力に関する事
10	寺院等	①被災者の一時収容処置についての協力に関する事
11	危険物関係施設の 管理者	①安全管理の徹底及び防災施設の整備に関する事 ②燃料等の確保及び供給の協力に関する事
12	要配慮者利用施設 の管理者	①避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 ②災害時における入所者の保護に関する事
13	学校法人	①防災に関する知識の普及及び指導に関する事 ②災害時における児童・生徒の避難に関する体制の確立及び実施に関する事

		③避難施設としての協力に関すること
14	金融機関	①被災事業者等に対する資金の融資及びその他緊急措置に関すること
15	その他公的な活動を営むもの	①町の行う防災活動に対して公共的業務に応じた協力に関すること

■原子力災害

	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
1	粕屋医師会	①災害時における医療救護などの実施に関すること
2	粕屋歯科医師会	①災害時における歯科医療救護などの実施に関すること
3	粕屋薬剤師会	①災害時の医療救護（調剤）などの実施に関すること
4	福岡県看護協会 6地区支部	①医療の視点からの要配慮者などへの支援に関すること
5	病院等経営者	①避難施設の整備と避難訓練及び被災時における収容者保護に関すること
6	粕屋農業協同組合	①農産物の出荷制限など応急対策の指導に関すること ②食料供給支援に関すること
7	志免町商工会	①救助用物資及び復旧資材の確保、協力並びに斡旋に関すること
8	志免町社会福祉協議会	①災害時ボランティアの受け入れ等に関すること ②要配慮者への救助及び生活支援活動の協力に関すること
9	学校法人	①原子力防災に関する知識の普及及び指導に関すること ②原子力災害時における児童・生徒の避難に関する体制の確立及び実施に関すること ③避難施設としての協力に関すること

(11)原子力事業者

	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
1	九州電力株式会社	①災害時における医療救護などの実施に関すること ②原子力発電所の災害予防に関すること ③災害状況の把握及び防災関係機関への情報提供に関すること ④防災教育及び訓練の実施に関すること ⑤原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること ⑥モニタリング設備及び機器類の整備に関すること ⑦応急対策活動に要する資機材などの整備に関すること ⑧原子力防災に関する知識の普及と啓発に関すること ⑨緊急時における通報及び報告に関すること ⑩緊急時における災害応急対策活動体制の整備に関すること ⑪原子力発電所の施設内の応急対策に関すること ⑫緊急時医療措置の実施のために協力に関すること ⑬放射性物質の付着した廃棄物の処理に関すること ⑭モニタリングの実施に関すること ⑮県、糸島市、防災関係機関が実施する防災対策への協力に関すること ⑯相談窓口の設置に関すること ⑰原子力発電所の災害復旧に関すること

(12) 町民・事業所

	区分	とるべき措置
1	町民	①自己、家族の生命、身体及び財産の安全確保（自らの身の安全は自らが守る） ②地域の災害危険性の把握及び避難行動等の確認 ③食料、飲料水の備蓄、非常持出品の準備、燃料の確保 ④家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策 ⑤地域の防災訓練等への参加、自主防災組織活動の推進 ⑥災害発生時の自主的な総合救済活動への参加・協力 ⑦町、県が行う防災活動への協力 ⑧生活必需品等の不必要な購入・買い占めの抑制等への協力
2	事業者	①従業員、顧客等の安全の確保 ②二次被害の防止、経済活動の維持（事業継続等） ③帰宅困難者の一時滞在への協力 ④災害時行動マニュアルの作成 ⑤従業員、顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食料・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備 ⑥防災訓練の実施 ⑦町、県が行う防災活動との連携・協力 ⑧災害時に必要な役割を担う事業者は、災害時に事業活動を継続的に実施するために必要な措置の実施及び国、県、町との物資・役務の供給協定の締結

県民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日ごろから自主的に災害に備えるものとする。

また、災害時には自主的な相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとし、内閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努めるものとする

企業等は、従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や、従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食料・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備や、防災訓練・研修の実施に努めるものとする。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

特に、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時に重要な役割を担うことから、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施できる必要な措置を講じるとともに、国、県、市町村との物資・役務の供給協定の締結に努める。

（福岡県地域防災計画抜粋）

5. 災害に関する調査研究の推進

防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、関係機関及び民間が実施する災害要因の研究、被害想定及び防災体制等についての関連資料等の取得に努める。

第3節 防災面からみた町の概要

第3節 防災面からみた町の概要

1. 町の地域概要

2. 町の災害履歴

3. 阪神・淡路大震災

4. 福岡西方沖地震

5. 東日本大震災

6. 平成28年 熊本地震

7. 平成29年7月 九州北部豪雨

8. 平成30年7月 豪雨

1. 町の地域概要

(1) 自然的条件

1) 位置、面積、及び標高

本町は、福岡県の西部、福岡都市圏のほぼ中央、福岡市から東へ 8 キロメートル、糟屋郡の南西部に位置し、町域は南端の田富から北の御手洗の端まで約 7.91 キロメートル、東西は最も広いところで約 1.64 キロメートルと細く、面積は 8.69 平方キロメートルである。町内は標高 12m~13mの平野が約 80%を占めており、町の南部に標高 100m以上の高台が 10%程度分布している。

2) 地勢

本町は、五つの河川（猪野・久原・篠栗・須恵・宇美）によって形成された沖積地である粕屋平野にあり、特に一番大きな宇美川流域を中心に開けている。町には山岳と呼ぶほどの地形は無く、大きく東側の粕屋丘陵、宇美川流域、西側の月隈丘陵に区別される。

3) 地質

周囲の山地に分布する三郡変成岩・花崗岩の古生代の地層は、わずかに月隈丘陵に

位置するが、大部分は新世代の古第3紀層と第3紀層の沖積層第4紀層の洪積層・沖積層である。これらの地層は地震の場合には液状化が発生するおそれがある。

4) 気象

本町を含む福岡地方は、日本海型気候区に属し、冬季には北西の季節風が強く曇りや雨の日が多い。年平均気温は 15.5～17.0℃、年降水量は 1,600～2,000 mmである。

なお、6月、7月頃の梅雨期には、しばしば強い雨が集中して降る。

5) 水系

町内を流れる河川は少なく、主要な河川は多々良川水系である。宇美川は多々良川との合流点から水源のひとつである難所ヶ滝までの約 17 kmと短い。

同じく多々良川水系の絹打川は宇美川とほぼ平行して流れており、水源は宇美町新大池周辺である。

■志免町における気象の特徴

気象	条件	気象状況
台風	九州西方海上を通過する場合	①7、8月の盛夏期に多く、勢力が強い。 ②台風の接近に伴う風向きは、東→南東→南→南西→西に変化し、南のときが最も強い。 ③台風の危険半円内に入るので、風害が大きい。 ④進行速度が遅く、長時間にわたり暴風雨にみまわれることがある。
	九州を北上する場合	①夏期が多く中型の台風である。 ②経路の東側では風向きは、東→南東→南→南西→西に変化する。 ③最も強い風は、地形にも影響されるが、経路の東側では南寄（南→東→南）、西側では北寄（北東→北西）となる。
	九州を縦断して北東に進む場合	①九州襲来の台風のうち、この経路が最も多い。 ②接近に伴い風向きは、経路の北側では、南東→東北東→北→北西、南側では東→南東→南→南西に変化する。 ③台風の前面の九州付近に前線がある場合が多く、暴風と豪雨が広範囲に起こり、風水害にみまわれることが多い。
	九州の東側を通過する場合	①台風が四国あるいは豊後水道から中国西部に上陸した場合にも被害が発生する時がある。 ②接近に伴い風向きは、東→北東→北→北西に変化する。 ③台風の可航半径になるので風は弱いですが、勢力が強いと風害、水害が起こる場合がある。
大雨		①4月から10月にかけて発生している梅雨期間中に多い。 ②低気圧が対馬海峡か朝鮮半島南部付近にあって、これから前線が東南東に延びている場合に降ることが多い。この場合に前線上に雷が発生することが多い。 ③前線が北から南にゆっくり移動するとき又は前線上に数個の強い雨域があって、西から東に移動しているときに大雨の降ることが多い。 ④強雨の降っている幅は、非常に狭く、南北 30 km～70 km、東西の長さは、200 kmくらいである。 ⑤降雨の高度が強くなるほど降雨域は狭くなり、集中豪雨となる。

	⑥これらの大雨が降っているところは、フィリピン東方海上又はその付近に台風あるいは弱い熱帯低気圧が存在していることが多い。
突風	夏季における突風は、積乱雲の発達により局地的に発生し、吹く時間も短い。冬季における突風は、低気圧により風速 30m 以上にもなることがある。同期共に時として家屋倒壊等の大きな災害をもたらす。
干ばつ	高気圧の影響で 6 月から 9 月にかけて最も多いが、本町における記録に残る災害は、昭和 9 年において他にはない。

(2) 社会的条件

1) 人口

平成 27 年(2015 年)の国勢調査による人口及び世帯数は、45,256 人、17,591 世帯、令和 2 年(2020 年)の国勢調査による人口及び世帯数は、46,377 人、19,005 世帯となっており、5 年間で 1,121 人、1,414 世帯の増加となっている。全国の人
口増減率が前回調査の平成 27 年から 0.7%減となっており、前回調査時同様に減少
となっているのに対し、志免町では 2.4%増と緩やかな人口増加率となっている。こ
れは、町外からの流入、核家族化率等による世帯分離の影響と考えられ、人口・世帯
数ともに増加傾向を示している。

■人口世帯割合

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
人口 (人)	36,199	37,794	40,557	43,564	45,256	46,377
世帯数 (世帯)	12,049	13,271	14,885	16,617	17,591	19,005
平均世帯人数 (人/世帯)	3.00	2.85	2.72	2.62	2.57	2.44

(資料：平成 7,12,17,22,27.令和 2 年国勢調査)

2) 土地利用

本町は、地形がなだらかであり、農用地、宅地等の可住地面積が多い。近年の土地
利用の動向を見ると、人口、産業の集中化や都市化の進展に伴い、農用地などが減少
し、宅地、道路等の土地利用が増加している。

更に、町の動脈である近隣の市町を結ぶ福岡環状線や県道福岡大宰府線などの幹線
道路沿いに大型ショッピング店舗等が進出するなど、新たな商業集積がみられる。

3) 交通

① 道路

町内の道路は、県道福岡大宰府線を主軸として、福岡東環状線などの幹線道路で
構成されているが、商業地や旧炭住地域、住宅団地などの既成市街地内には、4m
未満の細街路が多く残っており、避難路としての整備も必要とされている。

町中央に流れる宇美川に架かる橋梁については、水害や震災等の災害時に被災し、

移動・輸送などの妨げとなる可能性がある。

②公共交通機関

町内には鉄道路線が存在せず、公共交通機関としては、西鉄バスがあり、多数の路線バスが運行されている。

また、町内の公共施設利用促進を目的に福祉巡回バスを運行している。

4)ライフライン

①上水道

本町の上水道用水は、福岡地区水道企業団からの受水、御笠川の伏流水、及び町内の浅井戸・深井戸からの取水によるものである。ダム等の貯水施設を所有していない本町では、渇水に備えた水源確保が重要であり、供給水量のおよそ半分を福岡地区水道企業団から受水することで安定供給を図っている。

②下水道

本町の下水道設備率は令和2年度末で100%となっている。

下水道整備は概ね完了しており、ストックマネジメントによる効率的な維持管理を行う段階である。

2. 町の災害履歴

(1)風水害履歴

①福岡県における風水害履歴

過去の風水害は、殆どが6月（梅雨）から10月にかけての大雨と台風によるものである。特に近年において梅雨時期の集中豪雨による水害が続いており、最も注意すべき災害の一つであるといえる。

■福岡県における過去の風水害（明治23年～平成29年）

年	月日	現象	死者 行方不明	家屋の 全壊流失	船舶の 沈没流失
明 39	10.21-24	暴風雨（台風0605）	14	-	34
42	2.18-20	暴風（日本海低気圧）	11	-	70
44	2.8-10	暴風（冬型の気圧配置）	10	-	1
大 3	6.15-25	大雨洪水（梅雨前線）	64	4	-
10	6.15-18	大雨洪水（梅雨前線）	35	881	-
昭 5	7.16-20	暴風雨（台風3008）	80	2,225	106
10	6.26-7.2	大雨洪水（梅雨前線）	40	222	-
11	7.21-24	暴風雨（台風3601）	2	118	-
16	6.25-29	大雨洪水（梅雨前線）	55	237	-
16	9.28-02	暴風雨（台風4125）	18	465	-
17	8.25-28	暴風雨高潮（台風4216）（周防灘）	47	3,348	217

20	9.15-19	暴風雨（台風4516）（枕崎）	87	761	60
22	6.20-24	暴風雨（台風4703）（岬）	10	11	-
23	12.14	突風（冬型の気圧配置）	30	-	3
24	6.17-22	暴風雨（台風4902）（テラ）	16	65	-
24	8.14-19	暴風雨（台風4909）（ジューイ）	12	1	数10
25	9.11-14	暴風雨高潮（台風5029）（キザ）	6	147	-
26	10.12-15	暴風雨（台風5115）（ルース）	5	635	-
28	6.4-7	大雨洪水（梅雨前線と台風5302）	13	14	3
28	6.25-29	大雨洪水（梅雨前線）	295	4,419	-
30	1.16-19	強風（冬型の気圧配置）	10	-	4
30	9.27-30	暴風雨（台風5522）	8	190	-
31	8.15-18	暴風雨（台風5609）	4	315	55
31	9.6-10	暴風雨（台風5612）	6	132	8
34	2.6-7	突風（低気圧）	14	-	3
34	7.13-16	大雨洪水（梅雨前線）	25	103	-
34	9.15-18	暴風雨（台風5914）	19	31	14
38	1.1-2.10	大雪（冬型の気圧配置）	19	5	1
38	6.29-7.2	大雨洪水（梅雨前線）	18	39	-
47	7.3-13	大雨洪水（梅雨前線）	13	33	1
48	7.30-31	大雨洪水（寒冷前線）	28	62	-
平 3	9.26-28	暴風雨（台風9119）	11	116	1
21	7.19-26	大雨洪水（梅雨前線）中国・九州北部豪雨	10	13	-
24	7.11-14	大雨洪水（梅雨前線）九州北部豪雨	4	119	-
29	7.5-6	大雨洪水（梅雨前線）九州北部豪雨	39	277	-

死者、行方不明10名以上、家屋の全壊、流失100戸以上、船舶の沈没、流失100隻以上のいずれかに該当するものを採用した。

資料：「福岡県地域防災計画（資料編）」及び「福岡県平成29年災害年表」

※「平成29年7月 九州北部豪雨」「平成30年 豪雨」は、次ページ以降に詳細あり。

②本町における主な風水害履歴

志免町における大きな風水害としては、昭和48年、平成11年、平成15年及び平成21年の水害があげられる。また、平成11年の台風第18号、平成18年の台風第13号による被害も発生している。

■志免町における風水害被災状況

	人的被害		住家被害					非住家被害		施設被害					現象
	死者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	住家(その他)	文教施設	病院	道路	橋梁	河川	崖崩れ	水道	
S28 6/29			3		291	519						4			梅雨前線 昭和28年西日本水害 耕地流失埋没6.22町歩(約 616.9a) 堤防決壊4箇所約151m
S48 7/31	2	3	10	5	1,966	2,250		1	2	15	2	10	2	12	寒冷前線 宝満・三郡山系集中豪雨 最大時間雨量115mm(3H232mm)
H11 6/29		5	1		48	153	32					3	3		梅雨前線 激しい雷雨 積乱雲(ぐわ-ス現象)の突風による 建物被害 最大時間雨量79.5mm 博多駅周辺地下で1名死亡
H11/ 9/24															台風第18号 熊本県北部上陸 上陸時940hPa 水稻被害発生 ※別表被害状況
H15 7/19					298	302						21		150	梅雨前線 激しい雷雨 三郡山 最大時間雨量101mm 最大24時間雨量381mm 宇美川吉原橋左岸決壊 避難指示
H16 8/30								12							台風第16号 鹿児島県串木野市上陸 上陸時950hPa
H18 7/1												1			梅雨前線 激しい雷雨
H18 9/17			7	149											台風第13号 佐世保市上陸 上陸時955hPa 観測地点：福岡 最大瞬間風速 49.0m/s
H21 7/24 ~26					52	164				32		4	5		梅雨前線 中国・九州北部豪雨 テパ-リグ クラト (にんじん雲) 積乱雲群 激しい雷雨 最大時間雨量114mm(3H198mm) 避難指示(河川危険水位超過、溢水あり)
H22 7/11										6		1	3		梅雨前線 激しい雷雨 避難勧告(桜丘3丁目崖崩れ)
H26 8/22	1														福岡県記録の短時間大雨情報(太宰府付近等)
H30 7/6													1		梅雨前線 平成30年7月豪雨 平成30年豪雨 大雨特別警報(土砂災害)発令

資料：「志免町誌」及び「被害状況調査」

■平成11年9月24日 台風18号による志免町の被害状況

地区名	水田面積 (a)	水稻倒伏面積 (a)	倒伏率 (%)
田富	1,220.9	0	0
吉原	1,953.4	390.6	20
志免	2,122.6	212.2	10
南里	1,112.5	778.7	70
別府	1,026.6	307.9	30
御手洗	288.4	28.8	10
合計	7,724.4	1,1718.2	22.2

(2) 火災履歴

志免町の火災履歴について下記に示す。

■火災発生件数

年	火災件数 (件)					焼損棟数 (戸)					罹災世帯数	罹災人数	死傷者		消失面積	
	総数	建物	林野	車両	その他	総数	全焼	半焼	部分焼	ぼや			死者	負傷者	建物 (m ²)	林野 (m ²)
17	12	10	0	2	0	11	3	0	1	7	5	12	0	1	301.5	0
18	16	12	0	2	2	22	2	1	3	16	17	57	1	3	180.7	0
19	14	11	0	3	0	17	5	0	4	8	8	21	0	1	358.0	0
20	15	9	0	2	4	15	2	3	5	5	9	26	0	0	246.7	0
21	14	11	0	3	0	13	2	2	7	2	9	10	1	4	405.0	0
22	9	7	1	1	0	7	0	0	4	3	12	23	0	5	151.0	0
23	7	5	0	0	2	6	1	0	0	5	5	5	1	1	84.0	0
24	13	11	0	0	2	13	2	0	2	9	10	30	0	3	287.0	0
25	7	6	0	1	0	8	2	0	3	3	4	7	0	2	95.0	0
26	6	3	0	3	0	4	0	0	3	1	7	16	0	1	10.0	0
27	12	8	0	1	3	8	0	2	4	2	2	3	0	2	68.0	0
28	6	4	0	2	0	6	1	0	5	0	3	6	0	0	117.0	0
29	7	6	0	1	0	14	5	0	2	7	11	23	0	2	308.0	0
30	10	6	1	1	2	6	0	0	2	4	4	9	0	0	0.0	0
元	10	5	0	4	1	6	0	0	3	3	1	2	1	1	25.0	0
2	12	7	0	1	4	17	2	0	8	7	19	48	1	5	317.0	0

資料：粕屋南部消防組合消防本部 火災・救急・救助統計

(3) 震災履歴

2005年3月20日に発生した福岡県西方沖地震は、震源の深さ9km、マグニチュード7.0と、地震の空白域といわれた福岡県に大きな被害をもたらした。志免町でも震度5弱を観測し、負傷者14名、住宅の一部破損55棟という被害が発生した。

この西方沖地震の他に、過去にも地震による被災履歴が幾つか確認されている。その被災履歴の中でも志免町に被害をあたえたと推測される地震としては、西暦679年の水縄断層系で発生したM7.0の地震（出典：日本書紀）や、1898年の糸島の地震（M6.0）があげられる。糸島の地震は福岡市の西方で生じたM6程度の群発性の浅い

地震である。これらの地震による死者はなかったが、負傷者3名、家屋の損壊、道路や堤防の破損が多数発生した。さらに1929年には博多湾付近でM5.1、1930年には糸島郡の雷山付近でM5.0の地震が発生し、震源域付近で小被害が生じた。

なお、1854年の伊予西部の地震(M7.3~7.5)、1889年の熊本地震(M6.3)、2016年の熊本地震(M7.3)などのように、九州周辺の地域で発生する地震によっても被害を受ける可能性がある。

参考として下記に福岡県に影響を及ぼした過去の地震についての履歴を示す。

■福岡県に被害を及ぼした主な地震

西暦	月日	震源	深さ km	規模 M	主な被害
679	12月一日	筑紫		6.5~7.5	家屋倒壊が多く、幅2丈(6m)、長さ3千丈(10km)の地割れが生じた
1706	11月26日	筑後		—	7回地震、うち2回強く、久留米、柳川で強い揺れの為、堀の水の揺り上げ、魚死す
1848	1月10日	筑後		5.9	柳川で家屋倒壊あり
1872	3月14日	浜田地震		7.1	久留米で液状化による被害
1898	8月10日	糸島半島		—	糸島半島で負傷者3名、家屋、神社、土蔵破損。12日M5.8余震、福岡市で家屋、土蔵の壁に亀裂。早良郡吉岐、金部村で土蔵被害。
1929	8月8日	福岡県		5.1	雷山付近。震央付近で壁亀裂崖崩れ。震度3：福岡 佐賀 厳原
1930	2月5日	福岡市西部	30	5.0	雷山付近。小崖崩れ、地割れ。7日強い余震 震度3：福岡 佐賀 厳原
1941	11月19日	日向灘		7.2	宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛でも被害。宮崎でほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟等の被害。日向灘沿岸では津波最大1mで船舶に若干の被害。震度5：宮崎 人吉 震度4：福岡 熊本 大分 震度3：飯塚
1966	11月12日	有明海	20	5.5	屋根瓦や壁の崩壊。震度3：福岡 熊本 佐賀 雲仙 日田
1968	8月6日	愛媛県西部	40	6.6	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのパイプ破損し、重油170klが海上に流失 震度5：大分 震度4：福岡 山口 宮崎 延岡 熊本 阿蘇山 鹿児島 震度3：飯塚 下関 佐賀 日田 都城
1991	10月28日	周防灘沖	19	6.0	文教施設等に若干の被害 震度4：福岡 震度3：飯塚 大分 佐賀 下関 山口 萩
1996	10月19日	日向灘	34	6.6	有感範囲は福井市までと広範囲にわたったが、被害は宮崎・大分県などで棚のもの落下程度。鉄肥城大手門・松尾の丸などで瓦が数百枚落ちた。沿岸で波高10cm程度の小津波。震度5：宮崎 鹿児島 震度4：福岡
1997	6月25日	山口・島根県境	8	6.6	軽傷2名、家屋全壊1棟、半壊2棟、一部損壊176棟。水道断水は、阿東町、むつみ村の2町村でピーク時90戸。震度6強：益田町

					震度4 : 福岡
2005	3月20日	福岡県 西方沖	9	7.0	福岡県西方沖地震は、次ページ以降に詳細あり。
2016	4月14日	熊本地方	11	6.5	平成28年熊本地震は、次ページ以降に詳細あり。
2016	4月16日	熊本地方	12	7.3	

資料：福岡県地域防災計画

3. 阪神・淡路大震災

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、わが国で初めて震度7を記録し、都市機能が高度に集積する大都市を直撃した直下型地震であり、各方面において甚大な被害をもたらした。

兵庫県のある都市では、震災前までは集中豪雨や台風による風水害等を中心とした災害対策を講じていたが、突然発生した大地震に対し、情報収集、緊急応急活動等十分な対策が講じられず、甚大な被害を受ける結果となった。

その他の行政機関等についても、官舎等の建物の損壊、通信機能の途絶、交通機関の寸断等により中枢機能が自ら被災し、迅速かつ十分な応急活動が行えない状態にあった。

この経験から、自分の身を守る（自助）、地域で守る（共助）を改めて認識され、地域防災計画に反映することとなる。

以下に阪神・淡路大震災の概要について記す。

■阪神・淡路大震災の概要（防災白書、消防庁調べ）

発生位置	北緯34度36分、東経135度02分、深さ16km
発生時刻	平成7年1月17日 5時46分
地震規模	マグニチュード7.3
各地の震度	震度7 神戸市須磨区鷹取、長田区大橋、兵庫区大開、中央区三宮、灘区六甲道、東灘区住吉、芦屋市芦屋駅付近、西宮市尻川のほぼ帯状の地域、及び宝塚市の一部、淡路島の東北部の北淡町、一宮町、津名町の一部 震度6 神戸、洲本 震度5 豊岡、箱根、京都
被害概要	人的被害 死者 6,434名（関連死（兵庫県内）919名含）、行方不明者 3名、負傷者 43,792名（消防庁調べ。平成17年12月22日現在）
	住家 全壊 約10万5千棟、半壊 約14万4千棟
	交通 鉄道：13社で不通、道路：27路線36区間で通行止、港湾：埠頭の沈下で使用不能
	ライフライン 水道：約123万戸の断水、下水道：8処理場に損傷、停電：最大約260万戸 工業用水道：最大289社の受水企業の断水、都市ガス：約86万戸で供給停止 電話：交換設備の障害により約29万件の障害、家屋の倒壊・ケーブルの消失により約19万3線件の障害
	公共土木施設 直轄管理河川で4河川の堤防や護岸等に32箇所の被害 府県・市町村管理河川で堤防の沈下、亀裂等の被害 西宮市の仁川百合野町で地すべりにより死者34名 農地、ため池等の農業施設など被害総額900億円

4. 福岡西方沖地震

平成17年3月20日の10時53分に発生した福岡県西方沖地震は、福岡市やその周辺部に大きな被害をもたらすと同時に、多くの県民に衝撃を与えた。

福岡県では1898年（明治31年）に糸島付近を震源とするマグニチュード6.0の地震が発生して以来、100年以上も大きな地震を経験することがなく、多くの自治体や県民の間に、福岡は地震の少ない地域であるとの認識が生まれ、この様な大きな地震を体験するとは想定できなかった。

今回の地震では、福岡県下の9,285棟の住居で被害が発生し、その被害は福岡市および前原市周辺に集中した。特に震源に近い玄界島（福岡市西区）では、住居数258棟のうち、214棟が被災した。そのうち、全壊家屋が5割、半壊が3割を占めている。また、震源から10km～15kmの範囲にある西区西浦や東区志賀島でも家屋への被害が多く発生している。

以下に福岡県西方沖地震の概要について記す。

■福岡県西方沖地震の概要（平成17年7月福岡県、平成18年版消防白書）

発生位置	北緯33度44分、東経130度10分、深さ9km	
発生時刻	平成17年3月20日 10時53分40秒	
地震規模	マグニチュード7.0	
各地の震度	震度6弱 福岡県：福岡市（中央区・東区）、前原市 佐賀県：みやき町 震度5強 福岡県：福岡市（西区、早良区）、久留米市、大川市、春日市、粕屋町、須恵町、新宮町、志摩町、久山町、穂波町、二丈町、碓井町 佐賀県：上峰町、七山村 長崎県：杵岐市 震度5弱 福岡県：福岡市（博多区、城南区）、直方市、飯塚市、柳川市、中間市、小郡市、大野城市、宗像市、福津市、うきは市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、大島村、遠賀町、若宮町、筑穂町、朝倉町、夜須町、大刀洗町、大木町、高田町 佐賀県：唐津市、鳥栖市、多久市、小城市、諸富町、川副町、東与賀町、久保田町、大和町、神埼町、千代田町、三田川町、三瀬村、北方町、江北町、白石町、嬉野町 大分県：中津市	
被害概要	人的被害	死者 1名、負傷者 1,204名（重傷198名、軽傷1,006名） （消防庁調べ。平成18年9月30日現在）
	住家	全壊 144棟、半壊 353棟、一部損壊 9,340棟 火災 2件 （消防庁調べ。平成18年9月30日現在）
	交通	道路：県内464箇所におよび、陥没、隆起、ひび割れなどの被害は、主に福岡市内の海沿いを中心として道路の陥没、隆起が153箇所、志賀島や玄海島、西区北崎を中心として道路沿いの法面崩壊が19箇所発生し、43箇所全面通行止め、10箇所片側通行となった。 港湾・漁港：県内113箇所主に博多湾沿岸の埋め立て地を中心に液状化現象による砂や泥の噴出、側方流動による段差、地割れや舗装の亀裂、沈下などが相次いで発生した。 福岡市営地下鉄：地震発生と同時に、全線の運行を停止。 JR九州：地震発生直後に管内の特急や普通列車計30本が立ち往生し、乗客が列車内に1時間～4時間、閉じ込められた。

	<p>JR西日本：山陽新幹線は小倉―博多間で上下約4本の列車が走行中であり、うちのぞみがシステムによりブレーキが作動し福岡トンネル内に止まった。乗客が列車内に約4時間半、閉じ込められた。</p> <p>西日本鉄道(株)：天神・大牟田線及び宮地岳線を停止。</p> <p>高速道路：福岡県・佐賀県周辺の3区間で一時通行止めが発生した。福岡都市高速、福岡前原道路、北九州都市高速等の有料道路でも一時通行止めが発生した。</p>
ライフライン	<p>水道：県内162件で被害が集中した福岡市では、浄水場、配水場等への被害はほとんどなく849戸で一時断水が発生した。</p> <p>電気：地震直後、電柱が傾いて混線・断線したことにより福岡市と大野城市のあわせて約2,600戸で約2時間の停電が発生した。</p> <p>ガス：都市ガスでは、管等の亀裂、折損、継手漏れにより166箇所被害が発生した。LPガスのガス漏れは、40件発生した。各家庭では地震やガス漏れ感知すると自動的にガスの供給を停止する「マイコンメーター」が設置されており、震度5程度の揺れを感知してガスの供給を自動的に停止したことによって、ガス漏れによる火災は発生していない。</p>
通信	<p>NTT西日本の固定電話では、地震発生後から約4時間にわたり全国から福岡県、佐賀県、長崎県への通話の発信規制を行ったものの、福岡・佐賀・長崎県内からの固定電話発信については、緊急電話及び重要通信も含め、各家庭の通信をほぼ確保した。</p> <p>NTTドコモでは、携帯電話の通信料が通常の休日の約20倍に達したため、地震発生直後より通話の75%の規制を開始した。通話規制は、通話量の減少に伴い緩和されたが、午後10時58分まで続いた。</p> <p>一方、災害発生時や非常事態の時に、官公庁やライフライン関係事業者の携帯電話と一般携帯電話と区別して優先的に回線が確保される「災害時専用有線電話」は、通話規制を行う装置が故障するトラブルが発生し、約2時間にわたり一般電話と同じく繋がりにくい状態となった。</p>
公共土木施設	<p>がけ崩れ：県内53箇所、県北部に散見されるが、ほとんどは福岡市に集中した。</p>

(1) 法的措置

- ① 災害救助法適用：福岡市（3月20日発表）
- ② 被災者生活再建支援法適用：福岡県全県（4月18日発表。3月31日に福岡市の適用を拡大。）
- ③ 激甚災害法（局地激甚災害）：適用なし

(2) 志免町の被害

人的被害				住家被害		
死者	負傷者	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部損壊
0	14	1	13	0	0	55

5. 東日本大震災

東日本大震災は、2011年（平成23年）3月11日14時46分、太平洋三陸沖を震源として発生した地震である。これは、東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害をもたらした。

この地震は、太平洋プレートと北アメリカプレートの境界域（日本海溝付近）における海溝型地震で、震源地は東北地方から関東地方にかけての太平洋沖の幅約200km、長

さ約500kmの広範囲にわたった。これは日本国内においては、大正関東地震の7.9や昭和三陸地震（1933年）の8.4を上回る観測史上最大であるとともに、世界でもスマトラ島沖地震（2004年）以来の規模で、1900年以降でも4番目に大きな巨大地震となった。

津波、液状化、建築物倒壊等、東北の岩手県、宮城県、福島県の3県、関東の茨城県、千葉県を中心に被害は大きく、この地震による死者・行方不明計約2万人の大半は東北の3県が占め、また、発電施設被害による大規模停電や一連の地震により、日本全国及び世界に経済的な二次被害がもたらされた。

一方で、地震と津波により福島第一原子力発電所事故が発生し、放射性物質漏れによる汚染が起きているほか、日本の原子力発電所の再稼働問題、電力危機等も発生している。

以下に東日本大震災の概要について記す。

■東日本大震災の概要（平成30年3月消防庁）

発生位置	北緯38.1度、東経142.9度、深さ24km
発生時刻	平成23年3月11日 14時46分
地震規模	モーメントマグニチュード9.0
各地の震度	<p>震度7 宮城県：栗原市</p> <p>震度6強 宮城県：涌谷町、登米市、美里町、大崎市、名取市、蔵王町、川崎町、山元町、仙台市、石巻市、塩竈市、東松島市、大衡村</p> <p>福島県：白河市、須賀川市、国見町、鏡石町、天栄村、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町</p> <p>茨城県：日立市、高萩市、笠間市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、鉾田市、小美玉市</p> <p>栃木県：大田原市、宇都宮市、真岡市、市貝町、高根沢町</p> <p>震度6弱 岩手県：大船渡市、釜石市、滝沢村、矢巾町、花巻市、一関市、奥州市、藤沢町</p> <p>宮城県：気仙沼市、南三陸町、白石市、角田市、岩沼市、大河原町、亘理町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷町</p> <p>福島県：福島市、郡山市、二本松市、桑折町、川俣町、西郷村、中島村、矢吹町、棚倉町、玉川村、浅川町、小野町、田村市、伊達市、本宮市、いわき市、相馬市、広野町、川内村、飯舘村、南相馬市、猪苗代町</p> <p>茨城県：水戸市、土浦市、石岡市、常総市、常陸太田市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、つくばみらい市、茨城町、城里町、東海村、美浦村</p> <p>栃木県：那須町、那須塩原市、芳賀町、那須烏山市、那珂川町</p> <p>群馬県：桐生市</p> <p>埼玉県：宮代町</p> <p>千葉県：成田市、印西市</p>
津波	<ul style="list-style-type: none"> ・相馬 最大波 3月11日 15時51分 9. 3m以上 ・石巻市鮎川 最大波 3月11日 15時26分 8. 6m以上 ・宮古 最大波 3月11日 15時26分 8. 5m以上 ・大船渡 最大波 3月11日 15時18分 8. 0m以上 ・八戸 最大波 3月11日 16時57分 4. 2m以上 ・釜石 最大波 3月11日 15時21分 4. 2m以上

		<ul style="list-style-type: none"> ・大洗 最大波 3月11日 16時52分 4.0m ・えりも町庶野 最大波 3月11日 15時44分 3.5m 主な検潮所で観測した津波の観測値（6月10日21時現在）
被害概要	人的被害	死者 19,630名、行方不明者 2,569名、負傷者 6,230名 （平成30年3月1日現在）
	住家被害	全壊 121,781棟、半壊 280,962棟、一部損壊 744,530棟、 床上浸水 1,628棟、床下浸水 10,075棟 （平成30年3月1日現在）
	非住家被害	公共建物 14,555棟、その他 92,037棟（平成30年3月1日現在）
	火災発生状況	330件（平成24年7月5日 確定値）
避難の状況		岩手県・宮城県・福島県から自県外へ避難されている避難者数の合計40,215名 （平成30年2月27日復興庁発表）
消防機関被害	人的被害	消防職員 死亡・行方不明 27名、負傷者 5名 消防団 死亡・行方不明 254名、負傷者 81名
	建物被害	消防本部・消防署 143棟、分署又は出張所 161棟 消防団拠点施設 453箇所
	車両等被害	常備消防 車両 86台、消防艇 2艇 消防団 車両 255台 宮城県防災航空隊 ヘリコプター 1機

6. 平成28年 熊本地震

平成28年4月14日21時26分頃に熊本県熊本地方の震源の深さ11km、マグニチュード6.5の地震「前震」が発生し、最大震度7を記録した。さらに、約28時間後の4月16日1時25分頃に同地方で震源の深さ12km、マグニチュード7.3の地震「本震」が発生し、再度震度7を記録した。

今回の地震は、観測史上初めて短期間に同じ地域で震度7の地震が2回発生した大地震であり、過去の直下型地震と比較しても長期間にわたり数多くの地震が発生したことが特徴として挙げられる。また、震度1以上を4,131回、震度5弱以上も24回観測（平成28年11月8日現在）し、多くの家屋や複数のビルが倒壊したほか、熊本県や大分県の各地で土砂崩れや道路崩壊などの甚大な被害が発生した。

また、熊本地震における人的被害は、建物倒壊、土砂崩れなどによる「直接死」の死者数より、熊本地震の避難生活に伴う体調悪化などで死亡した「震災関連死」の死者数が上回っている。

更に、物的被害は、4月14日の地震では倒壊を免れた家屋が、同16日の地震で倒壊するという事象が数多く発生した。14日の地震では熊本県益城町や熊本市などに被害が集中していたが、16日の地震以降は阿蘇市や八代市などにも被害が拡大した。

このため、避難者数が急激に増加し、避難所では救援物資が不足するだけでなく、さらなる地震をおそれて屋外の車で寝泊まり（いわゆる「車中泊」）する被災者も増加した。

■平成28年 熊本地震の概要（平成30年6月14日 消防庁）

前震	発生位置	北緯32度44分、東経130度48分、深さ11km
	発生時刻	平成28年4月14日 21時26分
	地震規模	マグニチュード6.5

	各地の震度	震度7 熊本県：益城町 震度6弱 熊本県：熊本市東区、熊本市西区、熊本市南区、玉名市、宇城市、西原村、嘉島町 震度5強 熊本県：熊本市中央区、熊本市北区、菊池市、宇土市、合志市、美里町、大津町、菊陽町、御船町、山都町、氷川町 震度5弱 熊本県：八代市、上天草市、阿蘇市、天草市、長洲町、和水町、高森町、南阿蘇村、甲佐町 宮崎県：椎葉村
本震	発生位置	北緯32度45分、東経130度45分、深さ12km
	発生時刻	平成28年4月16日 1時25分
	地震規模	マグニチュード7.3
	各地の地震	震度7 熊本県：益城町、西原村 震度6強 熊本県：南阿蘇村、菊池市、宇土市、大津町、嘉島町、宇城市、合志市、熊本市中央区、熊本市東区、熊本市西区 震度6弱 熊本県：阿蘇市、八代市、玉名市、菊陽町、御船町、美里町、山都町、氷川町、和水町、熊本市南区、熊本市北区、上天草市、天草市 大分県：別府市、由布市 震度5強 福岡県：久留米市、柳川市、大川市、みやま市 佐賀県：佐賀市、上峰町、神埼市 長崎県：南島原市 熊本県：南小国町、小国町、産山村、高森町、山鹿市、玉東町、長洲町、甲佐町、芦北町 大分県：豊後大野市、日田市、竹田市、九重町 宮崎県：椎葉村、高千穂町、美郷町 震度5弱 愛媛県：八幡浜市 福岡県：福岡市南区、遠賀町、八女市、筑後市、小郡市、大木町、広川町、筑前町 佐賀県：白石町、みやき町、小城市 長崎県：諫早市、島原市、雲仙市 熊本県：荒尾市、南関町、人吉市、あさぎり町、山江村、水俣市、津奈木町 大分県：大分市、臼杵市、津久見市、佐伯市、玖珠町 宮崎県：延岡市 鹿児島県：長島町
被害概要	人的被害	死者 267名（直接死50名、関連死212名）、消防団 1名（捜索中土砂災害） 負傷者 1,204名（重傷1,198名、軽傷1,606名）
	住家	全壊 8,668棟、半壊 34,733棟、一部損壊 162,547棟 床上浸水 114棟、床下浸水 156棟、火災 15件
	非住家	公共建物 439棟 その他11,160棟 宇土市、八代市、益城町、大津町、人吉市の本庁舎、幼稚園、小中学校、高校、熊本市市民病院、グランド熊本など
	交通	空港：熊本空港は地震直後から運休となり、4月19日から一部の旅客便が運行再開。24日まで航空保安業務を提供し、救援業務に従事する航空機を中心に利用し、6月2日には、国内線全便が運行を再開。 道路：高速道路は、4月14日発災直後から九州自動車道の南関ICとえびのICの区間が全面通行止めとなった。益城熊本空港ICから松橋ICの間では木山川橋の落橋が発生したほか、のり面崩落、路面陥没、ひび割れ等が発生していた。16日熊本ICのランプ橋や緑川PA付近に架かる橋の橋脚が折れて落橋するなど、さらなる被害が発生した。また、大分自動車道も湯布院ICから日出JCTの間でのり面崩落が発生した。 九州自動車道は、4月29日の植木ICから嘉島JCT間を最後に全区間で通行を再開した。 一般道路では、16日未明の本震により南阿蘇村にある阿蘇大橋が地盤のずれ等で崩落し、土砂崩れで国道57号も寸断されたほか俵山トンネルも崩落した。その他、宇城市、益城町から南阿蘇村にかけての各地方道路にかけての各道路で通行止めが多数発生している。 鉄道：4月14日の地震直後には、JR西日本では山陽新幹線の小倉-博多間、JR九

	<p>州では九州新幹線と在来線全線で運転を見合わせた。</p> <p>九州新幹線では、14日の前進で下りの熊本駅から熊本総合車両所へ向かう途中で脱線し、全線で運転見合わせとなり、4月20日に新水俣-鹿児島中央駅で運転を再開、4月23日に博多-熊本間で運転を再開、4月27日に熊本-新水俣間が開通し、13日ぶりに全線が開通した。</p> <p>熊本県内の在来線では、鹿児島本線や豊肥本線、肥薩線、三角線、くま川鉄道湯前線、南阿蘇鉄道高森線、肥薩おれんじ鉄道線が運休した。このうち南阿蘇鉄道は、土砂崩れによる線路流出などにより特に深刻な被害を受けており、復旧に1年以上かかる見通しを明らかとなった。</p> <p>在来線は、復旧工事の進捗に伴い4月18日に熊本駅以北の区間について運転を再開、21日熊本駅-八代駅間の運転再開、在来線経由で福岡-熊本-鹿児島間がつながった。その他の在来線は4月24日に運転を再開し、豊肥本線と南阿蘇鉄道を除いて全て復旧した。</p> <p>熊本市内の路面電車は全面で運休となった。復旧工事完了し20日全面運行を再開した。</p>
ライフライン	<p>水道：最大44万5,857戸断水。7月28日、南阿蘇村の水道が復旧し、断水解消。</p> <p>電気：最大47万7,000戸停電（九州電力管内）。がけ崩れや道路の損壊等により復旧困難な箇所を除き4月20日におおむね復旧。</p> <p>ガス：最大10万5,000戸供給停止（西部ガス管内）。4月30日に供給区域全域における復旧作業を完了。</p> <p>石油燃料：本震直後から70%近くのカソリンスタンドが稼働し、中核SSにおいては、ほぼ全店で営業。</p>
通信	<p>4月14日の地震発生時は、一部の事業者を除き、おおむね周辺局でカバー出来ている状況であり、サービス影響せず。</p> <p>4月16日の地震発生時は、各事業所とも相当数の局において停波し、停波エリアが発生。6月16日までに、全事業者において復旧。</p>
土砂災害	<p>地震により発生した土砂災害は、九州6県で190件に達し、このうち熊本県が158件となっている。本震から約2か月後の6月20日から21日にかけて熊本県内は豪雨に見舞われ、上益城郡甲佐町で1時間雨量150mmを観測した。この豪雨による土砂災害によって熊本市・宇土市・上天草市で5名死亡。「地震で地盤が緩んでいるところに大雨が降り、土砂災害が起こったとみられる。」と熊本県は判断した。</p>
文化財	<p>九州地方での文化財への被害は、自治体指定のものを含め300件を超え、国の指定文化財の被害は134件となった。</p> <p>特に、熊本城は、石垣が少なくとも6か所崩れ、国の重要文化財に指定されている長堀が100mにわたって倒壊した。本震で更に、築城当初から残っていた国の重要文化財の東十八間櫓・北十八間櫓が石垣とともに倒壊・崩落し、隣の熊本大神宮の社務所を押し潰した。また、阿蘇神社では、国の重要文化財の楼門と拝殿が全壊した。</p>

7. 平成29年7月 九州北部豪雨

7月5日から6日にかけて、対馬海峡付近に停滞した梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響等により、線状降水帯が形成・維持され、同じ場所に猛烈な雨を継続して降らせたことから、九州北部地方で記録的な大雨となった。

九州北部地方では、7月5日から6日までの総降水量が多いところで500ミリを超え、7月の月降水量平年値を超える大雨となったところがあった。また、福岡県朝倉市や大分県日田市等で24時間降水量の値が観測史上1位の値を更新するなど、これまでの観測記録を更新する大雨となった。

■九州北部豪雨の概要（平成29年度版消防白書、消防庁調べ）

<p>気象状況</p>	<p>7月4日まで北陸付近にあった梅雨前線が、7月5日から朝鮮半島から西日本付近に南下。5日朝方、島根県西部で発達した雨雲が帯状に連なる線状降水帯が発生し、記録的な降水となった。気象庁は5日5時55分、島根県（西部の浜田市・益田市・邑南町・津和野町）に「大雨特別警報」を発表した（同日11時15分に解除）。5日午後には、福岡県筑後地方北部で次々と積乱雲が発生し、発達しながら東へと移動して線状降水帯が形成された。このため同じ場所で長時間猛烈な雨が降り続いた。福岡県朝倉市、うきは市、久留米市、東峰村、佐賀県鳥栖市、大分県日田市などで1時間に100mmを超える雨量がレーダー観測から解析された。特に、朝倉市付近では3時間で約400mm、12時間で約900mmの雨量が解析され、気象庁以外が管轄する雨量計では、朝倉市寺内で5日15時20分までの1時間降水量169mmを観測。また朝倉市黒川の雨量計では5日20時50分までの9時間降水量778mmを観測するなど、その降水強度は激烈を極めた。1時間値は1982年長崎大水害において長崎県長与町で観測された187mmに迫り、9時間値は平成25年台風第26号において伊豆大島で観測された789.5mmに匹敵するなど、朝倉市の山間部では局地的に9時間にわたり、気象観測史上でも最大級の集中豪雨となった。5日17時51分、気象庁は「甚大な被害の危険が差し迫っている」として、福岡県の筑後地方と筑豊地方を中心とする地域に「大雨特別警報」を発表した。さらに19時55分には、大分県のほぼ全域にも「大雨特別警報」を発表した。7月6日3時10分、気象庁は「大雨特別警報」の対象範囲として福岡県の5市2町を追加し、これで福岡県の大部分と大分県のほぼ全域が対象となった。豪雨が発生した当時、九州北部では、対馬海峡付近にあった梅雨前線に向かって、南海上の熱帯低気圧などから暖かく湿った空気が流入する一方、上空には冷たい空気があり、大気の状態が非常に不安定になっていた。そんな中で、地表付近の暖かい空気と冷たい空気の境界付近で、積乱雲が次々と発生。先行して降雨のあった中国・四国地方で冷却された空気が流れ込み、強化された。また、湿った空気が福岡・佐賀県境にある脊振山地の周囲を囲むように二方向から流れ込み、脊振山地の東側で合流したことで降雨が強化されたと考えられる。積乱雲が繰り返し発生しては発達しながら東へ移動する、バックビルディング型形成と呼ばれる過程で、線状降水帯が形成された。</p>
<p>各地の雨量</p>	<p>1時間雨量 福岡県朝倉市朝倉：129.5mm（7月5日15時38分まで） 大分県日田市日田：87.5mm（7月5日18時44分まで） 長崎県南島原市口之津：82.0mm（7月6日6時35分まで） 福岡県朝倉市寺内（県設置の雨量計）：169mm（7月5日15時20分まで）</p> <p>3時間雨量 福岡県朝倉市朝倉：261.0mm（7月5日15時40分まで） 大分県日田市日田：186.0mm（7月5日20時20分まで） 福岡県朝倉市付近：約400mm（7月5日18時まで。解析雨量）</p> <p>9時間雨量 福岡県朝倉市黒川（県設置の雨量計）：778mm（7月5日20時50分まで）</p> <p>12時間雨量 福岡県朝倉市付近：約900mm（解析雨量）</p> <p>24時間雨量 福岡県朝倉市朝倉：545.5mm（7月6日11時40分まで） 大分県日田市日田：370.0mm（7月6日10時50分まで） 福岡県朝倉市付近：約1000mm（7月6日8時まで。解析雨量） 福岡県東峰村付近：約600mm（7月6日8時まで。解析雨量） 福岡県大刀洗町付近：約600mm（7月6日10時まで。解析雨量） 大分県日田市付近：約600mm（7月6日8時まで。解析雨量）</p> <p>72時間雨量 福岡県朝倉市朝倉：616.0mm（7月7日6時0分まで） 大分県日田市日田：447.0mm（7月7日6時10分まで）</p>
<p>被害概要</p>	<p>人的被害 死者 40名、行方不明者 2名、負傷者 25名 （消防庁調べ。平成30年6月1日現在）</p> <p>住家 全壊 336棟、半壊 1,096棟、一部損壊 44棟、 床上浸水 180棟、床下浸水 1,481棟</p> <p>非住宅 公共 7棟、その他 1,346棟</p>

交通	<p>鉄道：久大本線の鉄橋の崩落など被害があり運休止、復旧工事により7月18日時点で鉄橋の崩落区間を除き運行を再開した。平成30年7月14日、全線再開予定。</p> <p>日田彦山線では、大行司駅駅舎が土砂流入により倒壊するなど、63箇所に被害が生じ、運転が見合わせとなった。復旧にはかなりの時間が必要である。</p> <p>道路：1,303件</p>
ライフライン	<p>水道：約1,600戸の断水</p> <p>停電：最大約6,400戸</p> <p>通信：朝倉市や東峰村の山間部で通信がつながりにくい状況が発生した。地域によっては7月14日までNTT回線や携帯電話がつながりにくい状況続いた。</p>
公共土木施設	<p>橋梁被害： 1,303件、 河川被害： 1,856件、 土砂災害： 265件</p>

8. 平成30年7月 豪雨

6月28日以降の台風第7号や梅雨前線の影響により、西日本を中心に全国的に広い範囲で発生した豪雨で、北海道の被害を始めとし西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し、死者数が200人を超える甚大な災害となった。また、全国で上水道や通信といったライフラインに被害が及んだほか、交通障害が広域的に発生している。平成に入ってから豪雨災害としては初めて死者数が100人を超え、また、昭和に遡っても1982年に300人近い死者・行方不明者を出した長崎大水害（昭和57年7月豪雨）以降、最悪の被害となった。

■7月豪雨の概要（平成30年気象庁、消防庁調べ）

気象状況	<p>6月28日以降、華中から日本海を通して北日本に停滞していた前線は7月4日にかけて北海道付近に北上した後、7月5日には西日本まで南下してその後停滞した。また、6月29日に日本の南で発生した台風第7号は東シナ海を北上し、対馬海峡付近で進路を北東に変えた後、7月4日15時に日本海で温帯低気圧に変わった。</p> <p>前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。</p> <p>6月28日から7月8日までの総降水量が四国地方で1800ミリ、東海地方で1200ミリを超えるところがあるなど、7月の月降水量平年値の2～4倍となる大雨となったところがあった。また、九州北部、四国、中国、近畿、東海、北海道地方の多くの観測地点で24、48、72時間降水量の値が観測史上第1位となるなど、広い範囲における長時間の記録的な大雨となった。この大雨について、岐阜県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県の1府10県に特別警報を発表し、最大限の警戒を呼びかけた。</p> <p>風については、台風第7号の通過に伴い、沖縄から西日本で7月1日から5日にかけて最大風速20メートルを超える非常に強い風を観測した。また、沖縄・奄美から九州地方にかけて海は大しけとなった。</p> <p>これらの影響で、河川の氾濫、浸水害、土砂災害等が発生し、死者、行方不明者が多数となる甚大な災害となった。また、全国各地で断水や電話の不通等ライフラインに被害が発生したほか、鉄道の運休等の交通障害が発生した。</p>										
各地の雨量	<p>期間内の総降雨量が500mm以上となった府県最大観測地</p> <table> <tr> <td>長野県王滝村御嶽山</td> <td>1,111.5 mm</td> </tr> <tr> <td>岐阜県郡上市ひるがの</td> <td>1,214.5mm</td> </tr> <tr> <td>京都府福知山市坂浦</td> <td>594.5mm</td> </tr> <tr> <td>兵庫県篠山市後川</td> <td>617.0mm</td> </tr> <tr> <td>鳥取県八頭郡智頭町智頭</td> <td>537.0mm</td> </tr> </table>	長野県王滝村御嶽山	1,111.5 mm	岐阜県郡上市ひるがの	1,214.5mm	京都府福知山市坂浦	594.5mm	兵庫県篠山市後川	617.0mm	鳥取県八頭郡智頭町智頭	537.0mm
長野県王滝村御嶽山	1,111.5 mm										
岐阜県郡上市ひるがの	1,214.5mm										
京都府福知山市坂浦	594.5mm										
兵庫県篠山市後川	617.0mm										
鳥取県八頭郡智頭町智頭	537.0mm										

		岡山県苫田郡鏡野町恩原 565.5mm 広島県山県郡安芸太田町内黒山 565.5mm 徳島県那賀町木頭 1,365.5mm 愛媛県西条市成就社 965.5mm 高知県安芸郡馬路村魚梁瀬 1,852.5mm 福岡県福岡市早良区早良脇山 859.0mm 佐賀県佐賀市北山 904.5mm 長崎県雲仙市雲仙岳 697.5mm 宮崎県えびの市えびの 995.5mm
被害概要	人的被害	死者 237名、行方不明者 8名、負傷者 432名 (消防庁調べ。平成31年1月9日現在)
	住家	全壊 6,767棟、半壊 11,243棟、一部損壊 3,991棟、 床上浸水 7,173棟、床下浸水 21,296棟
	非住宅	公共 126棟、その他 2,403棟
	交通	鉄道：JR九州では九州管内で、切取斜面の崩壊、盛り土の流失、線路への土砂流入、線路冠水などの被害が210箇所発生して、22路線で運休が発生。筑豊線では、桂川原田間で複数の道床流出や築堤崩壊等により運休となったが、2019年3月9日全線開通した。 道路：高速道路が最大17路線19区間被災による通行止め
	ライフライン	水道：約263,593戸の断水 停電：最大約75,300戸(7月13日復旧) 通信：NTT西日本では7日から8日にかけて、ケーブルの故障や通信ビルの水没により兵庫、岡山、広島、愛媛、高知の5県で約12万4000回線が一時利用不可能となった。 携帯電話の大手3社であるNTTドコモ、au、ソフトバンクは被災地の一部で携帯電話が利用できない、もしくは利用しづらい状況になっていると発表した。
	河川の被害 土砂災害	国管理河川：越水・溢水は22水系、47河川346箇所発生 堤防の決壊・洗掘は34水系、53河川144箇所発生 都道府県管理河川：越水・溢水は69水系、268河川で発生 堤防の決壊・洗掘は109水系、399河川で発生 土砂災害：2,581件
各地の被害	広島県 土砂崩れや浸水による被害が相次いだ。県の南部では土石流・土砂崩れが5,000箇所以上で発生(16日)。通常は崩落しにくい山頂部の崩壊も多発し、豪雨の凄まじさを裏付けた。県の住宅被害は浸水も含めると19日までに、38,000棟に及んでいる。 広島市安芸区矢野東で、土砂崩れにより約20棟の住宅が倒壊。安芸区では11人が死亡。安芸郡熊野町川角では、住宅の裏山が崩れて斜面沿いの住宅に押し寄せ、12人が死亡。2014年に被災した広島市安佐北区でも土砂崩れにより3人が死亡。 安芸区矢野東・熊野町川角とも、斜面を切り開いて造られた造成地での被害で、2014年に広島市で発生した土砂災害と似た被害状況だった。また広島市の被災現場では花崗岩が風化した真砂土を含む土砂が多く見られ、2014年と同様に真砂土が被害を拡大させる一因になった。安芸郡坂町では土石流が砂防ダムを破壊したと見られ、大量の土砂が住宅を襲い12人が死亡。また坂駅付近が冠水した。呉市では土砂崩れなどにより19人が死亡。呉市と広島市や東広島市がつながる道路が寸断され、JR呉線も不通となったため、孤立状態となり、呉港と広島港を結ぶ海路の利用が増えた。東広島市河内町で、土石流が砂防ダムを超えて集落を襲った。同市西条町下三永では裏山が崩れて住宅が数十メートル流された。同市安芸津町木谷でも住宅が土砂に埋まった。東広島市では12人が死亡。東広島署警部補が災害対応中途中、土砂崩れに遭い殉職した。三原市では土砂崩れで住宅が押しつぶされたほか、川の氾濫により浸水被害もあり8人が死亡。竹原市では東野町と新庄町の土砂崩れで4人が死亡、5人が負傷した。市内を流れる加茂川の氾濫もあり全壊6件、建物床上浸水327件、床下浸水647件の被害が出た。呉市同様、呉線や東広島市や呉市、三原市とつながる道路も寸断されたため一時孤立状態になった。福山市駅家町では農業用ため池が決壊し土砂崩れに巻き込まれ1人が死亡している。安芸郡府中町では晴天下の10日11時頃、榎川が	

氾濫し町内の10ヘクタールが浸水、川沿いの幼稚園で園児180人が一時取り残されるなど、緊急の救助活動が行われた。堤防が決壊した形跡はなく、上流にある砂防ダムから水があふれ、川の水量が増え、大雨で上流から流れ着いた流木や土砂が、流れが蛇行する場所や橋げたにたまり川がせき止められ、水があふれ出したとみられる。以上のほか18日までに、府中市、安芸高田市、福山市、尾道市の各市町で各2人、安芸郡海田町で1人の死亡が確認されている。被害規模の大きい広島県では川に流される犠牲者が相次ぎ、広島海上保安部は18日までに海上で6人の遺体を収容。広島市安芸区から流されたと見られる2名を捜索しているがまだ発見されておらず、ほか行方不明者が残っている。

岡山県

河川の氾濫や堤防の決壊による浸水被害や土砂災害が相次いで発生した。全半壊・浸水家屋の数は19日時点で少なくとも14,000棟にのぼり、県内の風水害による被害としては戦後最悪となった。

倉敷市真備町では7日朝までに小田川と支流の高馬川などの堤防が決壊し広範囲が冠水した。真備町だけで51人の死亡が確認されており、ほとんどが水死とみられる。国土地理院の推定によると、浸水の深さは広い範囲において3-4メートルとなり、最大で4.8メートルに達したとみられる。浸水範囲は真備町の4分の1にあたる1,200ヘクタールに及んだ。真備町における堤防の決壊箇所は小田川で2箇所、支流の高馬川で2箇所、末政川で3箇所、真谷川で1箇所が確認され、小田川では他にも6箇所でのり面の崩落が確認されている。小田川は真備町の上流側に位置する井原市や小田郡矢掛町においても本流または支流において堤防が決壊し、浸水被害が発生した。岡山市では旭川水系の砂川で堤防が決壊し、東区平島地区付近一帯の2,230棟が浸水するなど、浸水家屋は市全体で7,645棟に及んだ。土砂災害も相次ぎ、岡山市で2人が死亡した。笠岡市では7日朝、自動車部品会社の工場の裏山が崩れて土砂が流れ込み6人が巻き込まれ、うち2人が死亡した。総社市では冠水した道路で交通規制に当たっていた警備員らが高梁川に流されるなど、4人が死亡した。以上のほか15日までに、井原市で2人、倉敷市（真備町を除く）、浅口市、浅口郡里庄町の各市町で各1人の死亡が確認されている。

山陰地方

島根県の江の川流域で200棟以上が床上浸水した。島根県は11日、江津市、川本町、美郷町に職員を派遣し、復旧などを手伝った。また川本町では浄水場の冠水により280戸が断水状態となった。

四国地方

愛媛県では、西予市野村町で7日朝、野村ダムが満水に近づいたため放流量を急増させたところ肱川が氾濫し、逃げ遅れた5人が死亡した。西予市によると、7日5時10分に防災行政無線で住民に避難指示を周知したという。国土交通省四国地方整備局によると、6時20分からダムへの流入量と同じ量の放出を開始し、6時20分時点で毎秒439立方メートルで放流していたのが7時50分には毎秒1797立方メートルに達した。またその下流にある鹿野川ダムでも、7時35分から流入量とほぼ同じ水量を放流する措置を取り、大洲市で川が氾濫した。大洲市では8日、概算で4600世帯の家屋浸水に及び見通し。宇和島市吉田町では7日、多数の土砂崩れが発生し10日までに11人が死亡した。松山市の怒和島では7日0時50分頃、住宅の裏山が崩れて1棟が倒壊し、3人が死亡した。高知県では、香南市で6日朝、1人が香宗川で流され西に約100キロ離れた四万十市の海岸において遺体で発見された。大月町では2人が亡くなり、県内で計3人が死亡した。安芸市では、6日未明に市内を流れる安芸川が栃ノ木地区で氾濫し、川沿いの東地の集落では約10棟が浸水被害に遭い、21人が一時孤立した。

九州地方・山口県

山口県では7日までに、岩国市周東町で家の中に土砂が入り1人が死亡、また土石流に家ごと流されて1人が死亡、周南市では土砂で家が倒壊し1人が死亡。

福岡県では、6日朝に北九州市門司区で崖崩れが発生し住宅が全壊し2人が死亡。また7日までに、同県宇美町在任の1人が山中にあった老犬介護施設から避難中に土石流に巻き込まれ死亡、筑紫野市原田の水路で発見された。6日には、北九州市小倉北区の板櫃川や久留米市北野町の大刀洗川など複数の河川が氾濫し、うち久留米市では広範囲が浸水、7日までに約1000棟（うち久留米市北野町地区で約500棟）が浸水被害を受け、ボートによる救助活動が行われた。北九

	<p>州市では9日までに土砂崩れなどにより約680棟が被害を受けた。</p> <p>佐賀県では12日までに、佐賀市大和町で嘉瀬川に流された1人が死亡、伊万里市で1人が死亡。伊万里市の1人は長崎県松浦市の海岸まで約6km流され発見された。</p> <p>宮崎県では12日までに、1人の遺体が発見され、豪雨との関連を調べている。</p> <p>鹿児島県では7日までに、鹿児島市古里町（桜島内）で2棟が土砂崩れに巻き込まれ、2人が死亡。</p> <p>近畿地方</p> <p>兵庫県では、猪名川町で5日、物流センターの工事現場で作業員3人が排水管に流され、うち1人が死亡し2人が重傷を負った。宍粟市では土砂崩れにより住宅が押しつぶされ1人が死亡した。丹波市では市内各地で浸水被害が多発した。</p> <p>京都府では、綾部市で土砂崩れにより住宅が倒壊し3人が亡くなった。亀岡市では、川に車が流され1人が死亡。舞鶴市では自宅で土砂の除去作業中に行方不明になった男性が舞鶴湾において遺体で見つかった。福知山市大江町公庄では9日、土砂崩れにより谷河川がせき止められて天然ダムができていることが分かった。府内では舞鶴市や福知山市など、計2000棟以上で浸水被害が出た。舞鶴市の由良川流域では雨水などの内水が由良川へ流せず浸水被害が発生。道路の冠水により舞鶴市加佐地域全域の1828世帯が一時孤立した。また道路の寸断も相次ぎ、伊根町全域が孤立したほか、6市町13地区が孤立状態となった。</p> <p>中部地方</p> <p>岐阜県では9日までに、関市で津保川が氾濫、用水路に車が横転し1人が死亡、岐阜市・関市で3人が重軽傷を負った。9日17時時点で下呂市で6世帯15人が孤立。関市を中心に225棟が床上浸水、270棟が床下浸水した。県内のJR高山線や東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道などが寸断された。</p> <p>北海道</p> <p>北海道では、旭川市でペーパン川が2回氾濫したほか、旭川市と深川市で石狩川が、沼田町と深川市で雨竜川が3日、氾濫した。オホーツク管内遠軽町では湧別川にかかる「いわね大橋」で橋脚に異常が発生し橋が折れ、上川管内東川町の天人峡温泉では道道の一部崩落で3日から宿泊客等130人が孤立。旭川市を中心に道内で132棟の建物に被害が出た。</p>
--	--

第4節 地震被害想定

第4節 地震被害想定

1. 地震と活断層との関連

2. 想定地震の設定

1. 地震と活断層との関連

活断層とは、第四紀（200万年前から現在まで）に繰り返し活動し、今後も活動すると思われる断層のことである。この活断層がずれることによって地震が発生するが、一般に地殻上部（20km以浅）におけるマグニチュード7.0程度以上の地震の場合、その震源となった断層に沿った岩盤のずれは地表まで届き、地表地震断層として観察される。

地形・地質的な線状構造であるリニアメントや断層が、活断層のためのものであるかどうかの確実性については、「新編 日本の活断層（1991）」により以下の用に区分される。

活断層の確実性

- ①確実度Ⅰ…活断層であることが確実なもの「活断層の位置や変位の向きがともに明確なもの」をいう。
- ②確実度Ⅱ…活断層であると推定されるもの
「位置が明らかであり、変位の向きが推定できるもの」、確実度Ⅰと判定できるほど確定的な地形・地質的な証拠がない場合である。
- ③確実度Ⅲ…活断層の疑いのある地形・地質的分離線形のもの「変位の向きが不明で、他の原因も考えられるような分離線形のもの」、下記に示す活動度C級以下の活断層である。

また、第四紀における活断層の活動の程度を活動度と呼ぶ。第四紀の基準地形や第四紀層の変位量を、形成時から現在までの数年で割った値を平均変位速度という。

この平均変位速度S（1,000年間に平均化した変位速度：m）によって、A・B・C級に分類されている。ここに示した活動度は、大地震の周期や今後の活動時期の推定のための重要な指標である。

活動度（平均変位速度S）

- ①A級： $10\text{m} > S \geq 1\text{m}$ （1m/1,000年の単位）
- ②B級： $1\text{m} > S \geq 0.1\text{m}$ （1m/1,000年の単位）
- ③C級： $0.1\text{m} > S \geq 0.01\text{m}$ （1m/1,000年の単位）

地震の活動度・周期等については、断層の正確な位置を把握したうえで、その活動年代及び周期を直接的に把握できるような調査が必要となる。地震災害という観点から考

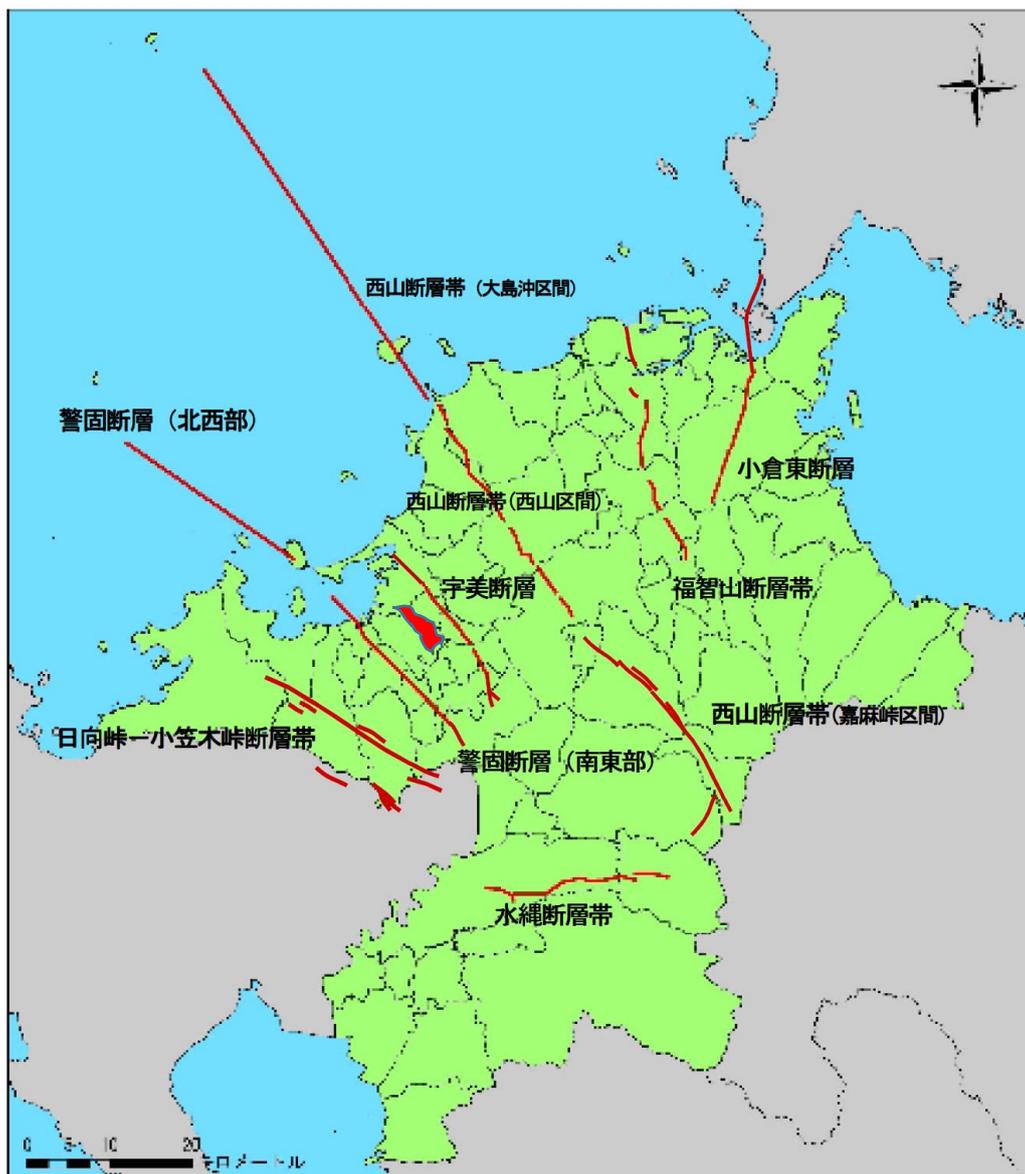
えた場合、数万年単位での活動状況のみならず、特に千年・百年単位での活動状況が問題となる。県内主な活断層の活動度概要や分布を以下に示す。

■福岡県内における主な活断層

	断層	確実度	活動度	長さ	地域
1	小倉東断層	確実度 I	C~B	約17km	北九州市
2	西山断層	確実度 I	<C	約31km	飯塚市、宗像市
3	警固断層	確実度 I	C	20km以上	福岡市
4	水縄断層	確実度 I	B	約26km	久留米市
5	福智山断層	確実度 I	B~C	約20km	北九州市
6	宇美断層	確実度 I	C	約14km	福岡市—太宰府市

「新編 日本の活断層（1991）」、「福岡県による評価（平成18年12月時点）」をもとに加筆修正

福岡県想定地震の震源断層分布図



2. 想定地震の設定

平成24年3月の「福岡県 地震に関する防災アセスメント調査報告書」では、

平成18年度に作成された前回アセスメント調査と同様に想定地震の設定においては、発生頻度は低くとも、一旦発生した場合に重大な影響を及ぼすことが予想される地震については、県の防災対策上の必要性などを考慮して位置づけるものとする。

また、前回アセスメント調査では、警固断層においてマグニチュード7.0、7.2を想定した以外の5断層については想定規模をマグニチュード6.5に統一していた。しかしながら、福岡県西方沖地震以降、能登半島地震（平成19年3月25日マグニチュード6.9）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月14日マグニチュード7.2）など、内陸の活断層を震源として発生する地震が続き、いずれも前回アセスメント調査の想定規模（マグニチュード6.5）を超えていること、さらに東北地方太平洋沖地震（平成23年3月11日マグニチュード9.0）という想定を超えた巨大地震が発生していることを踏まえ、改めて想定地震規模を見直すこととした。

とある。

上記「福岡県 地震に関する防災アセスメント調査報告書」の調査では想定震度の発生時刻については、地震火災による被害を考慮して出火・延焼の危険性が最も高くなる平日の「冬の夕刻」（17時～18時）としており、これに基づき、震源及び地震被害を想定している。

志免町に大きな影響を与える地震は、警固断層、宇美断層、又は、基盤一定で発生する地震であると考えられる。

(1) 警固断層 南東部

福岡県西方沖地震の震源より南東部の福岡市（博多湾）から筑紫野市付近にかけて、断層の長さ27km（震源断面の長さ27km）、震源断層の幅15km（上端の深さ2km、下端の深さ17km）とする。警固断層南東部地震（地震の規模マグニチュード7.2のケース）とする。

(2) 宇美断層 南東部

福岡市から太宰府市付近にかけて断層の長さ約18kmのうち、震源断層の長さ18km、震源断層の幅9km（上端の深さ2km、下端の深さ11km）、地震の規模マグニチュード6.9を想定した。

(3) 基盤一定

地表に現れていない未知の活断層の存在を考慮すると、県内どこでも地震が生じ得る。そこで、前回のアセスメント調査と同様に、基盤上に一定の地震動を与え、表層

地盤の増幅特性の相違のみを考慮して地表加速度及び震度分布図を作成し、台地・丘陵等の良好な地盤上で震度6弱程度となるよう、マグニチュード6.9、深さ10kmと設定した。

以下に総合評価一覧等を示す。

■警固断層系のデータ

項目	調査結果	備考
断層の長さ	約27km	福岡市～春日市～大野城市～太宰府市～筑紫野市
断層の延長方向	北西～南東	
断層の型	左横ずれ断層	トレンチ・重力探査
変位量の上下・水平比	上下：水平＝1：2	断層面の条線から推定
平均変位速度	上下方向：2～3cm/千年 実変位：4～7cm/千年（計算値） 活動度はC級	トレンチのデータ 「新編日本の活断層」では<B級
1回の変位量	上下方向：0.3～0.4cm程度 実変位：0.7～0.9m程度（計算値）	トレンチのデータ
活動間隔	約3,100年～5,500年	トレンチのデータ
最新活動時期	約4,300年～3,400年前の間	トレンチ・ボーリング
地震活動の規模	マグニチュード7.2程度	断層の長さからの推定M6.9（松田の式：松田（1975）； $\log L=0.6M-2.9$ ） 変位値からの推定M6.6（松田の式）

■宇美断層系のデータ

項目	調査結果	備考
断層の長さ	約18km	福岡市～春日市～大野城市～太宰府市～筑紫野市
断層の延長方向	北西～南東	
断層の型	逆断層/横ずれの存在については確認されていない	トレンチ・重力探査
変位量の上下・水平比	上下：水平＝1：2	断層面の条線から推定
平均変位速度	上下方向：2～3cm/千年 実変位：4～7cm/千年（計算値） 活動度はC級	トレンチのデータ 「新編日本の活断層」では<B級
1回の変位量	上下方向：0.3～0.4m程度 実変位：0.7～0.9m程度（計算値）	トレンチのデータ
活動間隔	約15,000年以下	トレンチのデータ
最新活動時期	約4,300年前以降	トレンチ・ボーリング
地震活動の規模	マグニチュード6.9程度	断層の長さからの推定M6.9（松田の式） 変位値からの推定M6.6（松田の式）

（参考：平成24年3月 福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書）

①志免町における想定地震

- ◆警固断層南東部（中央下部）M7.2
（福岡県の中核である福岡市等に影響を及ぼすケース）
- ◆宇美断層（中央下部）M6.9
- ◆基盤一定M6.9（活断層の存在が確認されていない地域）

②志免町の想定震度

志免町における警固断層南東部地震（中央下部）M7.2における想定される地震は震度6弱～6強と想定される。

宇美断層M6.9における想定される震度は同じく震度6弱～6強が想定される。

基盤一定は、震度6弱、M6.9、深さ10kmと設定する。

想定地震	規模	最弱震度	最強震度	液状化予測	被害想定有無
警固断層南東部（中央下部）	M7.2	6弱	6強	一部に極めて高い分布	有
宇美断層（中央下部）	M6.9	6弱	6強	一部に極めて高い分布	無
基盤一定	M6.9		6弱	一部に極めて高い分布	有

③志免町における人的・施設等被害

志免町における地震被害想定は各項目別に次の被害が想定される。

被害想定項目		警固断層 南東部地震M7.2	基盤地震動一定
1	死者数	19	3
2	負傷者数	244	60
3	要救出現場（箇所）数	25	2
4	要救出者数	50	6
5	要後方医療搬出者数	24	6
6	避難者数	187	18
7	斜面崩壊危険度（A）箇所数	7	1
8	斜面崩壊被災建物棟数	15	3
9	建物全壊棟数	63	6
	うち木造全壊棟数	23	0
	うち非木造大破棟数	40	6
10	建物半壊棟数	167	26
	うち木造全壊棟数	60	3
	うち非木造大破棟数	107	23
11	地震火災全出火棟数	1	0
12	地震火災消失棟数	0	0
13	上水道管被害箇所数	114	38
14	下水道管被害箇所数	12	1
15	都市ガス管被害箇所数	0	0
16	電柱被害本数	2	0
17	電話柱被害本数	2	0

18	生活支障世帯		
	居住制約	17,659	7,141
	食料・飲料水	17,659	5,074
	電気	2,650	0
	情報通信回線 (NTT)	139	0
19	エレベーター閉じ込め者数	226	96

第5節 水防法改正と洪水・高潮浸水想定区域の指定



1. 水防法改正（平成 27 年5月）

(1)背景

近年、洪水のほか、ゲリラ豪雨による内水・スーパー台風による高潮により、現在の想定を超える浸水被害が発生し、多数の死者も発生している。

このため、施設計画を超える豪雨などが発生した場合「最悪の事態」を想定して人命を守るとともに、社会経済被害の最小化を図るための対策を事前に検討し、準備しておくことが必要となってきた。

(2)改正概要

現行の洪水に係る浸水想定区域については、河川等の整備において基本となる降雨及び高潮を前提とする区域の「計画規模」の浸水想定区域に、「想定し得る想定最大規模」の降雨及び高潮を前提とした浸水想定区域を追加して公表する。

2. 宇美川洪水浸水想定区域

県により水防法第14条第1項の規定に基づき【多々良川水系宇美川】について洪水浸水想定区域の指定を行った。

多々良川水系宇美川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面となる。

この洪水浸水想定区域等は、指定時点の宇美川の河道及び洪水調節施設の整備状況を

勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により宇美川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものである。

算出の前提となる降雨は、流域全体に674mm/9時間の降雨とする。

3. 玄界灘沿岸高潮浸水想定区域

県により水防法第14条の3第1項の規定に基づき【玄界灘沿岸高潮浸水想定区域】の指定を行った。

玄界灘沿岸高潮浸水想定区域は、福岡県糸島市二丈鹿家から芦屋町山鹿までとなる。

作成する高潮浸水想定区域図は、最悪の事態を想定したものととして、想定する台風を我が国既往最大規模の台風とし、台風経路の各沿岸で潮位偏差が最大となるよう設定し、また、河川流量、潮位、堤防の決壊等の諸条件についても、最悪の事態を想定している。

想定する台風の中心気圧は、我が国での既往最大の台風規模である室戸台風（1934年）を使用し、玄界灘沿岸を含む九州地方での中心気圧は900hpaとなる。

想定する台風の経路は、過去に福岡県に來襲した台風実績から、「東進型」、「北進型」、「北東進型」、「北西進型」、「北北東進型」の5つの方向を設定し、その結果、「東進型」が、最大偏差を生じるコースとして選定された。

4. 水防法の一部改正と土砂災害防止法の一部改正の一括改正（平成29年6月）

(1) 背景

平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生した。全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を転換し、ハード・ソフト対策を一体として備える水防災意識社会の再構築への取組みが必要となっている。

(2) 改正概要

洪水や土砂災害のリスクが高い区域に立地する要配慮者利用施設については、避難確保計画の策定及び訓練の実施が義務づけられ、市町村に報告するものとなった。

水防法関係では、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した洪水予報河川・水位周知河川等の浸水想定区域内に立地している施設、また、土砂災害防止法では、都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域内に立地している施設で、市町村の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象となる。

(3) 計画に位置付ける対象施設

要配慮者利用施設は、資料編に掲載するものとする。

■要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設（施設の例）

<p>「社会福祉施設」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉関係施設 ・有料老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 ・身体障がい者社会参加支援施設 ・障がい者支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・障がい福祉サービス事業の用に供する施設 ・保護施設 ・児童福祉施設 ・障がい児通所支援事業の用に供する施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・子育て短期支援事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・児童相談所 ・母子健康包括支援センター 等 	<p>「学校」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校 ・専修学校 等 <p>「医療施設」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院 ・診療所 ・助産所 等
--	--	--

【資料編】

- ・ 17-1 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設

第2章 災害予防計画

〔風水害・震災編〕

第1節 災害に強いまちづくり

第1節 災害に強いまちづくり

1. 災害に強い街並の形成

2. 災害の予防

3. 火災に強い街並みの形成

4. 防災空間の確保

5. 広域防災力の対応

6. 交通（道路）施設

7. ライフライン施設

1. 災害に強い街並の形成

自然環境と調和のとれた快適な生活環境を実現するためには、土地利用を計画的に推進する必要がある。したがって長期的な視野に立ち、地域の自然的・社会的・経済的かつ文化的条件に配慮し、安心して快適に暮らせる生活環境の整備とともに災害に強い街並の形成を図るものとする。

2. 災害の予防

(1)風水害等災害の予防

志免町は宇美川を中心として開けているため、丘陵地はわずかで、宇美川が氾濫した場合に広範囲の地域が浸水する可能性が指摘されている。また最近では、短期間に集中的に大雨を降らせるゲリラ豪雨、また、平成29年7月九州北部豪雨の際に積乱雲が非常に発達する線状降水帯の豪雨による被害のおそれも懸念され、新たな対応を迫られている。

過去の災害履歴においても豪雨による洪水、急傾斜地の崩壊等の被害が発生しており、特にこれら風水害に対する自然災害の予防措置策は、町づくりを進めるうえで重要な事業といえる。特に災害危険箇所の把握に努め、住民への防災意識の高揚を図る

とともに、国、県への働きかけを積極的に推進するものとする。

(2)地震災害の予防

近年、我が国では地震が頻発しており、大地震がどこで発生してもおかしくない状況にあり、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下型地震については、甚大な被害が想定されている。特に東海地震は今後 30 年以内に発生する確率が非常に高く、88%（平成 24 年 1 月政府発表値）と予測されている。

平成 17 年 3 月 20 日、福岡県西方沖地震が発生し、志免町でも多数の被害が出ている。

町はマグニチュード 6 クラス以上の地震が発生する可能性のある警固断層及び宇美断層と隣接しており、これらの断層が活動した場合、志免町への被害は避けられない状況にある。

このことから地震対策を考慮した災害の予防措置策は、防災に強いまちづくりを進めるうえで重要な事業といえる。志免町においては、建物の耐震化や自主防災組織の育成などを地震災害に対する事前対策としてとらえ、国、県への働きかけを積極的に推進するものとする。

(3)地盤災害の防止

①災害危険箇所等の調査・点検

町は、災害が予想される急傾斜地崩壊等の地盤災害の危険箇所について関係機関の協力を得ながら、定期的に危険度を把握するための調査・点検を実施し、適切な規制、対策等を講じるよう努めるものとする。

②総合的な土砂災害予防他施策の推進

町は、国、県の各種対策事業の推進を積極的に要望するとともに、住民に対してこれらの事業の完了には長い年月を要する旨の理解を得るよう、広報等に努めるものとする。また、そのことを踏まえ、住民自らが避難等の対策を講じられるよう危険情報の提供について、国、県と連携して努めるものとする。

■推進する土砂災害予防他施策

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 災害危険河川区域の防止施設2. 急傾斜地崩壊防止施設3. 現在工事中の箇所の事前把握4. かけ地近接等危険住宅移転事業 |
|---|

(4)土砂災害危険箇所の調査把握

①急傾斜地崩壊危険区域の指定

県において、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第

57号) 第3条第1項の規定により次の区域が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

■急傾斜地崩壊危険区域の指定

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

1. 急傾斜の勾配が30度以上のがけ
2. 急傾斜の高さが5m以上のがけ
3. 急傾斜地の崩壊により危険が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院(診療所)・旅館等に危害を及ぼすおそれのあるもの。

②「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下、土砂災害防止法)」による「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」を県が把握し指定を行っており、以下のとおりである。

㊦土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知や警戒避難体制の整備を行う区域。

㊧土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制建築物の構造規制が行われる区域。

【資料編】

・1-2 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

・1-3 土砂災害警戒区域指定一覧

3. 火災に強い街並みの形成

(1)建築物の不燃化

木造住宅や飲食店等が密集している区域は、火災による大きな被害が発生するおそれがあるため、町は、防火、準防火地域の指定を行い、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築を促進する。

(2)文化財等の災害予防

文化財は貴重な町民の財産であって、この文化財保存のためには万全の配慮が必要であるため、保護対策を推進するほか、予想される各種災害対策の整備、指導を強化する。

また、文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに文化財維持管理、点検整備を行い、必要な防災対策の実施に努めるものとし、次の事項を実施し防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

■文化財の災害予防対策

- ①「文化財防火デー」を活用した広報活動
- ②所有者に対する講習会
- ③火災予防体制等、管理保護の指導
 - ㊱防火管理体制等、管理保護の指導
 - ㊲防火環境の整備
 - ㊳火気の使用制限
 - ㊴火災危険個所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
 - ㊵自衛消防隊の組織の確立とその訓練
- ④施設等の整備への助言
 - ㊱消火施設
 - ㊲警報装置
 - ㊳その他設備

【資料編】

・3-1 指定文化財の状況

(3)建築物の災害予防

①防災上重要な建築物の災害予防

㊱既存施設の対策

「建築基準法」の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された公共建築物については、震災時の安全性の向上を図るため、必要に応じて、耐震診断及び耐震補強と設備の更新に努めるものとする。

- ㊲災害対策本部等が設置される施設（予備施設含む）
- ㊳医療活動の施設（診療所）
- ㊴応急対策活動の施設（消防署、消防団詰所）
- ㊵避難救護の施設（学校、体育館等）
- ㊶社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等）

㊱新規施設への対策

㊱に示した公共建築物等を建築する際には、建物の形状、地盤状況、地形等及び災害時の施設の役割を考慮し、必要に応じて耐震強度を割り増すなど防災性の強化に努める。

②一般建築物の災害予防

ア建築物等の診断・啓発活動

- ① 特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについての耐震診断、改修等
- ② 新耐震基準施行以前に建築された特殊建築物の耐震診断
- ③ 建築物の窓ガラスや看板等の落下物による被害を防止するための安全確保
- ④ ブロック塀等の倒壊を防止するための安全確保
- ⑤ 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止等の安全確保

イ相談窓口の設置

耐震診断・耐震改修について住民からの相談を受け付ける窓口を設置する。

4. 防災空間の確保

(1) 公園・緑地の整備

公園・緑地は、住民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における避難場所、避難経路の確保あるいは延焼を防止するなど多様な機能をもつオープンスペースとしての役割を有している。

町は、これらの整備を推進する。

(2) 農地・林地等の保全

林地は雨水の貯留効果やがけ崩れ等の防止効果を有し、農地は延焼火災の遮断や一時的な避難にも有効である。

町は、これらの保全に努める。

5. 広域防災力の対応

志免町は、緩やかな丘陵地と平地からなり、山岳地と比較して土砂崩れ等の被害は少ないと考えられるが、町の中央を宇美川が流れており、平成11年、15年及び21年の集中豪雨では大きな被害を受けている。

こうした地勢により、大規模な風水害が発生すれば洪水や堤防決壊、又は、橋梁寸断により、孤立する地区が発生する可能性がある。

町は、災害時の救助・消防活動や救援物資の輸送など応急対策を迅速に実施するため、必要に応じて複数のルートを選択できる災害に強いネットワークを強化するとともに、隣接市町との協力体制の構築を進める。

6. 交通（道路）施設

(1)道路の整備

町は、風水害等における道路機能確保のため、所管道路について、法面等危険箇所調査（道路法面、盛土欠落危険地調査）を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、危険個所の対策をする。

(2)道路啓開用資機材の整備

町は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、緊急輸送道路としての機能を確保できるよう、建設業者、団体との間であらかじめ協定を締結するなど、道路啓開体制の整備をする。

(3)交通安全施設の防災機能強化

町は、緊急輸送道路として確保すべき道路に対し重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策及び復旧対策等の防災機能の強化を交通管理者に要望する。

7. ライフライン施設

各生活関連施設は災害時に被害を最小限にとどめるため、施設の復旧が速やかに行える施策を実施する。また、電気、ガス、電話等の各施設については、各関係機関が防災業務計画及び県計画に基づき施設の安全化に努め、町は各関係機関の状況を把握するようになる。

(1)上水道の安全化

水の確保は災害時の生命線であり、水道施設・設備の安全性の確保については、非常用施設・設備が被災を受けにくいものとする必要がある。町は、特に重要管路や老朽施設の更新にあたっては十分配慮する。

- ① 水道施設の重要度、優先度を検討し、老朽施設の更新や耐震化工事を行い、災害に強い水道施設の整備を進める。
- ② 水道施設の日常点検を行い、水道事故等の発生を未然に防ぐ。
- ③ 復旧資材の備蓄を行う。
- ④ 水道管路図、給水台帳等の整備を行う。

(2) 電力施設の安全化（九州電力株、九州電力送配電株）

電気は現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、電気事業者の九州電力株、九州電力送配電株は、災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策を推進する。

(3) ガス設備の安全化（ガス会社）

ガス事業者は、災害発生によりガス供給所の破損によるガス漏れから、火災・爆発・ガス中毒事故の二次災害発生が予想されるため、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

また、各家のLP ガス設置方法の確認・見直しの指導を推進する。

(4) 電信電話施設の整備（西日本電信電話株・NTT コミュニケーションズ株・株NTT ドコモ九州等）

西日本電信電話株・NTT コミュニケーションズ株・株NTT ドコモ九州等の電信電話事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み災害発生時においても、重要通信を確保できるように日頃から設備自体を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図る。また、これらに付随する通信網システムについても信頼性の向上をさらに促進する。

■西日本電信電話株が実施する事項

①建物・鉄塔及び端末機器等の耐震対策

②震度7でも通信機能の維持が最小限できるように、建物・耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて耐震補強を実施する。

③事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるよう補強する。

②電気通信設備の停電対策

予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保と液式鉛蓄電池をシール蓄電池に随時更新し、停電対策強化を図る。

第2節 災害（二次的）の防止対策

第2節 災害（二次的）の防止対策

1. 土砂災害の防止

2. 水害の防止

3. 火災の防止

1. 土砂災害の防止

降雨による土砂災害に加え、地震発生時においては、二次的な災害として災害発生が考えられる。土砂災害の防止は、県が主体となって対策事業を推進する。町は、それに協力するとともに、避難体制や防災知識の普及等を図り、危険地区住民の安全を確保する。

(1)急傾斜地崩壊対策

①急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、土砂災害の危険箇所のうち「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

②行為の制限

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、がけ地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為を規制し、がけ地を保全するとともに、住居用建築物については、建築基準法に基づき建築制限を行う。

また、移転を必要とし、かつ移転可能な住居用建物について、移転推進の支援を行う。

(2)「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称：土砂災害防止法）」による「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」の指定

①土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害が発生した場合に住民の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知や警戒避難体制の整備を行う区域を指定する。

②土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められた区域で、特

定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制が行われる区域を指定する。

(3) 避難体制等の整備

町は、急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域の住民を安全に避難誘導するために、次の措置を講ずる。

①急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域の周知

地域防災計画に急傾斜地崩壊危険箇所及び土砂災害警戒区域を掲載するとともに、住民及び各関係機関に危険箇所を示したハザードマップを配布し、住民説明会、避難訓練、出前講座などを活用して、継続的な住民への情報提供を図る。

②自主防災組織の育成

災害情報の収集・伝達、避難等が自主的に行えるよう自主防災組織を育成する。

③パトロール及び点検の実施

大雨が予想されるときは、消防団と連携して防災パトロールを実施する。

また、急傾斜地の状況（高さ、勾配、亀裂の有無、湧水、危険雨量等）について総点検を行い、雨量の自主的な観測体制を整備する。

④情報の収集・伝達体制の整備

過去の経験から雨量と災害発生との関係を把握する。また、危険地区の住民に気象予警報や避難等の情報が伝達できるような体制を整備する。

(4) 急傾斜地崩壊防止工事

県及び町は、急傾斜地法に基づき、急傾斜地崩壊防止工事を緊急度の高い区域及び地区住民の協力が得られる区域から順次施工する。

(5) 住民への周知

町は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成し、県が作成した、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップと併せて、住民に対する周知に努めるとともに、宅地の耐震化を実施するように努めるものとする。

また、地震や大雨による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進する。

【資料編】

- ・ 1-2 急傾斜地崩壊危険箇所一覧
- ・ 1-3 土砂災害警戒区域指定一覧

2. 水害の防止

町は、国、県等との連携のもと、水害に強い町づくりを目指して、総合的な治水対策を実施する。

(1) 宇美川の水害防止

平成15年7月や平成21年7月の豪雨などのような降雨によって、宇美川の堤防が決壊しても、壊滅的被害を回避するように氾濫水抑制対策と警報・避難への対策を実施する。

① 氾濫水抑制対策

㊦ 堤防

破堤による浸水被害を防止するため、大洪水に対する越水や浸透に対する耐久性の高い堤防を整備するよう県に働きかける。

㊧ 土嚢等の整備

破堤による浸水被害を防止するため、公民館等に土嚢を整備しておく。

② 警報・避難への対応

㊦ 避難場所・指定避難所の整備

町が指定した地区ごとの指定避難所においては、迅速に避難活動が行えるように環境を整備しておく。また指定避難所には防災資機材を整備する。

㊧ ソフトの充実

ハザードマップによる情報提供や水防体制の強化等ソフト対策を充実する。

(2) 浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

① 浸水想定区域等の把握及び公表

町は浸水想定区域等を把握し、その公表及び周知に努める。

② 浸水想定区域内の施設の把握

県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川（水位周知河川）において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を調査し、浸水想定区域として指定する。

町は、本計画に、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地、並びにその他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

③浸水想定区域における避難措置の住民への周知

浸水想定区域は、洪水予報等の伝達方法等について、印刷物（ハザードマップ等）の配付や住民説明会、避難訓練、出前講座などを活用して、継続的な住民への情報提供を図る。

(3)ため池の水害防止

平成29年7月九州北部豪雨や平成30年7月豪雨等では、ため池の決壊による被害が各地で発生している。本町においても、8箇所のため池が決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼす恐れのある「防災重点農業用ため池」に指定されている。このため池の決壊による災害を未然に防止するため、「福岡県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき、劣化状況について評価を行い、その結果や下流域への影響から防災工事を含めた検討を行う。

さらにため池のハザードマップについては、ワークショップ等で地域住民と十分に連携するとともに、住民説明会、避難訓練、出前講座などを活用して、継続的な住民への情報提供を図る。

【資料編】

- ・2-1 ため池一覧

3. 火災の防止

平時の火災に加え、地震発生時においては、その二次的被害な災害として、火災の発生並びに延焼被害が考えられる。このため町は、町及び消防機関等と連携し、対策事業を推進する。

(1)消防力の強化

町は、消防本部と連携し、消防力の強化について次の対策を推進する。

①消防施設の強化

「消防力の整備指針」に基づき消防施設の整備を図る。

- ㊦人口増加にあわせて、消防署所の適正配置を行う。
- ㊧地域の災害特性にあわせて、消防署所の適正配置を行う。
- ㊨消防署の整備や情報システム等を整備する。

②消防水利の整備

「消防水利の基準」に基づき、防火水槽等の充実を図る。特に、災害時は、水道施設の破損により消火栓が使用できないことがあるため、耐震性を有する防火水槽を整備するとともに、河川やプールの水利の活用等の検討を行う。また、消防活動

が困難な地域に対しては、消防水利の増設や可搬式動力ポンプ等を整備する。

③救助・救急体制の整備

災害事故による傷病者の早期救命を図るため、高規格救急車の導入や救急救命士等の資格取得など隊員の教育訓練を実施する。また、住民に対しては、救命講習会を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

④消防計画の策定

消防計画を策定し、毎年検討を加え必要に応じ修正する。

⑤消防団の体制整備

消防団の強化・活性化を図るため、資機材等の装備の整備拡充を図るとともに、建物の老朽化に伴う消防団詰所の建替えを行い、地域の防災機能の充実・強化を図る。

⑥消防職団員の教育訓練

県消防学校及び消防大学校に消防職団員を派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し実施する。

(2)火災の予防

町及び消防本部は、火災を予防するため次の対策を実施する。

①火災予防査察の強化

消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対して、火災予防上必要な資料の提出や防火対象物への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図り、予防対策の指導を強化する。

②防火管理者制度の推進

消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火管理講習会を実施するとともに、防火対象物にかかる消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するように指導し、防火管理者制度の推進を図る。

③建築同意制度の活用

建築物の新築、改築等の許可、確認の同意時、防災の観点からその安全性を確保するため、消防法に規定する建築同意制度を実施する。

④危険物施設の指導

消防法の規制を受ける危険物施設の所有者、管理者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、危険物施設等に対する保安の確保を図る。また、消防法の規定による立入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

火災予防条例の規定による少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者に対して必要な助言又は指導を行う。

⑤自衛消防隊等の育成

事業所、商店街、地域等における自衛消防隊あるいは民間消防組織の結成を促進し、防災訓練等を指導して地域における自主防火体制の強化を図る。

⑥火災予防運動の推進

以下のような火災予防運動を推進する。

㊦春秋火災予防思想の普及啓発

春秋2回、全国一斉火災予防週間に当り、住民に対する火災予防思想の普及徹底を強力に推進する。

【春の週間 3月1日～3月7日 秋の週間 11月9日～11月15日】

①報道機関による防火思想の普及

②講習会、講演会等による一般啓発

③女性防火クラブ、幼年消防クラブ等の育成

⑦消防設備の普及・整備

町内の事業所等から「消防用設備等点検結果報告書」が提出される際に、避難経路の確保及び消防施設の審査・指導を行う。

⑧火災気象通報

町長は、消防法第22条に規定する気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、又は知事が通報する気象通知を受けたときは、必要に応じて火災警報を発令し、防災無線をもって一般に周知させる。なお、町長が発令する火災警報の基準は、概ね次のとおりとする。

㊦実効湿度が、60%以下であって最低湿度40%を下り、最大風速7mを越える見込みのとき

①平均風速10m以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき

【資料編】

・5-1 火災発生状況

・5-2 救急出動状況表

第3節 町・住民の防災力の向上

第3節 町・住民の防災力の向上

1. 町の防災組織の整備

2. 住民が行う防災対策

3. 自主防災体制等の整備

4. 防災知識の普及

5. 防災訓練

6. 調査・研究

1. 町の防災組織の整備

(1)防災会議

町は、志免町防災会議条例（昭和38年志免町条例第54号）に基づき、定期的に防災会議を開催し、町及び各関係機関相互の調整、地域防災計画の見直し等、災害対策を推進する。以下に防災会議で協議する事項を示す。

①災害に関わる情報の収集

②各関係機関と災害時の応急対策における調整の防災体制に対する意見・方向性

(2)災害対策本部

町は、志免町災害対策本部条例（昭和38年志免町条例第55号）及び志免町地域防災計画に基づき、災害時に災害対策本部を設置し、対策要員の参集・配備、応急対策活動が迅速かつ的確に行えるように、応急対策についてのマニュアル等を作成し、職員がそれぞれの職務内容、手順の把握に努める。

【資料編】

・23-4 志免町防災会議条例

・23-5 志免町災害対策本部条例

2. 住民が行う防災対策

住民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各手段を講じるとともに、地域の防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

(1)防災に関する知識の習得

- ①台風、大雨・洪水等の災害に関する基礎知識
- ②過去に発生した災害の被害状況
- ③近隣の災害危険箇所の把握
- ④災害時に取るべき行動（初期消火、警報や避難指示等の発表時の行動、避難方法、避難所での行動、防災情報の収集等）
- ⑤災害教訓の伝承

(2)防災に関する家族会議の開催

- ①指定緊急避難場所・経路の事前確認
- ②非常持出品、備蓄品の選定
- ③家族の安否確認方法（福岡県災害情報等配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」携帯電話の災害用伝言版の活用等）
- ④災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）

(3)非常用品等の準備、点検

- ①食料、飲料水、飲料水、衣料品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
- ②3日以上以上の食料・飲料水・生活必需品、毛布等の非常備蓄品
- ③消火用具、スコップ、大工道具等資機材の整備

(4)防災に関する措置、備え

- ①住宅等の安全点検、補強の実施（屋根や鉢植え等の飛散防止、飛来物によるガラス飛散防止）
- ②応急手当方法の習得
- ③県、町又は地域で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加
- ④地域（町内会、自主組織等）が行う地域の相互協力体制の構築への協力等
- ⑤愛護動物との同行避難や指定避難所での飼養に対する準備

【資料編】

- ・4-1 指定避難所一覧

3. 自主防災体制等の整備

(1)自主防災組織の整備

住民等は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たち

で守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図るものとする。町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、指定避難所・避難ルート等の周知・安全確認、災害時における要配慮者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努めるものとする。

(2) 自主防災体制の整備

自治会に自主防災組織として育成することを基本とし、主に、自治会、町内会等で地域住民が自主的に組織し、設置する。

(3) 活動内容

自主防災組織は、平常時及び災害発生時の活動として、次に掲げられた内容の実施に努める。

【平常時の活動内容】

1) 自主防災組織の地区防災計画書等の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ地区防災計画書等に定めておくよう努める。

- ㉞ 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること。
- ㉟ 地域住民の任務分担に関すること。
- ㊱ 防災訓練の時期、内容等及び町が行う訓練や研修への積極的な参加に関すること。
- ㊲ 防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること。
- ㊳ 出火防止、消火に関する役割、消火剤その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備に関すること。
- ㊴ 避難場所、避難道路、避難所の開設・運営、避難指示等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。
- ㊵ 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること。
- ㊶ 救助用資機材の配置場所及び点検整備に関すること。
- ㊷ その他自主的な防災に関すること。

2) 防災知識の普及

正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。

主な啓発事項は、地震等の知識及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

3) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、町と有機的な連携をとるものとする。

また、災害時における要配慮者に配慮した訓練の実施に努めるものとする。

㊦情報の収集及び伝達の訓練

防災関係機関から情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

㊧出火防止及び初期消火の訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消防用器具を使用して消火に必要な技術等を習得する。

㊨避難訓練・避難所運営訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

また、公民館等を避難所として開設及び運営できるように実施する。

㊩救出及び救護の訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

㊪炊き出し訓練

災害時の電気や都市ガスなどのライフラインが寸断された状況の下、自ら炊き出しができるよう実施する。

㊫災害図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する等、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

㊬その他の地域の特性に応じた必要な訓練

4) 防災用資機材の整備・点検

消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検

5) 自主防災地図（防災マップ）の作成

地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することによりの確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の敏活、的確化を図る。

6) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

㊭自主防災組織と昼間人口を構成する人々との連携の促進

地域社会においては、居住地と従業地（勤労者の勤務地や学生の活動拠点等）

とが異なる住民も存在し、休日・夜間は居住地で生活を営み、平日・昼間は従業地で生活を営む住民も少なくない。平日・昼間は従業地で生活を営む住民は、就業していることから比較的体力がある若手や学生が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となりうる。

そこで、このような昼間人口を構成する人々に対しても、従業地でも安全に共に活動を行えるよう、従業地の自主防災組織とともに、防災知識の教育、防災活動の体験などを実施し、災害時に従業地の自主防災組織、ひいては居住地での自主防災組織活動への協力もできるよう啓発・研修等に努める。

①自主防災組織と地域コミュニティとの連携の促進

地域社会においては、町内会の高齢化や組織率の低下、活動の鈍化等が進行し、防災訓練や災害時の防災活動を行うとき、体力的に無理を強いることがある。

地域社会では、町内会の地域コミュニティのみならず、小・中学校PTA、スポーツ・文化クラブ、祭り実行委員会、地域おこしグループ等のコミュニティも存在、組織内の連携も活発であるコミュニティも存在し、このようなコミュニティも比較的体力があり、地域に愛着のある者が多く、防災活動においては非常に貴重な戦力となりうる。

そこで、このようなコミュニティに対しても、安全に共に活動を行えるよう、地域の自主防災組織とともに、防災知識の教育、防災活動の体験などを実施し、災害時に自主防災組織活動への協力もできるよう啓発・研修等に努める。

【災害発生時の活動内容】

①初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

②情報の収集・伝達

地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告や、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

③救出・救護の実施及び協力

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動の実施に努める。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者がいるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

④避難の実施

町長又は警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。また、公民館等が避難所となる場合は、避難所の開設・運営を行う。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

㊦避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

㊸市街地……………火災、落下物、危険物

㊹山間部、起伏の多いところ……………崖崩れ、地すべり

㊺円滑な避難行動がとれるよう、荷物は必要最小限度のものとする。

㊻高齢者、幼児、障がいのある人その他自力で避難することが困難な災害時における要配慮者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

⑤炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、町が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

(4) 自主防災組織の育成・指導

町の役割

- ①町は基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。
- ②町は町内会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- ③町は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会等を開催し、地域における自主防災活動の推進を図る。
- ④自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。
- ⑤町は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講じる。
- ⑥自主防災組織の好事例を集め、管内で広報するとともに、連絡・実働体制が整っているか、要配慮者を的確に把握しているか、必要な防災資機材を確保しているか、避難場所・避難経路を的確に把握しているか及び日頃の防災活動等を考慮して、優秀な自主防災組織の表彰をおこない自主防災組織の育成・指導に資するよう努める。

(5) 民間防火組織や防災士等防災人材の育成・強化

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日頃から出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そのため、県及び町は、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、

少年消防クラブ、女性防火クラブの組織づくりと育成強化に努める。また、地域防災リーダーとなりうる防災士等の防災人材の育成強化にも努める。

(6) 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

町は、消防団が地域住民により構成される消防機関であることから、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行い、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。

また、町は、消防団等と有機的な連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図るよう努める。

■個人・家庭、地域、自主防災組織等の役割項目例

自主防災体制	平常時	警戒・発災時
個人家庭	<ul style="list-style-type: none"> ①各個人の日常生活圏の危険性の認識 ②緊急地震速報や津波警報・注意報等の防災情報の理解の促進 ③家屋や塀の耐震強化措置 ④家具の転倒落下防止措置 ⑤出火防止体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ㊦耐震消火装置付器具の使用と作動状況の点検 ㊧安全な火気使用環境の確保 ⑥初期消火体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ㊦初期消火器具の確保と使用訓練 ⑦避難場所・ルートの確認と安全性のチェック ⑧救出用資機材の保管 ⑨必要な物資の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急地震速報や津波警報・注意報等の防災情報の自主的収集 ②出火防止 ③初期消火 ④家族の安否確認（電話は使用しない。）及び保護
隣近所	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者等災害時における要配慮者の安全対策の話し合い ②近所の災害環境の共同監視 ③救出用資機材の共同管理 	<ul style="list-style-type: none"> ①隣近所の生き埋め者の救出活動、負傷者搬送 ②隣近所の出火防止措置 <ul style="list-style-type: none"> ㊦隣近所の家庭にガス元栓閉栓呼びかけ ㊧高齢者世帯等の出火防止措置 ③初期消火活動への従事 ④近所の災害時における要配慮者の安否確認 ⑤災害時における要配慮者の救出・避難誘導
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ①家庭、隣近所への防災対策の呼びかけと推進（特に、出火防止措置と家具等の転倒落下防止措置の推進） ②危険箇所の点検・除去 ③避難場所・ルートの確認と安全性のチェック ④救出用資機材（防災資機材）の管理 ⑤防災知識の普及 ⑥各種防災訓練の実施及び参加 	<ul style="list-style-type: none"> ①救出活動の喚起（救出協力者を募る） ②出火防止措置の喚起 ③初期消火活動の応援 ④近所の災害時における要配慮者の安否確認の喚起 ⑤災害時における要配慮者の救出・避難誘導・搬送 ⑥指定避難所の開設・管理運営 ⑦給食・給水 ⑧救助物資の分配に関する協力

4. 防災知識の普及

災害に強いまちづくりを推進するため、町及び防災関係機関等は、専門家等の知見を活用しながら職員に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ち単独又は共同して、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する。被害防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識をもち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。その際には、要配慮者への対応や被災時における多様な性のニーズに留意し、災害発生後、避難所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVなどを出さないよう「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

また、防災気象情報や、避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

さらに、ハザードマップ等を活用し、居住地域の災害リスクや適切な避難先を確認するとともに、安全な場所にいる人が避難する必要がないこと、避難先は安全な親戚・知人宅も選択肢にあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すること、自分は被災しないという思い込みをしないこと等、避難に関する情報の理解促進に努めるものとする。

(1)住民に対する防災知識の普及

1)学校教育

町は、小学校、中学校において、教科の学習や特別活動等を中心に防災教育を行うように指導する。特に、避難、災害時の危険性及び行動については、児童・生徒の発達段階に応じて、知識を習得させるとともに、体験的な活動を通して、自らの判断で行動する態度や能力を育成する防災教育を推進する。水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練とあわせた防災教育の実施に努める。

■学校教育での防災教育

教科の学習や 特別活動等	①防災専門家、災害体験者の講演 ②消防署等の見学会 ③防災訓練 ④自然災害の発生のしくみ ⑤災害時の正しい行動 ⑥災害危険箇所
教職員教育	①応急手当 ②初期消火 ③災害時のとるべき措置

2) 社会教育

町は、PTA、子ども会、体育協会、文化協会、校区・地域コミュニティの会合、各種集会等の社会教育の機会を通じて、災害時の被害想定結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災上必要な知識の普及に努める。

3) 防災広報

町は、防災の日（9月1日）、防災週間、防災月間等に合わせて、防災配布資料等を通じて防災知識の啓発を図る。

また、防災ハンドブック、防災マップ等を作成し、防災知識の普及に努める。地域住民の集会、座談会、防災訓練及び、防災用品展示会の開催等の機会において、防災知識の普及を図る。また、防災関係の映画やスライドを作成又は購入し、これらの機会に上映する。

(2) 職員に対する防災教育

町は、職員に対し防災教育を実施し、防災対策要員としての知識の習熟を図る。特に、各課の所掌事務を確認し、初動時の活動要領について重点をおくようにする。

■職員への防災教育

教育方法	① 新任研修 ② 職場研修 ③ 研修会、講習会、講演会等の実施 ④ 見学、現地調査等の実施 ⑤ 防災活動手引き等印刷物の配布
教育内容	① 町域の災害特性、災害別・地域別危険度 ② 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担 ③ 初動時の活動要領 ④ 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性 ⑤ 過去の主な被害事例 ⑥ 防災知識と技術 ⑦ 防災関係法令の運用 ⑧ その他の必要な事項

5. 防災訓練

(1) 総合防災訓練

町は、消防本部と連携し、災害時の円滑な活動が図れるよう、大規模災害等の発生を想定して、国、県、各関係機関及び住民との協力体制のもと、総合訓練を実施する。

■総合防災訓練の訓練項目

- | | |
|----------------|----------|
| ①災害対策本部設置・運営訓練 | ⑦救出訓練 |
| ②非常参集訓練 | ⑧救護訓練 |
| ③情報収集・伝達・広報訓練 | ⑨避難誘導訓練 |
| ④緊急通信の確保訓練 | ⑩給水・給食訓練 |
| ⑤応援要請訓練 | ⑪防疫訓練 |
| ⑥初期消火訓練 | |

(2) 個別防災訓練

①水防訓練

町及び消防団は、消防本部と連携し、河川、水路等の氾濫等に対する警戒、水防活動が的確に行えるよう、職員・団員の動員、水防資器材の輸送、水防工法等の水防訓練を実施する。

②消防訓練

町は、消防本部と連携し、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の熟知を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常招集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

③職員の訓練

町は、町役場の各課単位に、組織動員訓練、非常通信訓練、避難誘導訓練等、感染対策を講じた避難所設営訓練、災害応急対策で担当する業務について、必要な訓練を実施する。

④図上訓練

町は、住民と協力しながら、災害時を想定した図上訓練の実施に努める。

(3) 住民等の訓練

町は、消防本部と連携し、自主防災組織単位に出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練等自主防災組織の訓練を立案し、指導する。

(4) 施設・事業所等の訓練

保育所、小学校、中学校及び社会福祉施設の管理者は、町及び消防本部の指導のもと避難訓練等を実施する。また、町及び消防本部は、各事業所の消防計画及び防災計画に基づき、避難訓練等を実施するよう指導する。

6. 調査・研究

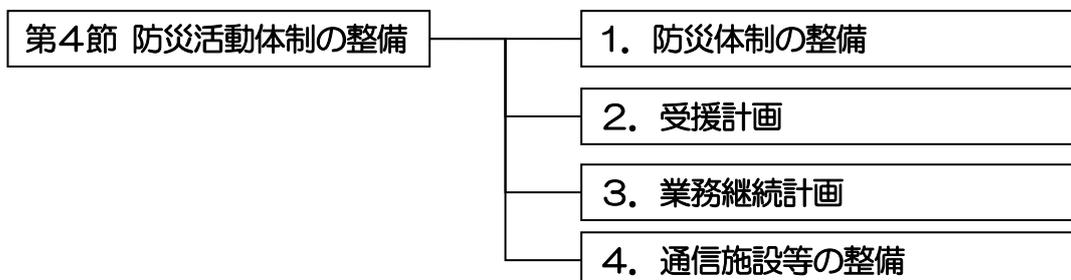
(1) 防災に関する情報収集

町は、国、県、隣接市町、防災関係機関の防災対策に関する計画、調査報告等を収集する等、各関係機関との情報交換に努める。また、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

(2)火災に関する調査・研究

町は、宅地化の進展をはじめとする地域の状況変化や調査技術の進展に合わせて、総合的な防災調査を実施する。また、情報通信分野をはじめ、進歩する科学技術の防災行政への活用についても積極的に検討する。

第4節 防災活動体制の整備



1. 防災体制の整備

(1) 防災拠点施設の整備

1) 町役場の整備

町は、災害時に災害対策本部が設置される町役場が、災害時に有効な機能を発揮できるように機能を整備する。また、町役場が被災した場合に、災害対策本部を移設する代替施設を確保する。

■町役場の整備状況

①建物の耐震性の確保	⑤役場内機器、設備の耐火・耐震性の確保
②非常電源装置	⑥災害対策本部室等の確保・配置
③防火水槽の整備（裏駐車場）	⑦通信回線の確保等
④備蓄倉庫及び備蓄物資	⑧防災行政無線

2) 地域拠点の整備

災害が発生した場合の地域の活動拠点として、町民センター（中央公民館・生涯学習2号館）、シーメイト、各公民館等を活用する。

町は防災資機材、物資などの備蓄、防災拠点としての機能を確保する。

■活動拠点の役割

①災害時における要配慮者等の避難場所	③ボランティア等の活動拠点
②食料、物資の管理	④住民相談窓口の開設等

(2) 観測施設等の整備

町は、気象や河川の水位及び震度等の情報を収集するため、気象情報等システムを整備する。また、既存のシステムについては、保守点検を行い、操作方法等の習熟を図る。

■観測システム等の概要

志免町防災気象情報システム	雨量情報、水位情報、気象情報等
福岡県防災・行政情報通信ネットワーク	福岡県総合防災情報（防災気象情報、土砂災害危険度情報、レーダー雨量情報、河川情報、道路情報）

(3) 初動体制の整備

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速に参集できるように参集職員の指名、参集基準の明確化、連絡手段の確保等を行う。また、交通の途絶や電話の輻輳等の状況を想定した参集訓練等を実施する。

(4) 応援協力体制の整備

1) 自治体との応援協力体制

町は、福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援が行える体制を整備する。また、隣接市町と大規模災害発生時における相互応援協定を締結するよう努める。さらに、緊急消防救助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。その場合、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結にも考慮するものとする。

2) 民間団体等との協力体制

町は、災害時の応急対策に協力が得られるよう建設業団体、流通団体、運送団体等と協定の締結を図る。

3) 自衛隊との連携強化

町は、自衛隊と「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、連携の強化を図り、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう情報連絡方法等の取り決めを行う。

(5) 臨時ヘリポートの整備

町は、災害時の救助、医療救護、緊急物資の輸送等にヘリコプターが活用できるよう平素より臨時ヘリポート施設の管理者と連絡を取り、現状の把握に努める。

2. 受援計画

県、町及び防災関係機関は、災害時の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定めるものとする。

また、受援計画に基づく応援の受け入れを想定した訓練等の実施を通じて、継続的な見直しを行う等、災害対応業務の実効性確保に努める。

県、町及び防災関係機関は、応援職員等を迅速・的確に受け入れ情報提供及び調整を行うにあたり、受援担当者の選定や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に配慮した避難所運営や執務スペース等の確保を行うものとする。

3. 業務継続計画

大規模災害時においても、災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

(1)業務継続性の確保

県、町及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行うものとする。

(2)業務継続計画

町は、災害時に災害応急対策活動や普及・復興活動の主体として重要な役割を担うことになることから、業務継続計画では、「町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ及び非常時優先業務の整理」の6要素について定めている。

4. 通信施設等の整備

(1)通信施設の整備

町は、災害時の停電や電話が一時的に途絶した場合に、町役場において情報の収集及び連絡が確保できるよう通信機器の整備に努める。また、既存の通信機器については、災害時に使用できるよう常時保守管理を実施する。

■無線施設の整備

①市町村防災行政無線（同報系）	地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系設備の整備、充実を図る。
②市町村防災行政無線（移動系）	災害対策本部と災害現場等との間で相互に連絡をできるように移動局の増設をする。

(2)情報通信体制の整備

①非常通信体制の強化

町は、災害時に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき又は使用が困難になった場合に対応するため、非常通信体制の整備充実に努める。

■非常通信体制の強化

平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

②災害時優先電話

町は、出先施設及び避難所等において、災害時優先電話が確保できるよう、災害時優先電話の指定拡充を検討し、必要に応じ、西日本電信電話㈱に「非常・緊急通話用電話」の指定を依頼する。

③災害時における他機関の通信設備利用

町は、基本法第55～57条の規定に基づき、災害時の通信設備が利用できるよう必要に応じ、以下の機関の通信設備について事前に使用協定等の検討を行う。また、タクシー無線やトラック協会とも無線設備の利用について協定の検討を行う。

■利用可能な機関

警察署、国土交通省関係機関、気象官署、日本赤十字社福岡県支部、九州電力㈱、九州電力送配電㈱、九州旅客鉄道㈱、西日本電信電話㈱、粕屋南部消防本部

④その他の通信網の整備

町は、その他の通信網の整備として、携帯電話、CATVやインターネット等の活用について検討する。

- 6-1 救助活動拠点
- 7-1 防災無線一覧表
- 24-2 福岡県消防相互応援協定書
- 24-3 福岡県広域航空消防応援実施要綱
- 24-4 福岡県広域航空消防応援実施細目

第5節 避難環境の整備

第5節 避難環境の整備

1. 避難所等の整備

2. 避難体制の整備

1. 避難所等の整備

(1) 避難所等の指定・解除

① 指定避難所

町は、災害時に被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有する施設を災害種別ごとや、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、避難所として指定する。

また、防災アセスメント等の調査結果等に基づき、災害時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために周辺の安全性や耐震性を満たした施設を対象として指定し、耐震性を満たさない等の施設については、耐震改修や周辺の安全対策を進めることとする。建物の老朽化等により避難所等として適切でない施設については、避難所等の指定を解除し、代替施設を指定する。

指定避難所の場所や収容人数等の周知徹底や、開設状況や混雑状況を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な整備に努めるものとする。

② 指定緊急避難場所

町は過去の水害等の際、住民が災害想定区域内にある避難所に避難した結果、かえって危険が生じた事例があったことを踏まえ、災害の範囲、規模等に関する一定の想定が可能である自然災害（洪水、土砂災害等）について安全面の観点から、それぞれの災害ごとに当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所として、災害時に住民の一時的避難や災害時の応急対策の拠点として有効な場所を指定し、必要な設備等を整備する。

③ 福祉避難所

町は、災害時に要配慮者が生活支援を受け、安心して生活できる施設を、福祉避難所として指定する。

【福祉避難所指定施設】

シーメイト、ふれあいセンター

■避難所等の位置づけ

指定避難所	避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなかった居住者等が一時的に滞在する施設。
指定緊急避難場所	居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所。
福祉避難所	高齢者や障がいのある人、妊婦ら災害時に配慮が必要な人たち(要配慮者)が滞在する避難所で耐震やバリアフリーの構造を備え、相談等の支援が受けられることができる体制が整備されている施設がこれにあたる。
自主避難所	自主防災組織の運営による避難所。避難指示等の有無を問わず、住民の判断で利用ができる。地区公民館等がこれにあたる。

(2) 避難所等の整備

町は、避難所に指定した建物には、次のような設備を整備するほか、地域の防災拠点及び新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえて使用できるように機能の充実を図る。

■避難所の整備

- ①避難生活の長期化、障がいのある人等の災害時における要配慮者に対応するため、必要に応じ、換気、照明、プライバシーの保護等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ②避難所における救護設備、通信機器等施設・設備の整備を図る。
- ③避難所に備蓄倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。
ア食料 イ飲料水 ウ非常用電源 エ常備薬 オ炊き出し用具 カ毛布 キトイレ
- ④耐震性飲料水兼用貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、非常用電源等の整備を図る。
- ⑤新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物品の備蓄を進める。

(3) 避難所等の周知

町は、避難所周辺に避難所であることを示す標識等を設置する。また、防災ハザードマップや広報誌等に防災知識とともに避難所の位置を掲載し、町民への周知を図る。

(4) 避難経路の整備

町は、町民の安全な避難を確保するため、主要幹線道路及び生活道路について、歩道の整備、ブロック塀、落下物等の安全対策等により避難経路の整備に努める。

また、避難誘導のための標識等の設置を図る。

2. 避難体制の整備

(1)施設の避難体制

各施設管理者は、所管施設の避難計画を作成し、自主的に避難誘導ができるような体制づくりを推進する。その場合、地域の自主防災組織及び事業所との連携がとれるようにする。

(2)町民の避難体制

町は、町民の避難誘導を自主防災組織による自主防災活動の一つとして位置づけ、地域の災害時における要配慮者等を助け自主的に避難誘導するような体制づくりや訓練を実施する。

(3)避難所開設運営体制の整備

町は、大規模な災害が発生し、多くの避難所を開設する場合あるいは避難生活が長期化する場合に、迅速に避難所を開設し運営できるように、避難所の開設運営マニュアル等を作成し、町職員及び町民に周知する。

また、避難所開設時には各避難所において町内会長及び自主防災組織を中心に町民が避難所の運営を行う。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(4)新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症等に備え、粕屋保健福祉事務所と連携し、自宅療養者の情報提供等があった場合、避難所の確保等に努めるものとする。

【資料編】

- 4-1 指定避難所一覧

第6節 応急対策のための環境整備

第6節 応急対策のための環境整備

1. 救助・医療体制の整備

2. 交通輸送体制の整備

3. 飲料水、食料及び物資の供給体制の整備

4. 防疫、清掃体制の整備

5. 建物対策の推進

6. ボランティアの環境の整備

1. 救助・医療体制の整備

(1) 救出救助体制の整備

1) 町民、自主防災組織の救出救助体制の整備

救出救助活動は、防災関係機関のみならず、町民、自主防災組織における地域ぐるみの活動が重要である。

町は、自主防災活動等を通じて町民、自主防災組織の救出救助方法の習熟やPR活動を推進する。

2) 救出用資機材の整備

町は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備をするとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。さらに、同時に多数の救出活動ができるよう救出用資機材を整備する。また、重機等を保有する建設業者と協定を締結するなど連携を図る。

(2) 医療体制の整備

1) 緊急時の連携強化

町は、災害時の応急医療について、町の診療所、隣接市町の主要な病院、福岡県医師会等と、災害時の救護班の編成や救護所への動員など、迅速な応急医療体制のために必要な事項について連絡調整を図る。

また、災害時の通信手段等の確保を図る。

2) 医薬品・医療機器等の準備

町は、医薬品販売業者等と連携して応急医療活動に必要な医薬品等を迅速に調達

ができるようにする。

また、簡易ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の資機材を整備する。

3) 町民の自主救護能力の向上

町は、町民の自主救護能力の向上を図るため、応急救護知識・技術の普及活動等を行う。

2. 交通輸送体制の整備

(1) 救出救助体制の整備

1) 緊急輸送道路の指定

町は、救援物資や応急対策活動要員の輸送体系を確保するため、緊急輸送道路を指定する。

■指定基準

県の指定した緊急輸送道路及び町役場と、次の施設を結ぶ道路	
①搬送先病院	④臨時ヘリポート
②救護所設置予定場所	⑤自衛隊駐屯地
③町民センター等の拠点施設	

2) 緊急輸送道路の周知

町は、広報活動を通じて、町民に対して自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の啓発、災害時の緊急輸送道路の周知を図る。

3) 啓開体制の整備

町は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業者、団体との間であらかじめ協定を締結するなど、必要な体制を整備する。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受け入れ態勢の整備に努める。

(2) 緊急輸送体制の確保

1) 緊急通行車両等の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両等の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ各関係機関から緊急通行車両等の事前届出を受理する。

町は、町有車両等災害時に使用する車両について緊急通行車両等の事前届出を県公安委員会に提出する。

■事前届出の方法

事前届出の対象とする車両	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時において基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両 <ul style="list-style-type: none"> ㊦警報の発令、伝達並びに避難の指示に関する事項 ㊧消防、水防その他の応急措置に関する事項 ㊨被災者の救難、救助その他保護に関する事項 ㊩災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 ㊪施設及び設備の応急の復旧に関する事項 ㊫清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 ㊬犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項 ㊭緊急輸送の確保に関する事項 ㊮その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項 ②指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両
事前届出の申請	<ul style="list-style-type: none"> ①申請者：町長 ②申請先：県警察本部交通部交通規制課又は粕屋警察署
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ①緊急通行車両 <ul style="list-style-type: none"> ㊰緊急通行車両等事前届出書2通 ㊱申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類1通 ㊲自動車検査証の写し1通 ②規制除外車両 <ul style="list-style-type: none"> ㊳規制除外車両等事前届出書2通 ㊴申請者が規制除外車両として使用することを証明する書類1通 ㊵自動車検査証の写し1通

2) 輸送車両の事前協議

町は、災害時の緊急輸送の車両を迅速に確保するために、輸送業者との連絡方法、車両の出勤、集結方法等について輸送業者と協議する。

【資料編】

- 11-1 緊急交通路指定予定路線一覧表
- 11-2 緊急輸送道路ネットワーク図
- 11-4 緊急通行車両等関係資料

3. 飲料水、食料及び物資等の供給体制の整備

(1) 給水体制の整備

1) 水の確保

町は、水道施設の重要度、優先度を検討し、老朽施設の更新や耐震化工事を行い、災害に強い水道施設の整備を進め、緊急時の水の確保に努める。

2) 家庭における備蓄の促進

町は、町民・自主防災組織・事業所等に対して、広報紙、防災パンフレット等により、各家庭における非常用飲料水の備蓄を促進する。

3) 給水用資機材の確保

町は、被災者への円滑な給水活動が行えるよう給水用資機材の整備・拡充を図る。特に給水車から給水するためのポリタンク等の確保を図る。

(2) 食料、物資の供給体制の整備

1) 備蓄物資の整備

町は、災害に備えて、以下の物資等の備蓄を行う。

■町で備蓄すべき食料、物資等

非常用食料（アレルギー対応食品を含む）、飲料水、毛布、救急医療セット、担架、懐中電灯、乾電池、ろうそく、仮設・簡易トイレ、テント、ろ水機、発電機、投光器、タオル、ティッシュペーパー、給水袋、ブルーシート等

2) 流通備蓄の確保

町は、災害時の物資等確保のために、あらかじめ関係団体・企業等と協議し、在庫の優先的供給を受ける等の協力業務の内容、協力方法等について、協定締結の促進に努める。災害時に積極的な協力が得られるよう、平常時からのコミュニケーションの強化に努める。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努めるとともに、避難所での感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、要配慮者等のニーズや多様な性のニーズに配慮した物資の準備に努める。

3) 家庭、事業所等の備蓄の推進

町は、各家庭、事業所等に対し、2～3日分の食料、生活必需品を備蓄するよう広報等により指導する。

■備蓄又は確保量の目安（流通備蓄を含む）

食料	避難者の 1日 3食× 1日分
ポリタンク等水の運搬容器	避難者 1世帯 1個+その他住民の 1割分
毛布	避難者 1人あたり 1枚
簡易トイレ	避難者 10人あたり 1個
水	全住民 1日 3リットル以上× 1日分

4. 防疫、清掃体制の整備

(1) 防疫体制の整備

災害により被災した地域や避難所等において、感染症等の発生を予防するために、

消毒等の準備が必要である。

町は、消毒資機材を備蓄するとともに、薬品業者等と連携して消毒薬剤や散布資機材が確保できるような体制を確立する。

(2) し尿・ごみ・廃棄物処理体制の整備

1) 仮設トイレの確保

町は、災害時に浄化槽の被災によりトイレが使用できなくなった地域において、仮設トイレを設置するため、仮設トイレの備蓄や業者等から確保できる体制を確保する。

2) ごみ・がれき処理体制の整備

町は、災害時に大量に発生するごみ・がれきを処理するために、収集処理の人員や資機材等を確保するとともに、がれきの収集運搬及び処分について、適正な処理体制を整備する。

また、大量のごみ・がれきの仮置場の設置場所等の選定する。

選定の基準は以下のとおりとする。

ア) 他の応急対策活動に支障のないこと。

イ) 環境衛生に支障がないこと。

ウ) 搬入に便利なこと。

エ) 搬出の際に、分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

3) 応援協力体制の整備

町は、し尿・ごみ・がれきの収集処理を委託する業者や、応援を求める建設業者等に対し、協定を締結するなど、応援協力体制を整備する。

4) 災害廃棄物処理計画の整備

町は、災害廃棄物の処理にかかる指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

5) 広域的な処理体制・連携体制の確立

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。加えて、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

【資料編】

- ・ 14-1 可燃ごみ施設一覧表 14-2 し尿処理施設一覧表

5. 建物対策の推進

(1)住宅確保体制の整備

1) 応急仮設住宅用地の選定

災害時の応急仮設住宅は、県が建設することとなっている。町は、あらかじめ交通やライフライン等の条件を考慮して、仮設住宅建設に適当な土地をリストアップする。

【資料編】

- 14-1 可燃ごみ施設一覧表 14-2 し尿処理施設一覧表

6. ボランティアの環境の整備

大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、町内の防災関係機関職員だけでは、十分に対応しきれないことも予想される。このような状況において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、平常時からボランティア及び関係団体との連絡を密にするとともに、受け入れ体制の整備などボランティアの活動環境等の整備に努めるものとする。

(1) ボランティア意識の啓発

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要である。町は、研修会や講習会を通じてボランティアリーダー及びコーディネーターの養成に努める。

また、社会福祉協議会は、日本赤十字社と地域福祉ボランティアとの連携により防災ボランティアの組織化を行う。

また、町は、社会福祉協議会等の関係団体と連携して、住民に対し、ボランティア意識の啓発に努める。特に、1月17日の「防災とボランティアの日」1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に活動を行う。また、防災の日等を行う防災訓練にボランティア等の参加を求める。

(2) ボランティア受け入れ体制の整備

1) マニュアルの作成

町は、社会福祉協議会等と連携して、災害時におけるボランティアの活動を支援する活動支援マニュアルを作成する。

2) ボランティア保険制度の導入の検討

町は、社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティア活動に対する保険制度の導入を推進する。

3) ボランティアコーディネーターの養成

大規模災害発生時には、ボランティアの善意を被災者のニーズと円滑に結びつけるために多数のボランティアコーディネーターが必要になる。町は、日本赤十字社福岡県支部、社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティア活動の需給調整、行政との連絡調整等を円滑に行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

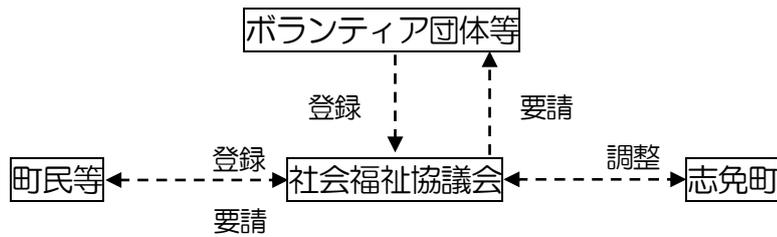
4) ボランティア活動拠点の整備

町は、日本赤十字社福岡県支部、社会福祉協議会その他ボランティア関係団体等と相互に連携を図りながら、ボランティア活動拠点の整備に努めることとする。

(3) 社会福祉協議会が実施する対策

町と連携をとり、ボランティアの受付業務を行うとともに、以下の事項について実施する。

- ①町民等（個人、団体）のボランティアの受付(登録)窓口
- ②町との連絡調整等
- ③ボランティアの出動の連絡調整



第7節 災害時における要配慮者への対策

第7節 災害時における要配慮者への対策

1. 要配慮者対策における基本方針

2. 要配慮者避難支援計画の作成

3. 避難行動要支援者名簿の整備

4. 社会福祉施設等の対策

5. 外国人に対する対策

1. 要配慮者対策における基本方針

高齢化・国際化社会を迎え、高齢者、乳幼児、傷病者、障がいのある人及び外国人等の災害に対応するにあたり、配慮を必要とする要配慮者は、緊急時に自力で迅速な避難行動をとることが難しく、災害発生時に犠牲になるケースが多く見受けられる。特に要配慮者のうちで支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）及び個別避難計画を作成し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。こうした災害時における要配慮者に対する支援については、平常時から消防本部等と協力し、防災対策及び安全確保体制を整備しておく必要がある。

そのため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月（令和3年5月改定））内閣府（防災担当）及び「志免町災害時要援護者支援計画」（平成23年2月）に則し、地域毎の要配慮者に関する現状把握を含め、近隣住民をはじめとした地域社会で要配慮者を支援する体制、社会づくりを推進し、災害時における要配慮者の安全確保に努める。

2. 個別避難計画の作成

町は要配慮者に対し、「本計画」及び「志免町災害時要援護者支援計画」に則し、個

別避難計画の作成を検討していく。また、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、災害時に地域全体で要配慮者の安全を確保する情報伝達、避難・救助等の体制づくりを推進する。さらに、ハザードマップの見直しや更新等、避難方法等の変更が必要な場合は、計画の活用に支障が生じないよう適切な管理に努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者支援体制の整備

町は、町内会や自主防災組織などへの防災教育等を通じ、災害時における避難指示等の情報伝達、救助、避難誘導など地域全体での避難行動要支援者の避難への支援体制づくりを行う。避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、町は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、行政区等地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行うものとする。また、災害時における避難指示等の情報伝達手段の検討や、介護福祉士、社会福祉士、児童相談員、カウンセラー等の確保など、避難行動要支援者の支援体制を確保する。

- ①消防機関
- ②粕屋警察署
- ③民生委員児童委員
- ④町社会福祉協議会
- ⑤町内会長
- ⑥自主防災組織
- ⑦社会福祉事業者
- ⑧その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

(2) 火災設備の整備

町は、一人暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、障がいのある人等の安全を確保するため緊急通報システム等の整備を進める。

(3) 防災知識の普及、防災訓練の充実

町は、要配慮者及びその家族、老人クラブ、障がい者団体等に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、防災知識や避難方法等の普及を図るとともに、地域の防災訓練への参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

3. 避難行動要支援者名簿の整備

町は、高齢者や障がいのある人等の要配慮者の分布を把握し、基本法等の一部を改正する法律第49条11第2項の規定により、現在「志免町災害時要援護者支援計画」に基

づいて要援護者を登録した「要援護者名簿」から、「避難行動要支援者名簿」への移行整備を推進する。

(1) 避難行動要支援者名簿の整備

町は、避難行動要支援者の避難支援のために、避難行動要支援者名簿の充実を図り、登録された避難行動要支援者の避難支援に関する個別避難計画を検討する。

(2) 避難行動要支援者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、次の基準に該当するものとする。

また、要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、町に対し、自ら名簿への掲載を求められることができるものとする。

ただし、施設に入所している者は除くものとする。

- ①身体障害者手帳1級または2級
- ②療育手帳A
- ③精神障害者保健福祉手帳1級
- ④介護保険の要介護度3以上
- ⑤その他災害発生時における支援が必要な者

(3) 避難行動要支援者の登録及び個別避難計画への活用

① 避難行動要支援者の登録と活用

① 個別避難計画の作成を希望する者は、町に登録申請を行う。

② 町は、民生委員・社会福祉協議会等に依頼して、避難行動要支援者へ登録申請の働きかけを行う。

② 避難行動要支援者名簿への記載

町は、避難行動要支援者の登録を名簿に記載するとともに「避難行動要支援者名簿」として保管する。

③ 名簿への記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録する。

■ 名簿への記載事項

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①氏名②生年月日③性別④住所または居所⑤電話番号その他の連絡先⑥避難支援等を必要とする事由⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項 |
|---|

④名簿情報の提供

平常時に、避難行動要支援者本人の同意を得られた場合には、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

災害発生時には、避難行動要支援者の避難支援等のため、名簿情報の利用及び他の関係機関への提供を行う。

⑤名簿情報を提供する場合における配慮

名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるほか、当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

⑥名簿の更新

記載事項については年1回更新することを基本とし、新たな登録及び抹消が必要となった場合は、その都度名簿の部分修正を行い、常に最新の状態を保つものとする。

⑦名簿作成に必要な個人情報とその入力方法

㉓町における情報の集約

基本法第49条の10第3項に基づき、町長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができることとなっている。町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障がいのある人等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

㉔県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努めるものとする。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることは書面をもって明確にする。

(4)避難支援等関係者等の安全確保

要配慮者が避難のための立ち退きの指示等を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮するとともに、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮する。

4. 社会福祉施設等の対策

要配慮者が利用する社会福祉施設・病院等の経営者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を編成し、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等の防災計画を作成し、また、

施設相互間、近隣住民等との連携を密にして災害時に協力が得られるような体制づくりに努める。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う

町、施設相互間、自主防災組織等及び近隣住民と連携をとり、要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(1) 避難確保計画の作成

平成29年水防法及び土砂災害防止法の改正により、洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域内に立地している施設で、市町村の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設は、施設の避難確保計画の策定及び訓練の実施等が義務となったため、対象施設の管理者は計画策定等を実行する。

(2) 施設の整備

各社会福祉施設等の管理者は、施設自体の安全確保に努めるとともに、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電機等の防災設備の整備、また、ライフライン等の停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食糧、医薬品等の備蓄に努める。

(3) 防災訓練、防災教育の実施

各社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が災害知識や災害時の行動について、理解や関心を高めるため防災教育を実施する。また、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にし、施設の構造や入所者の行動能力等の実態に応じた訓練の実施に努める。

町は、消防本部と連携し、各社会福祉施設等に対し防火指導や防災訓練等について指導するなど支援を行う。

【資料編】

- ・ 17-1 土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設

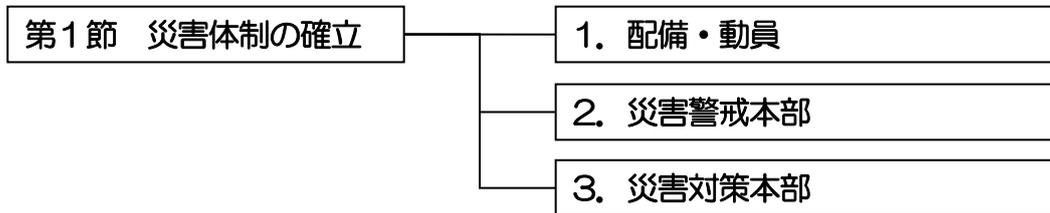
5. 外国人に対する対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「要配慮者」として位置づけ、災害時に的確な対応ができるような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会を捉えて防災対策の周知に努める。

第3章 災害応急対策計画

〔風水害・震災編〕

第 1 節 災害体制の確立



1. 配備・動員

(1) 配備基準

I. 風水害等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備基準により災害警戒及び応急対策に当たる。

■町警戒本部及び町災害対策本部の設置

名称	警戒本部設置基準	災害対策本部設置基準
設置者	警戒本部長：生活安全課長	災害対策本部長：町長
動員配備	第1～2次配備体制	第3～4次配備体制
設置基準	①気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水等の警報が発令され、災害の発生が予想されるとき ②比較的軽微な規模の災害、又は局地的な災害発生のおそれがある場合	①気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水等の警報が発令され、総合的な対策を必要とするとき ②大規模な地震、火災、爆発その他の重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき ③その他の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であって特にその対策の必要があるとき

■水位観測所（基準地点）【志免町内分】

水位周知河川	観測所	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
多々良川水系宇美川	片峰新橋	2.00m	2.80m	3.10m	3.50m

Ⅱ. 地震による災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備基準により、災害警戒及び応急対策に当たる。

■町災害警戒本部及び町災害対策本部の設置

名称	災害警戒本部設置基準	災害対策本部設置基準
設置者	災害警戒本部長：生活安全課長	災害対策本部長：町長
動員配備	第1～2次配備体制	第3～4次配備体制
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> 震度4～5弱の地震が観測され、その対策を要すると認めるとき その他、本部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 震度5強～6弱以上の地震が観測され、その対策を要すると認めるとき その他、本部長が必要と認めるとき

(2) 職員の動員

① 配備の決定

生活安全課長は、気象情報及び災害情報等を収集し、町長に連絡する。

町長は、情報を総合的に判断し、本部の設置及びとるべき配備体制を決定する。

災害警戒本部設置の場合は、生活安全課長が判断し、町長に報告する。

なお、災害対策本部設置後は、本部会議にて決定する。

② 動員方法

生活安全課長は、各課長に必要な体制及び動員を指示し、各課長は、所属職員に連絡する。連絡は、電話及び役場内放送を用いる。

③ 参集場所

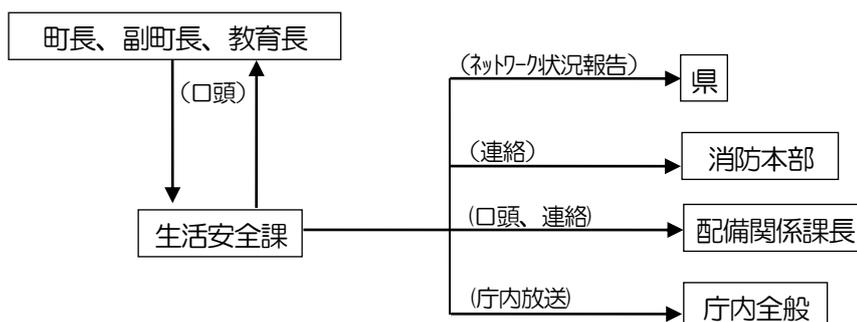
勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各自の所属先とする。

④ 動員報告

参集した職員は、所属単位に各課長を通じて生活安全課に動員報告を行う。

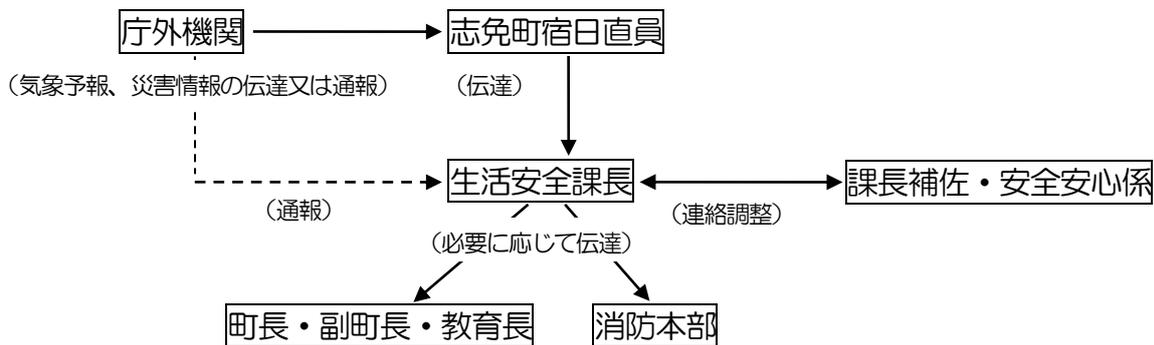
体制における配備の連絡については、次のとおりである。

1. 勤務時間中における配備の連絡



2. 勤務時間外における諸連絡

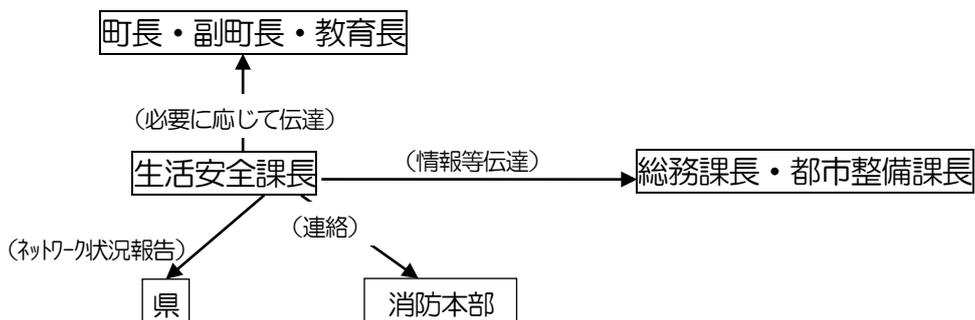
ア. 配備前における連絡（第1次配備等（災害警戒本部）への移行）



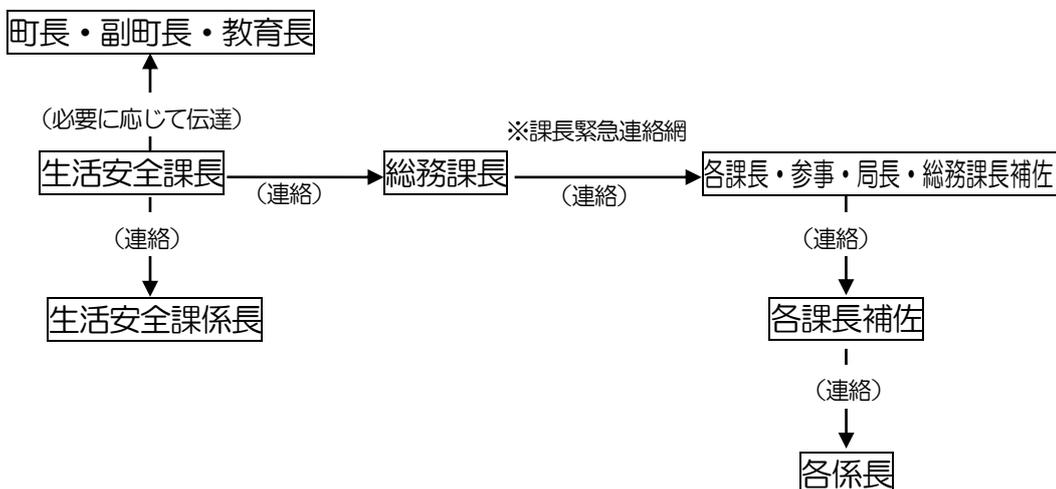
注)

1. 生活安全課長は、宿日直員から災害に関する情報を受けたときは「配備の基準」に基づき、配備職員に対して配備の緊急連絡の処理をとるものとする。
2. 生活安全課長は、必要に応じて町長、副町長に伝達し、指示を受けるものとする。

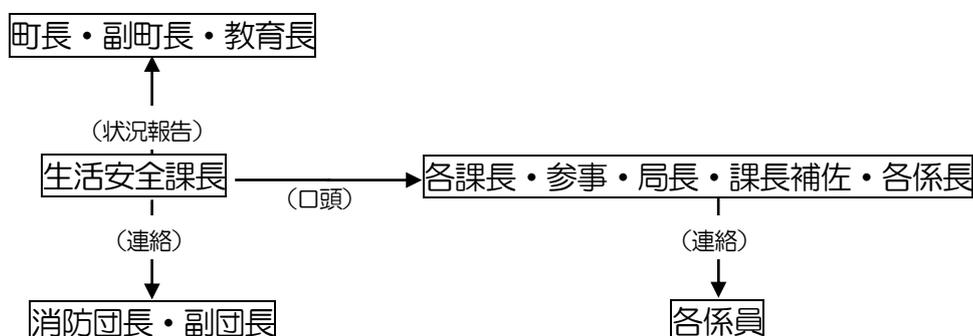
イ. 第1 配備下における連絡



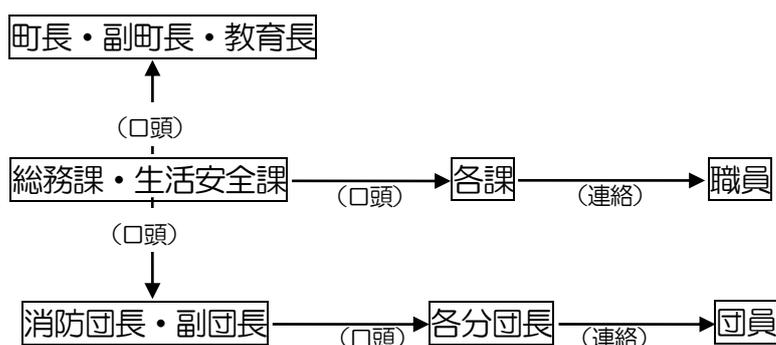
ウ. 第2次配備等への移行



工. 第3次配備体制等への移行 (災害対策本部体制へ移行)



才. 第4次配備体制等への移行



※自主参集

所定の連絡動員方法によるほか、夜間・休日等勤務時間外において、気象情報・志免町防災気象情報の片峰新橋等の情報を適宜入手し、また、地震発生時には緊急地震速報・テレビ・ラジオ等により震度情報を確認するなどし、基準により自主的に役場庁舎に参集するものとする。

2. 災害警戒本部

(1) 災害警戒本部の設置

① 災害警戒本部の設置

生活安全課長は、警戒活動の必要があると認める場合は、町長の承認を得て必要な職員を配備し、災害警戒本部を設置する。

② 設置場所

災害警戒本部は、生活安全課に置く。

③指揮の権限

生活安全課長は、災害警戒本部の指揮を行うが、生活安全課長が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、以下の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。この場合において、代理で意思決定を行った者は可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。

代行順位 第1位：総務課長 第2位：都市整備課長 第3位：経営企画課長

⑤ 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■災害警戒本部の活動内容

①気象情報等の収集・伝達	④県及び各関係機関との連絡調整
②河川、がけ地等の警戒監視	⑤住民への情報伝達
③災害情報の収集	

(2)災害警戒本部の解散

生活安全課長は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したときは、災害警戒本部を解散する。

(3)災害対策本部への移行

町長は、災害が拡大したとき、又は拡大のおそれがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部へ移行する。

3. 災害対策本部

(1)災害対策本部の設置

①災害対策本部の設置

町長は、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置する。

②災害対策本部の設置場所

総務班は、町長の指示により災害対策本部を設置する。また、災害の状況により被災地に近い公共施設等に現地災害対策本部を設置する。

総務班は、町役場が災害対策本部としての機能が十分であるかを点検し、機能を確保する。

また、総務班は、町役場が被災により使用不可能な場合には、次の表に掲げる順位により町の施設等の使用可能性を調査し、使用可能性が確認された場所に設置する。

■災害対策本部の設置場所

災害対策本部	志免町役場 2階 本体会議室
代替施設	①ふれあいセンター ②防災備蓄倉庫 ③シーメイト ④町民センター
現地対策本部	被災現場に近い公共施設

③各関係機関との連絡室の設置

総務班は、各関係機関との連絡調整を図るために町役場会議室に各関係機関との連絡室を設置し、各関係機関から連絡員の派遣を要請する。

④災害対策本部設置の通知

総務班は、災害対策本部を設置したときは、次の機関にその旨を通知する。

■本部設置の通知先

①県防災危機管理局	⑤隣接市町
②福岡県土整備事務所	⑥その他の各関係機関
③粕屋南部消防本部	⑦報道機関
④粕屋警察署	⑧住民

(2) 災害対策本部の運営

①指揮

本部の設置及び指揮は、本部長（町長）の権限により行われるが、本部長（町長）の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

■災害対策本部の権限の委任

第1位 副本部長（副町長）
第2位 副本部長（教育長）
第3位 総務班長（総務課長）

②本体会議

本部長（町長）は、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を審査・決定するため、本体会議を開催する。

■本部会議の概要

構成	本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）、本部付及び本部員
協議事項	①災害対策本部設置体制の決定 ②避難所等の開設決定 ③避難の指示等の決定 ④自衛隊派遣要請依頼の決定 ⑤災害救助法適用申請の決定 ⑥県及び他市町村への応援要請の決定 ⑦その他重要事項の決定

③本部の標識

総務班は、本部を設置したときは、「志免町災害対策本部」の標識を掲示する。

(3)災害対策本部の解散

本部長（町長）は、災害の発生する危険が解消したと認めるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を解散する。災害対策本部解散の通知は、設置時の通知と同様に行う。

なお、災害の規模等により、事後処理を必要とする場合は、各関係課等において継続して対処する。

(4)班の設置及び班長

対策本部に置く班及び班長を構成する組織並びに本部長（町長）が班の班長に指名する本部員は、次に掲げる通りとする。

班の名称	班を構成する組織	班の長となる本部員
総務班	総務課、経営企画課、税務課、議会事務局、監査事務局、生活安全課安全安心係	総務課長
社会福祉班	福祉課、住民課、子育て支援課	福祉課長
衛生班	健康課、生活安全課生活環境係	健康課長
産業土木班	都市整備課、まちの魅力推進課	都市整備課長
上下水道班	上下水道課	上下水道課長
教育班	社会教育課、学校教育課	社会教育課長
出納班	会計課	会計課長

各班の所掌事務に関しては、次に掲げる通りとする。

■災害対策本部事務分掌

班	課	班の所掌事務
総務班	総務課・経営企画課・税務課・議事事務局・監査事務局・生活安全課 安全安心係	<ul style="list-style-type: none"> ①本部会議に関する事。 ②各班の災害対策の連絡調整に関する事。 ③人命救助に関する事。 ④災害救助に関する計画の総括及び活用に関する事。 ⑤自衛隊の災害派遣等応援要請事務に関する事。 ⑥災害救助法の適用に関する事。 ⑦各班からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事。 ⑧防災行政無線の管理運営に関する事。 ⑨気象に関する情報の収集伝達に関する事。 ⑩消防組合及び消防団への連絡に関する事。 ⑪災害対策関係職員の動員に関する事。 ⑫町有財産の被害調査に関する事。 ⑬町有財産の利用及び警備並びに管理に関する事。 ⑭災害対策に必要な財政処置に関する事。 ⑮公用自動車の管理運行に関する事。 ⑯緊急輸送車両の確認申請に関する事。 ⑰一般罹災関係の被害状況の取りまとめに関する事。 ⑱救助物資の調達に関する事。 ⑲災害情報及び災害対策の発表に関する事。 ⑳その他被災地における民生安定に関する事。 ㉑災害広報に関する事（ホームページ更新含む）。 ㉒対策本部外との連絡に関する事。 ㉓写真等による災害情報の収集及び記録に関する事。 ㉔避難所開設の指示に関する事。 ㉕避難所からの要請等の受付及び処理に関する事。 ㉖他班に属さない対策に関する事。 ㉗班に属する災害調査の取りまとめに関する事。 ㉘水防対策の総括に関する事。 ㉙水防資材の確保供給に関する事。 ㉚地震情報の収集及び報告に関する事。 ㉛一般住宅の被害状況調査に関する事。 ㉜ボランティアに関する事。 ㉝所管施設の被害状況の確認と把握に関する事。 ㉞応急仮設住宅の建設に関する事。 ㉟受援に関する事。 ㊱公衆無線LANの開放に関する事。

班	課	班の所掌事務
社会福祉班	福祉課・住民課・子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ①災害用主食及び副食の調達、確保、供給に関する事。 ②防災及び、災害復旧従事者並びに罹災者の炊き出しに関する事。 ③危険区域の避難指示及び誘導に関する事。 ④避難所設備の確保に関する事。 ⑤罹災者相談室の開設に関する事。（問い合わせ、連絡その他相談等。生活保護、更正資金等の貸付け。） ⑥罹災証明の発行に関する事。 ⑦身元不明者の処理、手配に関する事。 ⑧義援金品の配分に関する事。 ⑨社会福祉施設及び児童福祉施設の被害調査並びに応急復旧に関する事。 ⑩避難所の運営に関する事。 ⑪班に属する災害調査の取りまとめに関する事。 ⑫園児の被災状況調査に関する事。 ⑬園児の避難処置及び救助活動に関する事。 ⑭園児の保健管理に関する事。 ⑮埋火葬許可書の発行に関する事。 ⑯所管施設の被害状況の確認と把握に関する事。
衛生班	健康課・生活安全課生活環境係	<ul style="list-style-type: none"> ①医薬品、衛生資材などの確保に関する事。 ②被災地の防疫に関する事。 ③被災地の食品及び環境の衛生に関する事。 ④衛生関係施設の被害状況の取りまとめに関する事。 ⑤その他応急衛生対策に関する事。 ⑥応急医療及び助産に関する事。（救護所の設置。救護班の編成及び派遣。医師会、医療機関との連絡及び調整。） ⑦健康相談に関する事。 ⑧不燃廃棄物処理に関する事。 ⑨班に属する災害調査の取りまとめに関する事。 ⑩所管施設の被害状況の確認と把握に関する事。
上下水道班	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ①水道施設の応急復旧に関する事。 ②被災地における飲料水の供給に関する事。 ③上下水道の災害対策に関する事。 ④上下水道の災害状況の取りまとめに関する事。 ⑤上下水道の応急復旧に関する事。 ⑥班に属する災害調査の取りまとめに関する事。 ⑦所管施設の被害状況の確認と把握に関する事。

班	課	班の所掌事務
産業土木班	都市整備課・まちの魅力推進課	<ul style="list-style-type: none"> ① 応急農林対策の総括に関する事。 ② 農産物及び施設の災害対策に関する事。 ③ 農業関係被害調査に関する事。 ④ 病虫害防除対策に関する事。 ⑤ 災害時の種子、種苗の確保に関する事。 ⑥ 農林生産資材の確保に関する事。 ⑦ 中小企業の被害調査及び応急復旧に関する事。 ⑧ 罹災農家に対する融資に関する事。 ⑨ 罹災商工業者に対する金融に関する事。 ⑩ 災害による誘致企業の金融の斡旋に関する事。 ⑪ 農地、農業用施設の被害調査に関する事。 ⑫ 災害における農地農道の応急復旧対策に関する事。 ⑬ その他応急の土地改良に関する事。 ⑭ ため池、用排水、桶門等の水防に関する事。 ⑮ 災害時における災害区域の応急対策に関する事。 ⑯ 河川、道路、橋梁の応急復旧及び交通路の確保に関する事。 ⑰ 資機材の調達、確保及び建設機械の動員の調達に関する事。 ⑱ その他の応急土木建設対策に関する事。 ⑲ 緊急物資の対策に関する事。 ⑳ 建設業者に対する連絡に関する事。 ㉑ 班に属する災害調査の取りまとめに関する事。 ㉒ 所管施設の被害状況の確認と把握に関する事。
教育班	社会教育課・学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ① 文教施設の応急復旧に関する事。 ② 文教関係の被害状況の取りまとめに関する事。 ③ 児童生徒及び教職員の被災状況調査に関する事。 ④ 応急教育の実施に関する事。 ⑤ 児童生徒の避難処置及び救助活動に関する事。 ⑥ 児童生徒の保健管理に関する事。 ⑦ 罹災児童生徒の学用品の供与等援護処置に関する事。 ⑧ 罹災児童生徒に対する医療、防疫、給食に関する事。 ⑨ P T A等教育関係団体との連絡及び調整に関する事。 ⑩ 文化財等の復旧対策に関する事。 ⑪ 避難所の運営に関する事。 ⑫ 班に属する災害調査の取りまとめに関する事。 ⑬ 所管施設の被害状況の確認と把握に関する事。
出納班	会計課	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害関係費の執行に関する事。 ② 災害関係物品の出納に関する事。 ③ 義援金品の受付に関する事。 ④ 班に属する災害調査の取りまとめに関する事。

(5) 本部室の配備要員及び活動

本部室の配備要員及び連絡活動については、次のとおりとする。

本部室に配備する職員等	連絡活動の基準
総務班長及び班員	①対策本部の各班に対する連絡、通報及び本部長の指示の伝達並びに部外機関との連絡 ②各班及び他の防災関係機関からの災害情報の把握、整理 ③災害情報に関する資料の収集、整理及び作成並びに配布 ④各班からの災害広報資料の収集並びに報道機関との連絡及び情報等の収集
社会福祉班の連絡職員	災害救助に関する情報の収集及び本部室との連絡
各班の連絡担当職員	各班の対策実施状況、被害報告その他の災害情報の把握及び本部室との連絡

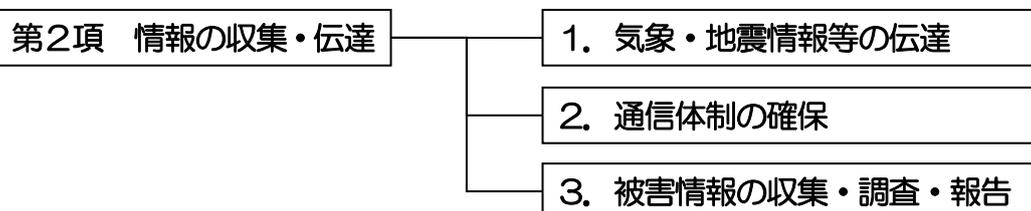
備考：

- ①各班長は、本部室配備要員を指名して、上記連絡活動に当たらせるものとする。
- ②上記の配備要員は一般的基準であって、災害状況によって配備の要員を拡大し、又は縮小することができるものとする。

【資料編】

- ・23-5 志免町災害対策本部条例

第 2 節 情報の収集・伝達



1. 気象・地震情報等の伝達

(1) 気象情報等の発表

① 気象注意報・警報・特別警報

福岡管区気象台は、次のような気象注意報・警報を発表する。

なお、注意報・警報の細分区域は、福岡県では福岡地方、北九州地方（北九州・遠賀地区、京築）、筑豊地方、筑後地方（筑後北部、筑後南部）に区分され、志免町は福岡地方に該当する。

■ 注意報・警報等の定義及び種類

注意報	県内のいずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び各関係機関に対して注意を喚起するために発表する。	気象注意報	風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着氷（雪）注意報・霜注意報・低温注意報
			高潮注意報、波浪注意報・洪水注意報・浸水注意報・地面現象注意報
警報	県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表する。	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
			高潮警報、波浪警報・洪水警報・浸水警報・地面現象警報
気象情報	気象官署が気象等の予報に係りのある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び各関係機関に対して具体的・速やかに発表するものをいい、福岡管区気象台は、九州北部地方を対象とする九州北部地方気象情報及び福岡県を対象とする福岡県気象情報並びに「福岡県記録的短時間大雨情報」を発表する。		
特別警報	警報基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、最大限の警戒を喚起するために発表する。		

■警報・注意報発表基準一覧

令和3年6月8日現在

志 免 町	府県予想区		福岡県	
	一次細分区域		福岡地方	
	市町村等をまとめた区域			
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	29
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	156
	洪水		流域雨量指数基準	宇美川流域=16.3
			複合基準(※1)	宇美川流域=(14,14.6)
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注 意 報	大雨		表面雨量指数基準	17
			土壌雨量指数基準	109
	洪水		流域雨量指数基準	宇美川流域=13
			複合基準(※1)	宇美川流域=(14,10.4)
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ3cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度40%で、実行湿度60%	
	なだれ		積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1.気温3℃以上の好天 2.低温圧等による降雨 3.降雪の深さ30cm以上	
	低温		夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想された場合 冬期：沿岸部で最低気温が-4℃以下または内陸部-7℃以下	
	霜		11月20日までの早霜、3月15日からの晩霜 最低気温3℃以下	
	着氷・着雪		大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃、湿度90%以上	
	記録的短期間大雨情報		1時間雨量	110mm

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

■気象等の特別警報の種類

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかける。気象庁では以下の6種類の特別警報を発表している。

①大雨特別警報	「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」、「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」	
②暴風特別警報	④波浪特別警報	⑥大雪特別警報
③高潮特別警報	⑤暴風雪特別警報	

■特別警報発表基準

現象	特別警報の基準		
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		雨を要因とする指標
	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると想定される場合		
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	台風等を要因とする指標
高潮		高潮になると予想される場合	
波浪		高波になると想定される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		雪を要因とする指標
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		

■特別警報の指標

要因	指標
雨	以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合 ①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲で50格子以上出現 ②3時間降水雨量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現
台風等	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が襲来する場合
雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

■雨に関する50年に一度の値（mm）

（令和3年3月25日現在）

志免町	R48	RO3	SWI
	532	188	290

■雪に関する50年に一度の値（cm）

（令和3年10月28日現在）

福岡	積雪深	既往最深積雪深
	12	30

注意)

- ①略語の意味は、R48：48時間降水量、R03：3時間降水量、SWI：土壌雨量指数。
- ②雨に関する50年に一度の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。
- ③特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。
- ④R48、R03、SWI、積雪深等いずれについても、50年に一度の値は統計値又は過去の観測データから推定した値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。
- ⑤*がある数字は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として掲載したものを。
- ⑥特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村（地点）で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

②火災気象通報

福岡管区気象台は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づき、次のような気象状況のとき、知事に対し火災気象通報の発表及び通報を行う。

町長は、知事からこの通報を受け、必要であると認めるときは、火災警報を発表することができる。

■火災気象通報の基準

福岡管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」を基準と同一とする。なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

※「乾燥注意報」の基準：実効湿度60%以下でかつ最小湿度40%以下

※「強風注意報（陸上）」の基準：平均風速 12m/s 以

※実効湿度とは、木材の乾燥の程度を表す指数で、数日前からの湿度を考慮に入れて計算したものである。実効湿度や最小湿度が低くなると、火災の発生する危険性が高くなる。

③火災警報

町長は、次の場合に町民に対して火災の警戒を喚起するために火災警報を発令することができる。

■火災警報の基準

- ①消防法の規定により県知事から火災気象通報を受けたとき
- ②気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき

(2)水防警報の発表

知事は、指定する河川において福岡管区気象台の気象情報等から洪水のおそれがあると認めるときは、水防警報を発令し、志免町等の関係水防管理者に通知する。

水防管理者（町長）は、水防警報の通知を受けたときは、消防団に待機又は出動の措置をとらせる。

(3) 気象・地震情報等の伝達

①全国瞬時警報システム（J - アラート）

緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星等を用いて国から送信し、防災行政無線による放送、携帯電話等エリアメール及びテレビ・ラジオにより国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムである。

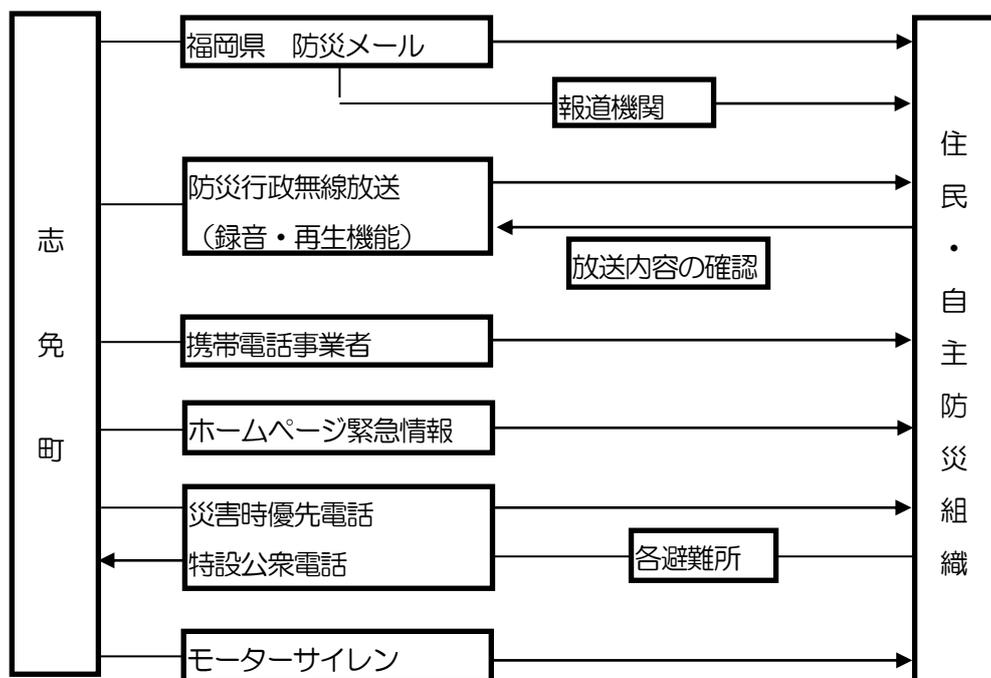
②福岡県防災・行政情報通信ネットワークによる伝達

福岡県では、構成機関と衛星回線、地上系無線回線並びに光回線など複数の回線で通信を行う「福岡県防災・行政情報通信ネットワーク」を整備し、多様な防災情報の受信・発信を行い広域的な応援体制がとれるようになる。

構成機関並びに主なネットワーク内のシステムは次のとおりである。

構成機関	国土交通省、消防庁、福岡管区気象台、陸上自衛隊第4師団、航空自衛隊西部航空方面隊、第七管区海上保安本部、福岡県庁・県警本部・農林事務所・県土整備事務所・ダム管理出張所・保健福祉環境事務所・県放射線測定器設置箇所・県無線中継所・その他県出先事務所等、市町村、消防本部、日本赤十字社福岡県支部、日本放送協会福岡放送局 等
システム	個別通信システム、一斉通信システム、テレビ会議システム、映像情報システム、震度情報ネットワークシステム、土砂災害警戒情報システム、放射線・放射能情報システム、災害・防災ポータブルシステム 等

③志免町から住民への伝達



※地震情報等の発表

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や津波情報は、効果的に応急対策を実施するうえで重要である。このため、情報の受領伝達を迅速・確実に実施する。

(4)地震及び津波に関する情報の内容と伝達方法

地震及び津波に関する情報とは、九州・山口県内の有感地震、津波が予想される地震などが発生した場合、又は局地的に群発する地震が発生するもので、その種類は次のとおりである。

①震度速報

相当する観測区域内（九州・山口県内）において、大きな地震が発生したときに防災のための立ち上がり情報として、地震の発生時刻及び大きな揺れを観測した地名（震度3以上の地域）を発表する。

②地震情報

大きな地震が発生したとき、又は群発地震など特別な地震が発生したときに地震現象及びこれに密接に関連する現象の観測成果、状況を発表する。

③津波情報

津波予報が発表されたとき、又は群発地震など特別な地震が発生したときに地震現象及びこれに密接に関連する現象の観測成果、状況を発表する。

④各地の地震に関する情報

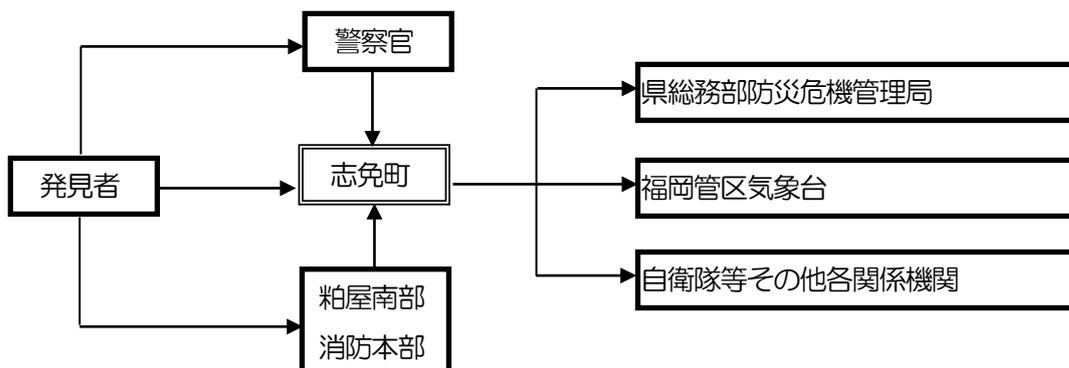
有感地震を観測したときに各地点の震度を発表する。

(5)異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町、警察機関及び消防機関等に通報しなければならない。

通報を受けた町は、福岡管区気象台、県総務部防災危機管理局及びその他各関係機関に通報する。

■通報の流れ



■異常現象の種類

気象に関する事項	気象情報…大雨、竜巻、強い降ひょう等 地面現象…地割れ、亀裂、落石、湧き水等
水象に関する事項	水位の上昇、河川構造物の水もれ、亀裂等

2. 通信体制の確保

(1)災害時の通信

①通信機設備の利用

災害時には、次の通信施設を活用する。

総務班は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じている場合は、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。また、無線機の貸出し等の管理を行う。

■主な通信手段

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・関係機関との連絡
	災害時優先電話	災害対策本部・各地区・指定避難所・関係機関との連絡
	町内会有線放送	災害対策本部～各町内会・地区
無線	県防災行政無線	災害対策本部～県・隣接市町・各関係機関
	町防災行政無線（移動系）	災害対策本部～災害現場・指定避難所・各関係機関
	町防災行政無線（同報系）	災害対策本部～各無線設置場所
□頭	伝令	災害対策本部～各部・町内各関係機関

②窓口の統一

総務班は、各関係機関等外部との連絡に使用するために、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

(2) その他の通信設備の利用

総務班は、町が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段を確保する。

①非常・緊急通話の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能または困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、非常電話、非常電報を利用することができる。「災害時優先電話」により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、オペレーターに次のことを告げて申し込む。

■非常・緊急通話の利用方法

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①非常扱い通話又は緊急扱いの通話の申し込みであること②「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称等③相手の電話番号及び伝える内容等 |
|--|

②非常電話取扱

町は災害時における緊急通信のため、加入する電話の「災害時優先電話」取扱いについて、加入電話取扱局と協議して、その取扱いについて承認を受けている。

災害時優先電話

災害時等に通話が混み合った場合、電話回線は一般的にはほとんど接続されなくなるが、そうした場合でも災害対策上重要な電話を優先的に接続する（発信規制がかかりにくい）ために指定された電話回線である。

非常通話、緊急通話

災害が発生し、または発生するおそれのある場合、あるいは緊急事態が発生した場合に救援、復旧等のための必要な事項を内容とする通話であり、交換手扱いで優先的に接続される。あらかじめ電話番号を電話局に登録しておく必要がある。

③専用通信施設の利用

電話等の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び79条、災害救助法第11条、水防法第27条、消防組織法第23条の規定による各関係機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信施設を利用することができる。

■利用できる機関

①県（防災行政無線）	⑤大阪航空局
②福岡県警察本部	⑥九州旅客鉄道(株)
③九州地方整備局	⑦九州電力(株)、九州電力送配電(株)
④福岡管区气象台	⑧自衛隊

⑥ 非常無線通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づいて福岡地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。

ア利用資格者

原則として、非常無線通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

イ非常無線通信の依頼先

福岡地区非常無線通信協議会加入の無線局または最寄りの無線局に依頼する。この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく。

ウ非常無線通信としての通信内容

非常無線通信の内容は次のとおりである。

- | |
|---|
| ①人命の救助、指定避難所の保護に関するもの |
| ②犯罪、交通制限等秩序の維持に関するもの |
| ③防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの |
| ④道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保等に関するもの |
| ⑤その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等、災害に関して緊急措置を要するもの |

⑤パソコン通信の活用

電子メール等を用いて関係機関との間で情報交換を行う。

3. 被害情報の収集・調査・報告

(1) 初期情報の収集・報告

① 初期情報の収集

産業土木班は、災害が発生するおそれがある場合に、町域の河川、がけ地等を巡視し、警戒を行うとともに、危険情報及び被害の初期情報を収集する。

危険があると認められる箇所については、本部又は当該管理者に通報し、危険箇所に警戒要員を配置して監視を行う。

なお、被害が甚大で調査が困難な時は必要に応じ、自衛隊、警察、近隣消防機関

などのヘリコプター保有機関と密接な連携をとりながら広域的な情報の把握に努める。

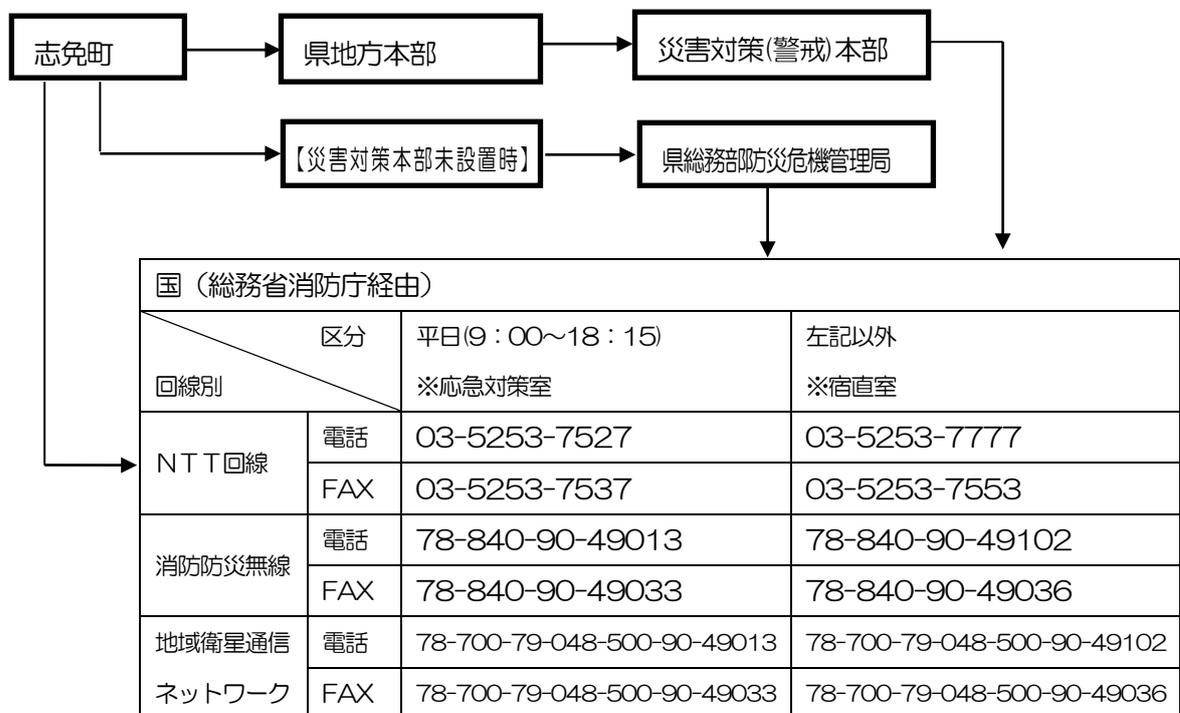
②初期情報の整理

総務班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報、応急対策の実施状況等を集約し整理する。なお、情報については、各関係機関と密接に連絡する。

③報告

総務班は、県地方本部又は県総務部防災危機管理局に「災害概況即報」により初期情報を通報する。

■報告系統図



■初期情報

- ①人的被害
- ②建物被害
- ③避難指示等の状況、警戒区域の指定状況
- ④避難の状況
- ⑤災害対策(警戒)本部の設置、配備状況
- ⑥応急対策の実施状況
- ⑦交通機関、道路の状況
- ⑧ガス・電気・上水道・下水道・電話等生活関連施設の状況
- ⑨県への要請事項

県へ報告できない場合及び「火災・災害等即報要領」に該当する災害又は事故が発生した場合には、同要領に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内）。

(2) 被害調査

① 被害の調査

各班は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。各班の調査対象は、次のとおりである。

なお、被害調査は「被害状況判定基準」による。

■ 各調査の担当及び対象

担当班名	担当課	調査対象
総務班	総務課・経営企画課 税務課・議会事務局 監査事務局 生活安全課安全安心係	危険物施設被害、住家被害
社会福祉班	福祉課・住民課 子育て支援課	福祉施設被害、住家被害、人的被害
衛生班	健康課 生活安全課生活環境係	医療施設被害、廃棄物処理施設被害、公園施設被害
産業土木班	都市整備課 まちの魅力推進課	農作物、農業施設被害、商業施設被害、工業施設被害、河川、道路、橋梁被害、がけ崩れ
上下水道班	上下水道課	上下水道施設被害
教育班	社会教育課・学校教育課	教育施設被害、社会教育施設被害

② 被害調査の提出

各班は、調査した結果をまとめ、本部に提出する。

(3) 災害報告

① 報告内容

総務班は、災害情報及び被害状況を「福岡県災害調査報告実施要綱」に基づき県に報告する。報告の種類、内容は次のとおりである。

総務省消防庁への報告は「火災・災害等即報要領」に基づく。

■報告の種類・時期等

報告の種類	報告の時期	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報(即報)	○被害発生後、直ちに報告 ○報告内容に変化があればその都度報告	1	電話 (FAX) 又は無線	県地方 本部
被害状況報告(即報)	○被害状況は判明次第、報告 ○以後、毎日10時、15時までに報告	2		
被害状況報告(即報)	○災害発生後、5日以内	2 3	文書 (2部)	県災害 対策 本部
被害状況報告(確定報告)	○応急対策終了又は災害対策 本部解散後、15日以内に報告			

②報告先

総務班は、災害情報報告及び被害状況報告を県地方本部に対して行う。

災害の発生に伴い県地方本部が機能していない場合は、直接県総務部防災危機管理局へ報告する。福祉、保健環境、商工業、農林業、土木関係の被害状況は、関係する県出先機関に報告する。

なお、県に被害状況等の報告ができない場合及び消防庁への直接即報基準に達したときには、消防庁に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合等には、県に加えて直接消防庁にも報告を行う。

■報告先

①地方本部等連絡先

福岡農林事務所	TEL	092-735-6121
	防災行政無線TEL(総務課)	78-801-701
	防災行政無線FAX	78-801-760
粕屋保健福祉事務所	TEL	092-939-1500
	防災行政無線TEL	78-900-70
福岡県土整備事務所	TEL	092-641-0161
	防災行政無線TEL(総務課)	78-810-711
	防災行政無線FAX	78-810-761
福岡中小企業振興事務所	TEL	092-622-1040
	防災行政無線TEL	78-940-70
福岡教育事務所	TEL	092-643-0111
	防災行政無線TEL	78-950-70
福岡県下水道課	TEL	092-643-3376

②県連絡先

総務部防災危機管理局	TEL	092-643-3112
	防災行政無線TEL	78-700-7021
	防災行政無線FAX	78-700-7390~ 7392

③総務省消防庁連絡先

総務部防災危機管理局	TEL	092-643-3112
	防災行政無線TEL	78-700-7022
	防災行政無線FAX	1-78-700-7390~ 7393

【資料編】

- 7-1 防災無線一覧表
- 7-2 災害時優先電話・特設公衆電話一覧表
- 7-3 非常通信依頼先一覧表
- 7-4 防災関係機関通信窓口
- 21-2 福岡県災害調査報告実施要綱
- 21-3 被害状況報告 即報・確報 様式第1号、第2号の1、その他様式

第3節 災害広報・広聴活動

第3節 災害広報・広聴活動

1. 災害広報活動

2. 報道機関への対応

3. 広聴活動

1. 災害広報活動

(1) 災害時の広報

① 警戒期及び災害発生直後の広報活動

総務班及び消防団は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、住民等に対し防災行政無線、有線放送、広報車、又は現場指示にて危険情報の伝達や避難等の広報を行う。

町は、要支援者、災害により孤立化する危険がある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人、帰宅困難者、車中泊、テント泊等の避難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るように努める。

② 応急活動期の広報

総務班及び消防団は、応急活動時には、防災行政無線、有線放送、広報車、テレビ、ラジオ、災害広報紙等にて行う。総務班は、各班からの広報内容を受け付け、報道機関への要請及び災害広報紙、チラシ等を作成する。

■ 広報の手段と内容

時期	手段	内容
(1) 警戒期 (2) 災害発生直後	防災行政無線放送	① 危険情報に関すること
	緊急速報メール	② 避難情報に関すること
	有線放送	③ 災害時における住民の心構えに関すること
	広報車	④ 自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること
	現場による指示	⑤ 指定避難所の設置に関すること

(1) 応急活動期	防災行政無線 有線放送 広報車 テレビ ラジオ 災害広報紙 チラシ	上記に加え ①災害応急対策の実施状況に関する事 ②電気・ガス・水道等の供給に関する事 ③安否情報に関する事 ④応急仮設住宅の供与に関する事 ⑤炊き出しその他食料・飲料水・生活必需品の供給等に関する事 ⑥災害復旧の見通しに関する事 ⑦物価の安定等に関する事
-----------	---	--

(2) 指定避難所における広報

総務班は、所轄する指定避難所にて避難者への広報を行う。広報にあたっては、指定避難所の住民組織、ボランティア等と連携して、情報が避難者に正確に伝達されるような方法をとる。また、手話通訳や外国語通訳等のボランティアを避難所に派遣し、障がいのある人等の情報の入手が困難な避難者に十分配慮した広報を行う。

■指定避難所における広報の方法

①災害広報紙の配布 ②指定避難所広報板の設置 ③指定避難所運営組織による口頭伝達
--

2. 報道機関への対応

(1) 報道機関への要請

①放送要請

総務班は、次の場合、県を通じて放送局に対し放送要請を行う。

■放送要請の内容

要請先	県又はNHK福岡放送局（緊急でやむを得ないとき）
要請事由	災害が発生し、又は発生のおそれがあり次のいずれにも該当する場合 ①事態が切迫し、避難指示等、命令や警戒区域の設定等について情報伝達に緊急を要すること ②通常の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること
要請方法	様式を送付

■志免町から県（窓口：防災危機管理局）への要請

勤務時間内	勤務時間外
78 防災行政無線電話 78-700-7021(防災企画係)※ 78-700-7023(防災指導係) 78-700-7500(災害対策本部、設置時のみ)	①県防災行政無線電話 78-700-7027(宿直室)※ 78-700-7020～7025 (防災危機管理局事務室、宿直室応答可) 78-700-7500(災害対策本部、設置時のみ)

②一般加入電話 092-641-4734、092-643-3112※ 092-643-3986(災害対策本部、設置時のみ)	②一般加入電話 092-641-4734(宿直室切替)※ 092-643-3986(災害対策本部、設置時のみ)
備考	①一般加入電話は、市町村の孤立防止用無線電話からも接続できる。 ②※印の電話を優先使用する。

■志免町、県からNHK福岡放送局への要請

①一般加入ファックス	092-781-4270、092-771-8579 ただし、この場合も別途電話連絡すること。
②県防災行政無線電話	77-982
③一般加入電話	092-741-7557、092-741-4029
備考	一般加入電話は、市町村の孤立防止用無線電話からも接続できる。

②取材自粛の要請

総務班は、報道機関に対して指定避難所等においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。

(2)記者発表

総務班は、記者会見場を設置し、必要な情報を報道機関へ提供する。また、記者会見場の設置にあたっては、必要な設備を準備する。

■記者発表の方法

記者発表場所	町が指定した場所
発表者	本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）又は総務班長

3. 広聴活動

(1)相談窓口の設置

社会福祉班は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、町役場内に相談窓口を設置する。また、住民の相談に対し迅速に対応するため、相談窓口には各班の担当者を置く。

(2)被災者相談

相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

なお、住民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取して応急対策に反映させる。

■相談窓口の内容

設置場所	町役場及び町民センター
相談窓口で扱う事項	①捜索依頼の受付け（社会福祉班） ②食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報（総務班） ③罹災証明書の発行（社会福祉班） ④埋火葬許可書の発行（社会福祉班） ⑤仮設住宅の申し込み（社会福祉班） ⑥住宅の応急修理の申し込み（社会福祉班） ⑦災害見舞金、義援金の受付け、払い出し（社会福祉班、出納班） ⑧生活資金等の相談等（社会福祉班）

【資料編】

- 8-1 災害に関する対策のための放送要請に関する協定
- 8-2 緊急警報放送に関する確認
- 8-3 放送要請について

第4節 応援派遣



1. 自衛隊の災害派遣

(1) 災害派遣要請依頼

本部長（町長）は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事に対して電話又は口頭で、次の事項を明らかにして依頼し、事後速やかに依頼文書を提出する。

また、通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

総務班は、これらの災害派遣要請依頼の手続きを行う。

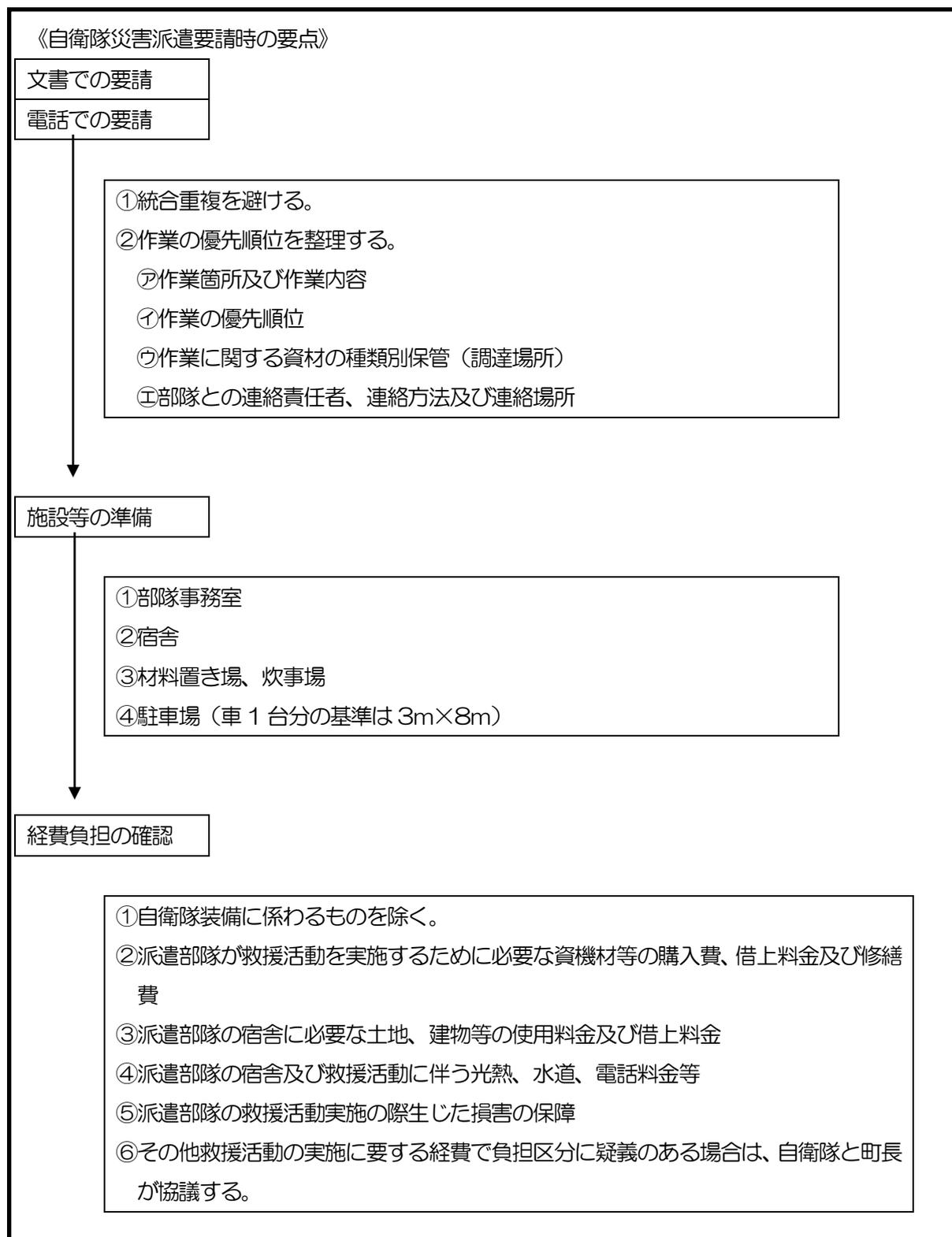
■災害派遣要請依頼手続き

提出（連絡先）	県総務部防災危機管理局
連絡方法	電話又は口頭で行い、事後文書送付
要請事項	①災害の状況及び派遣を要請依頼する事由 ②派遣を希望する期間 ③派遣を希望する区域及び活動内容 ④その他参考となるべき事項

■緊急の場合の自衛隊連絡先

駐屯地等名	所在地	電話番号	指定部隊の長
福岡駐屯地	春日市大和町	092-591-1020	第4師団長
春日駐屯地	春日市小倉	092-581-0431	福岡地区病院長

■派遣要請にあたっては、原則として次の事項を明確にするものとする。



(2) 自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救助が緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条の規定により部隊等を自主派遣することができることとなっている。

■自衛隊自主派遣の判断基準

- | |
|--|
| ①災害に際し、各関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合 |
| ②災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められ、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 |
| ③災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、その救援活動が人命救助に関する場合 |
| ④その他、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合 |

(3) 自衛隊の受け入れ

①受け入れ体制

総務班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画書を作成し、次のような対応を行う。

■自衛隊の受け入れ体制

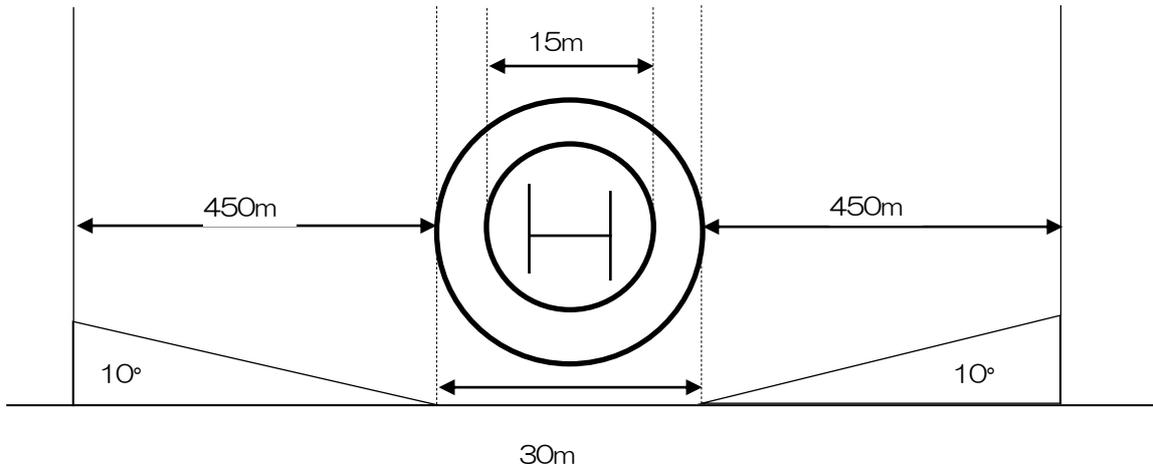
項目	内容
作業計画書の作成	①作業箇所及び作業内容 ②作業箇所別必要人員及び必要機材 ③作業箇所別優先順位 ④作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ⑤部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取りつける。
自衛隊集結地	町が指定した場所
交渉窓口	①総務班に連絡窓口を一本化する。 ②自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

②臨時ヘリポートの設置

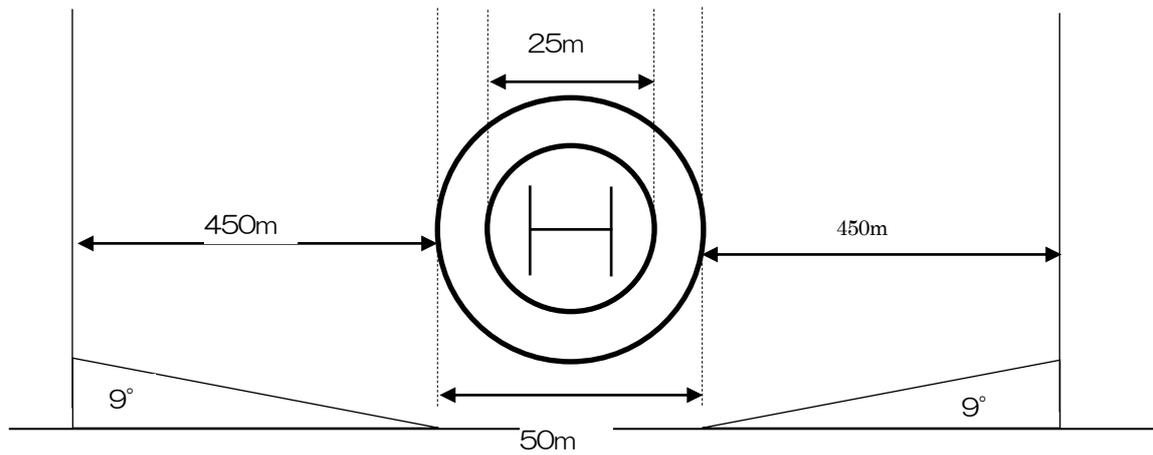
ヘリコプターの応援を要請した場合は、総務班は、臨時ヘリポートの準備を行う。

■機種に応ずる発着点付近の基準

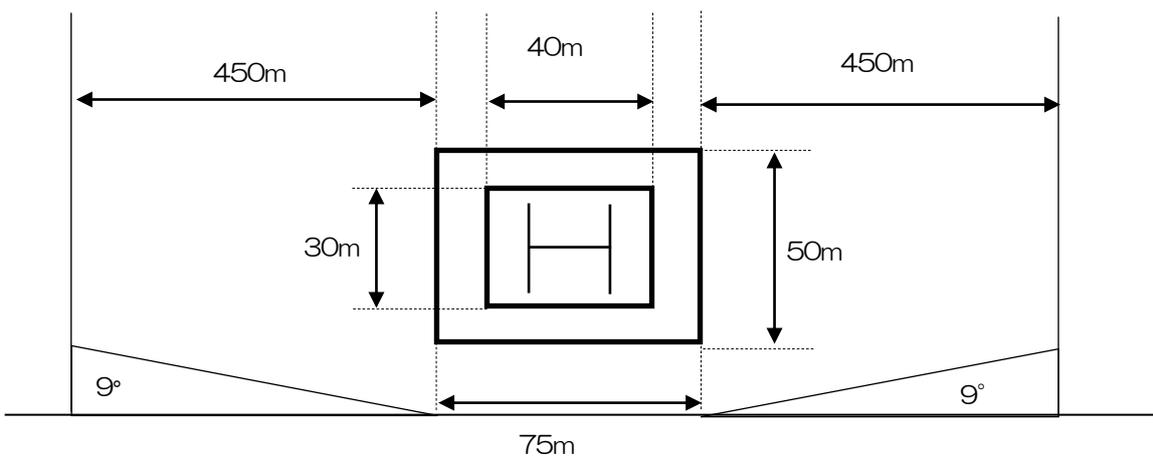
(1) OH-6D (小型ヘリ)



(2) UH-1J (中型ヘリ)



(3) V-107 (大型ヘリ)



- ※1. 発着点とは、安全、容易に設置できるように準備された地点をいう。
- ※2. 無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。
- ※3. この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

③経費の負担区分

自衛隊の救護活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、2市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

■経費の負担範囲

- | |
|--|
| ①派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料金及び修繕費 |
| ②派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料 |
| ③派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等の他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。 |

(4)災害発生後の活動

自衛隊は、災害発生後には次の活動を行う。

■災害発生後の自衛隊の活動

要請範囲の依頼	活動内容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等により偵察を行う。
避難の援助	避難命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送を行う。
遭難者等の搜索活動	死体、行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救助作業に優先して搜索活動を行う。
水防活動	堤防護岸等の決壊に対しては所要の水防作業を行う。
消防活動	利用可能な消防車、その他の防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたる。(消火薬剤は町が提供する。)
道路又は水路の応急啓開	道路又は水路が損壊し若しくは障害物がある場合、これらの啓開除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	特に要請があった場合には、被災者に対し応急医療、救護及び防疫の支援を行う。ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合には、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救護物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水の支援	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合においては必要と認めるときは、能力上可能なものについて、危険物・障害物の保安及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについて、所要の措置をとる。

(5) 撤収要請依頼

本部長（町長）は、災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請依頼を行う。

【資料編】

- ・6-6 自衛隊派遣要請依頼書
- ・9-1 給水車保有状況（航空自衛隊、陸上自衛隊、県内市町村）
- ・11-3 防災関係機関ヘリコプター保有状況・臨時ヘリポート一覧（町内）

2. 広域応援派遣要請

(1) 県内市町村への要請

① 近隣との消防相互応援協定

本部長（町長）は、災害が発生した場合、次の消防相互応援協定に基づき応援協定締結先の消防機関に応援を要請する。

総務班は、これらの要請事務を行う。

■ 志免町に於ける消防相互応援協定

協定名（覚書含む）	協定締結先	対象
福岡県消防相互応援協定	福岡県	全ての災害
災害時における福岡県内市町村間の相互応援協定	福岡県	全ての災害
福岡都市圏市町村消防相互応援協定	福岡都市圏	全ての災害
福岡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	福岡空港事務所、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、粕屋町、粕屋南部消防組合	空港及び航空機に関する火災
災害時における応急対策業務に関する協定書	志免町建設協力会	全ての災害
災害時における物資の輸送に関する協定	赤帽福岡県軽自動車運送協同組合福岡支部	地震、風水害、その他大規模な事故等
災害時における志免町内、郵便局、志免町間の相互協力に関する覚書	粕屋南郵便局、志免町	全ての災害

② 福岡県消防相互応援協定

本部長（町長）又は消防長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「福岡県消防相互応援協定」に基づき、他市町村長又は消防長に対し、代表消防機関（福岡市消防局）等を通じて消防応援を求める。なお、航空応援が必要な場合は、県を通じて要請を行うが、同時に応援先の消防長にも連絡を行う。

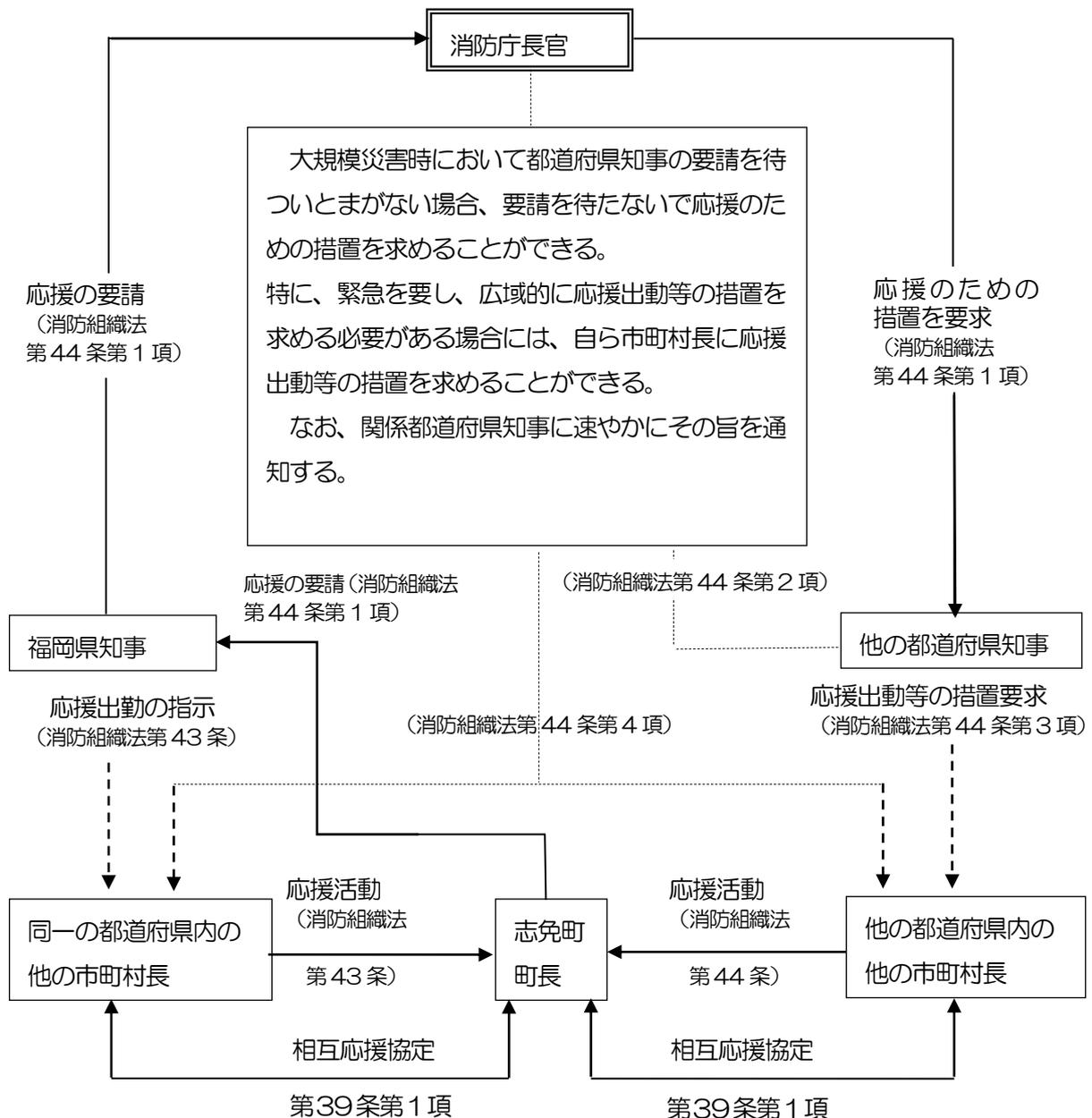
■ 応援要請の種類

第一要請	現在締結している隣接市町等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
第二要請	第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

③ 緊急消防援助隊

県内外の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

■ 大規模災害時における緊急の広域消防応援体制



(2) 県への応援要請

本部長（町長）は、町域に災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又は斡旋の要請を行う。総務班は、これらの要請事務を行う。

■ 県への応援要請手続き

要請先	県 防災危機管理局	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	①災害の状況 ②応援を必要とする理由 ③応援を希望する物資等の品名、数量 ④応援を必要とする場所・活動内容 ⑤その他必要な事項	基本法第68条

(3) 指定地方行政機関等への要請

本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは、特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して町域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣を要請する。又はその派遣について県知事に対し斡旋を求める。総務班は、これらの要請事務を行う。

■ 指定地方行政機関等への応援要請手続き

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関（斡旋を求める場合は県）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣 ・斡旋要請	①派遣の要請・斡旋を求める理由 ②職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他勤務条件 ⑤その他必要な事項	派遣：基本法第29条 斡旋：基本法第30条 地方自治法第252条の17

(4) 応援隊の受け入れ・活動支援

① 受け入れ体制の準備

総務班は、応援隊の活動拠点施設、宿泊先、食料、資機材等の手配を行う。

② 現場への案内

総務班は、各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、各班が応援者の業務について対応する。

(5) 指定地方行政機関等への撤収要請

本部長（町長）は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

総務班は、これらの手続きを行う。

(6) 受援計画の作成

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災機関から応援を受けられるよう、受援計画を策定する。また、受援計画に基づく応援の受け入れを想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。

3. 要員の確保

(1) 労働力の確保

総務班は、次の手段により災害対策のための労働力を確保する。

■ 労働力確保の手段

- | |
|------------------------------|
| ①災害対策実施機関の関係者等の動員（第4節第2参照） |
| ②隣保民間奉仕団（日赤奉仕団等）、ボランティアの協力動員 |
| ③ハローワークによる労働者の斡旋 |
| ④各関係機関の応援派遣による技術者等の動員 |
| ⑤緊急時における従事命令等による労働者等の動員 |

(2) 労働力確保の要請

総務班は、ハローワークに対し次の事項を明らかにして、必要な労働者の紹介斡旋を依頼する。

■ ハローワークへの要請事項

- | | |
|---------|-----------|
| ①必要労働者 | ⑥労働時間 |
| ②性別内訳 | ⑦作業場所の所在 |
| ③作業の内容 | ⑧残業の有無 |
| ④作業実施機関 | ⑨労働者の輸送方法 |
| ⑤賃金の額 | ⑩その他必要な事項 |

【資料編】

- 6-1 救助活動拠点
- 6-6 自衛隊災害派遣要請依頼書
- 24-2 福岡県消防相互応援協定書
- 24-3 福岡県広域航空消防応援実施要綱
- 24-4 福岡県広域航空消防応援実施細目

第5節 救助・救急・消防

第5項 救助・救急・消防

1. 救助・救急活動

2. 消防活動

1. 救助・救急活動

(1) 救助情報の収集

① 発見者の通報

要救助者を発見した者は、災害対策本部、町及び消防本部又は粕屋警察署等へ通報する。

② 要救助情報の収集

総務班及び消防団等の災害現場に派遣された者は、地域住民等から救助情報を収集し、総務班に連絡し、さらに災害対策本部に連絡する。総務班は、災害対策本部及び粕屋警察署等に通報された情報を収集し管理する。

(2) 救助活動

① 初動活動

災害現場に派遣された総務班は、消防団等と協力し収集した救助情報を基に、二次災害に留意し救助活動を行う。

② 応援要請

総務班は、災害の状況等により、町で編成する救助隊だけでは救助活動が困難な場合は、粕屋警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合は、県知事に要請を依頼する。また、車両、特殊機械器具が必要な場合は、県の協力又は近隣の建設・土木会社に出動を要請する。

③ 住民・自主防災組織・事業所の救助活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

(3) 救急活動

衛生班は、救助現場では救護活動を実施し、救護所又は町内の対応可能な医療機関まで傷病者の搬送を指示する。傷病者が多数発生した場合は、総務班は、警察その他の機関、住民等に搬送を要請する。また、町内の診療所で収容できない場合は、災害拠点病院へ救急車で搬送する。

総務班は、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

2. 消防活動

(1) 情報の収集

総務班は、住民、粕屋警察署等から火災発生等の情報を収集する。収集すべき

情報は、次のとおりである。

■収集する情報の種類

- ① 火災の発生状況
- ② 町内会、自主防災組織等の活動状況
- ③ 通行可能な道路の状況
- ④ 無線通信の状況
- ⑤ 使用可能な消防水利の状況

(2) 消火活動

① 消火活動

総務班及び消防団は、次の点に留意して消火活動を効果的に行う。

■消火活動の留意事項

- ① 風向き、建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。
- ② 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。
- ③ 延焼火災が発生している地区は、直ちに住民の避難を開始し、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導を呼びかける。
- ④ 危険物の漏洩等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。
- ⑤ 診療所、指定避難所等、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- ⑥ 住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。

② 消防広域応援要請

本部長（町長）又は消防長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救助事象等が発生した場合、「福岡県消防相互応援協定」及びその他の相互応援協定に基づき、県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。また、ヘリコプターが必要な場合は、県を通じてヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。

総務班は、消防広域応援要請をした場合には、応援隊の受け入れと現場への案内等の活動支援を行う。

③ 住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

④ 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。

また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の処置をとる。

■事業所の消火活動等

- ① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- ② 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- ③ 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- ④ 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
- ⑤ 立入り禁止措置等の実施

【資料編】

- ・ 6-1 救助活動拠点
- ・ 6-6 自衛隊災害派遣要請依頼書
- ・ 24-2 福岡県消防相互応援協定書
- ・ 24-3 福岡県広域航空消防応援実施要綱
- ・ 24-4 福岡県広域航空消防応援実施細目

第6節 医療救護

第6節 医療救護

1. 応急医療活動

2. 被災者等への医療

1. 応急医療活動

小規模な災害の場合は、原則として町内の対応可能な医療機関に負傷者を搬送して、応急医療にあたる。同時に多数の傷病者が発生した場合は、災害現場近くに救護所を設置して応急医療にあたる。

(1) 救護班の編成・派遣

衛生班は、多数の傷病者が発生した場合は、粕屋医師会に救護班の編成・派遣を要請する。

また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

■ 救護班の編成基準

医師	1人～2人（うち班長1人）
薬剤師	1人
看護師	3人～4人（うち師長等1）
事務及び連絡員	1人
運転手	1人

■ 医師会等への伝達・要請事項

- ①災害の種類、規模、発生場所
- ②必要とする救護班数
- ③救護所の設置場所
- ④資機材等の状況
- ⑤その他

(2) 救護所の開設

① 救護所の決定

衛生班は、被災情報から粕屋医師会と連絡をとり、救護所の設置場所を決定する。

② 救護所の設置

衛生班は、救護所となる施設に医療用資機材、電源等、応急医療に必要な資機材を搬送し設置する。救護所は、原則として災害現場に最も近い避難場所とする。

(3) 救護所での活動

救護所に派遣された救護班は、次のような活動を行う。

■救護所での活動

①負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）	④助産
②後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定	⑤死亡の確認
③負傷者の応急処置	⑥遺体の検案

(4) 医薬品・医療機器等の確保

① 医薬品・医療機器等の確保

衛生班は、粕屋薬剤師会、医薬品販売業者等から医薬品、医療機器等を確保する。不足する場合は、粕屋医師会が保有する医薬品、医療機器等を使用する。入手が困難なときは、県に要請する。

② 血液製剤等の確保

衛生班は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて住民への献血の呼びかけを行う。

(5) 後方医療体制の確立

① 後方医療施設の確保

衛生班は、粕屋医師会等からの医療情報をもとに、重病者を収容する災害時救急病院を確保する。災害時救急病院で収容困難な重病者は、町外の対応可能な医療機関に搬送する。

② 後方医療施設への搬送

救護所から医療機関への搬送については、救急車又は町有車両等で搬送する。交通の状況により救急車等では困難な場合は、県に対して、自衛隊等にヘリコプターでの搬送を要請する。

2. 被災者等への医療

(1) 指定避難所での医療活動

衛生班及び教育班・社会福祉班は、指定避難所生活が長期化するときは、指定避難所内に救護所を設置し、粕屋医師会に対し巡回医療班の編成を要請し、健康診断や精神科、歯科等を含めた医療救護活動を行う。

(2) 心の医療活動

衛生班は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力によりカウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や災害時における要配慮者の精神負担の軽減に努める。

(3) 医療情報の提供

衛生班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、救護班に依頼し災害広報紙等で住民に提供する。

【資料編】

- ・6-1 救助活動拠点
- ・6-2 災害拠点病院一覧
- ・6-3 町内医療機関一覧
- ・6-4 福岡県内の血液センター・感染症指定医療機関一覧
- ・6-5 広域医療搬送拠点
- ・6-6 自衛隊災害派遣要請依頼書
- ・24-2 福岡県消防相互応援協定書
- ・24-3 福岡県広域航空消防応援実施要綱
- ・24-4 福岡県広域航空消防応援実施細目

第7節 避難

第7節 避難

1. 避難活動

2. 指定避難所の運営

1. 避難活動

(1) 指定避難所の開設

総務班は、災害の発生状況に応じてハザードマップ等を参考にして開設する指定避難所を決定し、管理者に開錠を要請する。また、教育班・社会福祉班を動員し、指定避難所に派遣する。指定緊急避難場所及び指定避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じ、その立地条件及び建築物の安全を確認し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等も踏まえ、速やかな開設を行う。

指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するように努めるものとする。

(2) 避難指示等の発令

① 避難指示等の発令

災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、本部長（町長）は、避難を要する地区の住民に対し「高齢者等避難」を発令する。ただし、災害が発生するおそれが高まったときは「避難指示」を発令する。特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

「高齢者等避難」は、その対象地域の高齢者等に対し、危険な場所から立ち退き避難を促し、災害が発生する前までに避難の完了を配慮することである。

「避難指示」は、対象地域の居住者等全員が、危険な場所からの避難を促す場合などに発令し、災害が発生する前までに避難を指示することである。

■ 避難指示等を発令する場合の基準

- ① 延焼火災が拡大又は拡大のおそれがあるとき
- ② 河川、水路等の水位の上昇により浸水するおそれがあるとき
 - ㊦ 宇美川（片峰新橋）の水位が避難判断水位（3.1m）を超えなお上昇の見込みがある場合
→ [警戒レベル3] 高齢者等避難発令判断
 - ㊧ 宇美川（片峰新橋）の水位がはん濫危険水位（3.5m）を超えなお上昇の見込み、大規模災害の発生が予想されるとき
→ [警戒レベル4] 避難指示発令判断
- ③ 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき
- ④ ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及びおそれがあるとき
- ⑤ がけ崩れにより建物等に影響するおそれがあるとき
- ⑥ その他住民の生命・身体を保護するため必要なとき

②避難指示の伝達

総務班は、関係班に避難指示を伝達する。伝達手段については、以下の手段や地域特性に応じたその他の手段を含めた複数の手段を組み合わせ、伝達先と合わせて具体的に定めておく。

- ㊦防災行政無線放送、防災メール（まもるくん）、携帯電話エリアメールを利用して対象地域の住民全般に伝達（避難指示についてはサイレンの吹鳴を併用）
- ㊧広報車や消防車両により、対象地域の住民全般に伝達
- ㊨消防団に対して対象地域の住民への伝達を依頼（あらかじめ、消防団、警察による伝達方法を確認しておく必要がある。）
- ㊩自主防災組織の会長等の協力を得てあらかじめ構築しておいた組織的な伝達体制に基づき、町からの連絡先（自主防災組織の会長等）への防災行政無線（同報系・個別受信制）、電話、FAX、携帯電話、防災メール（まもるくん）等による伝達
- ㊪災害時における要配慮者等の事前登録者やその緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者への伝達（FAXや携帯電話、防災メール（まもるくん）等の活用も含む）
- ㊫自主防災組織や近隣組織等において率先して避難行動を促すようリーダーによる伝達や、地域コミュニティ間での直接的な声かけ
- ㊬緊急速報メールによる配信、ホームページへの掲載等、インターネットによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達
- ㊭テレビ、ラジオ等の放送機関への依頼（県による検討会を通じ、連絡方法、内容等についてあらかじめ申し合わせておくとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有しておく。）

■避難指示の方法及び伝達事項

担当・方法	総務班	広報車、緊急速報メール、ハンドマイク、サイレン、警鐘、防災無線、電話、消防車
	各施設管理者	口頭、ハンドマイク
伝達事項	①避難対象地域 ②避難先 ③避難経路	④避難指示の理由 ⑤注意事項（戸締まり、携行品）等

③県・各関係機関への報告

総務班は、避難の勧告・指示が発令された場合は、県及び必要な機関にその旨を報告する。

■連絡先

地方支部 粕屋警察署	協力要請
避難施設管理者	指定避難所開設要請
近隣市町村	住民の指定避難所利用の要請

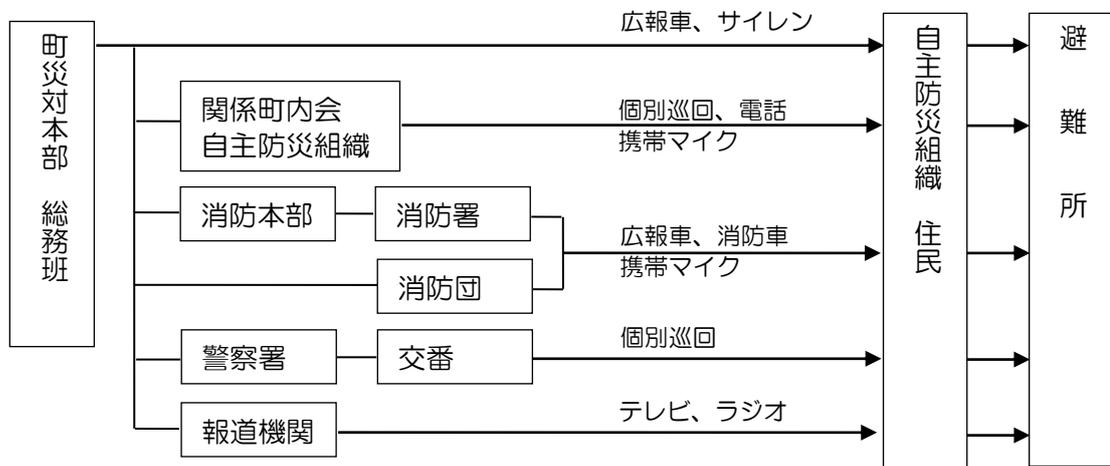
④解除

本部長（町長）は、災害による危険がなくなると判断されるときには、避難指示を解除し、指定避難所に避難している対象者に伝達する。指定避難所以

外に避難している対象者には、広報車やハンドマイク等により避難解除の伝達を行う。

また、解除後は速やかに県知事に報告する。

■災害広報伝達経路及び方法



■避難指示の発令権者及び内容

発令権者	指示を行う要件	根拠法令
町長	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	基本法第60条
知事	○災害の発生により町長がその全部又は大部分の事務を行うことが出来なくなった時	基本法第60条
警察官	○町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき ○町長から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災等危険な事態がある場合において、特に急を要するとき	基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事及び知事の命を受けた県職員	○洪水により著しい危険が切迫していると認められたとき ○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者	○洪水により著しい危険が切迫していると認められたとき	水防法第29条

(3) 避難誘導

町は、災害発生し、または発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、防災計画等の中に避難誘導計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

① 避難誘導

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて、最も近い指定避難所等まで次のとおり行う。避難は原則として徒歩とする。避難者のための立退きの誘導は、警察関係機関の協力のもと、総務班及び消防団がこれを行う。

㊦ 避難実施責任者及び、避難誘導員をあらかじめ選定しておき、避難活動が円滑に進むように努める。

㊧ 誘導、移送に際しては、避難前に避難路の安全を確認しておくとともに、危険箇所等危険性については明確な表示を行い、避難者にあらかじめ指示しておく。

㊨ 避難誘導員は、人員の点検を適宜行い避難中の事故防止を図る。

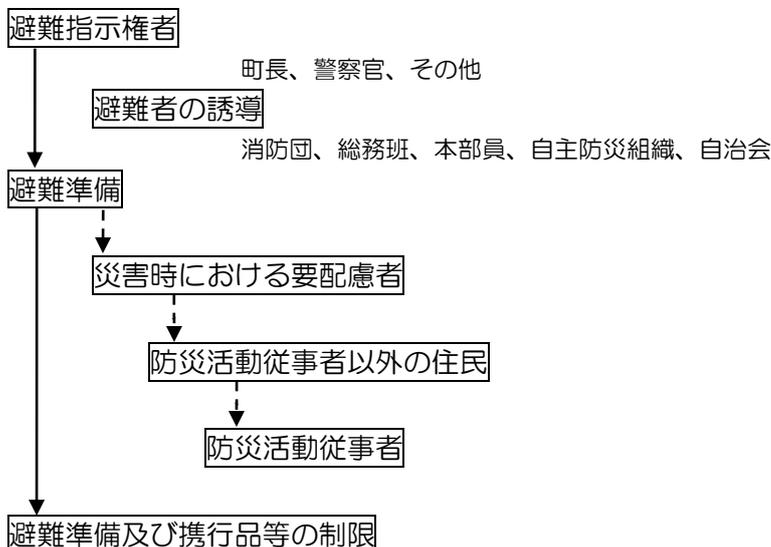
㊩ 避難した地域に対しては事後速やかに残留者の有無を確認するとともに、危険防止とその他必要な避難指示を行う。

㊪ 避難者が自力により立ち退くことが困難な場合は、町が車両により移送する。災害地が広範囲で、大規模な立退き移送を必要とし、町において対処できない場合、町長は隣接市町に応援を求めるほか、県に移送を要請する。

■ 避難誘導者

避難対象	避難誘導担当者
住民	総務班及び消防団、自主防災組織等 在宅の災害時における要配慮者は、近隣の協力により行う ※必要に応じて警察官と連携をとる
教育施設、保育施設、福祉施設	施設管理者、教職員、施設職員
事業所等	施設の防火管理者及び管理責任者等
交通施設	施設管理者及び乗務員

■ 公的機関が行う避難準備活動



②携行品の制限

携行品は、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限のものとする。

- ㊦食料品関係 保存食・飲料水・粉ミルク等（乳児がいる場合）
- ㊧衣類関係 下着・タオル・毛布・雨具
- ㊨貴重品関係 現金・通帳印鑑・身分証明書・カード類
- ㊩救急医薬品 傷薬・風邪薬・常備薬・持病のための薬・包帯・絆創膏
- ㊪日用品等 懐中電灯、マッチ・ライター・ティッシュペーパー・ウェットティッシュ・携帯ラジオ・予備の電池・缶切り・栓抜き・簡易食器・ビニール袋・ヘルメット・帽子・軍手・防塵マスク・筆記用具・油性マジック
生理用品・おむつ・マスク・消毒液など

③災害時における要配慮者の誘導

在宅の災害時における要配慮者の避難は、原則として地域の自主防災組織、ボランティア等が行うが、必要に応じて町はその誘導を支援する。

施設入所者は、施設の管理者が搬送する。総務班は、町有緊急車両等の手配など支援を行う。

(4)避難者の受け入れ

総務班は、教育班・社会福祉班を指定避難所に派遣する。社会福祉班は、施設管理者と協力して避難者の受け入れを行う。社会福祉班は、避難者数等の把握を行う。

■避難者の受け入れ事項

- | |
|---------------------|
| ①体育館など収容スペースへの案内 |
| ②避難者の把握（居住地域、避難者数等） |
| ③災害情報等の収集及び本部への伝達 |

(5)警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは、警戒区域を設定する。

本部長（町長）は、警戒区域の設定に伴い、立退き指示等を警察等の協力を得て実施する。

また、面積、地形、地域の実情等に応じて、町をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内すべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

■警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	内容	根拠法令
町長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	基本法第63条
消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、同様の措置をとることができる。	水防法第21条

消防吏員又は消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設置して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止若しくは制限することができる。	消防法第28条
警察官	町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを規制し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。この場合において、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。 水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	基本法第63条 水防法第21条
災害の派遣を命じられた自衛官	危険な事態が生じかつ、町長若しくは町長の権限を行うことができる者がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	基本法第63条
消防長又は消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限できる。	

2. 指定避難所の運営

家屋等が被災し、避難生活が長期化する場合は、避難者による自主的な運営組織を確立し指定避難所を運営する。

(1) 避難所運営体制

① 避難所の運営組織

避難所の運営は、原則として自主防災組織を中心とした避難者の自主運営において行う。自主防災組織は、組織のリーダーからなる避難所自主運営組織を作り、自主的な運営を行う。教育班・社会福祉班は、避難所自主運営組織の確立やボランティア等との調整を行う。

■ 避難所運営担当者の役割

<input type="checkbox"/> 避難所運営組織 ① 運営方法等の決定 ② 生活ルールの作成 ③ 避難者カード・名簿の作成 ④ 町からの連絡事項の伝達 ⑤ 食料・物資の配給 ⑥ ボランティア等との調整 ⑦ 避難者の要望等とりまとめ	<input type="checkbox"/> 職員 ① 災害対策本部との連絡 ② 広報 ③ 施設管理者、ボランティア等との調整 ④ 避難所運営記録の作成
--	--

②避難者の把握

町は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため指定避難所に被災状況登録窓口を設置し、以下事項の把握に努める。教育班・社会福祉班は、把握した内容を記載した避難者カード、避難者名簿をとりまとめる。避難状況の把握にあたっては、車中泊、テント泊など指定避難所以外の避難実態も把握する。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、指定避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

■把握内容

- ①世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- ②家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- ③親族の連絡先
- ④住家被害の状況や人的被害の状況
- ⑤食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- ⑥要配慮者の状況
- ⑦指定避難所退出後の連絡先
- ⑧その他、必要とする項目

③ボランティアへの協力要請

指定避難所では、食料、生活必需品の供給、炊き出し、感染症等対策等にボランティアの協力を得る。教育班・社会福祉班は、ボランティア活動センターにボランティアの派遣を要請し、指定避難所において、ボランティアリーダーとの調整を行う。

④避難所事務所の開設

教育班・社会福祉班は、避難所内に避難所事務所を開設し、運営の拠点とする。

⑤避難所運営記録の作成

教育班・社会福祉班は、避難所運営状況について、避難所運営記録を作成し、1日に1度、総務班へ報告する。また、病人発生等、特別な事情がある時は、その都度必要に応じて報告する。

⑥生活環境の整備

避難者の生活環境を整備するため、次の事項について対応する。

- ㊶避難者に必要な食料、その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。
- ㊷避難所開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等、生活環境の改善対策を順次検討する。

(設備、備品の例示)

- ㊸畳、マット、カーペット
- ㊹間仕切り用パーティション
- ㊺冷暖房機器
- ㊻仮設風呂
- ㊼シャワー
- ㊽掲示板
- ㊾ごみ箱

- ⑥喫煙所
- ⑦愛玩動物のスペース
- ⑧洗濯機
- ⑨乾燥機・仮設トイレ
- ⑩マスク・消毒液・体温計等
- ⑪その他必要な設備・備品

- ⑫避難所開設期間の長期化が見込まれる場合は、多様な性のニーズや、性的少数者の視点の違い等に配慮する。可能な限り女性の意見を反映し、女性専用の更衣室、授乳室、物干し場などの設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努めるものとする。
 - ⑬避難所開設期間の長期化が見込まれる場合は、カウンセリング等を踏まえた相談窓口の設置を検討する。
 - ⑭町及び避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
 - ⑮町は避難所における妊産婦、新生児や乳幼児、難病患者、介護が必要な高齢者など、特にきめ細かな支援が必要な要配慮者への健康管理支援に配慮するものとする。
 - ⑯町は、女性や性的少数者の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性等のリーダーの育成に努めるものとする。
- ⑦愛玩動物への対応
- 避難者が連れてくる愛玩動物に対して、愛玩動物と指定避難所で共同生活をを行うため敷地内の屋外に専用スペースを設ける。
- ア避難所の居室部分は、原則として愛玩動物の持ち込みは禁止とする。
 - イ持ち込んだ飼い主と協議し、愛玩動物の特性を考慮して専用スペースを設置する。
 - ウ愛玩動物の飼育及び愛玩動物の飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理する。

(2) 食料・物資の供給

教育班・社会福祉班は、避難者数から食料、生活必需品等の必要量を把握し、避難所自主運営組織、ボランティア等との協力により避難者に配給する。

(3) 災害時における要配慮者への配慮

①指定避難所での配慮

教育班・社会福祉班は、災害時における要配慮者の専用設備や介護ボランティア支援要請などを行い、できる限り生活に支障とならないよう配慮する。

■指定避難所での災害時における要配慮者対策

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①災害時における要配慮者専用スペース ②間仕切り ③介護ボランティア支援要請 ④手話通訳、外国語通訳の要請 ⑤情報伝達方法の検討 |
|--|

②福祉避難所の開設

社会福祉班は、災害時における要配慮者の避難状況等により必要な場合は、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し、災害時における要配慮者を収容する。

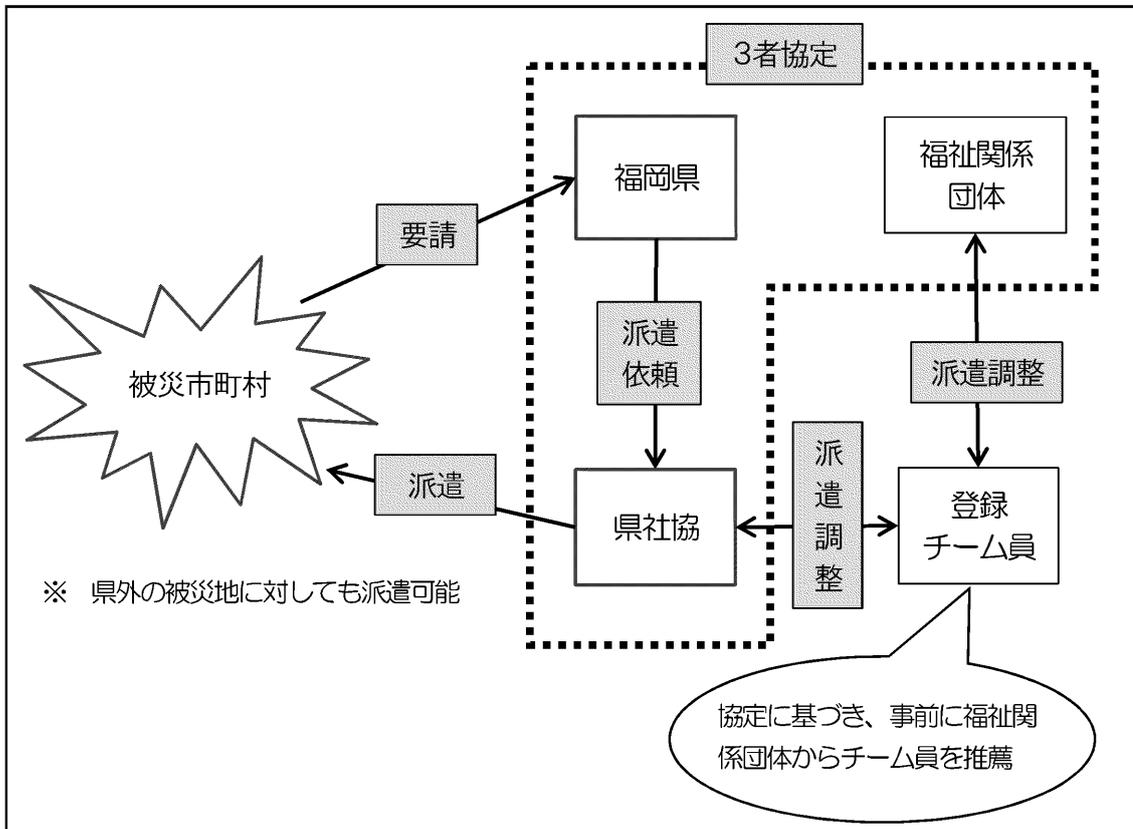
③災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請

総務班・社会福祉班は、災害救助法が適用され、福祉避難所等における福祉支援が必要な場合は、県（福祉総務課）に災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請を行う。

■派遣要請の詳細等

派遣対象となる災害	大規模災害（災害救助法が適用又はその可能性がある と認められる規模の災害）
派遣の目的	高齢者、障がいのある人、妊産婦等の要配慮者に対し て適切な福祉支援を行うことにより、災害関連死等の 二次被害の防止を図るもの
主な活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 避難所における福祉ニーズの把握、要配慮者のスク リーニング 福祉的な観点での避難所の環境整備 相談対応や介護等の生活支援など、要配慮者への直 接支援
要請方法	県福祉総務課へ文書又は口頭にて派遣要請
費用負担	県負担（災害救助法の適用を想定）

■派遣活動スキーム



(4)避難所等の警備

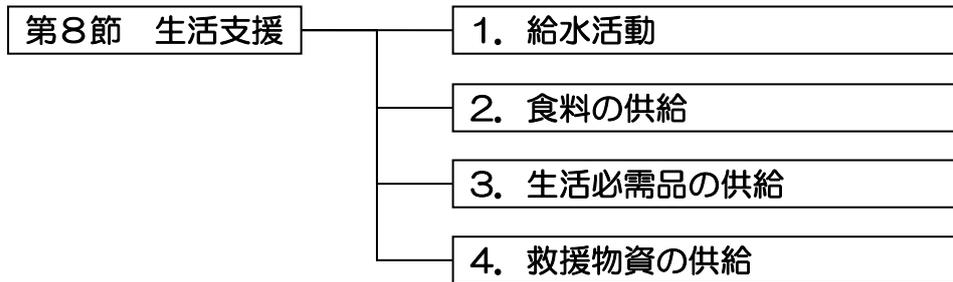
教育班・社会福祉班は、避難所自主運営組織と連携して、指定避難所内及びその周辺の巡回を行い、避難者等の安全を確保する。

総務班は、自主防災組織、防犯協会等に対し、指定避難所及び被災地における警備・防犯活動への協力要請と広報を行う。

【資料編】

- 4-1 指定避難所一覧

第8節 生活支援



1. 給水活動

(1) 給水拠点の確保

上下水道班は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、被害状況を把握するとともに、次のような措置により応急給水のための給水拠点を確保する。

■ 確保する給水拠点

① 浄水場、配水池等

(2) 給水活動

① 需要の把握

上下水道班は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

■ 把握する内容

① 断水地区の範囲	③ 指定避難所及び避難者数
② 断水地区の人口、世帯数	④ 給水所の設置場所

② 給水活動の準備

上下水道班は、次のように給水活動の準備を行う。

■ 給水活動の準備事項

給水拠点の設定	指定避難所	
活動計画書作成	① 給水方法	④ 人員配置
	② 給水量	⑤ 広報の内容・方法
	③ 資機材の準備	⑥ 水質検査等
応援要請	他水道事業者	
給水資機材の確保	① 水槽積載車は、他水道事業者から調達	
	② 備蓄品（不足するときは業者から確保）	

③給水活動

指定避難所又は空き地を利用した近くの配水管より臨時給水装置（5～10 栓）による仮給水所を開設する。給水拠点では、住民自らが持参したポリタンク、バケツ等に給水する。

ただし、被災地の状況により臨時給水装置による給水ができない場合は、交通の状況等を考慮して給水拠点を設定し、給水車にて供給する。

なお、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管などの措置をとる。

■給水量の基準

給水の基準	給水量の基準 (1人/日)	備考
①災害救助法による飲料水の供給	3リットル	飲料水のみ
②飲料水の確保が困難であるが搬送給水ができる とき	14リットル	飲料水、雑用 (洗面食器洗い)
③感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律により知事が飲料水施設の使用 停止を命じたとき	20リットル	飲料水、雑用 (洗面食器洗い) 洗濯用
④③の場合が比較的長期にわたるとき必要の都 度	35リットル	上記＋入浴用

【資料編】

・9-1 給水車保有状況（航空自衛隊、陸上自衛隊、県内市町村）

2. 食料の供給

(1)備蓄食料の供給

災害直後は、原則として、町、事業所及び住民の備蓄食料を用いる。

教育班・社会福祉班は、災害直後に指定避難所等へ備蓄食料を供給し、輸送業者にその搬送を依頼する。

(2)食料の確保

①食料供給の対象者

食料供給対象者は次のとおりである。

■食料供給の対象者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①避難指示等に基づき指定避難所に収容された人②住家が被害を受け、炊事の不可能な人③旅行者、町内通過者などで他に食料を得る手段のない人④施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者⑤災害応急活動従事者※⑥食料供給システムが麻痺し、食料の調達が不可能となった人※ |
|---|

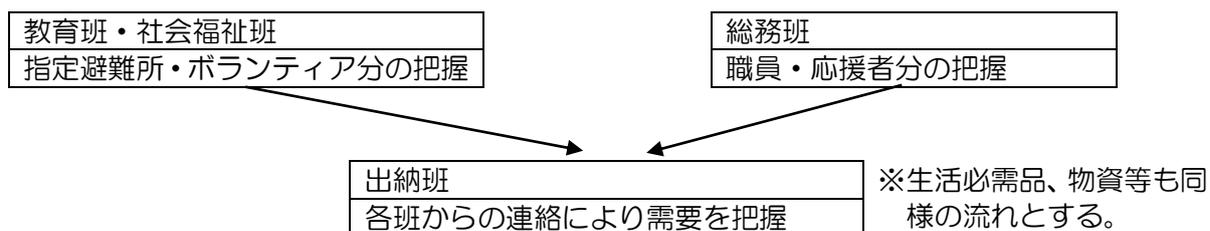
※これらの者は、災害救助法の実費弁償の対象外である。

②需要の把握

出納班は、指定避難所等の被災者、職員、応援部隊等に対して、食料を供給するために必要な量を把握する。次の各班は、食料等の必要量を把握し、出納班に報告する。

■需要の把握

教育班、社会福祉班	指定避難所の被災者、ボランティア等
総務班	職員、応援者



③食料の確保

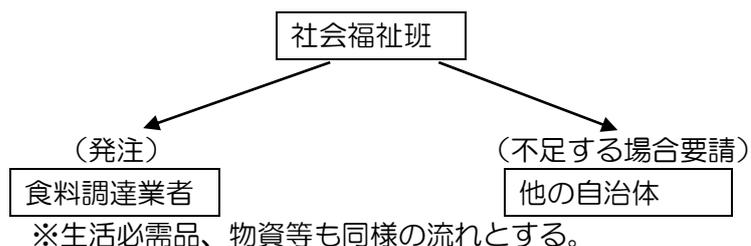
社会福祉班は、上記報告に基づき食品販売業者及び製造業者に食料を発注する。

なお、業者だけでは不足するときは、県又は隣接市町に対して食料の供給を要請する。

■供給する食料

弁当、パン、牛乳等

■食料の確保



④米穀、乾パン等の調達

本部長（町長）は、災害発生に伴い炊き出し等給食に必要な米穀及び乾パンの供給を県に要請する。米穀等の受領は、県知事の指示に基づき、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間受託者から調達する。なお、手続きは、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」及び「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」による。

(3)食料の供給

①食料の輸送

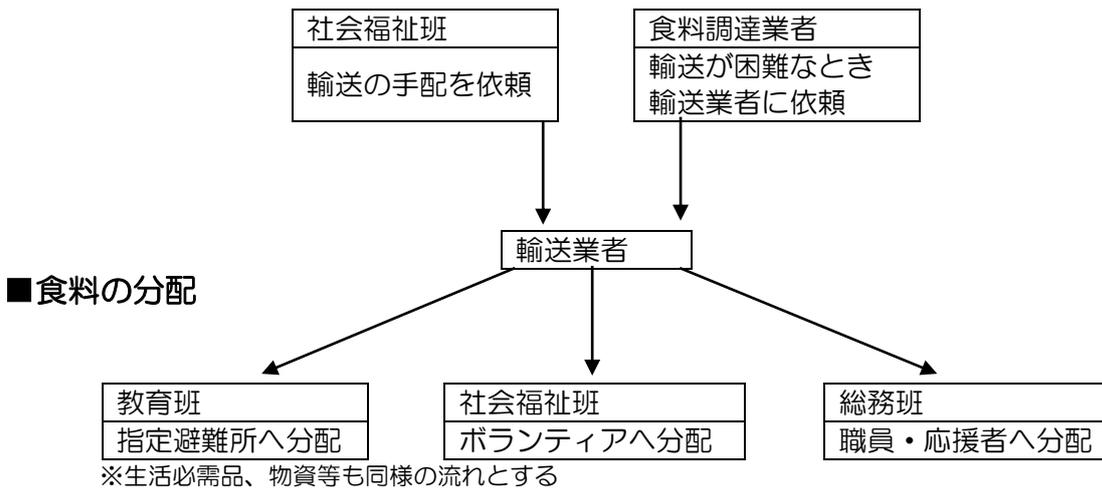
社会福祉班は、食料調達業者が輸送困難なときは、食料の輸送を輸送業者に

要請する。

②食料の分配

社会福祉班は、指定避難所にて指定避難所自主運営組織、ボランティア等の協力により食料を分配する。また必要に応じて炊き出しを行う。

■食料の輸送



3. 生活必需品の供給

(1) 備蓄品の供給

社会福祉班は、災害直後に指定避難所へ毛布等の備蓄物資を供給し、輸送業者にその搬送を要請する。

(2) 生活必需品の確保

①生活必需品供給の対象者

生活必需品供給の対象者は、次のとおりである。本部長（町長）は、このうち特に必要と認められる者に支給する。

■生活必需品の供給対象者

- ①災害により住家に被害を受けた人
- ②被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
- ③被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

■生活必需品の範囲

- ①寝具（毛布、布団）
- ②被服（肌着等）
- ③炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）
- ④食器（茶碗、皿、はし等）
- ⑤保育用品（紙おむつ、ほ乳瓶等）
- ⑥光熱材料（マッチ、ろうそく、簡易コンロ等）
- ⑦日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ）
- ⑧衣料品

⑨その他

②需要の把握

生活必需品の必要量の把握は、食料と同様に行い、社会福祉班が総括する。

③生活必需品の調達

社会福祉班は、販売業者に生活必需品を発注する。なお、業者だけでは不足するときは、県、日赤福岡県支部又は県内市町村に対して物資の供給を要請する。

(3)生活必需品の供給

①生活必需品の輸送

社会福祉班は、物資調達業者が輸送困難なときは、生活必需品の輸送を輸送業者に要請する。

②生活必需品の保管

調達した生活必需品の保管が必要なときは、社会福祉班が公共施設等に保管する。

③生活必需品の分配

社会福祉班は、各指定避難所等を配給場所として、避難所自主運営組織、ボランティア等の協力のもとに分配する。

4. 救援物資の供給

(1)物資拠点の設置

社会福祉班は、救援物資を保管・管理するために、公共施設等に物資管理施設を開設する。

(2)救援物資の受け入れ・管理・供給

社会福祉班は、ボランティア等の協力により、物資を受け入れ、在庫を管理する。物資供給の請求があった場合は、請求に応じて供給する。

【資料編】

- 16-1 米穀の買い入れ・販売に関する基本要領（抜粋）

第9節 交通対策

第9節 交通対策

1. 交通対策

2. 交通施設の応急対策

1. 交通対策

(1) 交通情報の収集

総務班は、粕屋警察署及び道路管理者と連絡をとり、交通情報の収集、整理を行う。

■収集する情報

- ①主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し
- ②交通規制の実施状況（道路名、区間、迂回路等）
- ③特に危険と認められた道路及び橋梁の位置
- ④その他必要な事項

(2) 交通規制

粕屋警察署又は道路管理者は、応急対策上重要な路線等について交通規制を実施する。

産業土木班は、町管理の道路が、浸水、陥没、路肩崩壊、土砂災害により危険なとき、又は緊急輸送のため必要なときは、通行禁止又は制限措置をとる。

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は自ら車両の移動等を行う。

■交通規制等の実施者と内容

実施機関	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第4条
	県内又は隣接地域にかかる災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	基本法第76条

警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、通行の禁止、その他交通規制をすることができる。	道路交通法第5条 又は第114条の3
警察官	道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるとき必要な限度において、車両通行禁止、若しくは制限、後退させることができる。	道路交通法第6条 又は第75条の3
	通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	基本法第76条の3
自衛官・ 消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3に定められた職務を行うことができる。	基本法第76条の3 第3項及び第4項
道路管理者	道路の破損、欠損、その他の理由により通行が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行の禁止又は制限を行うことができる。	道路法第46条

2. 交通施設の応急対策

(1)道路・橋梁

災害が発生した場合、各道路管理者等は、所管の道路、橋梁についても被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

産業土木班は、町所管道路について、警察署と連携して通行禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋梁については、応急措置を行う。

①被災状況の把握

産業土木班は、災害の発生が予想されるときは、所管道路の巡回、緊急点検を行い、道路の被災状況を把握する。

②道路上の障害物の除去

産業土木班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合は、近隣の建設・土木会社に出動を要請して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先し、その他の路線については、ライフライン事業者の被災状況を考慮して優先順位を検討する。

③道路・橋梁の復旧対策

産業土木班は、緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

第10節 緊急輸送

第10節 緊急輸送

1. 緊急輸送体制の確立

2. 緊急輸送

1. 緊急輸送体制の確立

(1) 緊急通行車両等の確認

知事又は県公安委員会は、基本法第76条に基づく通行禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両等の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

① 申請手続き

総務班は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は県公安委員会に提出する。県又は県公安委員会は、緊急通行車両等であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側のウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

■ 申請書提出先

県	総務部防災危機管理局、福岡農林事務所
県公安委員会	県警察本部交通部交通規制課 粕屋警察署交通課

② 緊急通行車両等の事前届出について

県公安委員会では、緊急通行車両等の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ各関係機関から緊急通行車両等の事前届出を受理している。

事前届出済証の交付を受けた車両については、事前届出済証を提示して、緊急通行車両等の確認申請をした場合、確認に係る審査を省略し、証明書及び標章が直ちに交付される。

(2) 緊急輸送道路の確保

① 緊急輸送道路の確保

産業土木班は、道路管理者と連携を図り、緊急輸送道路となる道路の状況を点検、交通規制、応急復旧などを行い通行の確保を図る。

また、総務班は、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について粕屋警察署と密接な連絡を取る。

② 緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被災者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的とし、県内の国道、主要地方道及び一般県道から選定し、緊急輸送道路として指定している。町内の該当する緊急輸送ネットワークは、次のとおりである。

■ 県の緊急輸送ネットワーク

路線区分	町内の路線
1次ネットワーク	主要地方道福岡太宰府線の一部、県道別府比恵線
2次ネットワーク	主要地方道福岡東環状線の一部、主要地方道福岡太宰府線の一部 主要地方道志免須恵線

2. 緊急輸送

(1) 車両・燃料の確保

① 町有車両の確保・配車

総務班は、町有車両その他の車両を管理し、各班からの配車要請に基づいて配車を行う。

② 車両の確保

総務班は、町有車両では不足する場合又は町有車両では輸送できない場合は、輸送業者等からトラック、バス等を調達する。

③ 燃料の確保

総務班は、町有車両、応援車両等、すべての車両に必要な燃料を燃料販売業者から調達する。

(2) その他の輸送手段の確保

① 鉄道の輸送

総務班は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、九州旅客鉄道（株）に鉄道による輸送を要請する。

②航空輸送

災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。

その場合、自衛隊と連携して臨時ヘリポートの開設をする。

(3)緊急輸送

①緊急輸送の範囲

町及び各関係機関が実施する緊急輸送の対象は、次のとおりである。

■緊急輸送の範囲

第1段階	①救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ②消防等の災害の拡大防止のための人員、物資 ③初動の応急対策に必要な人員、物資 ④後方医療機関へ搬送する傷病者等 ⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
第2段階	上記に加え ①食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ②傷病者及び被災者の被災地外への搬送 ③輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階	上記に加え ①災害復旧に必要な人員、物資 ②生活必需品

②緊急輸送の手配

総務班は、各班からの輸送要請に基づき、輸送業者等と連絡調整を行い、車両等の手配を行う。

【資料編】

- 11-1 緊急交通路指定予定路線一覧表
- 11-2 緊急輸送道路ネットワーク図
- 11-4 緊急通行車両等関係資料

第11節 建物対策

第11項 建物対策

1. 建物危険度判定

2. 住宅の応急修理

3. 応急仮設住宅等の設置

1. 建物危険度判定

町は、その区域内において建築物が被災した場合、県要綱に基づき、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。

(1)実施本部の設置

町は、所管内の判定を実施することを決定した場合は、町災害対策本部内に被災建物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置するものとする。

町は、実施本部を設置した場合は、県に速やかに連絡するものとする。

(2)実施本部の業務

実施本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- ①町災害対策本部及び県との連絡調整に関すること。
- ②被害状況に基づいた判定実施計画の作成及び見直しに関すること。
- ③判定士、コーディネーターの支援要請に関すること。
- ④判定士、コーディネーターの受け入れに関すること。
- ⑤判定資機材の手配に関すること。
- ⑥判定士の移動手段、宿泊場所等の確保に関すること。
- ⑦判定結果の集計、報告に関すること。
- ⑧報道機関、住民に対する広報に関すること。
- ⑨その他必要な判定実施に関すること。

(3) 支援要請

町は、地震の被害状況により、判定の実施に関し県に対して支援要請を行うことができる。

2. 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合に、町は被災住宅の応急修理を実施する。

(1) 住宅の応急修理

1) 需要の把握

社会福祉班は、相談窓口にて、住宅の応急修理の申し込みを受け付ける。

2) 応急修理

総務班を中心として応急修理の対応を行う。応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分において必要最小限の工事とし、現物をもって工事業者に委託する。

(2) 応急修理の対象者

住宅応急修理の対象者は、次の全ての条件に該当する者である。

■ 応急修理の該当者

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、当面日常生活を営むことができない者2. 自らの資力では応急修理ができない者 |
|---|

3. 応急仮設住宅等の設置

町は、応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施に向け調整を行う。

災害救助法が適用された場合は、県が応急仮設住宅を建設するが、県より救助事務を行うこととされた場合または県の実施を待つことができない場合は町が行う。

災害救助法が適用されない場合で多数の住家被害が発生した場合は、災害救助法に準じて町が応急仮設住宅を建設する。ただし、小規模な災害で住家を失った被災者が発生した場合は、状況に応じて公民館等の既存施設を応急仮設住宅として提供する。

また、状況に応じて、県と連携し、一時提供住宅（公営住宅等）及び賃貸型応急仮設住宅を提供する。

(1)仮設住宅の建設等

1)需要の把握

社会福祉班は、災害後に被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。

2)建設用地の確保

総務班は、仮設住宅の建設地としてライフライン、交通、教育等の利便性を考慮して、原則として公有地を優先的に選定する。ただし、やむを得ない場合は、私有地等を利用するものとし、所有者等と十分に協議して選択する。

3)仮設住宅の建設

総務班は、必要に応じて応急仮設住宅の設置を計画する。なお、気象条件や災害時における要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の排除等に配慮する。

災害の状況等により、県と協議のうえ、県に応急仮設住宅の建設を依頼する。

着工期間は、災害発生からの日から20日以内とする。ただし、20日以内に着工できない事情があるときは事前に内閣総理大臣の承認を受けて、期間を延長することができる（特別基準）。

4)その他の措置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用する為の施設を設置する。また、災害時における要配慮者への措置として、社会福祉施設等を福祉仮設住宅として利用することができる。なお、入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

(2)対象者

1)対象者

応急仮設住宅の対象者は、災害時に町に居住していることが明らかであり、次の全ての条件に該当する者である。

■応急仮設住宅の対象者

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 住家が全壊、全焼又は流失した者2. 居住する住家がない者3. 自らの資力を持ってしては住宅を確保できない経済弱者で次に該当する者<ul style="list-style-type: none">○生活保護法の被保護者及び要保護者○特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身体障がいのある人、勤労者、小企業者等 <p>なお、災害地における住民登録の有無は問わない。</p> |
|---|

2)対象者の選考

総務班は、対象者の選考委員会を組織して、委員の意見等を聴取し、被災者の資

力、その他条件等を十分考慮して対象者の選考を行う。

選考に当たっては、従前の居住地及び自治組織に考慮するものとする。また、高齢者、障がいのある人等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者、障がいのある人等が集中しないよう配慮する。

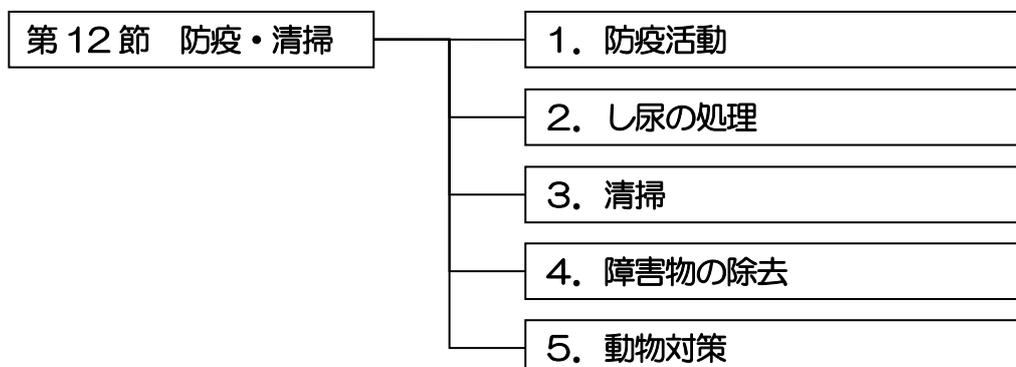
(3)管理

総務班は、入居者の要望に応じて、仮設住宅の修理や改良等の管理を行う。また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受け入れに配慮するものとする。

【資料編】

- 15-1 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書
- 15-2 応急仮設住宅建設候補地

第12節 防疫・清掃



1. 防疫活動

町は、粕屋保健福祉事務所、粕屋医師会の指示・指導のもと、調査班及び防疫班を編成し、災害時における感染症の発生の予防等、防疫措置の強化、徹底を図る。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合、関係機関と連携して、感染症対策として必要な措置を講じるものとする。

(1)調査

①調査

町は、調査班を編成し、住民の健康状態の把握に努め、感染症発生等の疑いがある場合は、速やかに粕屋保健福祉事務所に報告する。

また、臨時の予防接種の必要がある場合は、県知事の指示により臨時の予防接種を実施する。

■調査班の編成

医師	1名
保健師	2～3名
事務	1～2名

■実施方法

目的	方法	留意点
患者の早期発見や住民の健康調査	被災地域全域での調査活動を行い、健康状態の把握を行う	発生地域、指定避難所、浸水地域等を優先

②感染症患者への措置

衛生班は、感染症患者又は感染者を把握した際は、速やかに粕屋保健福祉事務所等関係機関に連絡するものとする。

(2)防疫活動

①防疫業務の実施

衛生班は、関係する各班、粕屋医師会等と協力し、粕屋保健福祉事務所の指導又は指示に基づき次の防疫業務を実施する。

■災害防疫業務

- | |
|--------------------|
| ① 予防教育及び広報活動の強化 |
| ② 消毒等の実施 |
| ③ ねずみ族、害虫等の駆除 |
| ④ 生活用水の使用制限及び供給等 |
| ⑤ 指定避難所の衛生管理及び防疫指導 |
| ⑥ 臨時予防接種の実施 |

②防疫班の編成

衛生班は、防疫活動実施のための防疫班を編成し、防疫活動を実施する。被災状況によっては、衛生業者に委託して防疫班を複数編成する。不足する場合は、県に応援を要請する。

■防疫班の編成

衛生技術者（班長）	1名
作業員	2～3名
事務	1～2名

③防疫用資機材・薬品の調達

衛生班は防疫用資機材・薬剤を業者から調達する。

④清掃・消毒の実施

防疫班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域において、粕屋保健福祉事務所の指示・指導のもと消毒を行う。

■防疫活動における消毒方法（例）

対象	消毒場所	消毒方法（例）
飲料水	井戸	次亜塩素ナトリウムの投入。 濁りがある場合は使用しない。濁りがなくなったら、水質検査により安全を確認し飲用に使用する。
	上水道	塩素消毒の実施
屋内、 屋外 (床下等)	屋内	泥、ごみ等を排除し、水洗いした後に、塩化ベンザルコニウム液により清拭する。
	屋外 (床下等)	クレゾール石鹼液や消石灰を散布するか必要に応じ、泥、ごみ等を排除し、水洗いした後に、塩化ベンザルコニウム液等を散布する。
便槽、 浄化槽	便槽	汚水で満水の場合、汲み取り業者へ依頼する。 (原則消毒不要)
	浄化槽	浄化槽にはクレゾールを使用しない。 浄化槽に異常がある場合保守点検業者へ相談する。 (原則消毒不要)
芥溜、 溝渠	芥溜周辺 溝渠	殺菌剤を含む混合乳剤、オルソ剤の散布及び塵芥の焼却 (原則消毒不要)

(3)指定避難所における防疫管理

衛生班は、教育班、社会福祉班、避難所自主運営組織、ボランティア等と協力して、感染症の早期発見に努めるとともに、指定避難所の防疫管理を行うよう指導する。

■避難所の防疫指導

- ①避難所の清掃、消毒方法
- ②避難者に対する健康調査の実施
- ③配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導
- ④飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）
- ⑤避難所における衛生に関する自治組織編成の指導
- ⑥トイレの清掃
- ⑦仮設トイレの設置
- ⑧手洗い用水、速乾性手指消毒薬の配布
- ⑨臨時の予防接種の実施（臨時の予防接種の必要がある場合「予防接種法」第6条の規定により県知事の指示により、臨時の予防接種を実施する。）

(4)食品衛生対策

衛生班は、粕屋保健福祉事務所と協力し、被災者へ供給する飲料水の水質検査を実施し、必要がある場合は消毒を実施する。また、被災者等へ供給する食品、炊き出し等の衛生を確保するよう関係団体等に要請する。

(5) 災害防疫完了後の措置

県知事の指示により、消毒等の災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況を取りまとめ、または必要な事項を調査し、記録する。

県知事が定める日までに、災害防疫完了報告書を保健福祉環境事務所経由にて知事に提出する。記録は、次の事項について行う。

- ①災害状況報告書
- ②災害防疫活動状況報告書
- ③災害防疫経費所要額及び消毒方法に関する書類
- ④ねずみ族、害虫等の駆除に関する書類
- ⑤家用水の供給に関する書類
- ⑥患者台帳
- ⑦災害防疫作業日誌（作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間・実施後の反省、その他参考事項を記載すること。）

2. し尿の処理

(1) 仮設トイレの設置

衛生班は、避難者数等に応じて仮設トイレを指定避難所に設置する。町の調達で不足する場合は、県等を通じて仮設トイレを確保する。

(2) し尿処理計画

衛生班は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。し尿収集・処理が困難な場合は、隣接市町に要請する。

3. 清掃

(1) ごみの処理

① 収集・処理の実施

衛生班は、ごみの収集・処理計画を作成し、委託業者に協力を要請する。また、道路の被災、指定避難所の開設状況等から収集場所等を設定する。

② 収集の広報

衛生班は、収集・処理計画に基づき、災害広報紙でごみ収集に関する広報やごみ排出のルールを守るよう協力を呼びかける。

③ 集積場（中継所）

衛生班は、道路交通の遮断、渋滞による収集の遅れや処理施設の被災により機能低下したときは、集積場（中継所）を確保する。仮置き場は災害規模にもよるが、周辺環境に配慮した場所とする。

④避難所におけるごみ対策

避難所では、一般ごみと同じように分別を行い収集する。

一時的に大量に発生する物については、個別に収集するなど検討する。

(2)災害廃棄物の処理

災害廃棄物については、町が策定する災害廃棄物処理計画に基づき、処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物进行处理する。

衛生班は、災害により生じたがれき等の災害廃棄物を、一時的に仮置場に運搬し、県の処理方針によって適切な方法で処理する。

また、アスベスト等有害な廃棄物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正な処理対策を行う。

【資料編】

・14-1 可燃ごみ施設一覧表 14-2 し尿処理施設一覧表

4. 障害物の除去

(1)障害物除去

1)除去の対象

産業土木班は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい支障を及ぼす障害物を除去する。また、道路、河川、港湾等にある障害物の除去は、それぞれの管理者が行う。

2)除去の方法

産業土木班は、町所有の資機材の使用、及び近隣の建設・土木会社に応援を要請して障害物を除去する。なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

除去した障害物は、一時集積場に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。なお、工作物等を保管した場合は、保管した日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

3)災害救助法で定める基準

ア) 除去の対象

- ・ 当面の日常生活が営みえない状態にあること
- ・ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれていること
- ・ 自らの資力をもっては除去できないものであること
- ・ 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- ・ 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

イ) 除去の方法

救助の実施機関である知事（救助を行うこととされた場合又は知事が実施するいとまがない場合は市町村長）が実施する。

ウ) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

エ) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

5. 動物対策

(1) 死亡獣畜の処理

衛生班は、粕屋保健福祉事務所等の指導により、死亡した家畜、野生動物等を処理する。処理できない場合は、粕屋保健福祉事務所等の指導により適切な措置をとる。

(2) 放浪動物への対応

衛生班は、粕屋保健福祉事務所と連携して、飼い主の被災により放棄又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。

(3) 同行避難への対応

指定避難所において、飼い主と同行避難した動物の飼養について、粕屋保健福祉環境事務所等と協力し、適正な飼養の指導を行うなど指定避難所の生活環境の悪化防止と動物の飼養環境の維持に努める。

第 13 節 行方不明者の搜索・遺体の処理

第 13 節 行方不明者の搜索・遺体の処理

1. 行方不明者の搜索

2. 遺体の処理

3. 遺体の埋火葬

1. 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者の情報収集

行方不明者の搜索対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。

社会福祉班は、相談窓口で受け付けた搜索願及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、粕屋警察署に提出し、連携をとる。

(2) 搜索活動

総務班及び消防団は、救助活動で編成した救助隊を、遺体の搜索及び収容隊としてあて、行方不明者リストに基づき搜索活動を行う。また、粕屋警察署、自衛隊等と協力して搜索活動を実施する。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡し警察官の検視（見分）を受ける。

2. 遺体の処理

災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けた町が警察機関、消防機関及びその他の機関等の協力を得て次の措置を実施する。

(1) 遺体の処理

① 遺体の見分

粕屋警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の見分を行う。遺体の見分にあたっては、指紋の採取、写真撮影等を行い、遺族に引き渡す。遺体の引き取り人がいない場合は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添えて町に引き渡す。

②身元の確認

社会福祉班は、粕屋警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

③遺体の処理

町に引き渡された遺体は、医師による検案等の処理を行う。社会福祉班は、粕屋医師会等に対し、遺体の処理を要請する。

■遺体の処理

①体の洗浄、縫合、消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
②体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

④漂着遺体等の取扱い

漂着遺体等は、次のように処理する。

- ㊦遺体の身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市町村長に引き渡す。
- ㊧遺体の身元が判明しない場合は、町が行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。ただし、災害救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。なお、遺体の保管、遺体の撮影記録を保存する。

(2)遺体の安置、一時保存

1)遺体の安置所の設置

社会福祉班は、被災地に近い公共施設に遺体安置所を開設し、処理した遺体を遺体安置所に搬送する。身元が判明した遺体は、遺族に引き渡す。

2)遺体の一時保存

遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に火葬ができない場合においては、遺体を特定の安置所（寺院などの施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に収容し、火葬の処置をするまで一時保存する。なお、町では公共施設又は寺院等の管理者とあらかじめ協議して、施設を抽出選定するとともに、関係機関と連携し確保に努める。

3)納棺用品等の調達

社会福祉班は、葬儀業者にドライアイス、納棺用品等の供給及び遺体の納棺等を要請する。

3. 遺体の埋火葬

(1) 遺体の埋火葬

① 埋火葬の受付

社会福祉班は、災害相談窓口等で埋火葬許可書を発行する。

② 埋火葬

社会福祉班は、遺体を北筑衛生施設組合立北筑昇華苑にて火葬する。また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を要請する。

(2) 遺骨の保管

社会福祉班は、引き取り人のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引き取り人がないときは、町が指定した墓地に埋葬する。

【資料編】

- 13-1 火葬場所在地・名称・処理能力一覧（主な周辺施設）

第14節 災害ボランティア等の体制

第14節 災害ボランティア等の体制

1. ボランティアの受け入れ

2. ボランティアへの活動支援

1. ボランティアの受け入れ

(1) ボランティアの要請

総務班は社会福祉協議会と協力し、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数等のニーズを把握する。また、ボランティアのニーズに関する情報を報道機関やホームページ等を通じて公表する。

(2) 活動拠点の設置

総務班は、社会福祉協議会と協力して、ボランティアが活動するために必要な本部機能をもつ活動拠点（「ボランティア活動センター」と仮称する。）を組織し、公共施設をその利用に提供する。

ボランティア活動センターは、ボランティアの受付、登録、ボランティア活動のコーディネーターと各関係機関との連絡調整などを行う。

■ ボランティア活動センター

設置場所	公共施設
準備事項	①活動場所（登録場所、コーディネーター会議室、事務室、控え室） ②資機材（机、椅子、受付用紙、コピー機、事務用品等）

2. ボランティアへの活動支援

(1) ボランティア活動

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

■ ボランティアの活動分野

区分	活動内容
専門ボランティア	①土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士） ②医療介護（医師、歯科技師、薬剤師、保健師、介護士等） ③要配慮者の介護（手話通訳、介護士） ④無線（アマチュア無線技師） ⑤特殊車両操作（大型重機運転資格者等） ⑥外国語通訳（外国語資格者）

	⑦消防活動（消防団員、救急救命士、看護師） ⑧心理治療（カウンセラー）
一般ボランティア	①救援物資の整理、仕分け、配分 ②指定避難所の運営補助 ③炊き出し ④清掃 ⑤災害時における要配慮者等の介護、生活支援 ⑥その他危険のない軽作業

(2) ボランティアへの対応

① ボランティア保険への加入

総務班は、社会福祉協議会と協力して、登録したボランティアをボランティア保険に加入するように手続きを行う。

② ボランティアの活動要請

総務班は、ボランティア活動センター、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター等に対し、ボランティアを必要としている活動へ振り分けるよう要請する。社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターとともにボランティアを各活動拠点に配置する。

各班は、各活動地点においてボランティアの対応を行う。

③ ボランティア活動への支援

総務班は、各班と連携し、ボランティアの活動に必要な情報をボランティア活動センターへ提供するとともに、これらの組織と災害対策本部との連絡調整にあたる。

また、総務班は、社会福祉協議会と協力して、ボランティアの食料、飲料水、物資等の必要量を取りまとめ、出納班に要請する。また、必要に応じてボランティアに宿泊場所等を確保し提供する。

第 15 節 災害時における要配慮者応急対策

第 15 節 災害時における要配慮者応急対策

1. 災害時における要配慮者への対応

2. 社会福祉施設入所者等への対策

1. 災害時における要配慮者への対応

(1) 災害時における要配慮者の安全確認

① 安否確認

社会福祉班は、町内会、自主防災組織及び福祉関係団体等と協力して、浸水や土砂災害等の災害危険被災地区の在宅要配慮者の安否確認を行う。災害状況によっては、移送の要否等を検討する。なお、避難行動要支援者名簿については、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

② 避難誘導

災害時における要配慮者の避難は、原則として地区の町内会、自主防災組織等が誘導する。

社会福祉班は、町内会等だけでは高齢者・幼児・傷病者等が避難困難な状況にある場合は、町有車両等での搬送や関係団体への協力依頼等を行う。

③ 安否・所在の確認

社会福祉班は、住民組織、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等の協力を得て、災害時における要配慮者の安否と所在の確認を行う。

安否・所在の確認は、主に以下に示す方法でリストを作成し、実施する。

■ 安否確認方法

- ① 社会福祉班等の確認に基づく報告
- ② 指定避難所の入所名簿に基づく報告
- ③ 各障がい者等支援組織の調査に基づく報告
- ④ 保健福祉事務所その他各関係機関の調査に基づく報告

(2) 指定避難所等での支援

① 指定避難所における援護対策

教育班・社会福祉班は、災害時における要配慮者に対する援護対策のニーズを把握し、避難所運営組織、ボランティアの協力を得て、次にあげる対策を行う。

■指定避難所における災害時における要配慮者への支援

ケアサービスリストの作成	①必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模 ②その他介護に必要な状況
必要な設備・物資の確保・設置	①踏み板等、段差の解消 ②簡易ベッド ③パーティション（間仕切り） ④車椅子、紙おむつ、障がい者用携帯トイレ等介護物資
災害時における要配慮者専用スペースの確保	①可能な限り少人数部屋 ②専用トイレ
生活支援	①適温食と高齢者に配慮した食事の供給 ②ホームヘルパーの派遣、ガイドヘルパーの派遣
広報支援	①手話通訳の派遣 ②ボランティアによる個別情報伝達

②社会福祉施設等への入所

社会福祉班は、指定避難所で介護等が困難な災害時における要配慮者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、隣接市町の福祉施設等に受け入れを要請する。

(3)被災した在宅要配慮者への支援

社会福祉班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要配慮者への巡回相談等に努める。

(4)福祉仮設住宅の供給

総務班は、県と協力し、災害時における要配慮者向住宅として福祉仮設住宅を設置する。

社会福祉班は、福祉仮設住宅におけるケア対策を行う。

■福祉仮設住宅の対策

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①福祉仮設住宅団地内集会施設等への「スタッフ詰所」の設置・運営 ②福祉仮設住宅団地居住環境の向上 ③医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック・こころのケア対策 ④ケースワーカー・カウンセラー等による全般的な生活相談業務、各種行政支援サービスの利用相談業務、ホームヘルパーの派遣その他要配慮者向けサービスの実施 ⑤グループホーム入居者への支援措置 |
|---|

2. 社会福祉施設入所者等への対策

(1) 災害発生時の安全確認

社会福祉施設・老人福祉施設等の管理者及び社会福祉班は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

(2) 施設における生活の確保

社会福祉班は、災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、必要とする品目、数量等の情報を収集し、関係する部署に供給を要請する。

第 16 節 文教・保育対策

第 16 節 文教・保育対策

1. 応急保育

2. 応急教育

3. 社会教育施設等への対策

1. 応急保育

(1) 園児の安全確保

保育所及び幼稚園では、災害等が発生した場合、園児、職員の安全を確保する。園児は災害が発生後又はそのおそれがある場合、保護者に引き渡すが、迎えのない園児は一時的に保護する。

(2) 園児の安否確認

保育時間以外に災害等が発生した場合は、教育班は子育て支援課と協力し、園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

(3) 応急保育等の実施

教育班は子育て支援課と協力し、施設の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設において保育の実施ができない場合は、臨時的な保育所を設け、応急保育等を実施する。交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育することができる。また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努める。

2. 応急教育

(1) 児童・生徒の安全確保

① 休校の措置

学校長は、災害のため、授業を継続することにより児童・生徒の安全を確保することが困難な場合は、県・町教育委員会の指導・助言に基づいて、休校措置等をとる。

② 学校の事前準備

学校長は、気象情報等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、学校行事、会

議、出張等中止し、各関係機関及び保護者への連絡網の確認をする。

③避難措置

学校長は、災害が発生した場合、児童・生徒の安全を確保するため、学校での待機又は保護者への引き渡し等適切な措置をとる。ガスの漏出、火災等により危険がある場合は、安全な指定避難所に避難誘導をする。

(2)児童・生徒の安否確認

学校長等は、災害が夜間・休日等に発生した場合、児童・生徒・教職員の安否の確認を行う。

(3)避難所開設への協力

指定避難所に指定されている施設の管理者及び職員等は、災害が発生した場合は、避難所を開放し、避難者を体育館等へ案内する。また、避難所の職員等と連携して避難所の運営に協力する。

(4)応急教育活動

①場所の確保

学校長は、施設の被害状況を調査し、教育班と連携を取りつつ、応急教育のための場所を確保する。教育班、学校長及び教職員は、校舎が避難所として使用されることになったときには、避難所のスペースの他に応急教育の場を確保し、相互に学業や避難生活を妨げないように配慮する。

■応急教育の場所

被害の程度	応急教育のための予定場所
校舎の一部が被害を受けた場合	①被害を免れた学校内施設
校舎の全体が被害を受けた場合	①公民館等の公共施設 ②隣接学校の校舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	①最も近い被災のない地域の学校、公共施設 ②応急仮設校舎の設置

②応急教育計画の作成

学校長は、応急教育において実施する指導内容の決定、臨時の学級編成等を行い、町教育委員会に報告する。また、速やかに児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。なお、教育内容は、以下の点に留意する。

教職員が被災し、十分な人員を確保できない場合は、町教育委員会を通して県教育委員会と必要な職員を確保する。

■ 応急教育の留意事項

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を指導する。
生活指導	①児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ②各関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。

③教職員の確保

教育班は、教職員の被害状況について県教育庁教育事務所を經由して県教育委員会に報告する。県教育委員会は、報告に基づき教職員の補充を行う。

(5) 各種支援対策

①就学援助に関する措置

教育班は、県教育委員会の指導的助言に基づき、被災によって就学困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給に必要な措置をとる。

②学校給食の措置

学校長は、給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、教育班に報告し、給食実施の可否について決定する。その場合、給食施設等に応急措置を施し、被害があってもできる限り継続実施するようにする。指定避難所として使用されている学校については、学校給食と被災者への炊き出しとの調整に留意する。

なお、感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生については特に留意する。

③衛生の確保

学校内における児童・生徒の救護は、原則として当該学校医、養護教諭等が当たる。各学校では、児童・生徒の健康診断、衛生指導等を行う。

④被災児童のメンタルケア

教育班は、学校長と連携して、保健福祉事務所、児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒へのメンタルケアを行う。

⑤避難所との区分

教育班、学校長及び教職員は、校舎が避難所として使用されることになったときには、避難所のスペースの他に応急教育の場を確保し、相互に学業や避難生活を妨げないように配慮する。

⑥学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。教育班は、学校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、被災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品、文房具については被害状況別、小中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。教科書、文房具、学用品は、町内の業者から一括購入し、学校ごとに分配する。

3. 社会教育施設等への対策

(1) 社会教育施設の応急措置

教育班は、災害によって所管する施設等に被害が発生した場合は、避難誘導措置をとり、利用者の安全の確保に努める。

また、被災した社会教育施設を避難所、物資拠点として一時使用する場合又は利用者に開放する場合には、応急的な修理を行い、安全を確認の上使用する。

(2) 文化財に対する措置

教育班は、所有者（管理責任者）から文化財に被害が発生したとの報告があったときは、県教育委員会へ報告し、必要な措置を講ずる。

【資料編】

- ・ 3-1 指定文化財の状況
- ・ 4-1 指定避難所一覧

第 17 節 ライフライン施設等の応急復旧対策

第 17 節 ライフライン施設等の応急復旧対策

1. 電気施設の応急復旧対策

2. 上下水道施設の応急復旧対策

3. 電気通信設備の応急復旧対策

4. 放送施設の応急復旧対策

1. 電気施設の応急復旧対策

(1) 電気施設の応急対策

九州電力(株)、九州電力送配電(株)は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、情勢に応じた防災体制を発令し、速やかに対策組織を設置する。また、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

①情報の収集、報告

災害が発生した場合は、対策組織の長は次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

ア一般情報

①気象、地象情報

②一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

③対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

④その他災害に関する情報（交通状況等）

イ被害情報

①電力施設等の被害状況及び復旧状況

②停電による主な影響状況

③復旧資材、応援、食料等に関する事項

④従業員の被災状況

⑤その他災害に関する情報

②情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

③災害時における広報

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車により直接当該地域へ周知する。

④応急対策要員の確保

- ㊦夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。
- ㊧防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。
- ㊨交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

⑤災害時における復旧資材の確保

㊦調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ㊱現地調達
- ㊲対策組織相互の流用
- ㊳他電力会社等からの融通

㊧輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

⑥災害時における応急工事

㊦応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。応急対応に必要な道路啓開については、状況に応じて道路管理者へ協力要請を行う。

㊧応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

㊱水力、火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

㊲送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力を活用するとともに、仮鉄柱等により応急措置を行う。

㊳変電設備

機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

㊴配電設備

応急復旧工法による迅速的確実な復旧を行う。

㊵通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

2. 上下水道施設の応急復旧対策

(1) 上水道施設の応急対策

上下水道班は、災害により被害が発生した場合、次のような応急対策を実施する。

① 取水施設

取水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。

② 浄水施設

㊦ 浄水施設においては、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように原水処理薬品類の備蓄を行う。

㊧ 浄水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。

③ 送配水ポンプ施設

ポンプ場には、送配水のための自吸式ポンプ等を配置して送配水の応急措置をとるとともに、停電時の備えとして自家発電設備等により施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後速やかに加圧送水等ができるよう努める。

④ 送配水施設

送配水管路、配水池等の被災については、被害状況の早急な把握を行うとともに、公共施設や診療所、指定避難所等の重要施設への早期復旧に配慮しながら、基幹となる送水管、配水本管、給水拠点に至る路線を優先し、計画的な応急復旧を行う。

(2) 下水道施設の応急対策

① 管路施設

管路施設の被災については、被災状況を把握し直ちに応急復旧を行う。

② 圧送ポンプ施設

ポンプの作動確認を行い、停電時の備えとして発電設備を準備する。

3. 電気通信設備の応急復旧対策

西日本電信電話(株)は、災害時における電気通信設備の応急対策を「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたる。

(1) 応急対策

① 情報の収集報告

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、各関係組織相互間の連絡、周知を行う。

㊦ 気象状況、災害予報等

㊧ 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況

㊨ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

- ①被災設備、回線等の復旧状況
- ②復旧要員の稼働状況
- ③その他必要な情報
- ②社外関係機関との連絡
 - 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。
- ③警戒措置
 - 災害予報が発せられた場合、あるいは報道された場合、及びその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。
 - ①情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置する。
 - ②異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させる。
 - ③重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行う。
 - ④災害対策用機器の点検と出動準備、あるいは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講じる。
 - ⑤防災のため必要な工事用車両、資材等を準備する。
 - ⑥電気通信設備に対し必要な防護措置を講じる。
 - ⑦その他、安全上必要な措置を講じる。
- ④通信の非常疎通措置
 - ①重要通信の疎通確保
 - 災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。
 - ②応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとる。
 - ③通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法、及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。
 - ④非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
 - ⑤警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。
 - ⑥電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。
 - ②被災地特設公衆電話の設置
 - 災害救助法が適用された場合等には、避難場所に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
 - ③災害用伝言ダイヤル「171」の提供
 - 地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル「171」を提供する。
 - なお、災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始については、西日本電信電話(株)において決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡県災害対策本部と協力して実施する。

利用方法については「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって、伝言・録音・再生を行う。

④災害用伝言板「web171」の提供

災害等の発生時に、被災地域（指定避難所等含む）の住居者がインターネットを經由して災害用伝言板「web171」にアクセスし、電話番号をキーとして伝言テキストを登録できる。登録された伝言情報は電話番号をキーとして全国（海外含む）から確認できる。（追加の伝言を登録することも可能。）登録した伝言テキストはメールアドレスにメール送信され、また電話番号には音声変換で通知される。

また、災害用伝言ダイヤル「171」に登録されたメッセージを確認することもできる。

⑤災害時における広報

㊦広報活動

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、通信の疎通及び利用制限の措置及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

㊧広報の方法

広報についてはテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、パソコン通信、支店前掲示板により直接当該被災地に周知する。

⑥社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要により、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時から、あらかじめその措置方法を定めておく。

■社外機関に対する応援又は協力の要請

①要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣要請

②資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給の要請

③交通及び輸送対策

㊦人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両について、交通制限又は輸送制限に係わる特別許可の申請

㊧災害時等の緊急輸送のための運送業者の協力、あるいは自衛隊等に対する輸送の援助要請

④電源対策

商用電線の供給、自家発電用エンジンの燃料、移動電源車の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請

⑤利用者対応

利用者に対して故障情報、回線情報、輻輳回避策及び利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関との連携を図る。

(2)復旧対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、通信の途

絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

4. 放送施設の応急復旧対策

日本放送協会は、次のような応急復旧対策を実施する。

(1) 応急対策

① 要員の確保

災害状況に応じた体制を定め要員を確保する。

② 資機材の確保

ア 電源関係諸設備の整備確保

イ 中継回線、通信回線関係の整備及び確保

ウ 送受信空中線の補強、資材の確保及び予備空中線材料の整備

エ あらかじめ特約した業者及び借用先から必要機材の緊急借用又は調達の確保

③ 放送施設応急対策

ア 放送機等障害時の措置

放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能になったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切替え、災害関連番組の送出継続に努める。

イ 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

ウ 演奏所障害時の措置

災害の為放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

エ 復旧順位

第1順位	ラジオ第1放送
第2順位	テレビ総合放送、FM放送、ラジオ第2放送、テレビ教育放送

④ 聴視者対策

災害時における受信の維持、確保のため次の措置を講ずる。

ア 受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、告知放送、チラシ又は新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信機巡回修理班を編成し、各関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

イ 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与する。

ウ 各種相談等の実施

被災地又はその付近において各種相談等を実施し、その模様を放送にとりあげる。

(2) 復旧対策

被災した施設及び設備等については、迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設、設備を優先させるものとし、復旧工事の実施にあたっては、人員、資機材等を最大限に活用して作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

第 18 節 土砂災害応急対策

第 18 節 土砂災害応急対策

1. 警戒体制の確立

2. 応急活動

1. 警戒体制の確立

(1) 情報連絡

① 災害情報の収集・伝達

総務班は、地震による被災情報を収集し、各関係機関及び危険区域の住民等に伝達する。また、町役場に設置された防災機器から得られた情報を伝達する。なお、詳細については、第3章第2節「情報の収集・伝達」による。

② 前兆現象（異常現象）等の把握

総務班及び産業土木班は、土砂災害の危険地域のパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

(2) 警戒体制の確立

総務班は、危険度の基準に基づき警戒体制を確立し、一般的な警戒体制をとる。組織体制については、第3章第1節「災害体制の確立」による。

2. 応急活動

(1) 災害発生時の報告

総務班は、土砂災害が発生した場合、急傾斜地災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（福岡県土整備事務所）に報告する。また、第3章第2節「情報の収集・伝達」に基づき、県（防災危機管理局）に被害状況を報告する。

(2) 救助活動

総務班は、土砂災害が発生した場合、災害対策本部を設置し、次の事項に配慮した実施計画を立て、救助活動を実施する。また、町のみで対応が困難な場合は、県、隣接市町、自衛隊等に応援を要請する。

■ 救助活動の実施計画の事項

- ①被災者の救出
- ②倒壊家屋の除去
- ③流出土砂・岩石の除去
- ④救助資機材の調達
- ⑤各関係機関の応援体制

第 19 節 危険物等災害応急対策

第 19 節 危険物等災害応急対策

1. 危険物等対策

1. 危険物等対策

危険物等災害が発生した場合は、総務課が中心となり施設管理者、警察署、県等と連携を取りながら、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。

(1) 応急活動体制

危険物等の爆発、炎上、漏洩、流出等の事故が発生した場合、総務課は、事故の状況などの情報を収集し、災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、救助・救護などに必要な部・班を動員する。

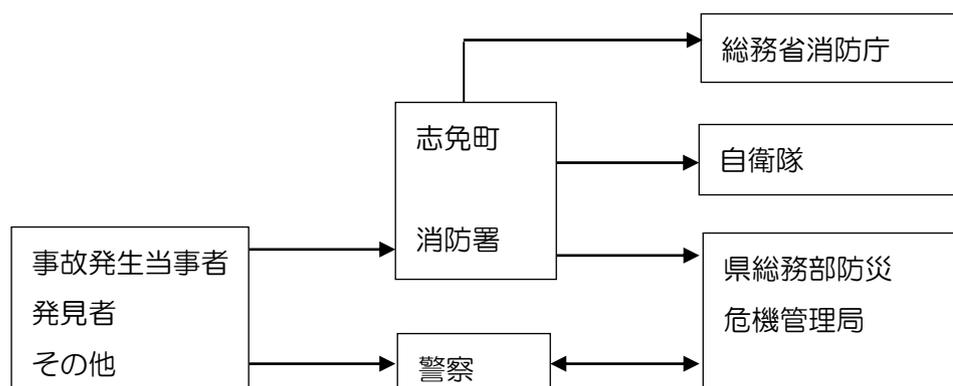
現場での指揮が必要な場合は、現地災害対策本部を設置する。

(2) 情報伝達経路

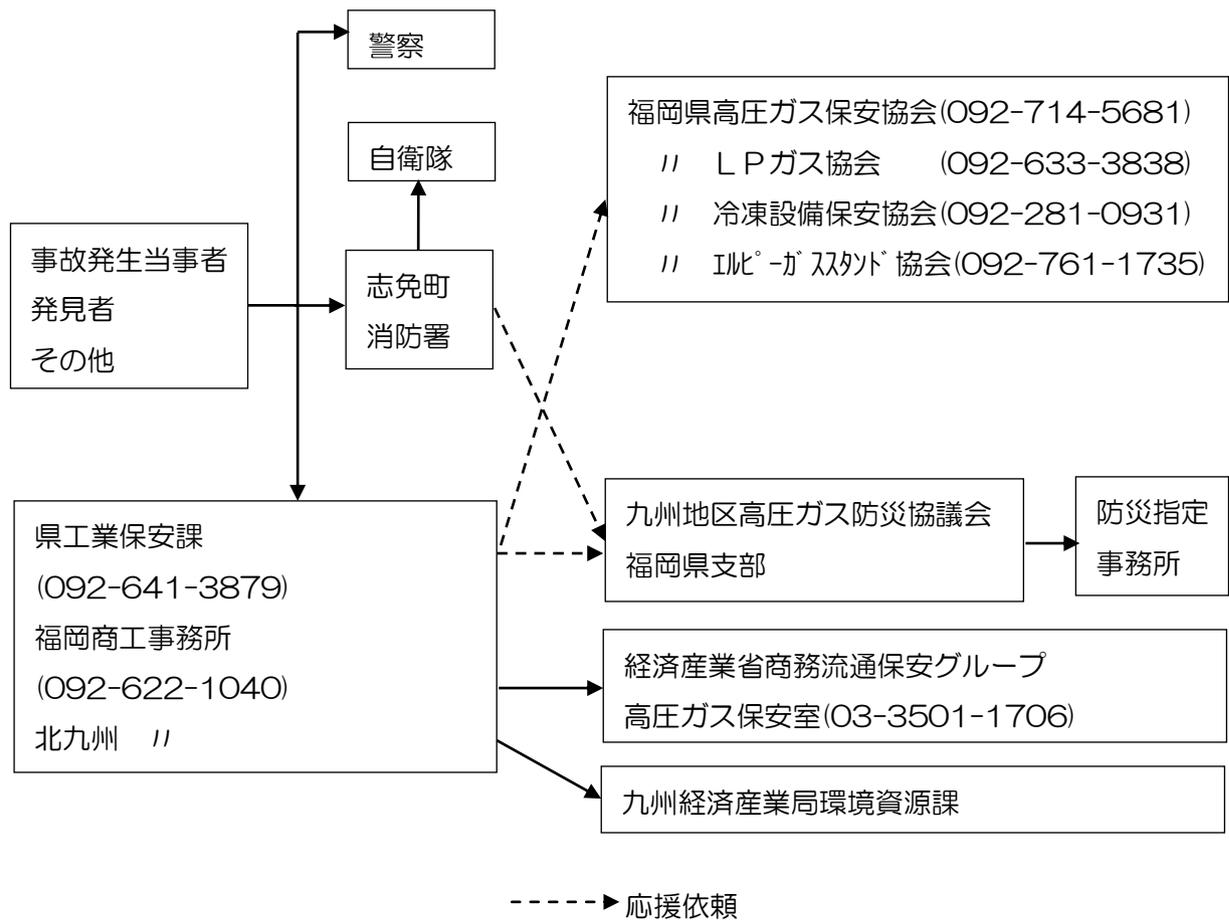
危険物等災害対策に関する情報伝達経路は、次のとおりである。

■ 石油类等危険物災害

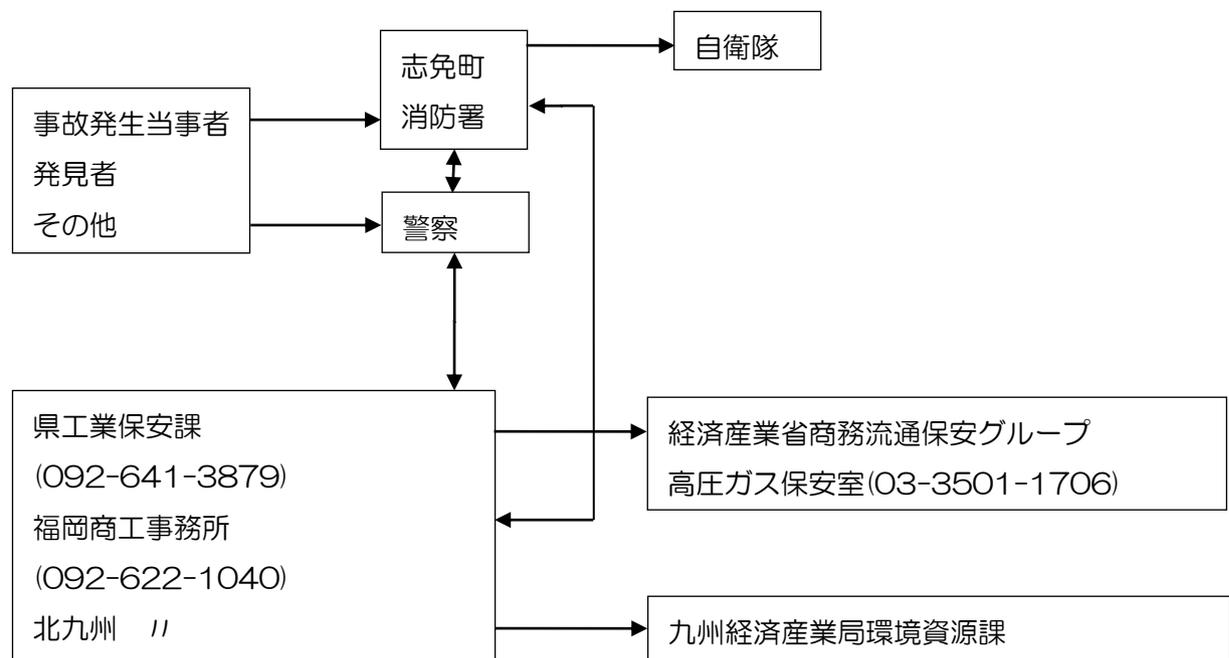
消防庁への直接即報基準に達したとき



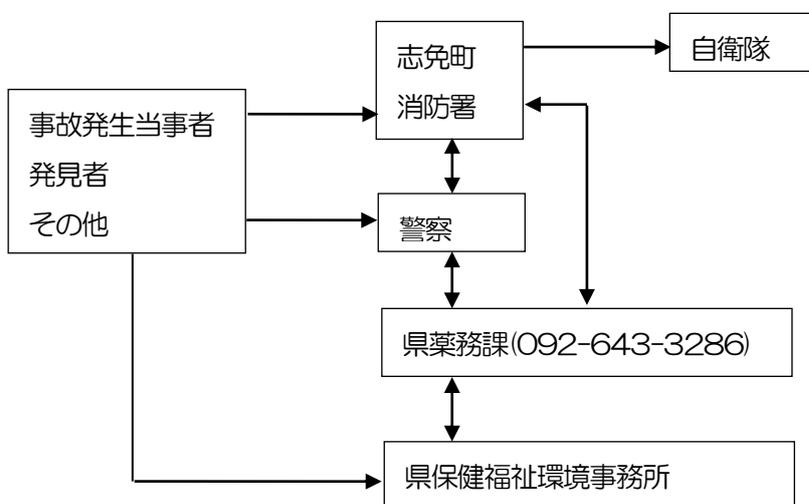
■高圧ガス災害



■火災類災害



■毒物劇物災害



(3) 応急活動

町は、施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を実施する。

なお、詳細な内容は、本章の各節による。

【資料編】

- 12-1 危険物取扱業者

第20節 大規模事故災害応急対策

第20節 大規模事故災害応急対策

1. 応急活動体制

2. 応急活動

1. 応急活動体制

(1) 応急活動体制

大規模事故が発生した場合、総務課は、事故の状況などの情報を収集し、災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、救助・救護などに必要な課を動員する。

現場での指揮が必要な場合は、現地災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集・伝達

総務班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び各関係機関に報告する。

火災・災害即報要領に示される基準に該当する場合（第3節第2節参照）には、覚知後30分以内に総務省消防庁へ報告する。

なお、詳細は、第3章第2節「情報の収集・伝達」による。

2. 応急活動

(1) 救助・救急

総務班は、救助活動を行い、負傷者等を町内の対応可能な医療機関に搬送する。また、被害状況の把握に努め、必要に応じて、総務班は、国、県、他市町村に応援を要請する。民間からは救助用資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

なお、詳細は、第3章第5節「救助・救急・消防」参照。

(2) 応急医療救護

多数の死傷者が発生した場合は、衛生班は、粕屋医師会に救護班の派遣を要請する。また、事故現場に救護所を開設する。

(3)交通規制

粕屋警察署は、緊急車両の通行や被害の拡大を防止するため交通規制を行う。

(4)避難

総務班は、火災の延焼や危険物が流出した場合は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、影響を受ける区域の住民に対し、立入禁止区域の設定、避難指示を発令し、安全な地域の避難所開設を伝達する。総務班は、指定避難所に教育班・社会福祉班を派遣して開設する。社会福祉班は、避難者を受け入れ、全体の避難者数等を把握する。

なお、詳細は、第3章第7節「避難」参照。

(5)広報

総務班は、地域住民等の民心安定のため、災害危険に関する安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報を広報する。

第21節 災害救助法の適用

第21節 災害救助法の適用

1. 災害救助法の適用基準

2. 災害救助法の適用手続き

3. 救助の実施者及び救助の内容等

1. 災害救助法の適用基準

(1) 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1～4号の規定による。志免町における具体的適用は次のいずれか1つに該当する場合である。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用基準	該当条項
①町内の住家が滅失した世帯の数	町内の滅失世帯60以上（注4）	第1項 第1号
②県内の住家が滅失した世帯の数 かつ町内の住家が滅失した世帯の数	県内の滅失世帯2,500以上 かつ町内の滅失世帯30以上	第1項 第2号
③県内の住家が滅失した世帯の数 かつ町内の住家が滅失した世帯の数	滅失世帯が県内12,000以上 かつ町内の滅失世帯25に達しないが多数	第1項 第3号
④災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護が著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情（右記）があり、町内の住家が多数滅失した場合	被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合（注1）	第1項 第3号
⑤多数の者が生命又は、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、内閣府令で定める基準（右記）に該当する場合	災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合（注2） 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合（注3）	第1項 第4号

（注1）該当事例

②被害地域が他の市町村から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給がきわめて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法等を必要とする場合

④M8.0以上の南海トラフ地震発生後の大規模地震発生に備え、避難生活を余儀なくされる場合

⑦有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助がきわめて困難であり、そのために特殊の技術を必要とされる場合

(注2) 該当事例

①火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合

②船舶の沈没あるいは交通事故等により多数の者が死傷した場合

(注3) 該当事例

①交通路等の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

②火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

(注4) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

①住家が全壊、全焼または流失した世帯は1とする。

②住家が半壊、半焼したものにあっては2世帯をもって1とみなす。

③住家が床上浸水または土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあっては、3世帯をもって1とみなす。

(注5) その他

上記適用基準によるもののほか、県知事は、特定災害又は非常災害が発生する場合において、政府本部が設置され、当該本部の所管区域として県内市町村が告示されたときには、災害救助法による救助を実施できる。

■滅失世帯の算定方法

	住家被害状況	算定根拠
滅失住家 1世帯	全壊（全焼・流出）	1世帯
	半壊（半焼）	2世帯
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能の状態	3世帯

(2) 被害状況の判断基準

志免町における被害程度等の判断は、「志免町及び下記「被害認定基準」によって行うものとする。

■被害認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みのある者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または必要のある者のうち1か月以内で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住の為に使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊（全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合10%以上20%未満のものとする。

	準半壊に至らない (一部損壊)	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損傷で、補修を必要とする程度のも のとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが土砂竹木 の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものととする。
非 住 家 被 害	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する 建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	ただし、非住家被害は全壊または半壊の被害を受けたもののみを計上し、一部損壊、床上床下 浸水については計上しない。	
そ の 他	田の流出埋没	田の耕土が流出しまたは砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとす る。
	田の冠水	稲の先端が、見えなくなる程度に水が浸かったものとする。
	畑の流埋没 及び冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している
部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ「1住家」として取扱う。
※「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

2. 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用要請

町域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである
ときは、町長は直ちにその旨を県知事に情報提供する。その場合には、次に掲げる
事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

■災害救助法の申請事項

- ①災害発生の日時及び場所
- ②災害の原因及び被害の状況
- ③適用を要請する理由
- ④適用を必要とする機関
- ⑤既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- ⑥その他必要な事項

(2) 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合
には、町長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に報
告する。その後の処置に関しては、県知事の指揮を受ける。

(3) 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合、特別基準の適用

を申請できる。適用申請は県知事に対して行うが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

3. 救助の実施者及び救助の内容等

(1) 救助の実施等

災害救助法の適用後の救助業務の実施者は、次のとおりである。

■ 救助の種類及び救助の実施者

救助の種類	実施者
指定避難所の設置及び収容	町長に委任される
応急仮設住宅の設置	知事（委任を受けた場合は町長）
炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給	町長に委任される
被服、寝具等その他生活必需品の供与又は貸与	町長に委任される
医療及び助産	町長に委任される
災害にかかった者の救出	町長に委任される
災害にかかった住宅の応急修理	町長に委任される
生業に必要な資金、器具又は資料の供与又は貸与	知事（委任を受けた場合は町長）
学用品の供与	町長に委任される
埋火葬	町長に委任される
遺体の搜索及び処理	町長に委任される
障害物の除去	町長に委任される

(2) 救助の内容等

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、福岡県災害救助法施行細則及び福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等に定めるとおりであるが、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において、県知事と内閣総理大臣の協議により延長することがある。

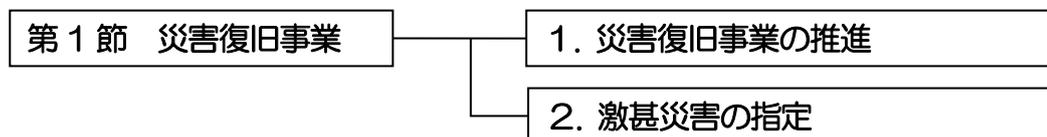
【資料編】

- ・ 19-1 災害救助法（抜粋）
- ・ 19-2 災害救助法施行令（抜粋）
- ・ 19-3 災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令
- ・ 19-4 福岡県災害救助法施行細則

第4章 災害復旧・復興計画

〔風水害・震災編〕

第 1 節 災害復旧事業



1. 災害復旧事業の推進

(1) 災害復旧事業の推進

各施設を所管する課は、次のような災害復旧事業計画を立案し、関係機関と連携して災害復旧事業にあたる。

① 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、砂防設備、道路、橋梁等について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携のもとに迅速、適切な復旧事業を施行し、更に、復旧事業を施行することを必要とする施設の新設改良等を併せて行うことにより再度災害発生を防止する。

② 農林水産業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、関係機関との総合的連携のもと迅速に復旧事業が施行されるよう努めるものとする。

また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度災害発生の防止に努めるものとする。

③ 都市施設災害復旧事業計画

都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。復旧にあたっては、都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を指導する。

④ 公立文教施設災害復旧事業計画

㊦ 園児、児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速適切な復旧を促進する。

① 再度災害発生防止のため、原因を検討し、不燃堅牢構造化、防災施設の設置等を図る。

⑤ 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

㊦ 施設の性格上緊急に復旧する必要があるので国、県その他関係機関の融資を促進する。

- ①再度災害発生を防止するため設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。
- ⑥医療施設災害復旧事業計画
住民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため迅速適切な復旧計画により早期復旧を促進する。
- ⑦公営企業災害復旧事業計画
住民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。
- ⑧ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画
特に住民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。
- ⑨公用財産災害復旧事業計画
行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

(2) 法律による財政援助

災害が発生した場合、次の事業に対し法律（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を除く）に基づいた財政援助を受けることができる。

■法律による財政援助

根拠法令	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園の復旧事業
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産業施設の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関等復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理
予防接種法	臨時に行う予防接種
水道法	水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業

(3)がれきの処理

生活安全課は、県及び関係機関と連携して、がれきの処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることによりがれきの円滑かつ適正な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

2. 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定している。

激甚災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。

したがって、そうした大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受けることが必要となる。

(1)激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定することとなっている。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（平成28年2月9日改正：中央防災会議）又は「局地激甚災害指定基準」（平成28年2月9日改正：中央防災会議）によることとなっている。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握、被害状況をとりまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成される。これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令が公布、施行されることとなる。

(2) 激甚災害に関する調査報告

①町

町は、町内に災害が発生した場合には、基本法第53条第1項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

②県

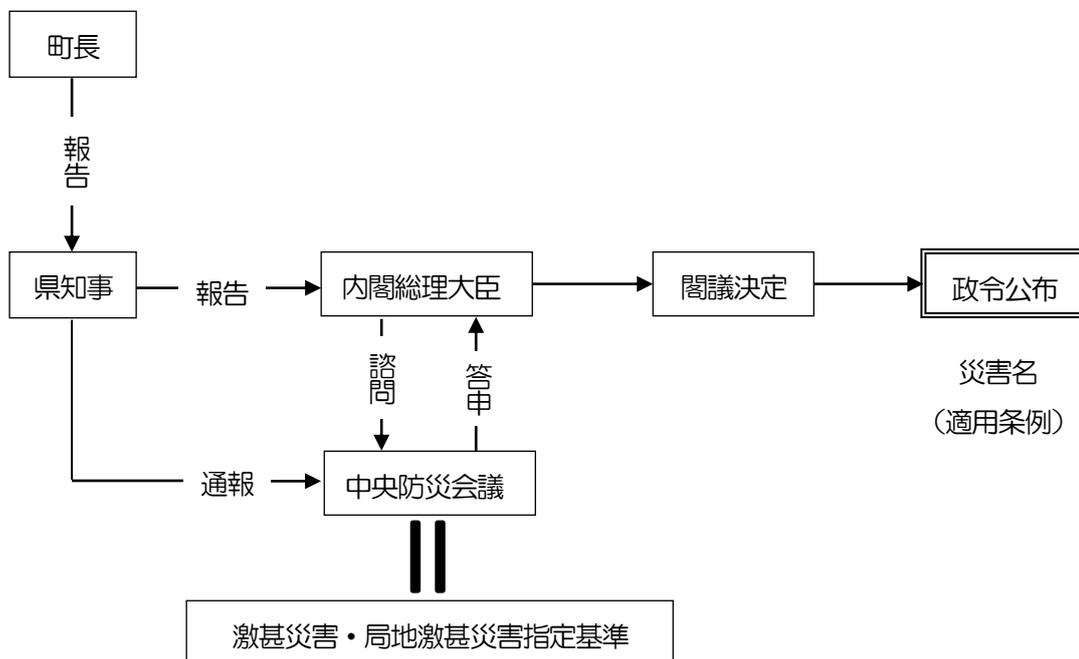
県は、町からの被害状況等の報告を受け、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚法に定める事項について、速やかに検討する。

(3) 激甚災害の指定促進

大規模な災害が発生した場合には、激甚法に基づく激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗状況に大きく影響を及ぼす。

そこで、県は町からの報告及び前記の調査結果に基づき、激甚災害の指定が必要と判断した場合には、国の関係省庁との連絡を密にし、早期指定の促進を図る。

■ 激甚災害指定の手続の流れ



(4) 激甚災害に係る財政援助措置

基本法に規定する「激甚災害」が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実状を把握して早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は以下のとおりである。

① 公共土木施設災害復旧事業

■ 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
公共土木施設災害復旧事業 (昭和26年法律第97号)	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業
公共土木施設災害関連事業	公共土木施設災害復旧事業のみでは、再度の災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業。
堆積土砂排除事業	①公共施設の区域内の排除事業 激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令の定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、植木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で町が施行するもの(他の法令に国の負担もしくは補助に関し別段の定めがあるもの、または国がその費用の一部を負担し、もしくは補助する災害復旧事業に附随して行うものを除く。) ②公共施設区域外の排除事業 激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂で、町長が指定した場所に集積されたもの、または町長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認められたものについて、町が行う排除事業
湛水排除事業	激甚災害の発生に伴い浸水した地域で浸水状態が政令で定める程度に達するもの(以下「湛水」という。)の排除事業で町が施行するもの。

② 文教施設災害復旧事業計画

■ 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
公立学校施設災害復旧事業 (昭和28年法律第247号)	公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

③住宅災害復旧事業計画

■復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 (激甚法第22条)	①町の区域内にある住宅で激甚災害により滅失したものの戸数が100戸以上または町の区域内にある住宅の戸数の1割以上である場合 ②前項の区域は、国土交通大臣が告示する。

④社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

■復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
老人福祉施設災害復旧事業 (昭和38年 133号)	老人福祉施設法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業。

⑤農林水産業施設災害復旧事業計画

■復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
農地・農業用施設及び林道の災害復旧事業 (激甚法第5条)	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける災害復旧事業。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

第2節 被災者等の生活再建等の支援

1. 生活相談

2. 女性・性的少数者等のための相談

3. 罹災証明書の発行

4. 被災者台帳の整備

5. 雇用機会の確保

6. 義援金品等の受付及び配分

7. 生活資金の確保

8. 災害弔慰金等の支給

9. 町税等の納付相談・減免等

10. 住宅復興資金の融資

11. 災害公営住宅の建設

12. 郵便事業の特例措置

13. 中小企業への融資

14. 農林業者への融資

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

1. 生活相談

生活安全課では、災害時における住民からの問い合わせや要望に対応するため、以下に掲げる措置を講じ、生活相談を実施する。なお、詳細は、応急対策計画第3節「災害広報・広聴活動」による。

健康課及び福祉課は、精神科医療機関等と協力して、被災者や災害時における要配慮者の精神的な障害を軽減させるため、カウンセリングなどの必要な措置を行う。また、必要な情報提供の資料を作成する。

- ①被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。
- ②国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、町の対策のみではなく、総合的に情報提供を行い、必要に応じた的確な窓口への誘導を図る。
- ③居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、町と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努めるものとする。

2. 女性・性的少数者等のための相談

県男女共同参画センターは、災害によって生じたストレスなど女性及び性的少数者等の心身の健康や夫婦・親子関係の問題などに対応するため、電話相談の実施や保健福祉環境事務所等と共同で避難所等必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣など、女性や性的少数者等のための相談を実施する。

町では避難指定所等において窓口等を設け、女性や性的少数者等特有の問題に関する相談を受ける。

3. 罹災証明書の発行

住民課は、福祉課及び子育て支援課と協力して、家屋の被害調査の結果から「罹災

台帳」を作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対し、罹災台帳で確認のうえ、発行する。なお、罹災台帳で確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「罹災証明書」を発行する。なお、罹災証明書の発行にあっては、効率的な交付を支援するシステムの活用を検討する。

証明する範囲は、「志免町り災証明書等交付要綱」に基づき、基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

町は災害弔慰金、災害障害見舞金を含めた各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付するとともに、積極的な被害者台帳の作成及び活用を図るものとする。

■罹災証明の担当及び証明の範囲

担当	証明の範囲
住民課	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水、床下浸水、準半壊に至らない（一部損壊）

4. 被災者台帳の整備

町は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下、「被災者台帳」という。）を作成することができる。

①記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

ア氏名

イ出生の年月日

ウ性別

エ住居又は居所

オ住家の被害その他町が定める種類の被害の状況

カ援護の実施の状況

キ要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

ク電話番号その他の連絡先

ケ世帯の構成

コ罹災証明書の交付の状況

サ町長が台帳情報を町以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供

シサの提供を行った場合は、その旨及び日時

ス被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定す

る個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号

㉔その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

②情報の収集

㉑町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

㉒町長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

㉓県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じ、被災者に関する情報を提供するものとする。

③台帳情報の利用

町長は、町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができる。

④台帳情報の提供

町長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって、特定された利用の目的以外の目的のために提供することができる。

㉑本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

㉒他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき上記の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

㉓申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

㉔申請対象の被災者を特定するために必要な情報

㉕提供を受けようとする台帳情報の範囲

㉖提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的

㉗その他、台帳情報の提供に関し町村長が必要と認める事項

町長は、台帳情報の提供に関する申請があった場合、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、①の③の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができる。

5. 雇用機会の確保

災害により被害を受けた住民が速やかに再起更正できるよう雇用機会の確保を図る。まちの魅力推進課は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業斡旋について、福岡労働局及び県に対し要請するとともに、住民に情報を提供する。

■福岡労働局の行う雇用対策

①災害により被災を受けた事業所の把握に努めるとともに、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、雇用維持を要請し、労働者の雇用の安定を図る。

②離職者の早期再就職の促進

災害により離職を余儀なくされた者に対する早期再就職援助にあたっては被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。

㊦公共職業安定所内に被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

㊧被災地域内に臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。

㊨職業訓練の受講指示等職業転換給付金制度の活用を図る。

③雇用保険の失業給付に関する特例措置

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後にその証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

6. 義援金品の受付及び配分

①受付

総務課は、義援金品受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。義援金は被災者に配分するまでの間、町指定金融機関に専用口座をつくり保管する。義援品は、物資管理施設に保管する。

物資については、企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めることを周知することも考慮する。

②義援金品の配分

県の配分基準にしたがって配分する。なお、町単独で決定する場合は、義援金品配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を配慮して義援金品の配分を決定する。

■県の配分基準

義援金	死者（行方不明で死亡と認められる者を含む） 10 重傷者（3ヶ月以上の治療を要する見込みの者） 5 重傷者（1ヵ月以上3ヶ月未満の治療を要する見込みの者） 3 全壊全焼流失世帯 10 半壊半焼世帯 5 一部損壊世帯 1 床上浸水世帯 1
義援品	避難所における緊急性、必要性に応じて配分を決定する。なお、避難所への配分を決定するに当たっては、緊急性を要すること、又、個人への配分するものではないことから、義援金品配分委員会における決定は不要とすることができる。

7. 生活資金の確保

災害により住居、家財等に被害を受けた者が、生活の建て直し、自立助長のため必要となる資金の支給や貸付制度について、町は、被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

被災者生活再建支援制度（県福祉総務課）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする制度。

(1) 対象となる自然災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、がけ崩れ、土石流その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害
- ②10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- ③県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- ④県内で①又は②に規定する被害が発生しており、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

- ⑤①又は②に規定する市町村若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- ⑥①又は②に規定する市町村を含む都道府県若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合で、
- ・5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
 - ・2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

(2) 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯。

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊又は、住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（世帯人数が一人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

（単位：万円）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
	2(1)該当	2(2)該当	2(3)該当	2(4)該当
支給額	100	100	100	50

■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（単位：万円）

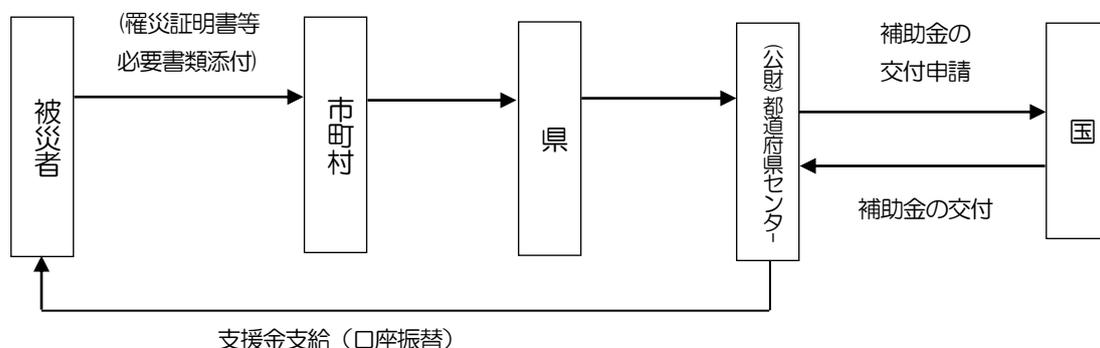
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額			
全壊～大規模半壊 2(1)～(4)該当	200	100	50
中規模半壊 2(5)該当	100	50	25

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は

- ・全壊～大規模半壊は、合計で200（又は100）万円。
- ・中規模半壊は、合計で100（又は50）万円。

(4) 支給手続

支給申請は町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である公益財団法人都道府県センターに提出する。



※県では支援金支給に関する事務の全部を公益財団法人都道府県センターに委託している。

なお、県は、被災者再建支援法施行令第1条各号に定める自然災害に該当しない県内市町村の区域に居住しているため、被災者生活再建支援金の支給対象とならない被災世帯に対して、「福岡県被災者生活再建支援金」を支給する。

■災害弔慰金等一覧

災害弔慰金	対象災害	自然災害 ●1の市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 ●都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ●都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 ●災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	
	支給額	①生計維持者	500万円
		②その他の者	250万円
	遺族の範囲	① 配偶者、子、父母、孫、祖父母 (死亡者により生計を主として維持していた遺族を優先) ② 死亡したものの死亡当時における兄弟姉妹 (死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)	
災害障害見舞金	対象災害	自然災害 ●1の市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 ●都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ●都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 ●災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上	

		ある災害	
支給額	①生計維持者	250万円	
	②その他の者	125万円	
障害の程度	①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの		

②災害援護資金の貸付

町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸付ける。

■災害援護資金の内容

災害援護資金	対象	自然災害——都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
	貸付限度額	1. 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 2. 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害かつ住居の損害がない場合 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居の全体が滅失又は流出 350万円 3. 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4. 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円

貸付条件	所得制限	(世帯人員) (市町村民税における総所得金額)	
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合に当たっては、1,270万円とする。		
	利率	年3%以内で条例で定める率 (据置期間は無利子)	
据置期間	年(特別の事情のある場合は5年)		
償還期限	10年(据置期間を含む)		
償還方法	年賦・半年賦・月賦		
根拠法令：災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)			

③生活福祉資金

県社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

■生活福祉資金の内容

貸付対象	低所得世帯数(生活保護基準額の概ね1.7倍以内)のうち他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更正できる世帯	
貸付金額	一世帯150万円以内	
貸付条件	措置期間	貸付の日から6か月以内
	償還期間	措置期間経過後7年以内
	貸付利率	連帯保証人を立てる場合は無利子。連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%
	保証人	原則必要(ただし、連帯保証人なしでも貸付可)
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦

④母子父子寡婦福祉資金の貸付

県は、と生活意欲の助長を図るため、ひとり親家庭又は寡婦に対し資金を貸し付ける。災害の場合は、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には償還金の支払いを猶予する特例や、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金及び住宅資

金の据え置き期間の延長の特例が設けられている。

8. 災害弔慰金等の支給

①災害弔慰金

福祉課は、「志免町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

■災害弔慰金の内容

死亡者が生計を主として維持していた場合	500万円
その他の場合	250万円

②災害障害見舞金

福祉課は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対して災害障害見舞金を支給する。

■災害障害見舞金の内容

対象者が生計を主として維持していた場合	250万円
その他の場合	125万円

9. 町税等の納付相談・減免等

税務課は、災害によって被害を受けた住民に対して住民税等の減免、納税期限の延長及び徴収猶予を行う。

■町税等の減免等の種類、内容、担当

	内容	
納税期限の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は町税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。	
徴収猶予	災害により財産に被害を受けた納税義務者等が住民税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）	
減免	被災した納税義務者等に対し、該当する各税目等について減免を行う。	
	個人の住民税	被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行う。
	固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
	国民健康保険税	被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行う。
	軽自動車税	
特別土地保有税	災害について著しく価値を減じた土地について行う。	

10. 介護保険における措置

福祉課は、介護保険について次の措置をとる。

■介護保険における措置

認定更新申請期限に関する措置	災害により、納税義務者等が期間内に要介護認定又は要支援認定更新の申請をすることができなかった被保険者は、その理由のやんだ日から1ヵ月以内に限り、町に対し申請をすることができる。
給付差し止め等に関する措置	災害により定められた期間を過ぎても保険料等を払い込むことのできない被保険者に対して、保険給付の差し止め等を行わない。
給付割合の増額	災害により、居宅サービス若しくは施設サービス、特定福祉用具の購入又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた被保険者（要介護被保険者、居宅要支援被保険者）に対し、次の介護給付、予防給付の割合を増やす。 1. 増額される要介護被保険者への介護給付 ① 居宅介護サービス費の支給 ② 特例居宅介護サービス費の支給 ③ 施設介護サービス費の支給 ④ 特例施設介護サービス費の支給 ⑤ 居宅介護福祉用具購入費の支給 ⑥ 居宅介護住宅改修費の支給 2. 増額される居宅要支援被保険者への予防給付 ① 居宅支援サービス費の支給 ② 特例居宅支援サービス費の支給 ③ 居宅支援福祉用具購入費の支給 ④ 居宅支援住宅改修費の支給

11. 住宅復興資金の融資

住宅金融支援機構は、「住宅金融公庫法」に基づき、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるような災害住宅復興資金を融資する。

12. 災害公営住宅の建設等

大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難なものに対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買収又は被災者へ転貸するために借り上げる。

町は、災害公営住宅の低所得罹災世帯のため、国庫から補助を受け整備し入居させるものである。

13. 郵便事業の特例措置

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社九州支社長又は支店長は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

①被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、支店長は、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償で交付する。

②被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、日本郵便株式会社九州支社長又は支店長は、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

③被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便局長は、日本郵便株式会社九州支社長の指示に基づき被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

14. 中小企業への融資

①緊急連絡会の開催

まちの魅力推進課は、県、関係金融機関、信用保証協会、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して、災害融資の円滑化を図る。

②金融巡回相談の実施

まちの魅力推進課は、商工会議所、中小企業団体中央会等の協力を得て、金融巡回相談を行い、融資の指導斡旋を行う。

③融資の要請

まちの魅力推進課は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、中小企業融資制度の融資の斡旋を要請する。

■中小企業への融資制度

対象者	志免町内に事業所を有し、原則として融資申し込み日の以前、引き続き1年以上同一業種の事業を営んでいる中小企業者であって、災害等の突発的な事態の発生により経営の安定に支障が生じている中小企業者
相談窓口	○ まちの魅力推進課 ○ 各商工会議所、商工会 ○ 県中小企業団体中央会

15. 農林業者への支援

都市整備課は、災害により被害を受けた農林業者に対し、農林業関係の融資を促進する。

■貸付金の種類

- | |
|----------------|
| 1 天災資金（経営資金） |
| 2 天災資金（事業資金） |
| 3 農業基盤整備資金 |
| 4 果樹植栽資金 |
| 5 主務大臣指定災害復旧資金 |
| 6 自作農維持資金 |
| 7 林道資金 |
| 8 共同利用施設災害復旧資金 |
| 9 農林漁業経営安定資金 |
| 10 農業災害対策資金 |

【資料編】

- 18-1 罹災証明書

第3節 復興計画

第3節 復興計画

1. 復興計画の方針

2. 復興計画作成の体制づくり

3. 復興に対する合意形成

4. 復興計画の推進

1. 復興計画の方針

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、県、町及び関係機関は、緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止と、より快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

2. 復興計画作成の体制づくり

復旧後の早い段階で、総合的かつ長期的な視野に立ち、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、復興計画を策定する。

そのため、町は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県及び関係機関との連携）を図るものとする。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

町は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とするものとする。

3. 復興に対する合意形成

復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努めるものとする。

4. 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及びことから、社会情勢や県民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、町、県は諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

第5章 原子力災害編

第1節 基本方針

第1節 基本方針

1. 計画策定の目的

2. 計画の性格

3. 計画の周知徹底

4. 計画の策定又は修正に際し尊重すべき指針

5. 防災対策を重点的に実施すべき地域範囲

6. 計画の基礎とすべき災害の想定

7. 原子力施設の状態に応じた防護措置等の実施

8. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

1. 計画策定の目的

県内には原子力施設は存在しないが、志免町においては最も近距離に位置する九州電力(株)玄海原子力発電所で、平成23年3月11日の東日本大震災により福島県で発生した福島第一原子力発電所と同様の事故が万が一に発生した場合に備えることが必要と考えられる。

この計画は、基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）の主旨を踏まえ、原子力事業者の原子炉の運転など（原子炉運転、使用済み核燃料貯蔵、核燃料物質等の事業所外運搬）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、町民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

2. 計画の性格

この計画は、志免町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて策定したものである。

志免町及び防災関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

(1) 志免町地域防災計画との整合性

この計画は、「志免町地域防災計画」の「原子力災害編」として定めるものであり、本編に定めるもの以外に必要な事節は、他編の各章・各節に準じた対策を講じるものとする。また、その他の放射性物質又は放射線の放出事故に際しては、本編に準じて措置するものとする。

(2) 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、検討を加え、防災基本計画又は町の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認める場合には、これを変更するものとする。

3. 計画の周知徹底

この計画は、防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、町民への周知を図るものとする。

また、防災関係機関においては、この計画を熟知、徹底を図るとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

4. 計画の策定又は修正に際し尊重すべき指針

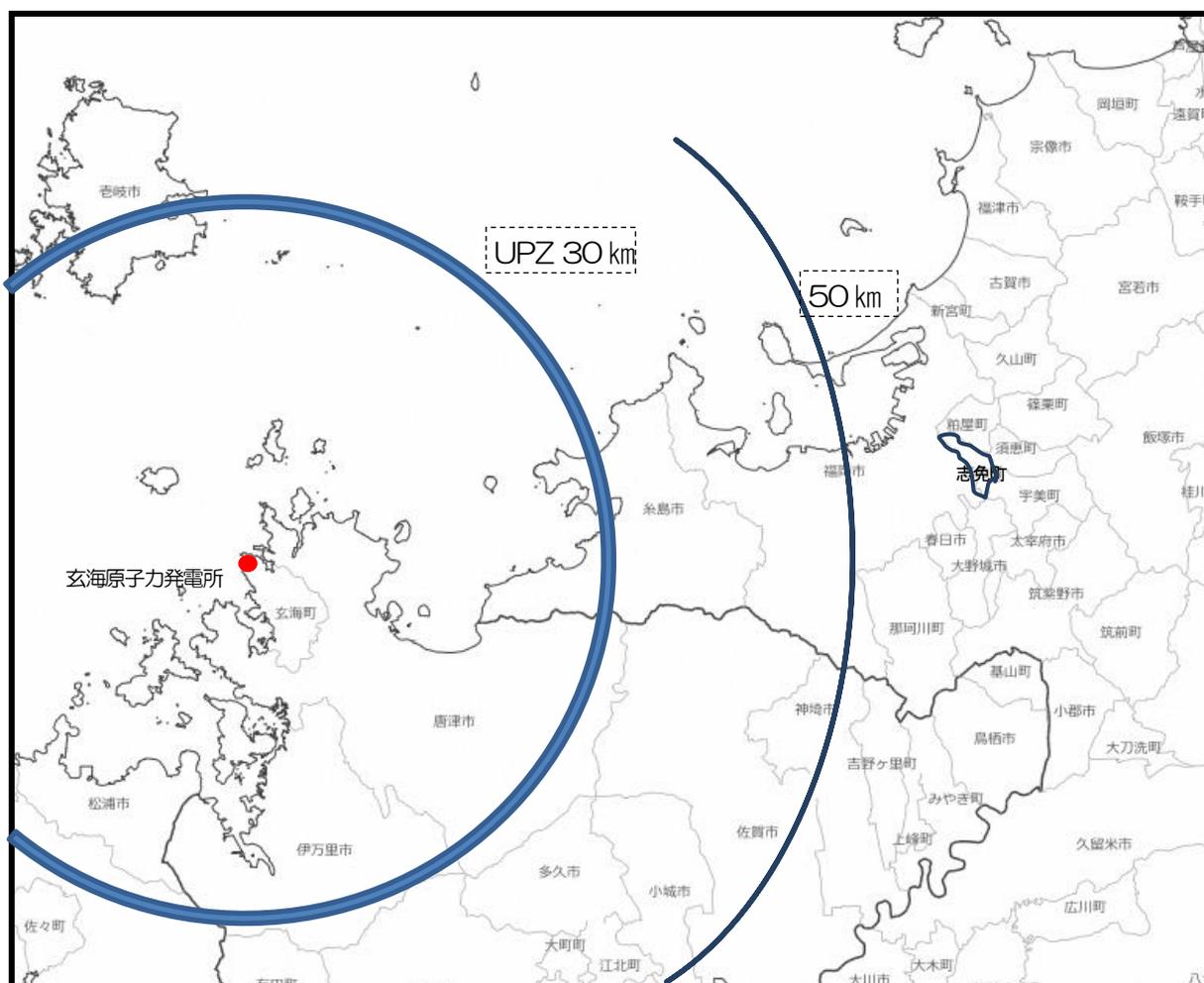
志免町地域防災計画（原子力災害編）の策定又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、国（原子力規制委員会）が定める「原子力災害対策指針」（以下、「指針」という。）を遵守するものとする。

5. 防災対策を重点的に実施すべき地域範囲

(1) 玄海原子力発電所と志免町の位置関係

志免町は、玄海原子力発電所から東に約 60km の地点に位置している。

福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）（平成 30 年 5 月 28 日）においては、原子力防災対策を重点的に充実させるべき地域の範囲を「玄海原子力発電所から概ね半径 30 km の円内」としており、志免町は、その区域の範囲外に所在するが、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、志免町においても、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）による被ばくの影響を受けるおそれがあるため、地域放射線量の実測値等を踏まえ、屋内退避等を中心とした防護措置の検討が必要である。



(2) 原子力防災対策を重点的に実施すべき地域等の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器の整備、避難計画の策定等、原子力防災を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針においてし

めされている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域の固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

以下、原子力規制委員会が定めるものとする。

①予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL（緊急時活動レベル。「Emergency Action Level」）に依じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るPAZの具体的な範囲については、IAEA（国際原子力機関。「International Atomic Energy Agency」）の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径5km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討したうえで、継続的に改善していく必要がある。

②緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL（空中放射線や環境試料中の放射線物質の濃度等の原則測定可能な値で表わされる運用上の介入レベル。「Operational Intervention Level」）に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るUPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径30km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討したうえで、継続的に改善していく必要がある。

（原子力災害対策指針より抜粋）

※福岡県内の対象市町村は、玄海原子力発電所から概ね半径約30km円内の地域（以下「対象地域」という。）として糸島市が該当している。

6. 計画の基礎とすべき災害想定

(1)前提条件及び想定

志免町は、玄海原子力発電所から約60kmに位置しており、国の原子力災害対策指針による「原子力施設から概ね30km」を目安とした緊急時の防護措置を準備する区域（UPZ）の圏外であるが、原子力災害発生時の放射線物質の拡散が気象条

件や地形によって影響を受けることが想定されることから、その状況によっては、本町においても、事故の規模や原子力施設の状態に応じ、国及び県の指示に基づき段階的に防護措置を実施する必要があることを前提とする。また、町域の汚染規模は、屋内退避等を中心とした防護措置を実施する程度の汚染規模を想定する。

(2)放射線物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

原子力災害対策を的確に実施するためには、放射性物質又は放射線の放出の形態及び住民等の生命又は身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

①原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等がある。これらは、ブルームとなり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

②被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

㊸外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

㊹内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

(原子力災害対策指針より抜粋)

7. 原子力施設の状況に応じた防護措置等の実施

県及び糸島市は、玄海原子力発電所で災害が発生した場合、指針などに基づく以下の事象区分に応じて、対象地域における防護措置などを準備し、実施する。

なお、事故の規模や原子力施設の状況に応じ、対象地域外においても、国の指示に基づき段階的に防護措置を実施することがある。

事象区分	区分の概要	具体的事例	防護措置等の例
情報収集事象	佐賀県玄海町で震度5弱以上の地震が発生した場合		(情報収集態勢)
緊急事象区分	警戒事象	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀県玄海町で震度6弱以上の地震が発生した場合 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下した場合 他	(警戒体制)
	施設敷地緊急事象	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできない場合 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合 他	・屋内退避の準備
	全面緊急事象	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉の非常停止が必要な場合において、すべての停止操作により原子炉を停止することができない場合、又は停止したことを確認できない場合 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできない場合 他	<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避の実施 安定ヨウ素剤の服用準備(配布など) 避難、一時移転、避難退域時検査の準備(避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保など)

8. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置等の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果を、OILに照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

[OILと防護措置]

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要	
緊急防護措置	OIL1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	
	OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヵ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	
早期防護措置	OIL2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。	
飲食物摂取制限 ^{※6}	飲食物に係るスクリーニング基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	
	OIL6 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 ^{※8}
		放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg
		放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。	

- ※1. 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2. 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3. 我が国において広く用いられている β 線の入射総面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4. ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5. 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6. 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

- ※7. その他の核種の設定の必要性も含めて、今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6の値を参考として数値を設定する。
- ※8. 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- ※9. IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的に飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

第2節 災害予防対策

第2節 災害予防対策

1. 災害予防対策の概要

2. 効果的な応急対策活動のための事前対策

1. 災害予防対策の概要

本節は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生に備えた事前対策を中心に定める。

2. 効果的な応急対策活動のための事前対策

(1) 即応体制の整備

町は原子力災害時に応急対策活動を効果的に行うため、災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ、災害警戒本部や災害対策本部の組織編成を定める等、即応体制の整備を図る。

① 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

町は、県から原災法第10条第1項の規定に該当する事象（以下「特定事象」という。）に至る可能性がある事故・故障若しくはこれに準ずる事故・故障（以下「警戒事象」という。）又は特定事象が発生した旨の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡を行えるよう、必要な体制を整備する。

② 災害対策本部体制等の整備

町は、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合に、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・掌握事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。

③ 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に意見交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

④ 長期化に備えた動員体制の整備

町は、県及びその他防災関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(2) 情報収集・伝達体制の整備

原子力事業者で大規模な事故が発生した場合、直ちに非常時等の情報連絡を関係機関へするとともに、国、県やその他防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、その状況等を住民に広報する必要がある。そのため、町は、県、糸島市、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力災害に関する情報の収集・伝達を円滑に行うため、以下に掲げる事項について体制の整備を行う。

① 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し、国、県、その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。

② 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を図るため、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

③ 移動通信系の活用体制

関係機関と連携し、移動系防災行政無線（携帯型）、携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

(3) 通信手段の確保

町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県及び原子力施設からの状況報告や防災関係機関からの連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網にかかる設備の整備を行うとともに、その円滑な活用が図られるよう努める。

① 住民等への情報提供手段の整備推進

住民等への的確な情報提供を図るため、町防災行政無線や町内会放送設備、広報車等を中心とした多様な情報提供手段の整備を推進する。

② 災害用伝言サービスの活用促進

一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

(4) 情報の分析整理

① 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努める。

② 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

③ 防災対策上必要とされる資料

応急対策の的確な実施に資するため、以下に掲げる社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、町の災害対策本部に適切に備え付ける。

- ㊦玄海原子力発電所及び関連施設に関する資料
- ㊧周辺人口や交通状況等の社会環境に関する資料
- ㊨周辺地域の気象・地形資料や平常時のモニタリング資料等の放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
- ㊩防災資機材の配備状況に関する資料

(5) 広域防災体制の整備

大規模な原子力災害が発生した場合、広域的な応援要請を迅速かつ円滑に行うため、町及び防災関係機関は、原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努める。

① 防災関係機関相互の情報交換

町は、自衛隊、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関と、防災計画の周知、町の防災体制など、相互に必要な情報を交換し、防災対策の充実に努める。

② 広域的な応援協力体制の整備

町は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、関係各部署において、他の自治体、関係団体等との協議会等を通じて、防災に関する情報交換を行うなど、協力関係を確立するとともに、必要に応じて相互に応援協定を締結するなど、あらかじめ必要な調整を行う。

(6) 緊急時モニタリング協力体制の整備

県は、緊急時における迅速かつ円滑な避難等の防護対策に資するため、また、原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響評価に資するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するとともに、実施要領の策定、設備・機器の整備・維持、要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、県内全域における緊急時モニタリング体制を整備する。

県が定めた緊急モニタリング本部の組織及び緊急時モニタリング実施時の役割に従い、町は、県が実施する緊急時モニタリングへ要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

(7) 住民等への情報提供体制の整備

町は、原子力災害が発生した場合、住民等に対し危険回避のための情報や災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、住民等に提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用体制の整備など情報提供体制の整備を図る。

①提供すべき情報項目の整理

町は、県と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

②情報提供体制の整備

町は、住民等に対する確かな情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。

情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、避難行動要支援者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、多様なメディアの活用や自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員等との協力・連携に努める。

③住民相談窓口の設置等

町は、県と連携して、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24 時間受付体制を取ることも含めて、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

④多様なメディアの活用体制の整備等

町は、インターネットホームページ、CATV等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

(8) 緊急輸送活動体制の整備

町は、大規模な原子力災害が発生した場合に専門的な見地から迅速な現地対応を行うため、国の専門家等を移送するための緊急輸送活動が円滑に実施されるよう体制の整備に努める。

①専門家等の移送体制の整備

独立行政法人放射線医学総合研究所及び指定公共機関からの専門家等（モニタリング・医療等）の現地への移送協力（ヘリポートの場所や利用手続き等）について県があらかじめ定めた場合は、これに協力する。

②緊急輸送道路の確保体制等の整備

町は、町が管理する道路交通関連設備について、緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、道路をはじめとする交通関連設備等道路管理の充実を図る。

(9) 避難収容活動体制の整備

大規模な原子力災害が発生した場合、広域的な避難を迅速かつ円滑に行うことが重要であり、町は、住民等の安全確保を図るため、屋内退避等実施体制の整備、避難所の整備等、平常時から住民等の避難体制の整備に努める。

また、関係自治体からの避難者の受け入れ・支援体制の整備を図る。

①屋内退避等実施体制の整備

町は、原子力災害時における屋内退避等の住民への防護対策に係る事項について

検討し、屋内退避等の実施に必要な情報伝達方法、実施状況を確認する方法等、あらかじめ必要な体制の整備に努めるものとする。

②指定避難所等の整備

町は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、指定避難所としてあらかじめ指定し、県と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、指定避難所において必要とされる設備の整備及び避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

③避難行動要支援者の避難誘導・移送体制等の整備

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮するものとする。

④学校等施設における避難計画の整備

保育所、幼稚園、小・中学校の管理者は、原子力災害時における園児、児童、生徒の安全を確保するため、屋内退避の方法及び安全に帰宅させるための方法、保護者への引き渡し方法等について検討しておくものとする。

⑤指定避難所・避難方法等の周知

町は、避難者を受け入れる指定避難所・避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民等への周知徹底に努める。

⑥関係自治体からの避難者の受け入れ・支援体制の整備

町は、糸島市との緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、相互に応援協定を締結するなどあらかじめ必要な調整を行い、県の原子力災害広域避難基本計画に基づき、災害の状況により、糸島市全域において広域的な避難の必要性が生じた場合に備え、その避難者の受け入れ及び指定避難所の設置等についての整備を図る。

(10)飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

町は、大規模な原子力災害が発生した場合、飲料水、農林水産物等が放射性物質に汚染されるおそれがあることから、内部被ばくを防ぎ、住民の安全や健康を適切に守るための対策が講じられるよう、飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制の整備に努める。

①飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制整備

県が飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制をあらかじめ定めた場合、その制限規定に基づき、町における摂取制限の体制を検討する。飲料水、飲食物の摂取制限等を行うに当たっては、住民等への飲料水、飲食物の供給体制をあらかじめ定めるよう努める。

②農林水産物等の採取及び出荷制限に関する体制整備

県が、農林水産物の採取及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めた場合、その制限規定に基づき、町における摂取制限の体制を検討する。

(11)防災業務関係者への研修

町は、関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟を図る。

(12)救急・救助及び防護資機材の整備

①救急・救助用装備資機材等の整備充実

町は、県と連携し、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

②防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備等

㊦資機材

町は、県と連携し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。

㊧情報交換

町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、県等と相互に密接な情報交換を行う。

③安定ヨウ素剤の備蓄

安定ヨウ素剤は、服用のタイミングによって効果が大きく異なるが、緊急時にプルーム通過時の防護措置が必要な範囲や実施すべきタイミングを正確に把握することができず、また、プルームの到達を観測してから安定ヨウ素剤の服用を指示しても十分な効果が得られないおそれがあることから、効果的に実施可能な防護措置とは言えない。UPZ外におけるプルーム通過時の防護措置としては、安定ヨウ素剤の服用は求めず、備蓄する必要はないと考えられることから、町は、安定ヨウ素剤の予防服用及び備蓄は実施しないものとする。

(13)核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備

核燃料物質の運搬中の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のようにあらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に対策を行うことが実効的とされている。

町は、こうした輸送の特殊性等を踏まえ、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の主体的な指導のもと、必要な措置を実施するための体制を整備する。

※ 玄海原子力発電所で用いる核燃料物質（新燃料、使用済燃料）については、通常、福岡県の管轄地域を通過することは想定されていない。

(14) 複合災害に備えた体制の整備

町は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難になる事象）発生の可能性を認識し、備えを充実する。この際、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。

また、本編は、原子力災害への対応を基本に記述するものであるが、各種対策の実効性の確保の観点から、「志免町地域防災計画」の『総則』及び『風水害・震災編』と相互に補完させつつ、状況に応じて、それぞれの計画を適切に運用することにより、複合災害に対して柔軟に対応するものとする。

(15) 原子力防災に関する知識の普及・啓発

町は、平常時から町民等の原子力防災に対する意識の向上を図るため、次に掲げる事項等について、継続的な広報活動を実施する。防災知識の普及・啓発に際しては、要配慮者や被ばくによる健康リスクが高い青少年への普及・啓発が図られるよう努める。

- ①放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ②原子力施設の概要に関すること
- ③原子力災害とその特性に関すること
- ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥屋内退避や避難に関すること
- ⑦緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑧放射性物質による汚染の除去に関すること
- ⑨放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること

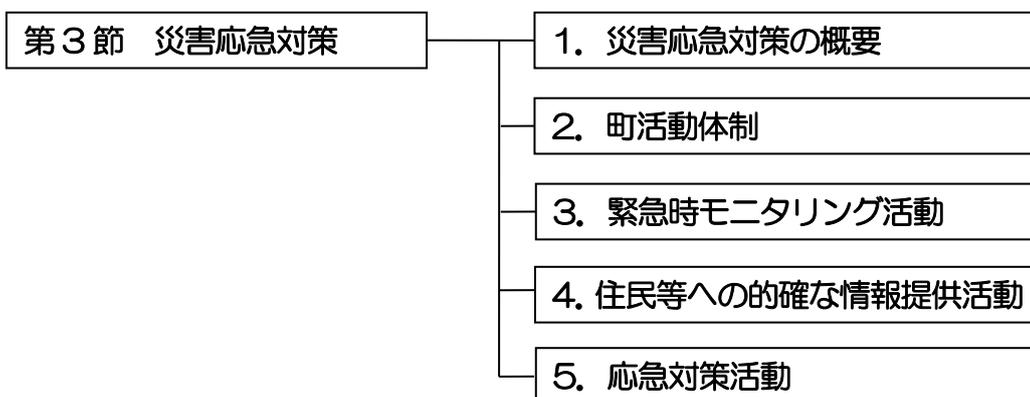
(16) 防災教育の充実

教育機関、民間団体等との連携を図り、広く町民等に対し防災教育を実施する。特に、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(17) 要配慮者への配慮

防災知識の普及と啓発は、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるように努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分に配慮するよう努めるものとする。

第3節 災害応急対策



1. 災害応急対策の概要

本節は、原災法に基づき、県から警戒事象又は特定事象発生の情報連絡があった場合及び原災法第15条に基づき緊急事態宣言が発出された場合の原子力緊急事態応急対策（以下、「緊急事態応急対策」という。）を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応する。

2. 町活動体制

町は、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立等必要な措置をとるとともに、国、県と連携を図るものとする。

また、他市町村において避難のための立ち退きの指示が出された場合、町においては、指定避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

(1) 活動体制の確立

町は、原子力災害に対処するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

(2) 警戒本部

町は、原災法に基づき、県から警戒事象又は特定事象発生の情報連絡を受けた場合、県が災害警戒本部を設置した場合又は生活安全課長が必要と認めた場合は、警戒本部

を設置して、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県、糸島市、原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図りつつ、警戒配備体制をとるものとする。災害対策本部を設置するまでの間、配備及び災害応急対策の実施は、警戒本部により行う。

(3)町警戒本部設置の指令

- ①警戒本部設置の実施責任者は、生活安全課長とする。
- ②生活安全課長は、副町長及び町長に報告するとともに、この計画による配備基準に基づき警戒本部配備体制を指令する。
- ③各課長は、警戒本部配備体制の指令により、必要に応じ職員を配備につけ、災害応急活動を指揮する。
- ④配備についた職員は、上司の指揮に従い、直ちに応急活動を実施する。

(4)町災害対策本部

町長は、次の場合に災害対策本部を設置し、本部長として統括・指揮する。

①原子力災害発生時

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、県が災害対策本部を設置した場合又は町長が必要と認めた場合は、あらかじめ定めた組織構成及び事務分担任務等に基づき、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、非常配備体制をとる。

また、災害対策活動に当たり、糸島市等の対象地域において避難のための立ち退きの指示が出された場合、避難所の設置、避難者の誘導等必要な支援を行う体制をとる。

②廃止の決定

本部長（町長）は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における措置が概ね終了したとき、災害対策本部を廃止する。

■配備の種類及び配備基準

配備体制	配置・配備基準	配備要因
災害警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県から警戒事象又は特定事象発生の通報を受けたとき ・福岡県が災害警戒本部を設置したとき ・その他生活安全課長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・課長 ・課長補佐 ・生活安全課安全安心係 (必要に応じて、各課長より関係職員を召集)
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・国が原子力緊急事態宣言を発出したとき ・福岡県が災害対策本部を設置したとき ・その他町長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害警戒本部要員 ・町長 ・副町長

		<ul style="list-style-type: none">・教育長・職員全員
--	--	--

※その他、災害警戒・対策本部時の詳細な運営体制については、職員初動マニュアルに定める。

各班の所掌事務に関しては、次に掲げる通りとする。

災害対策本部事務分掌

班	担当課	班の所掌事務
総務班	総務課・経営企画課・税務課・議事事務局・監査事務局・生活安全課安全安心係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部会議に関する事。 2. 県その他防災関係機関の連絡調整に関する事。 3. 人命救助に関する事。 4. 災害救助に関する計画の総括及び活用に関する事。 5. 自衛隊の災害派遣等応援要請事務に関する事。 6. 災害救助法の適用に関する事。 7. 災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事。 8. 防災行政無線の管理運営に関する事。 9. 気象に関する情報の収集伝達に関する事。 10. 消防組合及び消防団への連絡に関する事。 11. 災害対策関係職員の動員に関する事。 12. 町有財産の被害調査に関する事。 13. 町有財産の利用及び警備並びに管理に関する事。 14. 災害対策に必要な財政処置に関する事。 15. 公用自動車の管理運行に関する事。 16. 緊急輸送車両の確認申請に関する事。 17. 被害状況の取りまとめに関する事。 18. 救助物資の調達に関する事。 19. 災害情報及び災害対策の発表に関する事。 20. 民生安定に関する事。 21. 災害広報に関する事（ホームページ更新含む）。 22. 対策本部外との連絡に関する事。 23. 写真等による災害情報の収集及び記録に関する事。 24. 避難所開設の指示に関する事。 25. 避難所からの要請等の受付及び処理に関する事。 26. 風評被害の事前対策及び誤報道等の解消に関する事。 27. 班に属する災害調査の取りまとめに関する事。 28. 緊急時モニタリング協力に関する事。 29. 緊急時モニタリング情報の収集・伝達に関する事。 30. 情報の収集及び報告に関する事。 31. 応急仮設住宅の建設に関する事。 32. ボランティアに関する事。 33. 放射性物質による汚染対策に関する事。 34. 受援に関する事。 35. 公衆無線LANの開放に関する事。

班	担当課	班の所掌事務
社会福祉班	福祉課・住民課・子育て支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害用主食及び副食の調達、確保、供給に関する事。 2. 災害復旧従事者並びに罹災者の炊き出しに関する事。 3. 避難指示及び誘導に関する事。 4. 避難所設備の確保に関する事。 5. 罹災者相談室の開設及び運営に関する事。 6. 罹災証明の発行に関する事。 7. 身元不明者の処理、手配に関する事。 8. 義援金品の配分に関する事。 9. 社会福祉施設及び児童福祉施設の被害調査並びに復旧に関する事。 10. 避難所の運営に関する事。 11. 災害調査の取りまとめに関する事。 12. 園児の被災状況調査に関する事。 13. 園児の避難処置及び救助活動に関する事。 14. 園児の保健管理に関する事。 15. 緊急時モニタリング協力に関する事。
衛生班	健康課・生活安全課生活環境係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医薬品、衛生資材などの確保に関する事。 2. 安定ヨウ素剤の供給確保に関する事。 3. 食品及び環境の衛生に関する事。 4. 医療及び助産に関する事。 5. 健康相談に関する事。 6. 不燃廃棄物処理に関する事。 7. 衛生関係施設の被害状況の等、災害調査の取りまとめに関する事。 8. 緊急時モニタリング協力に関する事。
上下水道班	上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道施設の復旧に関する事。 2. 飲料水の供給に関する事。 3. 上下水道の災害対策に関する事。 4. 上下水道の復旧に関する事。 5. 上下水道の災害状況等、災害調査の取りまとめに関する事。 6. 緊急時モニタリング協力に関する事。

班	担当課	班の所掌事務
産業土木班	都市整備課・まちの魅力推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急農林対策の総括に関する事。 2. 農産物及び施設の災害対策に関する事。 3. 農業関係被害調査に関する事。 4. 緊急時モニタリング協力に関する事。 5. 災害時の種子、種苗の確保に関する事。 6. 農林生産資材の確保に関する事。 7. 中小企業の被害調査及び復旧に関する事。 8. 罹災農家に対する融資に関する事。 9. 罹災商工業者に対する金融に関する事。 10. 災害による誘致企業の金融の斡旋に関する事。 11. 農地、農業用施設の被害調査に関する事。 12. 災害における農地農道の復旧対策に関する事。 13. 応急の土地改良に関する事。 14. ため池、用排水、桶門等の水防に関する事。 15. 資機材の調達、確保及び建設機械の動員の調達に関する事。 16. 土木建設対策に関する事。 17. 緊急物資の対策に関する事。 18. 災害調査の取りまとめに関する事。
教育班	社会教育課・学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童生徒及び教職員の被災状況調査に関する事。 2. 応急教育の実施に関する事。 3. 児童生徒の避難処置及び救助活動に関する事。 4. 児童生徒の保健管理に関する事。 5. 罹災児童生徒の学用品の供与等援護処置に関する事。 6. 罹災児童生徒に対する医療、給食に関する事。 7. PTA等教育関係団体との連絡及び調整に関する事。 8. 文化財等の復旧対策に関する事。 9. 緊急時モニタリング協力に関する事。 10. 避難所の運営に関する事。 11. 災害調査の取りまとめに関する事。
出納班	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害関係費の執行に関する事。 2. 災害関係物品の出納に関する事。 3. 義援金品の受付に関する事。 4. 班に属する災害調査の取りまとめに関する事。

(5) 応急対策活動の実施

県は、原災法に基づき原子力事業者から非常時の情報連絡を受けた場合又は内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合は、国、佐賀県、長崎県、県警察、糸島市、その他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。

町は、県と連携して迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。

(6) 特定事象発生の情報連絡等

①原子力事業者からの情報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、県、国（内閣官房、内閣府、原子力規制委員会）、糸島市及び原子力防災専門官等に当該事象について文書で送信するとともに、その着信を確認する。

②国からの連絡

国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、緊急事態宣言を発出すべきか否かを判断し、事象の概要、事象の進展の見通しなど事故情報等について、県、糸島市、県警察及びその他関係機関に連絡する。

③国の専門官の確認等

原子力保安検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を速やかに原子力防災専門官へ連絡する。原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県、国（原子力規制委員会）及び糸島市に連絡する。

④県からの連絡

県は、原子力事業者、国（原子力規制委員会）又は原子力防災専門官から情報連絡を受けた事項について、糸島市、その他市町村、県警察、消防機関、緊急被ばく医療機関、気象台、自衛隊、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡する。

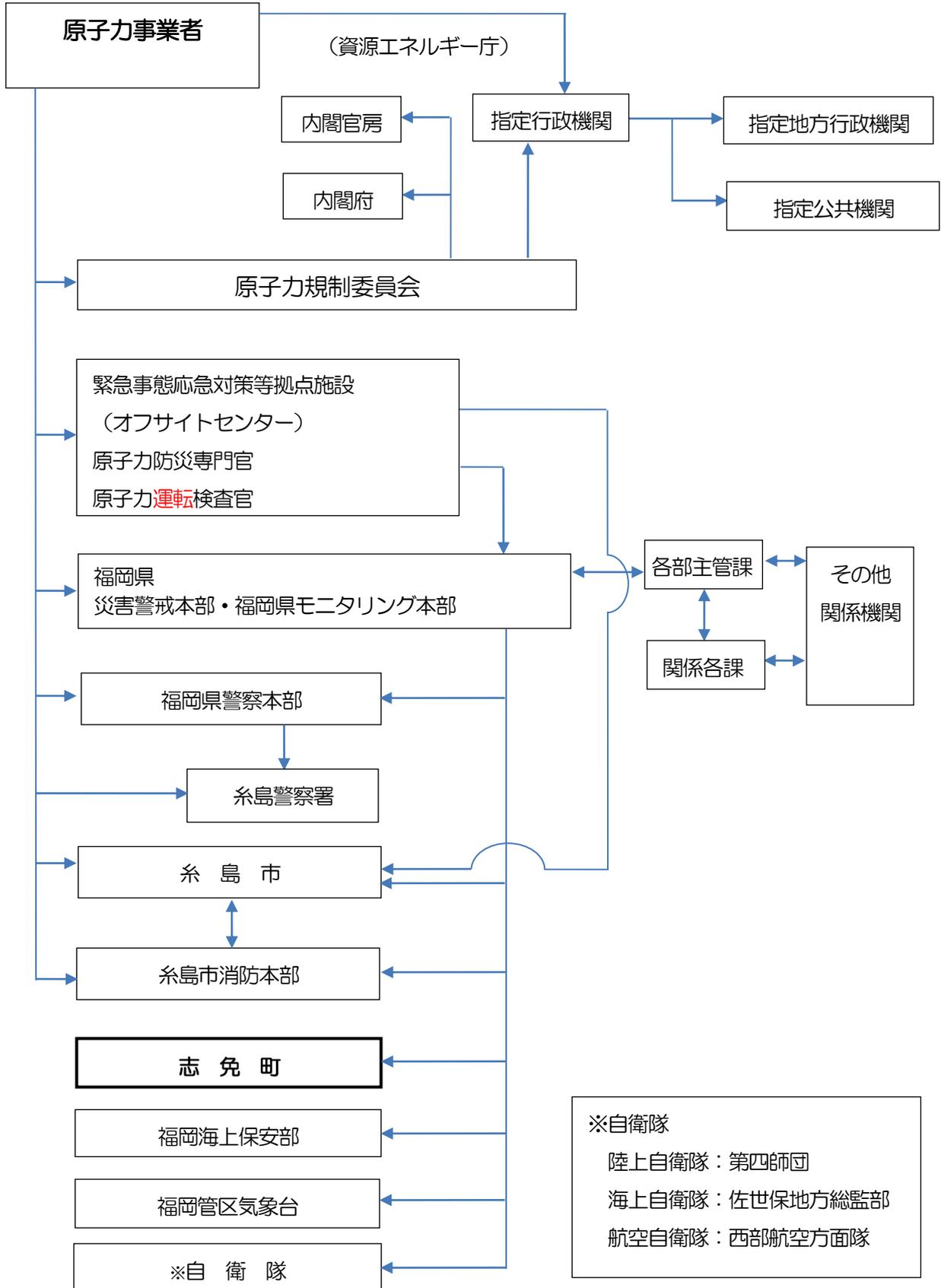
⑤町からの連絡

町は、県から情報の通報・連絡を受けた場合は、関係機関等に連絡するとともに、連携して迅速かつ的確な情報収集及び伝達を行うものとする。

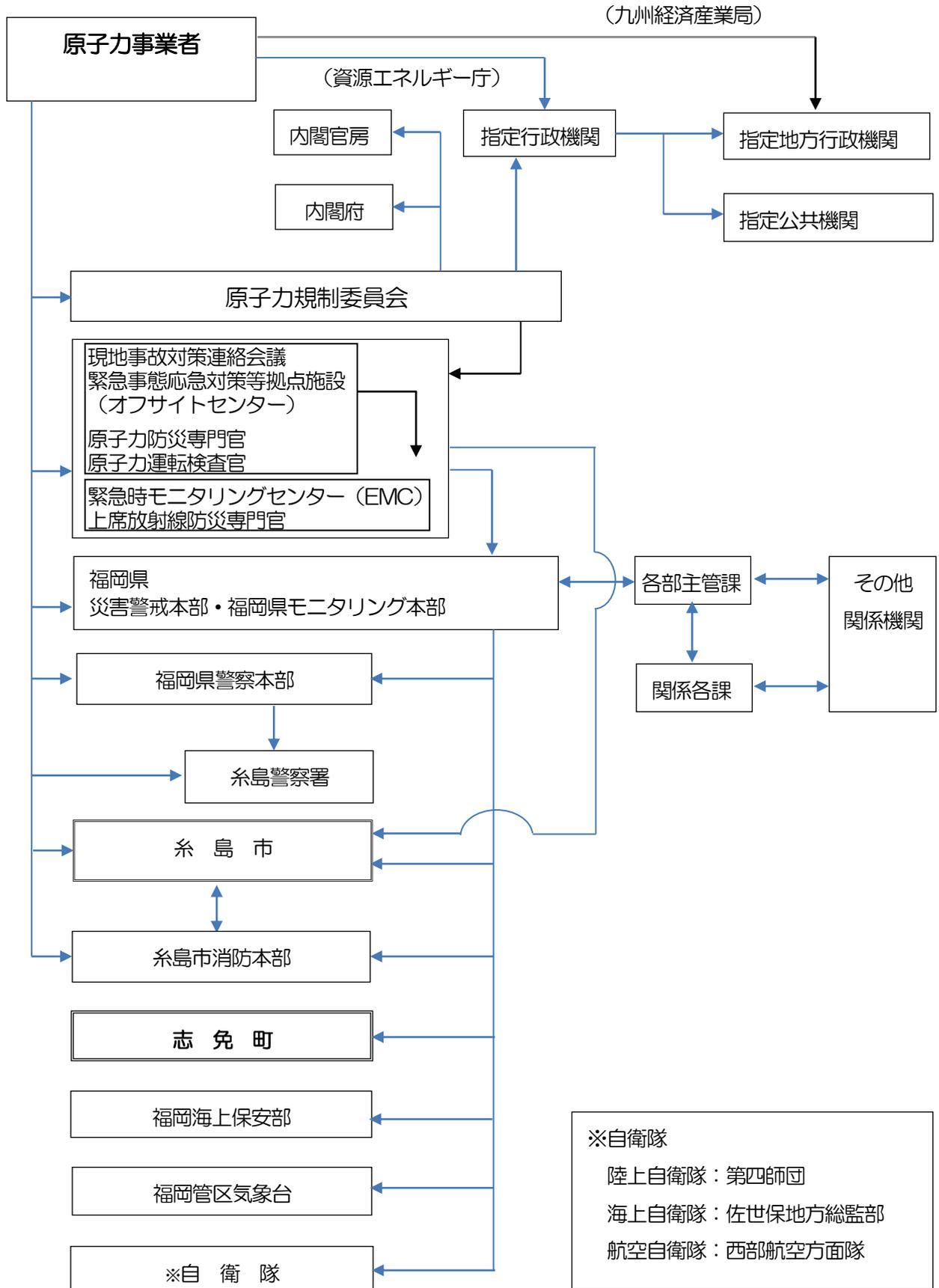
⑥情報伝達経路

特定事象発生時及び緊急事態宣言発出後の各情報伝達経路は、次表「特定事象発生時の情報伝達経路」及び「緊急事態宣言発出後の情報伝達経路」のとおりとする。

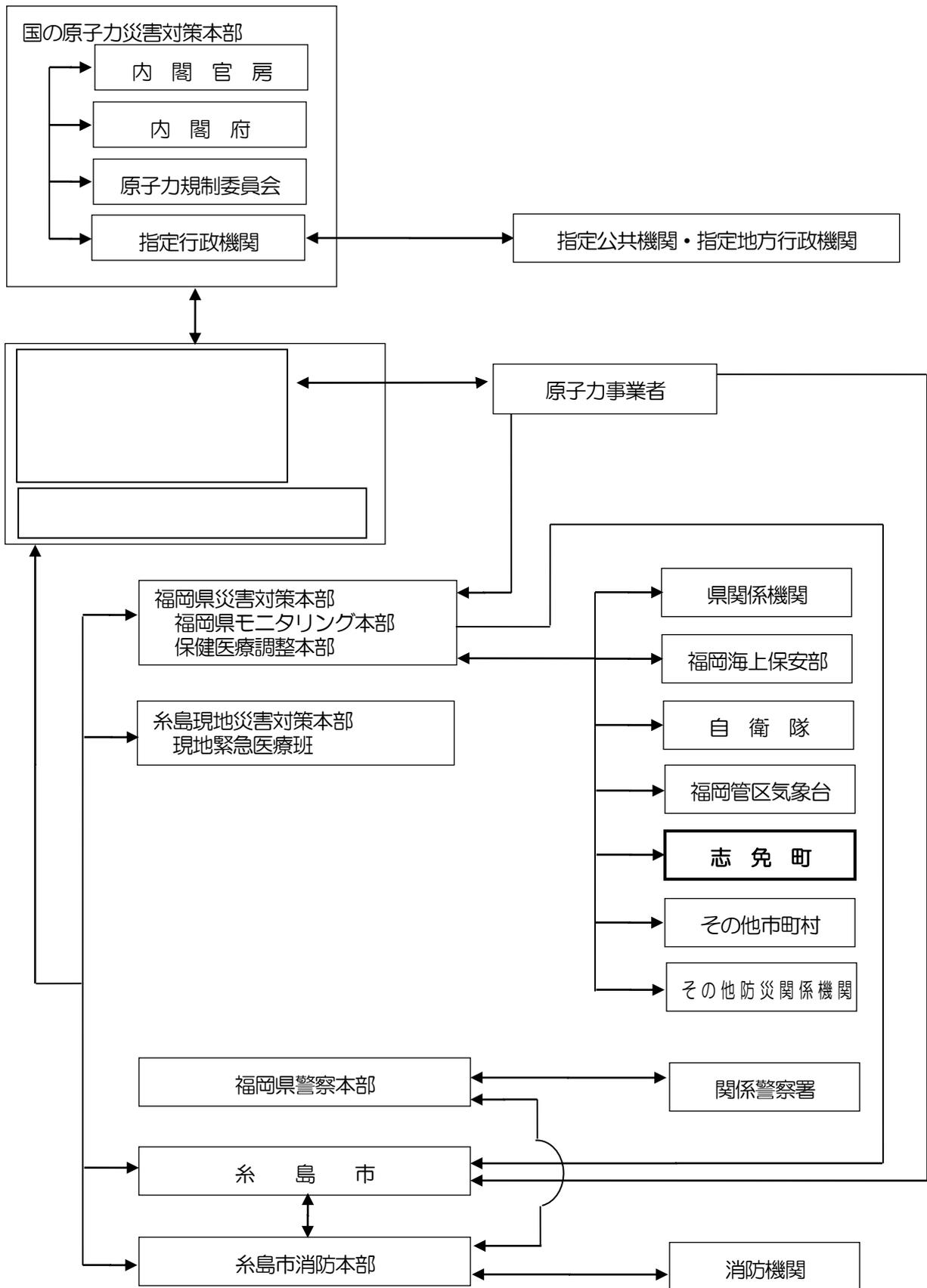
[情報収集事態及び警戒事態発生時の情報伝達経路]



[施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路]



[全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発生された後の情報伝達経路]



(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部などが設置された場合もこれに準じる。

(7) 応急対策活動情報の連絡

町は、県から所要の情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。また、関係機関との間においては、県から通報・連絡があった事項及び自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど連絡を密にするとともに、各種被害情報等の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

3. 緊急時モニタリング活動

(1) 緊急時モニタリング活動

① 県への緊急時モニタリング協力

町は、県が行う緊急時モニタリングに関し、県の要請に基づき、必要となる要員の派遣や資機材の貸与等に関する協力を行う。

② モニタリング情報の収集

町は、県を通じて、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等、町が行う各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速かつ的確な把握に努めるものとする。

[県内モニタリングポスト設置場所(福岡県設置)]

設置場所	所在地	地上高さ
福岡県保健環境研究所	太宰府市向佐野39	18.9m
福岡県庁	福岡市博多区東公園7-7	1m
県糸島総合庁舎	糸島市浦志2-3-1	
県飯塚総合庁舎	飯塚市新立岩8-1	
県久留米総合庁舎	久留米市合川町1642-1	
県八幡総合庁舎	北九州市八幡西区則松3-7-1	
県行橋総合庁舎	行橋市中央1-2-1	
UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内	糸島市内2箇所	

4. 住民等への的確な情報提供活動

町は、大規模な原子力災害が発生した場合に住民等の危険回避等に資するため、テレビ・ラジオ等の有効活用、防災行政無線や広報車等あらゆる手段を活用し、専門家の助言を得ながら、災害に関する情報の迅速かつ的確な提供に努めるとともに、住民等の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

(1) 住民等への情報提供活動

① 住民等への広報

町は、放射線物質及び放射線による影響は五感で感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響をできる限り低くするため、県及び防災機関等との連携を図り、あらゆる手段を用いて住民等に対する情報提供活動を迅速かつ的確に行うものとする。

② 情報提供の方法

情報提供の方法等は、以下の手段とする。

- ㊦ 町防災行政無線
- ㊧ 広報車等による現場広報
- ㊨ その他実情に即した方法（FAX、町ホームページ等）

③ 情報提供の内容

情報提供の内容は、以下の事項とする。

- ㊦ 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）
- ㊧ 災害応急対策の実施状況
- ㊨ 避難住民等を受け入れる場合、避難住民等の受け入れを行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力の呼びかけ
- ㊩ 不安解消のための住民等に対する呼びかけ

④ 実施方法

住民等への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。

- ㊦ 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧な表現は避けるなど、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
- ㊧ 利用可能な様々な情報提供手段を活用し、継続的に広報するなど、情報の空白時間が生じないように定期的な情報提供に努める。
- ㊨ 速やかな情報提供に努めるとともに、情報提供に当たっては、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するよう努める。
- ㊩ 各防災関係機関と相互に連携し、情報の一元化に努める。

⑤ 広報内容及び災害時における要配慮者への配慮

町は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モ二

タリング結果等)、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関に関する情報、町等が講じている施策に関する情報、交通規制など、住民等に役立つ正確かつきめ細かな情報を提供する。

なお、その際、自主防災組織、町内会、民生・児童委員等と協力・連携し、災害時における要配慮者に配慮する。

(2)多様な情報提供手段の活用

町は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに対応するため、インターネット等を活用した情報提供に努める。

①誤情報の配信・拡散への対処

町は、インターネット等の情報を注視し、誤情報の配信や拡散が発生した場合は、公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。

②住民等からの問い合わせに対する対応

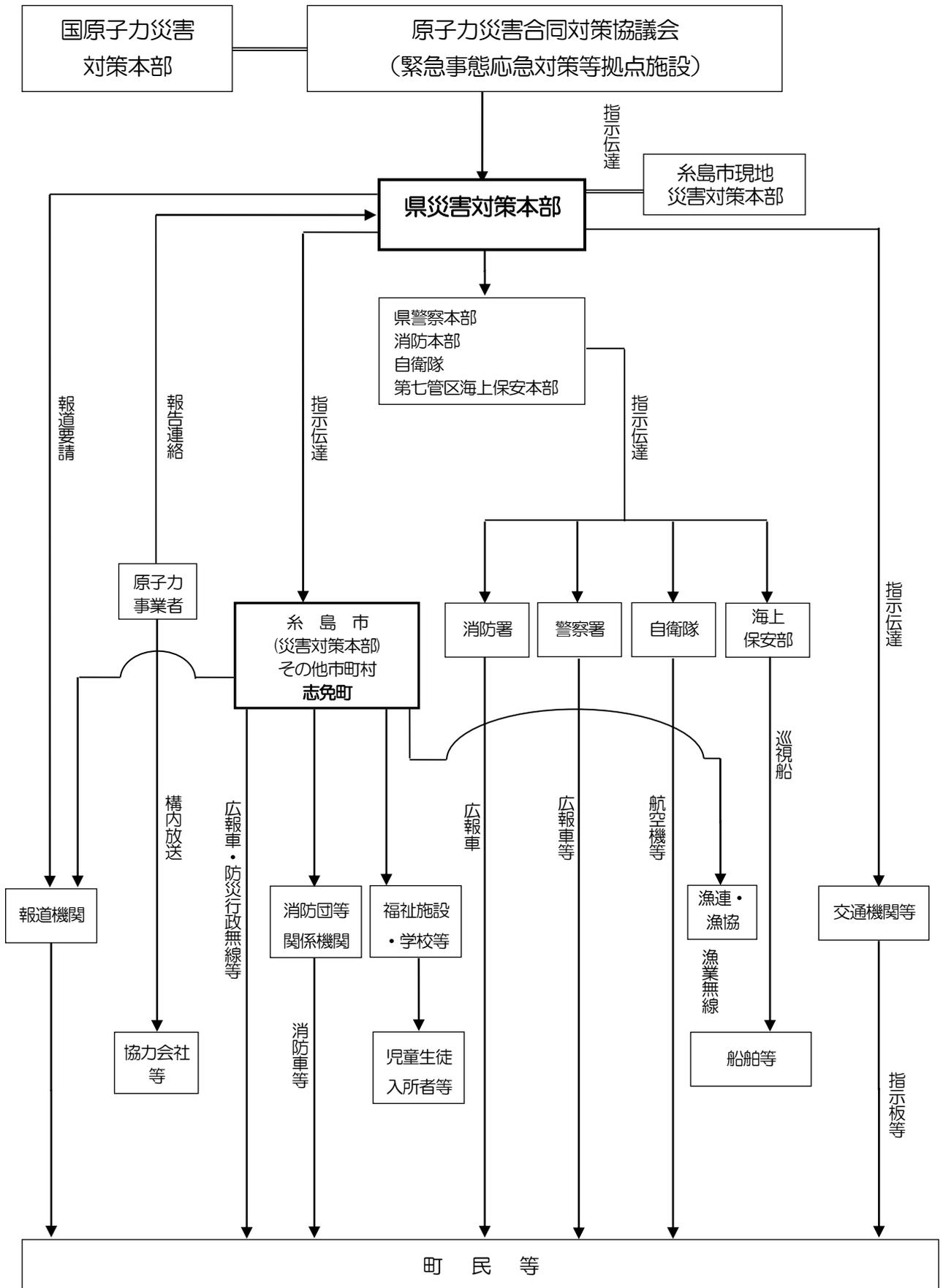
町は、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。当該窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。

また、住民等のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うとともに、国、県及び原子力事業者の協力を得ながら、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備え置くよう努める。

③県からの指示伝達に対する対応

県が実施する県民等に対する指示伝達及び情報提供の系統は、次表「県民等に対する指示伝達・情報提供の系統図」から志免町関連分による。

[県民等に対する指示伝達・情報提供の系統図]

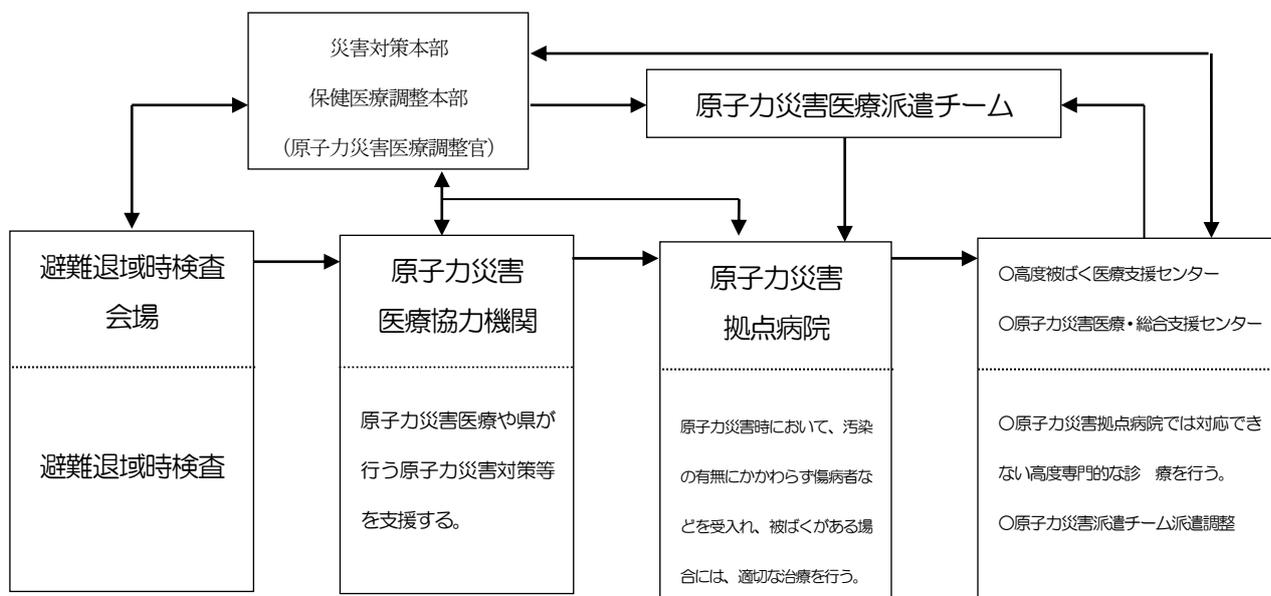


5. 応急対策活動

(1) 原子力災害医療活動

町は、避難所等における住民等の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の緊急被ばく医療に協力する。

[原子力災害医療基本活動体制図]



[原子力災害医療体制の概要]

区分	避難退域時検査	原子力災害医療協力機関	原子力災害拠点病院	○ 高度被ばく医療支援センター ○ 原子力災害医療・総合支援センター
措置	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の指定箇所を測定し汚染の有無を確認する。 基準値であるOIL4 以下でない場合、確認検査を実施、必要に応じて簡易除染を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害医療や県が行う原子力災害対策等を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者などを受入れ、被ばくがある場合には、適切な診療などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行う。 原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行う。

(2) 救助・救急活動

大規模な原子力災害が発生した場合、町は、県等防災関係機関と連携し、その役割に応じて被災者、負傷者への救助・救急活動を実施するものとする。

① 救助・救急活動

町は、災害の状況に応じて、職員の安全確保を図りながら、救助すべき者の把握に努め、防災関係機関との連携のもとに救助・救急活動を行う。

② 惨事ストレス対策

町は、救助・救急活動に従事する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

(3) 屋内退避・避難等の防護活動

放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けるため、対象地域を超える地域における住民等の避難も必要となる。町は、県を通じた国の指導・助言、指示等に基づき、屋内避難又は避難等の処置を講じるものとする。また、事態の状況により、糸島市からの避難者の受け入れを行う。

① 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

㊦ 屋内退避の注意喚起

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、国の指示に基づき、対象地域における屋内退避又は避難の指示を糸島市に伝達するとともに、その他市町村に対して、屋内退避を行うよう指示する可能性がある旨の注意喚起を行う。

町は、県の注意喚起に基づき、住民等に対して、屋内退避の可能性がある旨の注意喚起を行う。

㊧ 屋内退避、避難のための立ち退き指示

町は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、県と国と連携した緊急時モニタリングの実施結果による国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等への屋内退避若しくは避難のための立ち退きの指示等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には、県と連携し、国に要請する。

㊨ 避難状況の確認

町は、屋内避難又は避難のための指示を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等により住民等の避難状況を確認するものとする。

㊩ 避難所の開設・運営

町における避難所の開設及び運営の要領等については、風水害編に準拠する。

② 糸島市への協力

町は、事態の状況により、被災自治体から避難者を受け入れる必要性が生じた場合は、所要の避難所を提供し、避難所において当該自治体職員の補助を行うなど必要な協力を行う。その際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に配慮し

た避難所運営等を行う。

③学校施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ検討した内容に基づき、教員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、町又は県に対して速やかにその旨を連絡するものとする。

④避難行動要支援者への配慮

町は、避難行動要支援者の避難誘導に当たり、避難に時間を要することを踏まえ、早めに避難を開始するなど特別な配慮を行う。

また、避難所での避難行動要支援者の生活に関し、特に、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊産婦の健康状態の把握等に努めるほか、避難所のバリアフリー化等、生活環境に十分配慮するものとする。

⑤自主防災組織、町内会等との協力・連携

町は、避難行動要支援者への避難誘導や避難所での生活に関する情報提供に当たり、自主防災組織、町内会、民生委員・児童委員等と協力・連携するものとする。

⑥女性や性的少数者、子育て家庭等、多様な者のニーズを踏まえた対応

町は、女性や性的少数者、子育て家庭等、多様な者にとって安全・安心な避難ができるよう、物資の提供や避難所の設置・運営において、女性等のニーズを把握しながら、避難者の肉体的・精神的負担を緩和する対応に努める。

⑦生活必需品等の供給等

㊲生活必需品等の供給・分配

町は、被災者の生活維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・配分を行うものとする。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、災害時における要配慮者や多様な性によるニーズの違いに配慮するものとする。

㊱防災関係機関への要請

供給すべき物資が不足すると認められた場合は、県や町の協定締結事業者等に対し、物資の調達の協力を要請する。

⑧愛玩動物の救護対策

飼い主と同行避難した愛玩動物については、適正飼育の指導や餌・ケージ等の確保の検討を行う等、避難所の生活環境悪化を防止し、愛玩動物の飼育環境の維持に努める。

[退避及び避難に関する指標]

予測線量		防護対策の内容
全身外部線量	甲状腺線量	
10～50mSv	100～ 500mSv	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉めて機密性に配慮すること。
50mSv以上	500mSv	住民は、コンクリート建屋の屋内に退避または避難すること。

(注) 1. 予測線量は、放射期間中、屋内に居続け、何らかの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

2. 全身外部線量及び甲状腺線量が同一レベルにないときは、いずれか高いレベルの線量に応じた防護対策をとる。

[避難等に関するOIL]

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難なものの一次屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線： 40,000cpm ※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線： 13,000cpm ※4 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 ※5	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 ※5

※1. 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改正される。

※2. 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3. 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/ cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4. ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/ cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5. 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

(4)飲料水、飲食物の摂取制限等

町は、県から、原子力災害対策指針の指標等を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限、農林水産物等の採取及び出荷制限の指示があった場合、必要な措置を講ずるものとする。

①飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限

町は、国の指導・助言、指示、若しくは国の指示等に基づく県の指導・助言、指示、又は放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染飲料水（水道水を除く）の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限及び出荷制限等必要な措置を講じる。

また、水道水については、国の指導・助言、指示、若しくは国の指示等に基づく県の指導・助言、指示、又は放射性物質による汚染状況調査に基づき、他の水道水源への振替、摂取制限等必要な措置を講じる。また、町は、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限及び出荷制限等の措置の内容について、住民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

②飲料水、飲食物の汚染状況調査

町は、国及び県から放射性物質による汚染状況調査の要請があった場合、OILの基準値を踏まえ、飲料水の調査・検査を実施する。また、食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況調査に協力する。

③農林水産物等の採取及び出荷制限

町は、県から、国の指導・助言、指示に基づき、農林水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者に対して下記の措置をとるように指示があった場合は、県からの指示内容について周知するとともに、所要の措置を講ずるよう指示するものとし、住民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

ア農作物の作付制限

イ農林水産物等の収穫

ウ農林水産物等の出荷制限

エ肥料、土壌改良資材、培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限

オその他必要な措置

④飲料水、飲食物の供給

町は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて、住民等への応急給水等の措置を講じる。

⑤飲料水、飲食物、農林水産物等の摂取制限及び出荷制限の解除

町は、OIL及び食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言、指示、又は国の指示等に基づく県の指導・助言、指示に基づき、飲料水、飲食物の摂取制限及び出荷制限、農林水産物等の採取及び出荷制限等の解除を実施するものとする。

[飲食物摂取制限に関するOIL ※1]

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※2	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ※3 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※4	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

(別表)

核種 ※5	飲料水牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300 Bq/kg	2,000 Bq/kg ※6
放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10 Bq/kg
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg

※1. IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的に飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※2. 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOIL の初期設定値は改定される。

※3. 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4. 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※5. その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6の値を参考として数値を設定する。

※6. 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

[肥料(堆肥、腐葉土等)・土壌改良資材・培土及び飼料(牧草、稲わら、麦わら等)の許容値に関する指標]

対象	放射性セシウム
肥料・土壌改良資材・培土	400 Bq/kg
牛、馬用飼料	100 Bq/kg
豚用飼料	80 Bq/kg
家きん用飼料	160 Bq/kg
養殖魚用飼料	40 Bq/kg

(出典：農林水産省「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」)

(5) 治安の確保及び火災予防

町は、原災法第17条に基づく緊急事態応急対策実施区域（避難又は屋内退避を行う区域）及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの指示を行った区域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を実施して、盗難等の未然防止に努めるとともに、県と協力の上、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

(6) 文教対策の実施

学校等は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

① 生徒等の安全確保措置

㊦ 臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

㊧ 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行った上で、地域の見守り隊等との連携を図り、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

㊨ 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとるものとする。

② 学校施設の被害状況の把握、応急復旧

町は、公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質による汚染の対策に努める。

③ 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、町から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担により、あらかじめ指定された職員が、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

④ 避難時における住民等に対するスクリーニングの実施

国の原子力災害対策本部は、指針を踏まえ、避難時における住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、県及び糸島市に連絡する。

県は、糸島市及び原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、当該基準に基づき、住民等が避難する際に、住民等（避難輸送に従事する乗務員及び避難輸送に使用する車両を含む）のスクリーニング等を行う。

第4節 災害復旧対策

第4節 災害復旧対策

1. 災害対策の概要

2. 被災者の生活再建等の支援

3. 風評被害等の影響の軽減

1. 災害対策の概要

本節は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本節に示した対策に準じて対応するものとする。

2. 被災者の生活再建等の支援

(1)放射性物質による汚染の対策

町は、大規模な原子力災害が発生した場合、放射性物質による汚染が生じることもあることから、住民等の被ばく線量を低減するため、国、県、糸島市、その他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、放射性物質による汚染の対策に努める。

汚染の対策は、土壌、工作物、道路、河川、農用地、森林等の対象の中から、人の健康保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、これらの地域の中でも、特に、成人に比べて放射線の影響を受けやすい妊産婦及び子供等の生活環境については、優先的に対策を講ずる。町は、原子力事業者に対して、対策に必要な防災資機材の貸与を受けるとともに、必要に応じて原子力防災要員の派遣を要請する。また、避難のための立ち退きの指示があった地域以外に関する対策を行うに当たっては、国や原子力事業者とも連携の上、国が策定した「除染関係ガイドライン」（平成23年12月環境省）を参考に実施する。なお、避難のための立ち退きの指示があった地域に関する対策については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

(2)放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理

町は、国の主導のもと、国、県、その他市町村及び原子力事業者と連携して原子力災害に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理を行う。

①収集、運搬等

町は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理について、収集、運搬、一時的な保管など必要な協力を行う。放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の収集、運搬及び一時的な保管に当たっては、飛散流出防止措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の量並びに運搬先等の記録、周辺住民の健康保護及び生活環境保全への配慮などに関し、必要な措置をとるものとする。

②住民、事業者等に対する周知徹底

町は、住民、事業者等に対して、放射性物質の付着により摂取制限、出荷制限等の対象となった飲食物・農林水産物などの廃棄物や放射性物質の付着した土壌の取扱いについて周知徹底し、適切に取り扱うよう協力を求めるものとする。

③搬送要請

町は、国に対し、早期に放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理を行う施設を確保し、一時的な保管場所から搬送するよう要請するものとする。

(3)各種制限措置の解除

町は、緊急モニタリングの結果、国の判断・指示、県からの指示等を踏まえて、応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等、各種制限処置の解除を関係機関に指示するとともに、実施状況を把握するものとする。

(4)環境放射線モニタリング

町は、県が実施する環境放射線モニタリングに関し、環境試料の採取、運搬及び空間放射線モニタリング等の協力を行うものとする。

(5) 災害地域住民等に係る記録の作成及び相談窓口の設置等

町は、大規模な原子力災害が発生した場合、住民等の原子力事業者に対する損害賠償請求に資するため、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録するものとする。

① 災害地域住民等の登録

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うとともに、避難所等における措置について記録や登録を行うものとする。

② 影響調査の実施

町は、必要に応じ、庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査するものとする。

③ 災害対策措置状況の記録

町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

(6) 被災中小企業等に対する支援

町は、国、県及びその他市町村と連携して、必要に応じ、復旧のための資金が金融機関から被災農林水産業者又は被災農林水産業者が組織する団体へ円滑に融資されるよう支援する。また、被災中小企業及び被災農林水産業者等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

(7) 心身の健康相談体制の整備

町は、大規模な原子力災害が発生した場合に、住民等の放射線被ばくに関する不安への対応のため、心身の健康に関する相談体制を整備するとともに、国、県等が、必要に応じて実施する、住民を対象とした長期間にわたる健康調査に協力する。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦及び子供等に十分配慮する。

(8) 復旧・復興事業からの暴力団排除

町は、県警察との連携により、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるものとする。

また、関係行政機関、業界団体等に働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

3. 風評被害等の影響の軽減

大規模な原子力災害が発生した場合、国内外において、農林水産業、観光業等における情報伝達不足による混乱や、避難先でのいじめ問題などの人権侵害が生じるおそれがあることから、町は、原子力災害による「情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）」の影響を軽減するため、農林水産物、加工品、工業製品等の適正な流通促進、観光地の安全性アピール及び避難先でのいじめ等人権侵害の防止などに関する情報提供・広報活動を実施する。

町は、ホームページへの掲載やイベントの開催等を通じた広報を行うとともに、情報提供・広報活動を実施するに当たっては、外国語でも情報提供・広報を行う等、国外からの「情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）」の影響にも留意する。

町は県が農林水産物や輸出物品等について、放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の対応を実施した場合にも、それらについての情報提供・広報活動を実施する。